

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。抽出された設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するとともに、基準地震動による地震力に対しても床面や壁面へ固定する等により、地震時にも落下を防止できる設計とする。	<p>(7) 落下防止</p> <p>落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料プール周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体（チャンネルボックス含む）の落下エネルギー（15.5kJ）以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料プールからの離隔を確保するため、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉棟</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動に対して使用済燃料プール内へ落下しない設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉設置許可（令和2年9月）の記載 上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、基準地震動に対して耐震性を有する主柱や間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、地震により使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>b. 燃料交換機</p> <p>燃料交換機は、基準地震動による地震荷重に対し、燃料交換機本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、燃料交換機は、ワイヤロープの二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p>	<p>(9) 重量物落下</p> <p>落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼす重量物については、使用済燃料ピット周辺の状況、現場における作業実績、図面等にて確認することにより、落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料ピットからの離隔を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。</p> <p>【説明資料（2～5：16条別添1-2～31） (補足説明資料7, 8：16条別添1-補足7-1～3, 16条別添1-補足8-1～4)】</p> <p>a. 燃料取扱棟</p> <p>燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨梁及び柱は、基準地震動に対する発生応力及び応答せん断力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。また、屋根については、鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。</p> <p>また、燃料取扱棟の下層部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>上層部の壁を構成する鋼板や鋼材は、耐震性を有する主柱及び間柱に溶接又はボルトで接続された一体構造とし、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>【説明資料（5.2.1（1）：16条別添1-16～19）】</p> <p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体、転倒防止金具等及びレール基礎ボルトにおける評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットクレーンは、二重のワイヤ、フック部外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。</p>	<p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】設備の相違 ・建屋の構造及び仕様が異なるため相違する。なお、大飯とは同じ構造及び仕様である。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■設備の相違 ・女川とは壁の構造が異なり、また、大飯とは壁の取り付け方が異なるため相違する。なお、伊方3号炉とは同じ構造及び仕様である。</p> <p>■記載の統一（地震力）</p> <p>■【大飯】記載箇所の変更（女川審査実績の反映）</p>
壁は、梁や柱の外側に取り付け、使用済燃料ピット内に落下しない構造とする。			
b. 使用済燃料ピットクレーン			
使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震力に対し、クレーン本体、転倒防止金具等及びレール基礎ボルトにおける評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、使用済燃料ピットクレーンは、二重のワイヤ、フック部外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により、落下防止対策を講じた設計とする。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) クレーン本体に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) クレーンの転倒防止金具等に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 地震によって発生する各方向の力に対し、レール基礎ボルトの発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>c. 補助建屋クレーン 補助建屋クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。仮に落下後の移動を想定しても、使用済燃料ピットとの間に燃料取替キャナルがあるため、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物となることはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。 補助建屋クレーンの走行限界位置を第4.1.1.3図に示す。</p>	<p>(a) 燃料交換機本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対して燃料交換機本体（構造物フレーム）に発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール及び横行レール頭部を抱き込む構造をした燃料交換機の転倒防止装置について、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対して走行レール及びレールクリップボルトに発生する応力が許容応力以下であること。</p> <p>c. 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならないよう、以下を満足する設計とする。また、原子炉建屋クレーンは、ワイヤロープ二重化、フック部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能により落下防止対策を施すとともに、使用済燃料輸送容器を吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を走行できない等のインターロックを設ける設計とする。さらに、重量物の移送時には、走行範囲を制限する措置を講ずることで、仮に原子炉建屋クレーンが走行レールから脱落したとしても、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料プールに落下しない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋クレーン本体の健全性評価においては、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動S sに対してクレーン本体に発生する応力が許容応力以下であること。</p>	<p>(a) クレーン本体の健全性評価においては、クレーン本体に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具に発生する地震力に対して、評価が保守的となるよう吊荷の条件を考慮し、各部発生応力が許容応力以下であること。</p> <p>(c) 走行レールの健全性評価においては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、地震時に走行レール及び基礎ボルトに発生する応力が、許容応力以下であること。</p>	<p>■記載表現の相違 ■記載の適正化（大飯参照） ・設備構造、評価方法が近い大飯を参照した。</p> <p>・泊の使用済燃料ピットクレーンに横行レールはない。 ■記載の適正化（大飯参照）</p> <p>■記載の適正化（走行レールも評価対象であることを記載）</p> <p>■記載方針の相違（燃料取扱棟クレーン／原子炉建屋クレーン） ・女川は地震時評価を行い、使用済燃料プールに落下しないことを確認。 ・泊（大飯も同じ）は、走行レールが使用済燃料ピット上に無いため、落下しないことを説明。 ■記載の適正化 ・ゲートを閉止する期間が明確になるよう追記した。 ■記載内容の相違 ・泊の燃料取扱棟クレーンでキャスクをキャスクピット上で取り扱う場合の運用を記載。 ■記載の充実（大飯参照） ■【女川】記載の相違（原子炉建屋クレーン） ・基準地震動による評価について記載。</p>
		<p>【説明資料 (5.2.1 (2) : 16条別添1-20～25)】</p> <p>c. 燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても建屋の構造上、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、作業中は使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。</p> <p>燃料取扱棟クレーンの走行限界位置を第4.1.4図に示す。</p> <p>【説明資料 (参考1,2 : 16条別添1-参考1-1～3, 16条別添1-参考2-1)】</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 転倒落下防止評価においては、走行方向及び横行方向に浮上り代を設けた構造をした原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、想定される使用条件において評価が保守的となるよう最大質量の吊荷を吊った状態を考慮し、基準地震動Ssに対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下であること。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 燃料貯蔵設備は、適切な格納性と補助建屋給気系統及び補助建屋排気系統を有する区画として設計する。</p> <p>(5) 使用済燃料の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>((7)を再掲)</p> <p>③再掲</p> <p>使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピット区域エリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。</p> <p>②再掲</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源からの給電により使用済燃料ピットの温度、水位及び放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>(1) 燃料の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全上重要な機器は、適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。</p>	<p>(8) 雰囲気の浄化 燃料体等の貯蔵設備は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、適切な雰囲気を換気空調設備（「8. 放射線管理施設」参照）で維持する設計とする。 また、燃料体等の落下により放射性物質等が放出された場合には、原子炉建屋原子炉棟で、その放散を防ぎ、非常用ガス処理系（「9. 原子炉格納施設」参照）で処理する設計とする。</p> <p>(9) 除染 使用済燃料輸送容器の除染ができる設計とする。</p> <p>(10) 被ばく低減 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低減する設計とする。</p> <p>(11) 燃料取扱場所のモニタリング 燃料取扱場所は、崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を検出できるとともに、これを適切に放射線業務従事者へ伝えることができる設計とする。</p> <p>(12) 試験検査 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。</p>	<p>(10) 雰囲気の浄化 燃料体等の貯蔵設備は、燃料取扱棟内に配置し、換気空調設備（「8.2 換気空調設備」参照）で適切な雰囲気を維持する設計とする。 また、燃料取扱棟内における燃料体等の落下等により放射性物質が放出された場合には、アニュラス空気浄化設備（「9.3 アニュラス空気浄化設備」参照）で処理できる設計とする。</p> <p>(11) 被ばく低減 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備は、放射線業務従事者の被ばくを合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p> <p>(12) 監視機能 使用済燃料ピット水位は、水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。使用済燃料ピット温度は、ピット水の過熱状態を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。燃料取扱場所の線量当量率を測定する使用済燃料ピットエリアモニタは、管理区域境界における線量当量率限度から設置区域における立入り制限値を包絡する計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常に警報を発信する設計とする。</p> <p>外部電源が利用できない場合においても、非常用所内電源系からの受電により使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量が監視可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.4 : 16 条別添2-10)】</p> <p>(13) 試験検査 燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備のうち安全機能を有する構築物、系統及び機器は、適切な定期的試験及び検査を行うことができる設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違 ・泊3号炉の既許可記載は女川相当となっている。</p> <p>■記載内容の相違 ・泊の燃料取扱棟に放射性物質等の放散の抑制は期待していない。</p> <p>■記載方針の相違 ・泊ではキャスクの除染を設計方針としては記載していないが、4.1.1.1 概要で搬出の際には除染する運用としている。</p> <p>■①既許可記載の相違 ■記載の統一</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・女川の水位、水温及びモニタは『(5) 漏えい防止、漏えい監視及び崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態の監視』に記載しているが、監視設備に関する記載は泊（大飯）の方が充実している。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載拡充（女川実績の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫</p> <p>新燃料貯蔵庫は、原子炉補助建屋内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入する構造とし、乾燥状態で貯蔵する。</p> <p>新燃料貯蔵庫は、万一純水で満たされたとしても実効増倍率が0.95以下になるよう設計する。さらに、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても臨界未満となるよう設計する。</p> <p>貯蔵容量は全炉心燃料の約75%相当分とする。</p> <p>貯蔵庫は浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、原子炉周辺建屋内に設け鉄筋コンクリート造で、耐震設計Sクラスとする。壁は遮蔽を考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p>	<p>4.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備（1号及び2号炉共用、既設）の主要設備の仕様を第4.1-1表に示す。</p> <p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>発電所に到着した新燃料は、受取検査後、原子炉建屋原子炉棟内の新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プールに貯蔵する。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫</p> <p>新燃料貯蔵庫は、発電所に到着した新燃料を受取検査後炉心に装荷するまで貯蔵する鉄筋コンクリート造の設備で、原子炉建屋原子炉棟内に設け、全炉心燃料の約40%を収納できる。燃料は堅固な構造のラックに垂直に入れ、乾燥状態で保管する。新燃料貯蔵庫には水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>なお、新燃料は発電所敷地内の倉庫に所定の保安上の措置を行った上、一時仮置することもある。</p> <p>新燃料貯蔵ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持し、たとえ新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ。さらに実際に起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるというような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>(4) 使用済燃料プール</p> <p>使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮蔽を考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。使用済燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p>	<p>4.1.1.3 主要設備</p> <p>4.1.1.3.1 新燃料貯蔵設備</p> <p>新燃料貯蔵庫は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、鉄筋コンクリート造の設備で、ウラン新燃料をキャン型ラックに1体ずつ挿入する構造であり、乾燥状態で貯蔵する。新燃料貯蔵庫は、浸水を防止し、かつ、水が入ったとしても水が充満するのを防止するための排水口を設ける。</p> <p>貯蔵能力は全炉心燃料の約23%相当分である。</p> <p>新燃料ラックは、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、たとえウラン新燃料を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で、万一新燃料貯蔵庫が水で満たされるという厳しい状態を仮定しても、実効増倍率を0.95以下に保つ。</p> <p>なお、実際に起こることは考えられないが、反応度が最も高くなるような水分雰囲気で満たされる場合を仮定しても臨界未満とする。</p> <p>4.1.1.3.2 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造の耐震Sクラスの構造物である。</p> <p>使用済燃料ピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には燃料取扱時にも十分な遮蔽効果を有する水深を確保する。</p>	<p>■【女川】設置許可構成の相違</p> <p>■①既許可記載の相違 追加要求事項対象外</p> <p>■記載内容の相違 ・泊には新燃料を一時仮置する倉庫はない。</p> <p>■設備名称、記載表現の相違 (実質相違はない。)</p> <p>■【大飯】記載箇所、内容の相違</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ・壁厚、水深、内張り／ライニングについて、表現は相違しているが、内容は同等。</p>

次々頁に再掲  
④次々頁に再掲  
⑤

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	相違理由
	<p>次頁に再掲⑥</p> <p>なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。 使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えいを防止するため、使用済燃料プールには排水口を設けない。</p> <p>使用済燃料プール水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料プール監視設備として、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタを設ける。</p> <p>なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プール水の補給に復水貯蔵タンクの水が使用できない場合には、残留</p>		<p>で内張りし、万一の燃料集合体の落下時にも使用済燃料ピット水の漏えいを防止する。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水配管は、使用済燃料ピット上部に取付け、また、注水配管にはサイフォンブレーカを取付け、配管が破損した場合においても使用済燃料ピット水の流出を防止する。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>サイフォンブレーカの配置を第4.1.5図に示す。</p> <p>使用済燃料ピット水の漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、使用済燃料ピット監視設備として、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタを設ける。</p> <p>なお、外部電源が利用できない場合においても、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源系より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには漏えい検知装置を設け、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>燃料集合体は、ほう素濃度3,200ppm（ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料ピット水が減少した場合には、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水ピッ</p>	<p>■【女川】①既許可記載の相違          ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違          ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備の相違          ・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違          ■記載適正化          ・泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違          ・使用済燃料ピット／プールへの注水／補給方法の相違</p>
使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように、漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水ピットからほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水を注水できる設計とする。				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約1,100%相当分とする。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉から取り出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度2,800ppm以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計Sクラスとする。使用済燃料ラックは、材料としてステンレス鋼または中性子吸収材であるボロンを添加したステンレス鋼を使用し、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるよう決定する。</p> <p>使用済燃料ピットには、新燃料を初装荷時に気中に、また、燃料取替え時に水中に一時的に保管する。また、使用済燃料ピットにはバーナブルポイズン、使用済制御棒等を貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器を置くためにキャスクピットを設ける。</p>	<p>熱除去系を用いてサブレッショングレンチバープール水を補給する。</p> <p>④再掲 使用済燃料プール（1号及び2号炉共用、既設）は、2号炉の全炉心燃料の約400%相当分貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたらせる。</p> <p>⑥再掲 なお、使用済燃料プールは通常運転中、全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>⑦再掲 使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ使用済燃料プール水温及び使用済燃料貯蔵ラック内燃料貯蔵位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>本頁下部に再掲⑧ キャスクピットは、使用済燃料プールとは障壁で分離し、万一の使用済燃料輸送容器の落下事故の場合にも、使用済燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p> <p>なお、新燃料を使用済燃料プールに一時的に仮置することもある。</p> <p>⑤再掲 また、著しく破損した燃料集合体は、使用済燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>⑧再掲 キャスクピットは、使用済燃料プールとは障壁で分離し、万一の使用済燃料輸送容器の落下事故の場合にも、使用済燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p>	<p>トからほう素濃度3,200ppm（ウラン・ブルトンウム混合酸化物燃料が装荷されるまでは3,000ppm）以上のほう酸水を注水できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットには、燃料集合体を鉛直に保持するキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。貯蔵能力は、全炉心燃料の約920%相当分である。</p> <p>なお、使用済燃料ピットは、通常運転中は全炉心の燃料体等を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震Sクラスとし、中性子吸収材であるほう素を添加したステンレス鋼を使用するとともに、貯蔵燃料の臨界を防止するために必要な燃料間距離を保持することにより、燃料体等を貯蔵容量最大で貯蔵した状態で純水で満たされ、かつ使用済燃料ピット水温、使用済燃料ラック内燃料位置等について想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.98以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットには、使用済の制御棒クラスター、バーナブルポイズン等を貯蔵するとともに、ウラン新燃料及びウラン・ブルトンウム混合酸化物新燃料を一時的に保管する。</p> <p>また、必要があれば使用済燃料ピット内で別に用意した容器に使用済燃料を入れて貯蔵する。</p> <p>なお、使用済燃料輸送容器を置くため、使用済燃料ピットの隣にキャスクピット（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。キャスクピットは、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、使用済燃料ピットとキャスクピットとの間をゲートによって分離する。</p>	<p>■【女川】設備の相違 ・PWRではほう酸水を注水する。また、泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ■【女川】①既許可記載の相違 ■【女川】記載内容の相違 ・女川は放射化された機器等を貯蔵することを記載。</p> <p>■記載適正化（女川参照） ■【女川】①既許可記載の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】設備の相違 ・大飯のラックはSUS製とほう素添加SUS製の2種類ある。泊と女川はほう素添加SUSのみ。</p> <p>■【女川】設備の相違 ・PWRの使用済燃料ピットはほう酸水で満たしているため、敢えて当該箇所に「純水で満たされ」という条件を記載している。</p> <p>■記載適正化（女川参照） ■記載拡充（女川参照） ■【女川】①既許可記載の相違 ・新燃料の保管 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■①既許可記載の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>キャスクピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮蔽を十分に考慮した厚さであり、内面はステンレス鋼板で内張りし、キャスクピット水の漏えいを防止する。さらに、キャスクピットには排水口は設けない。</p> <p>また、漏えい検知装置によりキャスクピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>4.1.1.3.3 使用済燃料ピット水浄化冷却設備</p> <p>(1) 使用済燃料ピットポンプ</p> <p>使用済燃料ピットポンプ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水を使用済燃料ピット冷却器に通して再び使用済燃料ピットに戻す冷却系と、使用済燃料ピット脱塩塔及び使用済燃料ピットフィルタを通して再び使用済燃料ピットに戻す浄化系とに送水する。</p> <p>使用済燃料ピットポンプは、2台設置し、1台が故障した場合でも必要容量を確保できる。</p> <p>使用済燃料ピットポンプの吸込口は、使用済燃料ピット上部に設け、その配管等が使用済燃料ピット外で破損して使用済燃料ピット水が流出しても、貯蔵中の使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を露出させない。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット冷却器</p> <p>使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱を除去するものであり、使用済燃料ピット水を管側に流し、原子炉補機冷却水を胴側に流す。</p> <p>使用済燃料ピット冷却器は、2基設置し、過去に取り出された使用済燃料と1号及び2号炉の使用済燃料並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されているときに燃料取替えのため原子炉からすべての燃料を取り出して貯蔵した場合に、使用済燃料ピットポンプ2台運転で使用済燃料ピット水平均温度を52°C以下に保つことができる。また、使用済燃料ピットポンプ1台運転でも使用済燃料ピット水平均温度を65°C以下に保つことができる。</p> <p>(3) 使用済燃料ピット脱塩塔</p> <p>使用済燃料ピット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水中のイオン状不純物を除去する。また、使用済燃料ピット脱塩塔は、燃料取替用水ピット水中のイオン状不純物を除去するためにも使用する。</p>	<p>■①既許可記載の相違</p> <p>■既許可構成の相違          ・泊3号炉では使用済燃料ピット水浄化冷却設備を燃料貯蔵設備の一設備として記載する。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>(3) 除染場ピット 除染場ピット（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、キャスクピットに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 原子炉キャビティは原子炉容器上方に設け、燃料取扱時にはう酸水を満たすことにより燃料取扱時に必要な遮へいが得られるようする。 原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、水張りに先立ってシールリングによってシールする。 原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを持つせる。</p> <p>燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと原子炉補助建屋の間で燃料集合体を移送するための水路である。この水路は原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉補助建屋内キャナル（1号、2号及び3号炉共用、既設）と原子炉格納容器内キャナルに分かれる。</p> <p>原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さ及び内張り材料は原子炉キャビティと同じとし、燃料取扱時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>(5) 燃料取替クレーン 燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上に設けたレー</p>	<p>(5) キャスク除染ピット キャスク除染ピット（1号及び2号炉共用、既設）は使用済燃料プールに隣接して設け、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(6) 破損燃料検出装置 破損燃料検出装置は、原子炉停止時にシッピングを行って、破損燃料を検出す。なお、シッピングとは、チャンネルボックス上にシッパキャップを載せ、各チャンネルボックス内の水を採取し、核種分析によって燃料の破損を検出す方法である。</p> <p>(1) 燃料交換機 燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットフィルタ 使用済燃料ピットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット水中の固形状不純物を除去する。また、使用済燃料ピットフィルタは、燃料取扱用水ピット水中の固形状不純物を除去するためにも使用する。</p> <p>4.1.1.3.4 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル 原子炉キャビティは、原子炉容器上方に設け、燃料取扱時には遮蔽に必要な水深を確保するためう酸水を満たす。 原子炉容器と原子炉キャビティ底面のすきまは、原子炉キャビティ水張りのためにシールする。 原子炉キャビティは、鉄筋コンクリート造で、内面はステンレス鋼板で内張りし、炉内構造物及びその他の必要な工具を置くことができる十分な広さを有する。原子炉キャビティには、一時的に燃料集合体を仮置きするための燃料仮置ラックを設ける。 燃料取替キャナルは、原子炉キャビティと燃料取扱棟の間で燃料集合体を移送するための水路であり、内面はステンレス鋼板で内張りし、燃料取扱時には遮蔽に必要な水深を確保するためう酸水を満たす。 燃料取替キャナルは、原子炉格納容器を貫通する燃料移送管を介して原子炉格納容器内キャナルと燃料取扱棟内キャナルとに分かれる。 原子炉格納容器内キャナルの側壁の高さは原子炉キャビティと同じとし、燃料取扱え時に原子炉キャビティとつながるプールを形成する。</p> <p>4.1.1.3.5 燃料取替クレーン 燃料取替クレーンは、原子炉キャビティと原子炉格納容器内キャナルの上を水平に移動</p>	<p>■設備の相違 ・泊3号炉に除染場ピットは設置しておらず、キャスクの除染は燃料取扱棟内の通常の作業スペースで行う。</p> <p>■①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p> <p>■【女川】①既許可記載の相違 ・追加要求事項対象外</p> <p>■泊の燃料取替クレーンと女川の燃料交換機は設備が異なるた</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ル上を水平に移動する架台と、その上を移動する移送台車よりなるブリッジクレーンである。</p> <p>移送台車上には、運転台及び燃料集合体をつかむためのグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体はマストチューブ内に入った状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内キャナルの適当な位置に移動することができる。</p> <p>グリッパチューブの下部にあるグリッパチューブは、空気作動式とし、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を落すことのない構造とする。</p> <p>架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することがないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での燃料集合体の移動は架台上のホイスト、取扱工具等によって行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とともに、フックは2重ワイヤとし、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのないような機械的インターロックを設ける。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも</p>	<p>気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p> <p>(1) 燃料交換機</p> <p>燃料交換機（1号及び2号炉共用、既設）は、原子炉ウェル、使用済燃料プール及び蒸気乾燥器・気水分離器ピット上を水平に移動するブリッジ並びにその上を移動するトロリで構成する。</p> <p>また、燃料つかみ具は二重のワイヤや燃料体等を確実につかんでいない場合には、吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料体等が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料交換機は遠隔自動で運転できる設計とする。</p>	<p>する架台と、その上を移動する移送台車からなるブリッジクレーンである。</p> <p>移送台車には、運転台及び1体の燃料集合体をつかむグリッパチューブを内蔵したマストチューブアセンブリがあり、燃料集合体をマストチューブ内に入れた状態で原子炉キャビティ及び原子炉格納容器内キャナルの適当な位置に移送することができる。</p> <p>グリッパチューブの下部にあるグリッパチューブは、空気作動式であり、燃料集合体をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料集合体を確実に保持できる。また、グリッパチューブは二重のワイヤで保持する構造である。</p> <p>燃料取替クレーンは、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替クレーンは、地震時にも転倒することがない構造であり、さらに走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.6 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を水平に移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。また、1号及び2号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、1号及び2号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ホイストのワイヤを二重にした構造であるとともに、燃料集合体をつかんだ状態で駆動源が喪失しても、燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>また、取扱工具は、燃料取扱中に燃料集合体が外れて落下することのない機械的インターロックを設ける。</p> <p>なお、1号及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも</p>	<p>め、大飯の燃料取替クレーンと比較する。</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・クレーンの構造に関する記載（追加要求事項対象外）</p> <p>■【大飯】①既許可記載の相違 ・実質的な相違なし。</p> <p>■①既許可記載の相違 ・記載の順序が異なるが、泊、女川ともに号炉、ワイヤの二重構造、駆動源喪失時の燃料保持（フェイル・アズ・イズ）、燃料が外れて落下しないことを記載しており、実質相違なし。</p> <p>■①既許可記載の相違 ・泊3号炉既許可では、1・2号燃料用取扱工具の誤操作防止について記載している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>転倒する様子がないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>(7) <b>補助建屋クレーン</b> 補助建屋クレーン（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の移動を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>補助建屋クレーンは、フックを2重ワイヤとし新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器及び新燃料の落下を防止するとともに、地震時にも落下する様子がないよう設計とし、その移動範囲を重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように限定する。</p> <p>(8) <b>新燃料エレベータ</b> 新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、補助建屋クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡しする装置である。新燃料エレベータは、駆動源の喪失に対しフェイルセイフ設計とともに2重ワイヤにより燃料集合体の落下を防止する構造とする。</p> <p>(9) <b>燃料移送装置</b> 燃料移送管を通して燃料を移送するため、水中でレール上を走行する移送台車及び燃料移送管の両端のトラックフレームに燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構を設ける。</p> <p>移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。</p> <p>燃料取替時以外は、移送台車を使用済燃料ピット側に納め、燃料移送管の隔離弁を閉止し、閉止ふたをする。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p>	<p>(2) <b>原子炉建屋クレーン</b> 原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）は、新燃料、使用済燃料輸送容器の運搬に使用するとともに、原子炉遮蔽体、原子炉格納容器上蓋、原子炉圧力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。</p> <p>また、原子炉建屋クレーン（1号及び2号炉共用、既設）の主要要素は、種々の二重化を行うとともに重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p>	<p>転倒する様子がない構造であり、さらに、走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>4.1.1.3.7 燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料の移送等を安全かつ確実に行う天井走行クレーンである。</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、地震時にも落下する様子がない構造であり、新燃料輸送容器、使用済燃料輸送容器、新燃料等の重量物の落下を防止するため、フックのワイヤを二重化した構造である。さらに、重量物の落下により使用済燃料ピットに影響を及ぼすことがないように移動範囲を限定する。なお、新燃料の移送は、取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>4.1.1.3.8 新燃料エレベータ 新燃料エレベータは、1体の燃料集合体を載せることのできる箱型エレベータで、燃料取扱棟クレーンから使用済燃料ピットクレーンに新燃料を受渡しする装置である。</p> <p>新燃料エレベータは、ワイヤを二重化した構造であるとともに、駆動源が喪失しても燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>4.1.1.3.9 燃料移送装置 燃料移送装置は、燃料移送管を介した燃料取替キャナル内で燃料集合体を1体ずつ移送する装置であり、ほう酸水中でレール上を走行する移送台車、燃料移送管の両端にあるトラックフレームで燃料集合体の姿勢を変えるリフティング機構等で構成する。</p> <p>移送台車及びリフティング機構には、燃料集合体の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。燃料取替え時以外は、移送台車を燃料取扱棟内キャナルに納め、燃料移送管の仕切弁を閉止し、閉止フランジを閉じる。</p>	<p>■①既許可記載の相違 ・クレーンの使用用途の記載。 (追加要求事項対象外)</p> <p>■【女川】記載内容の相違 ・落下防止対策の相違。泊の燃料取扱棟クレーンはワイヤ二重化、移動範囲限定を記載。女川は二重化及びラックを上を通過しないインターロックとしている。</p> <p>■②既許可記載の相違 ・新燃料エレベータ、燃料移送装置について、既許可記載の相違はあるが、実質的な相違はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考) 高浜3号炉(MOX導入済) 設置許可(令和3年5月)の記載</p> <p>(10) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及びクレーン機能を持ち、遮へい等放射線防護上の措置を講じた装置であり、<b>補助建屋</b>クレーンに吊り下げて使用する。</p> <p>本装置の吊り下げには、落下防止のため、<b>2重ワイヤ</b>を使用する。</p> <p>また、本装置のグリッパは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、<b>クレーン部</b>に<b>2重ワイヤ</b>を使用するとともに、グリッパを空気動作式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いてウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を落すことのない構造とする。</p>	<p>4.1.1.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置は、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の把持及び昇降機能を持ち、遮蔽等放射線防護上の措置を講じた装置であり、燃料取扱機クレーンに吊り下げて使用する。</p> <p>本装置の吊り下げには、落下防止のため、二重のワイヤを使用する。</p> <p>また、本装置のグリッパは、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の落下防止のため、燃料集合体昇降機能の駆動部に二重のワイヤを使用するとともに、グリッパを空気動作式とし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いてウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を落すことのない構造とする。</p> <p>なお、本装置は、操作員の被ばく低減の観点から、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から適切な距離を保って操作する。</p>	<p>■【女川】設備の相違(MOX燃料)</p>
<p>(10) 使用済燃料ピット水位</p> <p>使用済燃料ピット水位は、<b>通常水位</b>からの水位の低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p>	<p>(7) 燃料貯蔵プール水位</p> <p>燃料貯蔵プール水位は、<b>使用済燃料</b>プール水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(8) 燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>燃料プールライナドレン漏えいは、<b>使用済燃料</b>プールのライナからの漏えいを検知できる計測範囲を有し、<b>使用済燃料</b>プールからの漏えいが発生した場合に中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>(9) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、<b>使用済燃料</b>プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(10) 燃料貯蔵プール水温度</p> <p>燃料貯蔵プール水温度は、<b>使用済燃料</b>プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有</p>	<p>4.1.1.3.11 使用済燃料ピット水位</p> <p>使用済燃料ピット水位は、<b>使用済燃料</b>ピット水位の異常な低下及び上昇を監視できる計測範囲を有し、<b>中央制御室</b>で監視できるとともに、異常を検知した場合は中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>4.1.1.3.12 使用済燃料ピット温度</p> <p>使用済燃料ピット温度は、<b>使用済燃料</b>ピット水の温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違(女川実績の反映)</p> <p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊(大飯も同じ)では、中央制御室で水位の監視が可能。</li> </ul> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、<b>使用済燃料</b>ピット水位、<b>使用済燃料</b>ピット温度及び<b>使用済燃料</b>ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違</p>
<p>(11) 使用済燃料ピット温度</p> <p>使用済燃料ピット温度は、<b>使用済燃料</b>ピット水の水温を監視できる計測範囲を有し、中</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(12) 使用済燃料ピット区域エリアモニタ 使用済燃料ピット区域エリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量を監視できる計測範囲を有し、中央制御室において監視できるとともに、異常を検知した場合は警報を発信する。</p> <p>(4号炉) 3号炉の3号を4号に読み替える他は、3号炉に同じ。</p>	<p>有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(11) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）は、使用済燃料プール水位の異常な低下及び使用済燃料プール温度の異常な上昇を監視できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、水位の異常な低下時及び温度の異常な上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>(12) 燃料交換フロア放射線モニタ 燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。</p> <p>(13) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p> <p>(14) 燃料取替エリア放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタは、燃料取扱場所での燃料取扱事故（燃料体等の落下）時において燃料取扱場所の放射線量について異常な上昇を検知できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検知した場合に警報を発信し、原子炉建屋の通常の換気空調系を停止するとともに非常用ガス処理系を起動する設計とする。</p>	<p>し、中央制御室で監視できるとともに、異常な温度上昇時に警報を発信する設計とする。</p> <p>4.1.1.3.13 使用済燃料ピットエリアモニタ 使用済燃料ピットエリアモニタは、使用済燃料ピット周辺の放射線量について異常な上昇を検出できる計測範囲を有し、中央制御室で監視できるとともに、異常な放射線量を検出し警報を発信する設計とする。</p>	<p>■【女川】設計方針の相違 泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）に対応している。</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、<b>2重ワイヤ、インターロック</b>等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震<b>設計Sクラス</b>とともに、ピット底部には排水口を設けないので冷却水が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても<b>その機能が損なわれる</b>ことはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度<b>2,800ppm</b>以上のはう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p> <p>4.1.1.6 試験検査</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、機器の使用に先立って機能試験、検査を実施する。また使用済燃料ピットのはう素濃度は定期的に分析する。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑</p>		<p>4.1.1.4 主要仕様</p> <p>燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様を第4.1.1表に示す。</p> <p>4.1.1.5 評価</p> <p>(1) 燃料取扱設備は、二重のワイヤ、インターロック等により燃料体等の落下を防止する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットは、耐震Sクラスとともに、ピット底部には排水口を設けないので<b>使用済燃料ピット水</b>が著しく減少することはない。また、使用済燃料ピットは、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても<b>使用済燃料ピット</b>の機能が損なわれることはない。</p> <p>(3) 新燃料貯蔵庫は、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、<b>ウラン</b>新燃料は気中で貯蔵されていること、また浸水することのない構造としている。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットは、必要なラック中心間隔をとっていることから想定されるいかなる状態でも未臨界を確保できる。さらに、使用済燃料ピットは、ほう素濃度<b>3,200ppm</b>（<b>ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料</b>が装荷されるまでは<b>3,000ppm</b>）以上のはう酸水で満たし、また底部には排水口を設けない構造としている。</p> <p>4.1.1.6 試験検査</p> <p>燃料体等の取扱設備及び貯蔵設備の機器は、その使用前に必ず機能試験、検査を実施する。</p>	<p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■記載の充実（大飯参照）</p> <p>■設備の相違（MOX燃料）</p> <p>■設備の相違（ほう素濃度）</p> <p>■記載適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号はMOX燃料未装荷のため、MOX燃料が装荷されるまでのほう素濃度も記載する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1. 1. 7 手順等</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 使用済燃料ピット周辺の設備やクレーンで取り扱う吊荷については、4.1.1.2 設計方針(10)の考え方に基づき使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性を評価し、落下防止措置を実施する。</li> <li>b. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。</li> <li>c. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、ワイヤ2重化や可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</li> <li>d. <b>補助建屋クレーン</b>により、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、<b>燃料ピットゲート</b>を閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</li> <li>e. クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。</li> <li>f. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等について</li> </ul>	<p>4. 1. 1. 6 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 使用済燃料プール周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。</li> <li>b. 日常作業等において使用済燃料プール周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。</li> <li>c. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常待機時、使用済燃料プール上への待機配置を原則行わないこととする。また、原子炉建屋クレーンにより、使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、使用済燃料輸送容器の移動範囲の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</li> <li>d. 使用済燃料プール上で作業を行う原子炉建屋クレーンについては、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。また、燃料交換機においても、定期点検及び作業開始前点検を実施する。</li> </ul>	<p>4. 1. 1. 7 手順等</p> <p>燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの重量物落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 使用済燃料ピット周辺に設置する設備や取り扱う吊荷については、あらかじめ定めた評価フローに基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は落下防止措置を実施する。</li> <li>b. 日常作業等において使用済燃料ピット周辺に持ち込む物品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を実施する。</li> <li>c. 使用済燃料ピット上の燃料集合体取扱作業において、燃料集合体下端の吊上げの上限高さはピット底部より4.9mとすることを手順等で整備し、的確に操作を実施する。</li> <li>d. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、燃料取扱設備の吊荷に対する落下防止対策として、二重のワイヤや可動範囲制限等を施した設備を使用することとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</li> <li>e. 使用済燃料ピットクレーンは、通常待機時、使用済燃料ピット上への待機配置を原則行わないこととする。</li> <li>f. <b>燃料取扱棟クレーン</b>により、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、<b>使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲート</b>を閉止する。また、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずることとし、それらを手順等に整備し、的確に実施する。</li> <li>g. <b>使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーン</b>については、クレーン等安全規則に基づき、定期点検及び作業開始前点検を実施するとともに、クレーンの運転、玉掛けは有資格者が実施する。</li> <li>h. 使用済燃料ピットの健全性を維持するため、重量物落下防止に係る設備等について</li> </ul>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績による記載拡充）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績による記載拡充）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（泊では使用済燃料ピット上で使用済燃料輸送容器を取り扱うことではない。記載の充実（大飯参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（泊の使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンは両方ともクレーン設備のため併記した。大飯の記載の拡充（女川参照）</p> <p>■【女川】記載内容の相違（大飯参照）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び<a href="#">使用済燃料ピット区域エリアモニタ</a>に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>		<p>は、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 使用済燃料ピットへの重量物落下防止に係る落下防止措置及び当該設備の保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び<a href="#">使用済燃料ピットエリアモニタ</a>に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットの計測設備に係る保守管理に関する教育を行う。</p>	<p>■記載内容の相違（大飯参照）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4.1.1.1 表 燃料の取扱設備及び貯蔵設備の設備仕様  <small>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】</small></p> <p>(3号炉)</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫          基数 1          ラック容量 燃料集合体約160体分（全炉心燃料の約75%相当分）          ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット          基数 1          ラック容量 燃料集合体約2130体分（全炉心燃料の約1100%相当分、1号、2号及び3号炉共用）          ラック材料 ステンレス鋼（全炉心燃料の約500%相当分）          ボロン添加（0.95～1.05wt%）ステンレス鋼(2)  <small>（全炉心燃料の約600%相当分）</small>          ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 除染場ピット          基数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p> <p>(4) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル          基数 1（燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルは1号、2号及び3号炉共用）          ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(5) 燃料取替クレーン          台数 1</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン          台数 1（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>第4.1-1 表 燃料取扱及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 種類 ステンレス鋼内張りプール形（ラック貯蔵方式）          (2) 貯蔵能力 2号炉全炉心燃料の約400%相当分</p>	<p>第4.1.1 表 燃料取扱設備及び貯蔵設備の主要仕様</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫          基数 1          貯蔵能力 全炉心燃料の約23%相当分          ラック材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）          基数 2          貯蔵能力 全炉心燃料の約920%相当分          ラック材料 ボロン添加（0.95～1.05wt%）          ステンレス鋼</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 燃料取替用水ポンプ          台数 2          容量 約 46 m³/h（1台当たり）</p> <p>(4) 使用済燃料ピット水ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）          台数 2          容量 約 550 m³/h（1台当たり）</p> <p>(5) 使用済燃料ピット冷却器（1号、2号及び3号炉共用）          基数 2          伝熱容量 約 <math>6.3 \times 10^3</math> kW（1基当たり）</p> <p>(6) 使用済燃料ピット脱塩塔（1号、2号及び3号炉共用）          基数 2          容量 約 46 m³/h（1基当たり）</p> <p>(7) 使用済燃料ピットフィルタ（1号、2号及び3号炉共用）          基数 2          容量 約 46 m³/h（1基当たり）</p> <p>(8) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル          基数 1          ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(9) 燃料取替クレーン          台数 1</p> <p>(10) 使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）</p>	<p>■記載の充実（女川参照）</p> <p>■既許可記載の相違          ・女川は主要仕様として、使用済燃料プールの種類・貯蔵能力以降は監視設備の使用を記載。          ・泊（大飯も同じ）は、取扱設備及び貯蔵設備の仕様を記載。</p> <p>■【大飯】設備の相違（新燃料貯蔵庫、使用済燃料ピット容量）</p> <p>■【大飯】既許可構成の相違          ・泊は使用済燃料ピット水浄化冷却設備を掲載。</p> <p>■【大飯】設備の相違          ・泊3号炉は除染場ピットを設置していない。</p> <p>■【大飯】設備の相違          ・大飯3号炉は、キャスクピットから使用済燃料ピットへ燃料移送する際に燃料取替キャナルのうち原子炉補助建屋内キャナルを通過するので、1,2号炉と共用化している。泊3</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(7) <b>補助建屋クレーン</b> 台数 1 (1号、2号及び3号炉共用)		(11) <b>燃料取扱棟クレーン</b> (1号、2号及び3号炉共用) 台数 1	号炉はキャスクピットと使用済燃料ピットが直接接続されているため、燃料取替キャラルは共用化していない。	
(8) 新燃料エレベータ 台数 1		(12) 新燃料エレベータ 台数 1		
(9) 燃料移送装置 台数 1		(13) 燃料移送装置 台数 1		
【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑		(14) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 台数 1	■設備の相違（MOX燃料）	
(10) 使用済燃料ピット水位 個数 1 計測範囲 E.L. +32.16m～E.L. +33.41m	(3) <b>燃料貯蔵プール水位</b> 個数 1 計測範囲 (水位低警報設定値)  通常水位-165mm (O.P. 32730mm) (水位高警報設定値) 通常水位+35mm (O.P. 32930mm) 種類 フロート式	(15) <b>使用済燃料ピット水位</b> 個数 2 計測範囲 T.P. 32.26～32.76m (水位低警報設定値) 通常水位-0.08m (T.P. 32.58m) (水位高警報設定値) 通常水位+0.07m (T.P. 32.73m) 検出器 超音波式検出器	■設備仕様の相違 ■【大飯】記載の充実（女川実績の反映）	
検出器 超音波式検出器	(4) 燃料プールライナドレン漏えい 個数 1 計測範囲 (警報設定値) ドレン止め弁(O.P. 15550mm)より+528mm(O.P. 16078mm) 種類 フロート式			
(11) 使用済燃料ピット温度 個数 3 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体	(5) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 個数 1 計測範囲 0～100°C 種類 熱電対	(16) 使用済燃料ピット温度 個数 2 計測範囲 0～100°C 検出器 測温抵抗体	■設備の相違（個数） ・泊はAピット、Bピットに各1個ずつ設置。	
(12) <b>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</b> 個数 1 計測範囲 $1 \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$ 検出器 半導体式検出器	(7) <b>使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)</b> 個数 水位：1 温度：1 (検出点2箇所) 計測範囲 水位：-4,300mm～7,300mm <sup>1</sup> (O.P. 21620mm～O.P. 33220mm) *1：基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端(O.P. 25920mm) 温度：0～120°C 種類 水位：ガイドパルス式 温度：測温抵抗体	(8) <b>燃料交換フロア放射線モニタ</b> 個数 1 計測範囲 $10^{-4} \sim 1 \mu\text{Sv/h}$ 種類 半導体式	(17) <b>使用済燃料ピットエリアモニタ</b> 個数 1 計測範囲 $1 \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$ 検出器 半導体式検出器	■設備の相違（計測範囲）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

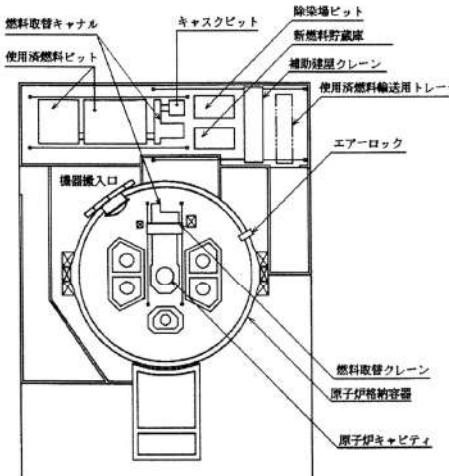
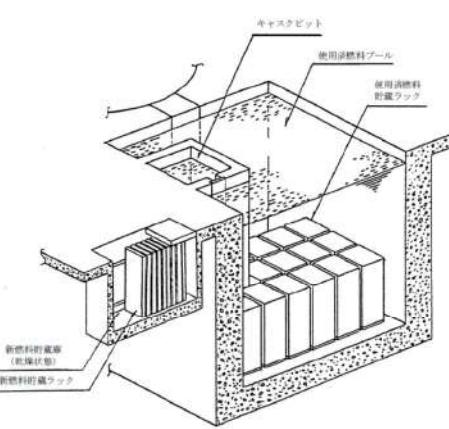
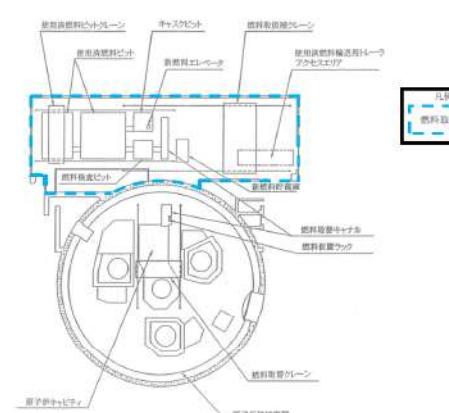
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ          個数 4          計測範囲 <math>10^{-4} \sim 1\text{mSv/h}</math>          種類 半導体式</p> <p>(10) 燃料取替エリア放射線モニタ          個数 4          計測範囲 <math>10^{-3} \sim 10\text{mSv/h}</math>          種類 半導体式</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

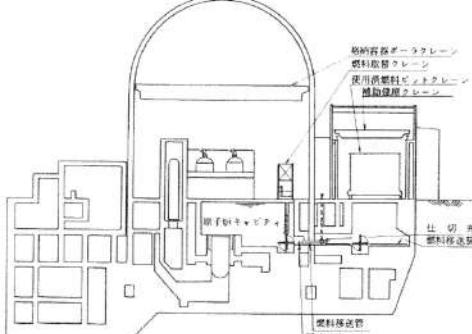
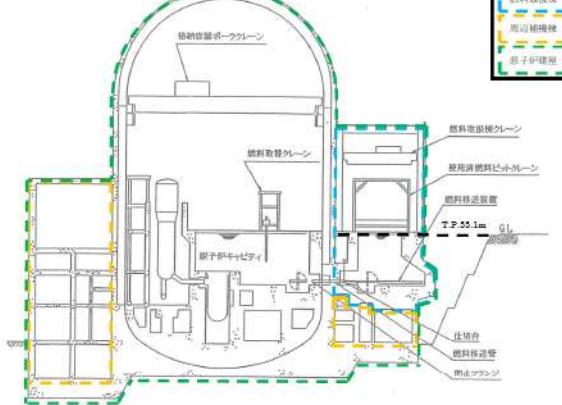
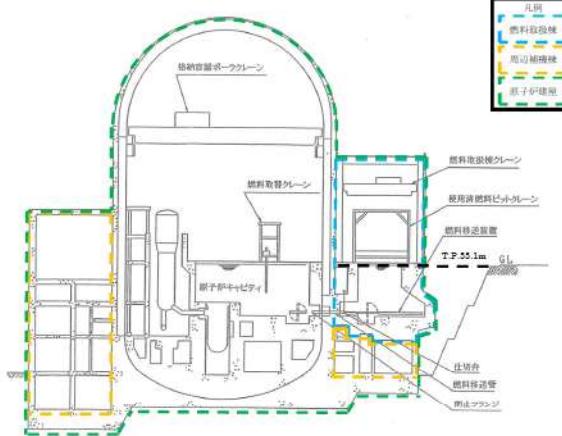
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↓</p>  <p>第4.1.1.1図 燃料取扱設備配置図（その1）</p>	 <p>第4.1-1図 新燃料貯蔵庫及び使用済燃料プールの概要図</p>	 <p>第4.1.1図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図（その1）</p>	<p>■設備配置の相違          • BWR(女川)においては、使用済燃料プールと原子炉圧力容器が同一の建屋内に設置されている。          • PWR(泊)においては、原子炉容器と使用済燃料ピットが同じ建屋の分類ではあるが完全に隔離されている（別添1補足資料11参照）。</p> <p>■記載の適正化          • 図に建屋名称を追記した。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備配置の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図に建屋名称を追記した。</li> </ul>

第4.1.1.2図 燃料取扱設備配置図（その2）

【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可（令和3年5月）より引用】↑

第4.1.2図 燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図（その2）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

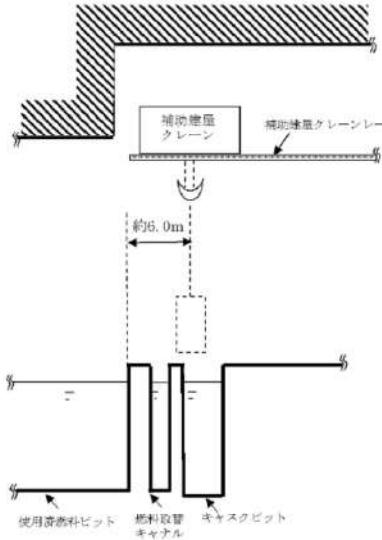
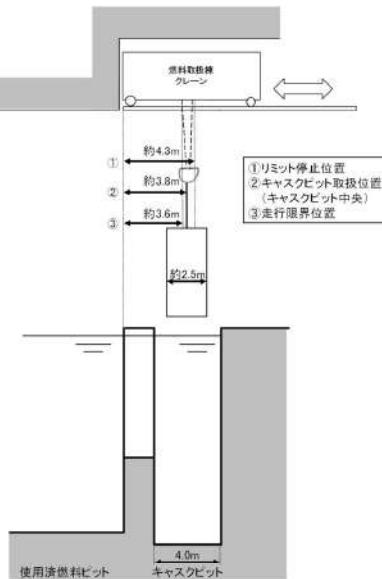
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■既許可構成の相違      • 泊は使用済燃料ビット水浄化冷却設備を燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設の一設備として掲載。</p>

第4.1.3 図 使用済燃料ビット水浄化冷却設備系統概要図

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>補助建屋 クレーン 補助建屋クレーンレール 約6.0m 使用済燃料ピット 燃料取扱キャナル キャスクビット</p>		 <p>燃料取扱棟 クレーン 約4.3m 約3.8m 約3.6m 約2.5m ①リミット停止位置 ②キャスクビット取扱位置 （キャスクビット中央） ③走行限界位置 使用済燃料ピット キャスクビット 4.0m</p>	■設備配置の相違

第4.1.1.3図 補助建屋クレーン走行限界位置説明

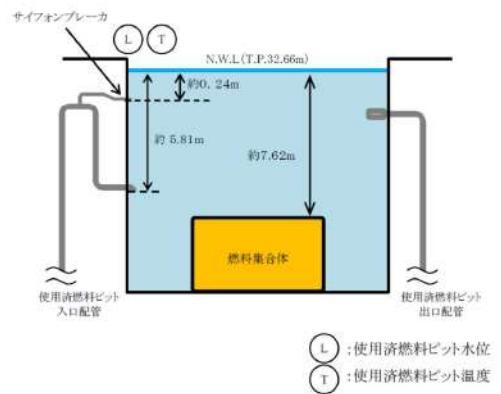
第4.1.4図 燃料取扱棟 クレーン走行限界位置の概要図

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【Aエリア】</p> <p>【Bエリア】</p> <p><u>第4.1.1.4図 サイフォンブレーカの配置の概要図</u></p>		<p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、AエリアとBエリアでサイフォンブレーカの設置高さ、水位計設置の有無が異なる。</li> <li>・泊もAピットとBピットがあるが、サイフォンブレーカの設置高さや、水位・温度計の設置数はAピットとBピットで同じであり、図は共通で1つとしている。</li> </ul>	



第4.1.5図 サイフォンブレーカの配置の概要図

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>表2 用語説明</p> <p>本資料で用いられる主な用語等は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>用語等</td><td>名称又は説明</td></tr> <tr> <td>新燃料</td><td>ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料</td><td>新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。</td></tr> <tr> <td>使用済燃料</td><td>原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。</td></tr> </tbody> </table>	用語等	名称又は説明	新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。	ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。	使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。	<p>【大飯】【女川】記載方針の相違          ・泊では用語説明を記載。</p>
用語等	名称又は説明												
新燃料	ウラン新燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を指す。												
ウラン新燃料	新燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を除くものを指す。												
ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料	新燃料のうち、ウラン新燃料を除くものを指す。												
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質を指す。												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料プールへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料プールへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料プールへの機能が損なわれないようにするために、使用済燃料プールへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料プールへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料プールへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等(建屋機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書)により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a.で抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料プールへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへの重量物落下について</p> <p>使用済燃料ピットへ重量物が落下した場合においても、使用済燃料ピットへの機能が損なわれないようにするために、使用済燃料ピットへの落下が想定される重量物を抽出し、抽出された重量物が基準地震動により使用済燃料ピットへ落下することを防止する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの落下が想定される重量物の抽出</p> <p>a. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、図面等(機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書)により抽出し、抽出した設備等を類似機器ごとに項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認している。</p> <p>b. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>上記a.で抽出及び項目分類したものについて、項目ごとに使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法等を考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。</p> <p>抽出された設備等の中から、落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへの落下防止対策</p> <p>a. 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>燃料取扱棟及び使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。</p> <p>b. 設備構造上の落下防止対策</p> <p>クレーンの安全機能として、フック外れ止め、二重のワイヤ、動力電源喪失時保持機能等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造とする。</p> <p>c. 運用状況による落下防止対策</p> <p>クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。</p> <p>また、使用済燃料ピットクレーンの使用済燃料ピット外への待機運用及び使用済燃料ピット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。</p>	<p>■【大飯】記載の充実（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ・泊資料間の用語の統一</p> <p>■設備の相違 ・泊の燃料取扱棟クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。</p> <p>■【女川】記載方針の相違 ・泊の燃料取扱棟クレーンは、可動範囲を制限した設備構造となっているため(2)b.に記載。 ・女川の原子炉建屋クレーンは、運用状況で可動範囲を制限しており(2)c.に記載。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 使用済燃料プールを監視する機能の確保について          使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	<p>2.2 使用済燃料ピットを監視する機能の確保について          使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を中央制御室において監視し、異常時に警報を発信する設計とする。また、これら計測設備については非常用所内電源から受電し、外部電源が利用できない場合においても、監視できる設計とする。</p>	■記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別添1 大飯発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下について 目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について   1.1 概 要 2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出   3.1 評価フロー I (使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出) の考え方     3.1.1 現場確認による抽出     3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出   3.2 評価フロー I の抽出結果     3.2.1 現場確認により抽出した設備等     3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出   4.1 評価フロー II (使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出) の考え方     4.2 評価フロー II の抽出結果       4.2.1 評価フロー II : 「検討要」としたもの       4.2.2 評価フロー II : 「検討不要」としたもの 5. 落下防止の対応状況確認   5.1 評価フロー III (落下防止とその適切性の確認) の考え方     5.1.1 耐震安全性評価による落下防止     5.1.2 設備構造及び運用による落下防止   5.2 評価フロー III の評価結果     5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備     5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等     5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p>	<p style="text-align: center;">別添資料1 女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プールへの重量物落下について 目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について   1.1 概 要 2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出   3.1 評価フロー I (使用済燃料プール周辺の設備等の抽出) の考え方     3.1.1 現場確認による抽出     3.1.2 機器配置図等による抽出     3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出   3.2 評価フロー I の抽出結果     3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出   4.1 評価フロー II (使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出) の考え方     4.1.1 設置状況による抽出     4.1.2 落下エネルギーによる抽出     4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出   4.2 評価フロー II の抽出結果     4.2.1 設置状況による抽出結果     4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果     4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 5. 落下防止対策の要否判断   5.1 評価フロー III (落下防止対策の要否判断) の考え方</p> <p>5.2 評価フロー III の評価   5.2.1 耐震性確保による落下防止対策   5.2.2 設備構造上の落下防止対策   5.2.3 運用状況による落下防止対策</p>	<p style="text-align: center;">別添1 泊発電所3号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下について 目 次</p> <p>1. 新規制基準の追加要件について   1.1 概 要 2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー</p> <p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出   3.1 評価フロー I (使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出) の考え方     3.1.1 現場確認による抽出     3.1.2 機器配置図等による抽出     3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出   3.2 評価フロー I の抽出結果     3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等</p> <p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出   4.1 評価フロー II (使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出) の考え方     4.1.1 設置状況による抽出     4.1.2 落下エネルギーによる抽出     4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出   4.2 評価フロー II の抽出結果     4.2.1 設置状況による抽出結果     4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果     4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果 5. 落下防止の要否判断   5.1 評価フロー III (落下防止対策の要否判断) の考え方</p> <p>5.2 評価フロー III の評価   5.2.1 耐震性確保による落下防止対策   5.2.2 設備構造上の落下防止対策   5.2.3 運用状況による落下防止対策</p>	<p>■【女川】設備名称の相違（プラント名） ■【女川】設備名称の相違（使用済燃料ピット／使用済燃料プール） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 重量物の評価結果          (別紙)          1. 燃料集合体落下時のライニング評価について          (参考)          1. 補助建屋クレーンにおける評価フローⅢの評価結果          2. 補助建屋クレーンにおける落下防止対策          (補足説明資料)          1. 補助建屋クレーンの走行範囲について          2. 大飯3, 4号炉の建屋名称</p>	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果          5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの          6. 重量物の評価結果          (別紙)          1. 燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について          2. 使用済燃料プールと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について          3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について          4. 原子炉建屋クレーンのインターロックについて          5. 使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて          (補足説明資料)          1. 燃料交換機 主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価について          2. 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について          3. 燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策          4. 過去不具合事象に対する対応状況について          5. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策          6. 使用済燃料輸送容器取扱作業時における使用済燃料プールへの影響          7. 使用済燃料輸送容器吊具による使用済燃料輸送容器の吊り方について</p>	<p>5.3 評価フローⅢの抽出結果          5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの          6. 重量物の評価結果          (別紙)          1. 燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について          2. 使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について          3. 使用済燃料ピットクレーンの待機場所について          4. 使用済燃料ピット周辺における異物管理区域について          (参考)          1. 燃料取扱棟クレーンにおける評価フローⅢの評価結果          2. 燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について          (補足説明資料)          1. 使用済燃料ピットクレーンホイスト（ワイヤロープ、フック）の健全性評価について          2. 使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンの落下防止対策          3. 過去不具合事象に対する対応状況について          4. 新燃料の取扱いにおける落下防止対策          5. キャスク取扱作業時における使用済燃料ピットへの影響          6. キャスク吊具によるキャスクの吊り方について          7. 抽出の網羅性の考え方について          8. 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について          9. 仮設物に対する落下防止措置について          10. 落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて          11. 泊3号炉の建屋名称          12. 燃料取出し荷の流れ          13. 建屋内装材の落下エネルギーについて</p>	<p>■【女川】設備名称の相違          ■【女川】設備名称の相違          ■【女川】記載内容の相違          • 7.～10.は從来から泊の補足説明資料として記載されていたもの。          ■【大飯、女川】記載内容の相違          • 記載の充実化</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、大飯3号炉及び4号炉使用済燃料ピットライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ</li> <li>b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ</li> </ul> <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策の基本設計を示しており、個別の耐震評価結果等の詳細については、工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため使用済燃料ブルーへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、女川2号炉使用済燃料ブルーのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ</li> <li>b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ</li> </ul>	<p>1. 新規制基準の追加要件について</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、下記の規則において重量物の落下時の貯蔵施設の機能に関する規制要件が新たに追加された。</p> <p>このため使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出するとともに、新規制基準への適合状況について確認した。</p> <p>なお、当該規制については、使用済燃料の貯蔵施設における機能維持が要件となっているため、泊3号炉使用済燃料ピットのライニング健全性維持について評価した。</p> <p>また、燃料集合体の落下に関する規制要件については変更されていない（安全設計審査指針 指針49と同じ）ため、ここでは燃料集合体以外の重量物を対象とし、燃料集合体に関しては参考として確認した。</p> <p>＜重量物落下に関する規制要件が新たに追加となった規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第十六条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）第2項 第二号ニ</li> <li>b. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第二十六条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）第2項 第四号ニ</li> </ul> <p>本資料においては、使用済燃料ピットへの重量物の落下防止対策を示しており、個別の耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請の段階において説明する。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載充実（大飯参照）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、以下のフローにより網羅的に評価した。	2. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。	2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物について、図2.1の評価フローにより網羅的に評価した。	■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備名称の相違
I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績、図面から網羅的に抽出する。	I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。	I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、機器配置図等（機器配置図、機器設計仕様書、系統図、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器ごとに項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。	■【女川】設備名称の相違 ■用語の統一
II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）や落下エネルギー（約39.3kJ以上）*からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。	II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。	II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目ごとに使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法等を考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギーを比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。	■【女川】設備名称の相違
III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用面からその落下防止の対応状況について適切性を評価する。	III. 落下防止対策の要否判断 評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。 ・耐震性確保による落下防止対策 ・設備構造上の落下防止対策 ・運用状況による落下防止対策	III. 落下防止対策の要否判断 評価フローIIで抽出した設備等に対し、以下のいずれかの落下防止対策がなされていることを確認する。 ・耐震性確保による落下防止対策 ・設備構造上の落下防止対策 ・運用状況による落下防止対策	■【女川】設備名称の相違
IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。	IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料プールへの落下時影響評価を実施する。	IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIIで落下防止対策が必要とされた重量物は、対策の有効性を検証するため、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	■【女川】設備名称の相違
V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。	V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの 評価フローIIで検討不要、又は評価フローIIIで対策不要としたものは、落下時影響評価は不要とする。	■【女川】設備名称の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<pre> graph TD     A1[1. 使用済燃料ビット周辺の設備等の抽出] --&gt; B1{II. 使用済燃料ビットへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B1 -- 検討不要 --&gt; C1[IV. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が不要なもの]     B1 -- 検討要 --&gt; D1[III. 落下防止の対応状況評価]     D1 -- 不十分 --&gt; E1[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要な重量物]     D1 -- 激切 --&gt; C1   </pre>	<pre> graph TD     A2[1. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出] --&gt; B2{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B2 -- 検討不要 --&gt; C2[IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの]     B2 -- 検討要 --&gt; D2[III. 落下防止対策の要否判断]     D2 -- 対策不要 --&gt; C2     D2 -- 対策要 --&gt; E2[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要なもの]   </pre>	<pre> graph TD     A3[1. 使用済燃料ビット周辺の設備等の抽出] --&gt; B3{II. 使用済燃料ビットへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B3 -- 検討不要 --&gt; C3[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が不要なもの]     B3 -- 検討要 --&gt; D3[III. 落下防止対策の要否判断]     D3 -- 対策不要 --&gt; C3     D3 -- 対策要 --&gt; E3[V. 使用済燃料ビットへの落下時影響評価が必要なもの]   </pre>	

図2.1 評価フロー

図2.1 評価フロー

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出     使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等</p>	<p>3. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出</p> <p>3.1 評価フローI（使用済燃料プール周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出     使用済燃料プール周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料プールに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等による抽出     使用済燃料プール周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。 ※ 機器配置図     機器設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱設備、燃料交換機等）     系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱い及びプール一般設備等）</p> <p>設置変更許可申請書 (抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>3. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 (補足説明資料7 抽出の網羅性の考え方について 参照) 3.1 評価フローI（使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出）の考え方 3.1.1 現場確認による抽出     使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の設備等について、設置位置（高さ）、物量、質量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p> <p>3.1.2 機器配置図等による抽出     使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図や設計仕様書の図面等を用いて抽出する。なお、今後設置を計画している重大事故等対処設備についても抽出対象とする。 ※ 機器配置図     機器設計仕様書（燃料取扱棟クレーン、燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン等）     系統図（使用済燃料ピット水浄化冷却系統図等）</p> <p>設置変更許可申請書 (抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の内挿物等、現場で確認できない設備等について、機器配置図等にて物量、質量、配置状況等を確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるもの。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■記載の充実</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違（燃料取扱棟クレーン／原子炉建屋クレーン、使用済燃料ピットクレーン／燃料交換機） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺 (E.L.+33.6m) の作業において、機器や工具等、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを使用して取り扱う重量物</p> <p>3.2 評価フローIの抽出結果 評価フローIで抽出した設備等の詳細は以下のとおり。</p> <p>3.2.1 現場確認により抽出した設備等 使用済燃料ピット周辺の現場状況より、以下の設備等を抽出した。</p> <p>【抽出した設備等】 ・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等） ・フェンス類 ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・補助建屋クレーン本体 ・電源盤類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 ・検査装置類</p> <p>(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載 (抽出結果) ○燃料取扱機（天井、梁、柱、壁） ○使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱機 ○電気盤、作業資機材、測定機器、検査装置、燃料取扱装置、フェンス、建屋内装材等</p>	<p>3.1.3 使用済燃料プール周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料プール周辺の作業において、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等。 また、使用済燃料プール周辺は、異物混入防止エリアとなっており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料プールに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p> <p>3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表3.2.1に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】 ・原子炉建屋原子炉棟 ・燃料交換機 ・原子炉建屋クレーン ・その他クレーン類 ・原子炉格納容器（取扱具含む） ・原子炉圧力容器（取扱具含む） ・内捕物（取扱具含む） ・プール内ラック類 ・プールゲート類 ・使用済燃料輸送容器（取扱具含む） ・電源盤類 ・フェンス・ラダー類 ・装置類 ・作業機材類 ・計器・カメラ・通信機器類 ・試験・検査用機材類 ・コンクリートプラグ・ハッチ類 ・その他</p>	<p>3.1.3 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出する。</p> <p>(抽出基準) ・使用済燃料ピット周辺の作業において、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンを使用して取り扱う設備等。 また、使用済燃料ピット周辺は、異物管理区域となつており、日常作業等における持込品については、必要最低限に制限するとともに落下防止措置を講じていることから、使用済燃料ピットに落下するおそれがないため、抽出の対象外とする。</p> <p>3.2 評価フローIの抽出結果 3.2.1 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により抽出した設備等 現場、機器配置図等による確認及び作業実績により、以下の設備等を抽出した。抽出した設備等を分類した各項目の詳細については、表3.2.1に示す。</p> <p>【抽出した設備等の分類項目】 ・燃料取扱機（天井、梁、柱、壁等） ・使用済燃料ピットクレーン本体 ・燃料取扱機クレーン本体 ・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具 ・移送中のゲート ・移送中の使用済燃料輸送容器（以下「キャスク」という）とその吊具 ・電源盤類 ・フェンス類 ・装置類 ・作業機材類 ・測定機器類 ・建屋内装材</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】記載表現の相違（異物管理区域／異物混入防止エリア） ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>■記載の適正化 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】記載内容の相違 ・炉型の相違により抽出物が異なる</p> <p>■【大飯、女川】設備の相違 ・建屋構造の相違により抽出。 ■記載の適正化 ・燃料取扱機には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
   	<p>使用済燃料プール周辺の主な作業としては、「燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「燃料交換機を使用した原子炉圧力容器と使用済燃料プール内ラック間の内挿物等の移動及び使用済燃料輸送容器への使用済燃料集合体の移動作業」、「原子炉建屋クレーンを使用した使用済燃料輸送容器の移動及びプラント定期検査時の燃料取扱床の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>女川2号炉の燃料取扱床の状況を図3.2.1に示す。このうち、燃料交換機とその取扱設備、及び原子炉建屋クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p> <p>図3.2.1 女川2号炉 燃料取扱床 概要</p>	<p>使用済燃料ピット周辺の主な作業としては、「使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンを使用した燃料集合体等の移送作業」、「使用済燃料ピット内ラックのセル間の内挿物等の移動及びキャスクへの使用済燃料集合体の移動作業」、「燃料取扱機クレーンを使用したキャスクの移動及びプラント定期検査時の燃料取扱棟の床面における設備等の配置変更、搬入・搬出等」がある。</p> <p>泊3号炉の使用済燃料ピット周辺の状況を図3.2.1に示す。このうち、使用済燃料ピットクレーンとその取扱設備、及び燃料取扱棟クレーンとその取扱設備について、それぞれ図3.2.2、図3.2.3に示す。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の使用済燃料ピットクレーンに本用途は無い。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラック全体を「ラック」、ラックの内燃料集合体1体分を「ラックのセル」と記載することとした。</li> </ul> </li> </ul> <p>■記載の適正化         <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面と写真的位置関係を明確化した。</li> <li>・写真に関しては設備間の位置関係が分かりやすいものに差替えた。</li> </ul> </p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

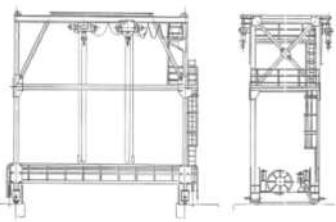
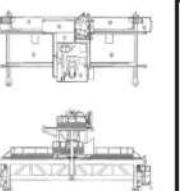
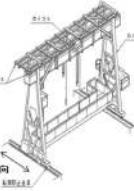
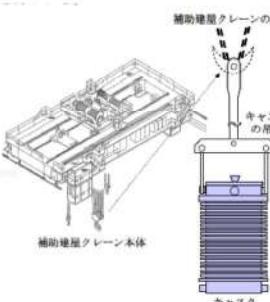
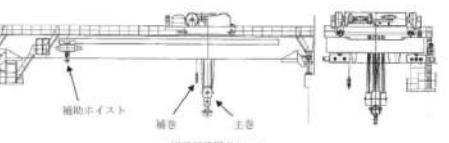
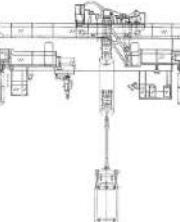
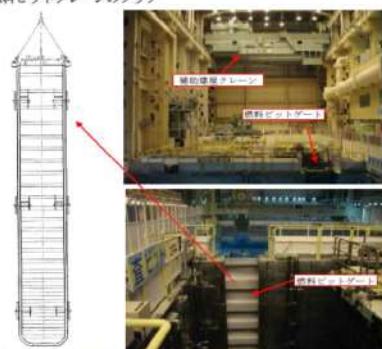
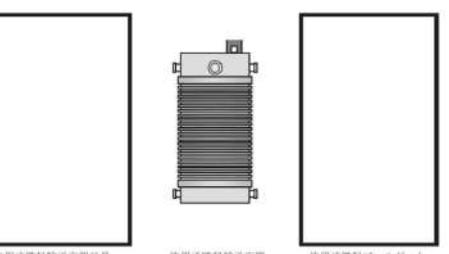
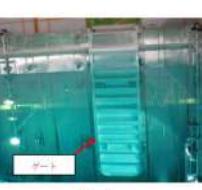
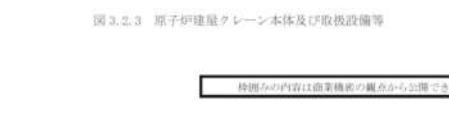
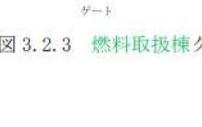
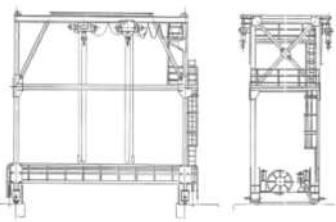
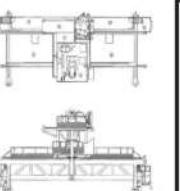
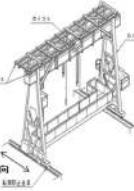
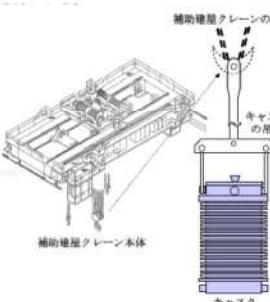
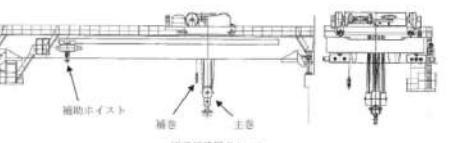
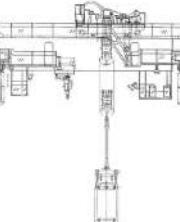
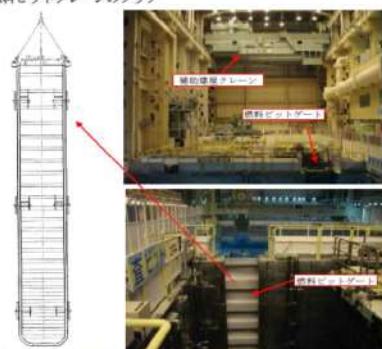
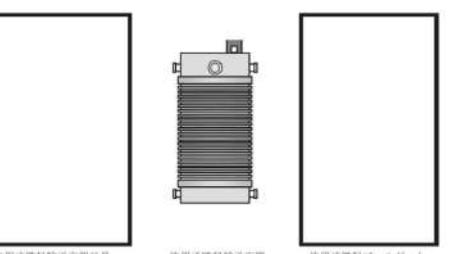
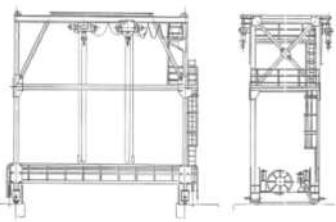
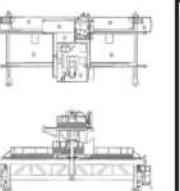
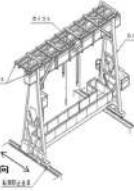
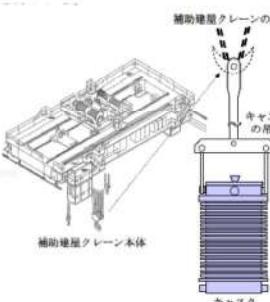
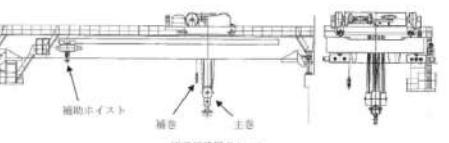
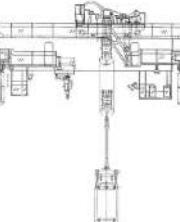
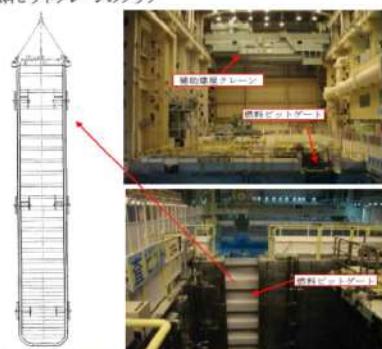
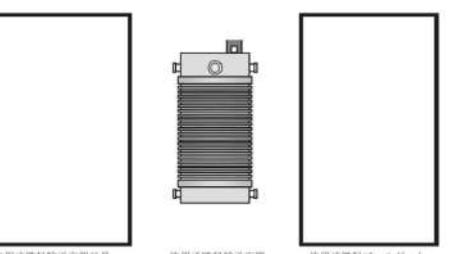
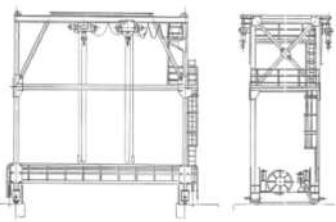
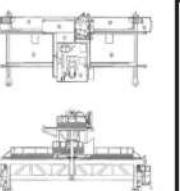
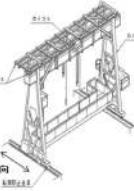
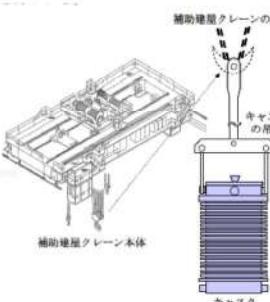
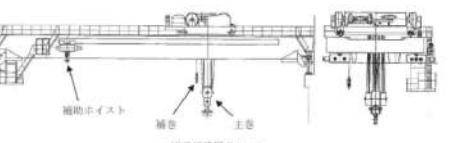
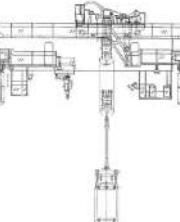
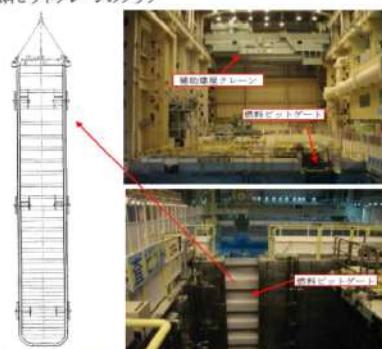
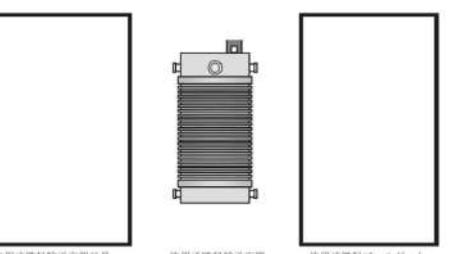
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2.2 使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出した設備 使用済燃料ピット周辺の作業としては、使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーンを用いた作業があり、これらの作業のうち使用済燃料ピット周辺で取り扱うものとして以下を抽出した。</p> <p>【抽出した設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移送中の内挿物等とその取扱工具</li> <li>・ 移送中の使用済燃料輸送容器（以下、キャスクと いう。）</li> <li>・ 移送中のキャスク吊具</li> <li>・ 移送中の燃料ピットゲート</li> </ul> <p>① 使用済燃料ピット周辺の主な作業として、燃料集合体や内挿物の移送作業がある。 この作業で使用する使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット内の燃料集合体や内挿物等を取り扱うための設備であり、ホイストのフックに取扱工具を吊り下げて作業を行う。</p> <p>燃料集合体等の取扱いを行うホイストは燃料集合体等を1体ずつ取り扱う能力を有しており、ワイヤロープの2重化、燃料取扱い中に過荷重となった場合に上昇を阻止する機能、動力電源喪失時に燃料集合体等を保持する機能、フックの外れ止め機能により、燃料集合体等の落下を防止する設計としている。また、使用済燃料ピットクレーンに吊り下げて使用する取扱工具等についても地震荷重に対して問題ないことを確認して使用する。</p> <p>② キャスクピットにおいては、使用済燃料搬出作業の一環として、補助建屋クレーンによるキャスクの吊下げや吊上げ作業が行われる。 また、使用済燃料ピットクレーンによる燃料ピットゲートの脱着作業も行われる。</p>		  	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面と写真的位置関係を明確化した。</li> <li>・写真に関しては設備間の位置関係が分かりやすいものに差替えた。</li> </ul> <p>■【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業実績から抽出した設備に関しては前項に含まれる。</li> </ul>

図 3.2.1 泊発電所3号炉 使用済燃料ピット周辺 概要

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 使用済燃料ピットクレーン本体	 燃料交換機本体	 使用済燃料ピットクレーン本体	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 使用済燃料ピットクレーンのフック	 補助建屋クレーンのフック	 キャスク取扱設備 概略図	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱棟クレーンがキャスクを取り扱っている様子が分かるよう図を修正した。</li> </ul>
 燃料ピットゲートの例	 使用済燃料輸送容器器具 使用済燃料輸送容器 使用済燃料プールゲート	 ゲート	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートの取り付け可能位置を追記した。</li> </ul>
 【使用済燃料貯蔵施設周辺（大飯4号炉の例）】	 内排物（新幹線） 制御棒つかみ具	 ゲート	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 使用済燃料ピットクレーン本体	 燃料交換機本体	 燃料ガイドアセンブリ	 使用済燃料取扱工具
 使用済燃料ピットクレーンのフック	 補助ホイスト 補助巻き 原子炉建屋クレーン	 キャスク取扱設備 概略図	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 燃料ピットゲートの例	 内排物（新幹線） 制御棒つかみ具	 ゲート	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 使用済燃料ピットクレーン本体	 燃料交換機本体	 燃料ガイドアセンブリ	 使用済燃料取扱工具
 使用済燃料ピットクレーンのフック	 補助建屋クレーンのフック	 キャスク取扱設備 概略図	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 燃料ピットゲートの例	 内排物（新幹線） 制御棒つかみ具	 ゲート	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 使用済燃料ピットクレーン本体	 燃料交換機本体	 燃料ガイドアセンブリ	 使用済燃料取扱工具
 使用済燃料ピットクレーンのフック	 補助ホイスト 補助巻き 原子炉建屋クレーン	 キャスク取扱設備 概略図	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>
 燃料ピットゲートの例	 内排物（新幹線） 制御棒つかみ具	 ゲート	<p>■記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱設備とした場合、移送装置等の重量物の落下に関係しない設備も含まれることとなる。</li> <li>このため重量物の落下に関連する設備を示すよう図の表題を修正した。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
番号	詳細	番号	詳細	番号	詳細	
1	燃料取扱機器	1	評価フローIの抽出結果(詳細)(1/5)	1	評価フローIの抽出結果(詳細)(1/2)	■記載の適正化
2	燃料取扱機器	2	評価フローIの抽出結果(詳細)(2/5)	2	評価フローIの抽出結果(詳細)(2/2)	■【女川】設備の相違
3	燃料取扱機器	3	評価フローIの抽出結果(詳細)(3/5)	3	評価フローIの抽出結果(詳細)(3/2)	・泊には存在しない、又は評価エリア外に設置されている設備。
4	燃料取扱機器	4	評価フローIの抽出結果(詳細)(4/5)	4	評価フローIの抽出結果(詳細)(4/2)	
5	燃料取扱機器	5	評価フローIの抽出結果(詳細)(5/5)	5	評価フローIの抽出結果(詳細)(5/2)	
6	燃料取扱機器	6	評価フローIの抽出結果(詳細)(6/5)	6	評価フローIの抽出結果(詳細)(6/2)	
7	内挿物(取扱具含む)	7	評価フローIの抽出結果(詳細)(7/5)	7	評価フローIの抽出結果(詳細)(7/2)	■記載の適正化
8	内挿物(取扱具含む)	8	評価フローIの抽出結果(詳細)(8/5)	8	評価フローIの抽出結果(詳細)(8/2)	・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。
9	内挿物(取扱具含む)	9	評価フローIの抽出結果(詳細)(9/5)	9	評価フローIの抽出結果(詳細)(9/2)	■【女川】設備の相違
10	内挿物(取扱具含む)	10	評価フローIの抽出結果(詳細)(10/5)	10	評価フローIの抽出結果(詳細)(10/2)	・泊には存在しない、又は建屋の構造上抽出されない設備。

【評価フローIの抽出結果(詳細)】

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉

(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載

表1 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出結果（選定フロー1）

女川原子力発電所 2号炉

表3.2.1 評価フロー1の抽出結果（詳細）（3／5）

番号	抽出項目	詳細
1.1	電源盤類	電源用分電盤 作業用分電盤 エレベーター用変圧器 燃料交換機専用電動機油冷熱循環装置 燃料ポンプ専用蓄積制御装置 新燃料積立台制御盤 原子炉建屋天井クレーン制御盤 原子炉建屋クレーン電源箱操作用箱 燃料パール状態表示盤 燃料転換床明示記録収納盤 大火警知報統合盤
1.2	フェンス・ラダー等	手提げ ドア・ミラー用梯子 原子炉ウェル用梯子 新燃料積出用ワゴン
1.3	装置類	静止式原水系水素内蔵装置 液体空気装置
1.4	作業機材類	水中ダスター-TV カメラヘッド 水中ドライ-TV 前カメラヘッド 水中ドライ-TV カラーカメラ制御盤 水中黒カマラヘッド 水中白黒カマラヘッド 水中白黒カマラ制御装置 水中照明 頭内照明（気中投光式） 工具棚 ページング用スピーカ ページング用ハンドセット 1人用カマラ
1.5	計器・カメラ・通信機器類	1人A/Bカメラ 使用燃料ボトル監視カメラ 水素濃度計 原子炉建屋内水素濃度

泊発電所3号炉

表 3.2.1 評価フロー I の抽出結果（詳細）（2／2）

番号	抽出項目	詳細
9.	フェンス類	異物混入防止用フェンス 手摺り チェックカーブレート
		燃料外観検査装置 破損燃料容器 新燃料エレベーター昇降機 水中照明 燃料移送装置水圧ユニット 燃料シッピング検査装置
10	装置類	空調ダクト 使用済燃料ビット水中照明電圧器 配管（使用済燃料ビット冷却用注水配管 <sup>⑤</sup> を除く） 使用済燃料ビット冷却用注水配管 <sup>⑥</sup> 空潤ユニット・室外機 エアージャンクションボックス 可搬型使用済燃料ビット水位計
		消火栓 所内通話設備 カメラ設備 照明器具 封印板 消火栓 イス・机 ラック・棚 ホワイトボード プラットホーム 検査室窓 構内 LAN 救命具
11	作業機材類	使用済燃料ビットエリアモニタ 可搬型エリアモニタ 使用済燃料ビット水温（既設・SA用） 使用済燃料ビット水位（既設・SA用）
12	測定機器類	建屋内装材
13	建屋内装材	建屋内装材

\*今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する。

表 3.2.1 評価プローの抽出結果（詳細）（4／5）

番号	抽出項目	詳細
1.5 計器・カメラ・通信機器類	使用燃料装置	エア/放射源モニタ
	燃料取替エリート/放射源モニタ	使用燃料ボール上部空間放射源モニタ(高濃量、低濃量)
	SGT-Sトレイン出口流量監査器 (スタンション含む)	JHWサージシングル本位発生器 (スタンション含む)
	原子炉建屋外気温圧差信録 (スタンション含む)	R/Cワーザンシングル水位発信器 (スタンション含む)
	使用燃料ボール水位/温度(ガイドバルス式)	使用燃料ボール水位/温度(ヒーター式)
	使用燃料ボールレベルスイッチ	使用燃料ボール水温度
	チャニキルボックス測定装置信号端子	静的無線式本位結合装置動作監査装置
	調査機器集合体	スマートボルト用試験片 印内コピング・照胡装置 印外シッピング・コンテナ 印内シッピング・シッパー・キャップ テストウェイト キャリーレーション用治具キック
	新燃料打荷車カバー	D/Sビット側ロットプラグ(A) D/Sビット側スロットプラグ(B) D/Sビット側スロットプラグ(C) 原子炉ウェルカバー(Aタイプ) 原子炉ウェルカバー(Bタイプ) 原子炉ウェルカバー(Cタイプ)
	コントラートプラグ・ハッチ類	

相違理由

10 of 10

#### ■【女川】設備の相違

## ■記載の適正化

- ### ・建屋内装材の追記

#### ■【女川】設備の相違

- ・泊には存在しない設備。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>表3.2.1 評価フロー1の抽出結果(詳細) (5/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>抽出項目</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>コンクリートプラグ・ハッチ手盤</td> <td>           原子炉ウェルカバー (Dタイプ)            原子炉ウェルカバー (Eタイプ)            スキマセーフタンクハッチカバー (A)            スキマセーフタンクハッチカバー (B)            使用清燃料フル側スロットプラグ (A)            使用清燃料フル側スロットプラグ (B)            使用清燃料フル側スロットプラグ (C)            使用清燃料フル側スロットプラグ (D)            D/Sビットカバー (No. 1)            D/Sビットカバー (No. 2)            D/Sビットカバー (No. 3)            D/Sビットカバー (No. 4)            D/Sビットカバー (No. 5)            D/Sプラグ留り具            ウェルカバー吊り具            大物搬入口ハッチカバー            安全・操作盤              配管等            タンク類            非常誘導灯            屋内消火栓            視示物            感ガラス            空調ダクト            原子炉建屋ベント装置            サービスピックス・電源ボックス            消火器格納庫            原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱            ケーブル            救命道具            定期検査用資機材            スプレイノズル         </td> </tr> <tr> <td>1.8</td> <td>その他</td> <td>           配管等            タンク類            非常誘導灯            屋内消火栓            視示物            感ガラス            空調ダクト            原子炉建屋ベント装置            サービスピックス・電源ボックス            消火器格納庫            原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱            ケーブル            救命道具            定期検査用資機材            スプレイノズル         </td> </tr> </tbody> </table>	番号	抽出項目	詳細	1.7	コンクリートプラグ・ハッチ手盤	原子炉ウェルカバー (Dタイプ) 原子炉ウェルカバー (Eタイプ) スキマセーフタンクハッチカバー (A) スキマセーフタンクハッチカバー (B) 使用清燃料フル側スロットプラグ (A) 使用清燃料フル側スロットプラグ (B) 使用清燃料フル側スロットプラグ (C) 使用清燃料フル側スロットプラグ (D) D/Sビットカバー (No. 1) D/Sビットカバー (No. 2) D/Sビットカバー (No. 3) D/Sビットカバー (No. 4) D/Sビットカバー (No. 5) D/Sプラグ留り具 ウェルカバー吊り具 大物搬入口ハッチカバー 安全・操作盤  配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 視示物 感ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピックス・電源ボックス 消火器格納庫 原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱 ケーブル 救命道具 定期検査用資機材 スプレイノズル	1.8	その他	配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 視示物 感ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピックス・電源ボックス 消火器格納庫 原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱 ケーブル 救命道具 定期検査用資機材 スプレイノズル	<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊には存在しない、又は評価エリア外に設置されている設備。</li> </ul>
番号	抽出項目	詳細									
1.7	コンクリートプラグ・ハッチ手盤	原子炉ウェルカバー (Dタイプ) 原子炉ウェルカバー (Eタイプ) スキマセーフタンクハッチカバー (A) スキマセーフタンクハッチカバー (B) 使用清燃料フル側スロットプラグ (A) 使用清燃料フル側スロットプラグ (B) 使用清燃料フル側スロットプラグ (C) 使用清燃料フル側スロットプラグ (D) D/Sビットカバー (No. 1) D/Sビットカバー (No. 2) D/Sビットカバー (No. 3) D/Sビットカバー (No. 4) D/Sビットカバー (No. 5) D/Sプラグ留り具 ウェルカバー吊り具 大物搬入口ハッチカバー 安全・操作盤  配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 視示物 感ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピックス・電源ボックス 消火器格納庫 原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱 ケーブル 救命道具 定期検査用資機材 スプレイノズル									
1.8	その他	配管等 タンク類 非常誘導灯 屋内消火栓 視示物 感ガラス 空調ダクト 原子炉建屋ベント装置 サービスピックス・電源ボックス 消火器格納庫 原子炉建屋真空清掃設備掃除用収納箱 ケーブル 救命道具 定期検査用資機材 スプレイノズル									

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>・落下エネルギー等による選定</p> <p>評価フローIで抽出した設備等のうち、離隔距離や設置状況から使用済燃料ピットに落下する可能性があり、その形状（剛性を含む）※1や落下エネルギー（約39.3kJ以上）※2からライニングを貫通する等の可能性があるものを抽出する。</p> <p>※1：使用済燃料ピットに落下する可能性があるもののうち、落下エネルギーが39.3kJ未満の落下物の角部形状（剛性を含む）については、模擬燃料集合体の斜め状態落下試験で確認している形状（燃料集合体下部ノズルの角部形状）に包含されていることを確認する。なお、模擬燃料集合体落下試験時のライニング減肉量は最大で30%であり、貫通までに十分な余裕があることから、この結果は保守的な評価である。</p> <p>※2：燃料集合体落下時のライニング評価について（別紙1）</p> <p>別紙1は、模擬燃料集合体の気中落下試験の内容を示したものである。実際の燃料集合体（内挿物を含む）の落下エネルギーは、この模擬燃料集合体の落下エネルギー（下記算出式参照）に比べて小さく、水の抵抗によるエネルギーの減衰効果も期待できる。</p> <p>【模擬燃料集合体の落下エネルギーの算出式】</p> <p>模擬燃料集合体の落下エネルギー  <math>= 39.3\text{kJ}</math> （質量:668kg × 高さ:6m × 重力加速度:9.80665m/s<sup>2</sup>）</p>	<p>4. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出</p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>4.1.1 設置状況による抽出</p> <p>使用済燃料プールとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料プール内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。</p> <p>なお、使用済燃料プールとの離隔は、使用済燃料プールと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。</p> <p>4.1.2 落下エネルギーによる抽出</p> <p>4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約15.5kJ※）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。</p> <p>※燃料集合体の気中落下を想定した場合でも使用済燃料プールライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について（別紙1）参照。      (落下エネルギーの算出方法)  <math>E = m \times g \times h</math>      E : 落下エネルギー [J]      m : 質量 [kg]      g : 重力加速度 [m/s<sup>2</sup>]      h : 落下高さ [m]</p>	<p>4. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出  <small>（補足説明資料8 落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした機器の考え方について 参照）</small></p> <p>4.1 評価フローII（使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出）の考え方</p> <p>4.1.1 設置状況による抽出</p> <p>使用済燃料ピットとの離隔や設置方法等を考慮して、使用済燃料ピット内に落下するおそれのある設備等を検討要、それ以外を検討不要の重量物として抽出する。</p> <p>なお、使用済燃料ピットとの離隔は、使用済燃料ピットと離隔距離が確保され、かつ、手摺りにより区画された外側に設置されていることとする。</p> <p>4.1.2 落下エネルギーによる抽出</p> <p>4.1.1「設置状況による抽出」にて検討要となった重量物について、落下エネルギーを算出し、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギー（約39.3kJ※）を超える重量物となる設備等を検討要、それ以外の設備等を検討不要として抽出する。</p> <p>※燃料集合体の気中落下を想定した場合でも使用済燃料ピットライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について（別紙1）参照。      (落下エネルギーの算出方法)  <math>E = m \times g \times h</math>      E : 落下エネルギー [J]      m : 質量 [kg]      g : 重力加速度 [m/s<sup>2</sup>]      h : 落下高さ [m]</p>	<p>■【大飯、女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備の相違      ・燃料集合体の設計の相違。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ここで、落下高さは図4.1.1に示すとおり一律に各設備などの最大吊り上げ高さ（＝フック上限位置－使用済燃料プール最深床高さ）とし、基準面は使用済燃料プール最深床高さとする。</p> <p>図4.1.1 落下高さ算出概要</p>	<p>ここで、落下高さは各設備の設置高さとし、基準面は使用済燃料ピット底面とするが、使用済燃料ピット内で、使用済燃料ピットクレーンで取り扱う設備については各設備の最大吊り上げ高さとする。落下高さ算出概要については図4.1.1に示す。</p> <p>図4.1.1 落下高さ算出概要</p>	<p>■【女川】設備の相違 泊の落下高さは設備によって異なる。(図は、燃料や水中照明を吊ったイメージ図)。また、泊の使用済燃料ピット底面深さは一律である。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

## 4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出

4.1.1 「設置状況による抽出」及び4.1.2 「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローIIIで使用済燃料プールへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。

## 4.1.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出

4.1.1 「設置状況による抽出」及び4.1.2 「落下エネルギーによる抽出」により検討要となる重量物について、評価フローIIIで使用済燃料ピットへの落下防止対策の対応状況確認が必要となる重量物として抽出する。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

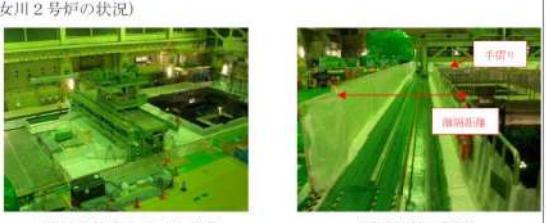
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 評価フローII：「検討要」としたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</li> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・移送中の内挿物等取扱工具</li> <li>・移送中の燃料ピットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ<sup>④</sup>）以上である設備等若しくは、配置上使用済燃料ピットに落下する可能性がある設備は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、後段の評価フローIII.で落下防止の適切性を確認する。</p> <p>※：燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのライニング等の健全性は確保される（別紙1参照）ことから、燃料集合体の落下エネルギー以上の落下エネルギーであることを選定の目安とした。</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設の周辺（大飯4号炉の例）】 【原子炉周辺建屋の天井、梁、柱、壁（大飯4号炉の例）】</p> 	<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料ピットの上での取り扱うことがなく、使用済燃料ピットの手摺の外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料ピットまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料ピットと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取替床の床面上設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p>&lt;検討不要となる項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他クレーン類</li> <li>・原子炉格納容器（取扱具含む）</li> <li>・電源盤類</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>(女川2号炉の状況)</p>  <p>燃料取替床の床面上設備</p> <p>離隔距離の概要</p>	<p>4.2 評価フローIIの抽出結果</p> <p>4.2.1 設置状況による抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、通常時使用済燃料ピットの上での取り扱うことがなく、使用済燃料ピットの手摺の外側に設置され、転倒防止対策（電源盤類については床や壁面にボルト等にて固定又は固縛）がとられており、仮に地震等により損壊・転倒したとしても使用済燃料ピットまでの離隔がとれていることから検討不要とする（詳細は、使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について（別紙2）参照）。燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要について図4.2.1に示す。</p> <p>&lt;検討不要となる項目*&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源盤類の一部</li> <li>・フェンス類</li> <li>・装置類の一部</li> <li>・作業機材類</li> <li>・測定機器類</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の場合は「電源盤類」「装置類」に関しては設置状況と落下エネルギーの大きさを両方考慮することで抽出物が検討不要となる。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「フェンス類」、「作業機材類」、「測定機器類」に関しては、設置状況により全て検討不要になるため記載を修正した。</li> </ul> <p>■記載適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮明な写真に差し替えた。</li> </ul>

図4.2.1 燃料取替床の床面上設備及び離隔距離の概要

使用済燃料ピットと フェンス、手摺との距離	長さ[m]
1 フェンス裏	約1.7
2 手摺裏	約1.1
3 手摺裏～フェンス	約2.0
4 手摺裏～盤（盤はフェンス外）	約2.5
5 手摺裏～盤（盤はフェンス内）	約1.5



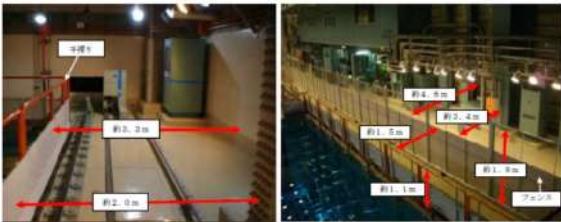
機器の固定状況

図4.2.1 燃料取扱棟の設備及び離隔距離の概要

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.2.2 評価フローII：「検討不要」としたもの</p> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料16条の記載</p> <p>以下の設備は、使用済燃料ピットの手摺り内側に設置されている設備や、手摺り外側に据置されている設備であるが、仮に落下した場合においても、気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業資機材（手摺り内側に設置されているもの、及び手摺り外側に据置されているもの）</li> <li>○ 測定機器（手摺り内側に設置されているもの）</li> <li>○ 水中照明、手摺り、建屋内装材</li> <li>○ 使用済燃料ピットクレーンにて取り扱う設備</li> <li>・ 燃料ピットゲート</li> </ul> <p>これらの機器類は、使用済燃料ピット（Sクラス設備）の安全機能を損なうことがないよう、使用済燃料ピットとの離隔をとり配置（フェンスや手摺りの外側に配置）されている。また、電源盤類や装置類等は、床面にボルトで固定されているため転倒することなく、仮に、地震等により損壊・転倒したとしてもフェンスや手摺りによって使用済燃料ピットへの落下は防止される。</p> <p>なお、フェンス類の「手摺り」、測定機器類の「水中照明」、検査装置類の「漏洩燃料検査装置（FIS-UT）」と「制御棒摩耗測定装置」は燃料集合体の落下エネルギーより小さく、角部の形状、剛性も下部ノズル角部形状に包含されていることから検討は不要とした。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設とフェンスや手摺りの距離（大飯3号炉の例）】</p>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。</p> <p>＜検討不要の項目＊＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール内ラック類</li> <li>・ 計器・カメラ・通信機器類</li> <li>・ その他</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料プールへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p>	<p>4.2.2 落下エネルギーによる抽出結果</p> <p>下記項目の設備等は、4.1.2「落下エネルギーによる抽出」に示す方法により算出した落下エネルギーが、気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とする。</p> <p>＜検討不要の項目＊＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源盤類</li> <li>・ 移送中の内挿物等（内挿物取扱工具等を含む）</li> <li>・ 建屋内装材</li> </ul> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p> <p>上記項目の設備等は、使用中に仮に使用済燃料ピットへ落下した場合においても、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいことから、検討不要とした。</p> <p>また、作業機材類、測定機器類には可動式のものもあるが、安全上重要な設備近傍に仮置きが必要となった場合には、転倒・移動を防止するための転倒防止用金具、移動防止用車止め、ワイヤロープによる固縛等を行うことが社内マニュアルにより定められていること、また、燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから検討は不要とした。（補足説明資料9 仮置物に対する落下防止措置について 参照）</p> <p>電源盤類の内、「A-使用済燃料ピット水中照明分電盤」については、落下エネルギーは小さく、使用済燃料ピットの機能に影響を与えることはないが、A-使用済燃料ピット水位（SA用）及びA-使用済燃料ピット温度（SA用）に近接していることから基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</p>	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源盤類に関しては、落下エネルギーにより検討不要となることから記載を適正化した。</li> <li>・ 設置による抽出で検討不要となる項目を削除した。</li> <li>・ 「移送中の内挿物等（内挿物取扱工具等を含む）」に関しては、本項目に記載が必要と判断し追記した。</li> </ul> <p>■【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋構造の相違により抽出。</li> </ul> <p>■【大飯、女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒防止のための固縛の記載あり。</li> </ul> <p>■【大飯、女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊はSA機器に対する影響について記載している。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置許可での設計方針としての記載とした。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果          4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。          これらの項目は、落下により使用済燃料プールの機能を損なう恐れがあることから、後段の評価フローⅢで使用済燃料プールへの落下防止対策の要否確認を実施する。</p> <p>＜検討要となる項目＊＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉建屋原子炉棟</li> <li>・ 燃料交換機</li> <li>・ 原子炉建屋クレーン</li> <li>・ 原子炉圧力容器（取扱具含む）</li> </ul> <p>・ 内挿物（取扱具含む）</p> <p>・ プールゲート類</p> <p>・ 使用済燃料輸送容器（取扱具含む）</p> <p>・ フェンス・ラダー類</p> <p>・ 装置類</p> <p>・ 作業機材類</p> <p>・ 試験・検査用機材類</p> <p>・ コンクリートプラグ・ハッチ類</p> <p>※各項目の詳細は表3.2.1を参照</p>	<p>4.2.3 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果          4.2.1「設置状況による抽出」及び4.2.2「落下エネルギーによる抽出」により、抽出した検討要となる重量物の項目を下記に示す。          これらの項目は、落下により使用済燃料ピットの機能を損なう恐れがあることから、後段の評価フローⅢで使用済燃料ピットへの落下防止対策の要否確認を実施する。落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果を図4.2.2に示す。</p> <p>＜検討要となる項目＊<sup>1</sup>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁<sup>＊2</sup>）</li> <li>・ 使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・ 燃料取扱棟クレーン本体</li> </ul> <p>・ 移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</p> <p>・ 移送中のゲート</p> <p>・ 移送中のキャスクとその吊具</p> <p>※1：各項目の詳細は表3.2.1を参照      ※2：建屋内装材を除く</p>  <p>■【女川】設備名称の相違      ■記載の適正化      ・図と文章を関連付けた。</p> <p>■記載の適正化      ■【女川】設備の相違      ・設備の相違から泊では抽出されない。</p> <p>■記載の適正化      ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違      ■記載の適正化      ・図と文章を関連付けた。</p> <p>■記載の適正化      ■【女川】設備の相違      ・設備の相違から泊では抽出されない。</p> <p>■記載の適正化      ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>

図4.2.2 落下防止対策の要否判断が必要となる重量物の抽出結果

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

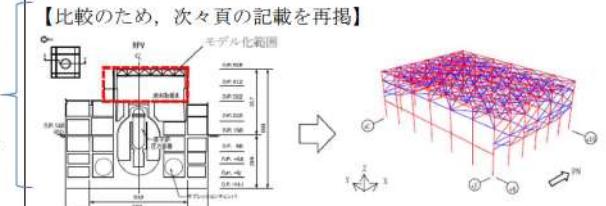
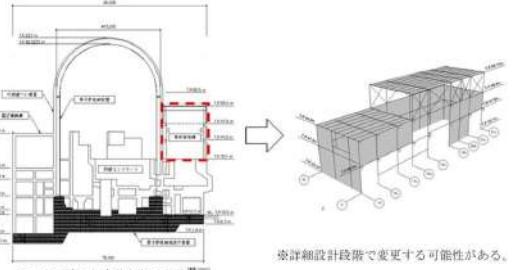
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
5. 落下防止の対応状況確認	5. 落下防止対策の要否判断	5. 落下防止対策の要否判断	■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）
5.1 評価フローIII（落下防止とその適切性の確認）の考え方 使用済燃料ピットへの落下原因とその防止対策の関係は以下とのおりであり、個々の落下原因に応じて適切に落下防止が実施されていることを確認する。 a. 地震による破損 → ①耐震評価 ②強度確保・離隔・可動範囲制限・転倒防止金具・外れ止め b. 機器の故障等 → ②離隔・多重化・フェイルセーフ機構・可動範囲制限・防止金具 ③点検 c. 装置の誤操作 → ②強度確保・可動範囲制限 ③有資格者作業	5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方 評価フローIIで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料プールへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表5.1.1に示す。 表5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理	5.1 評価フローIII（落下防止対策の要否判断）の考え方 評価フローIIで検討要として抽出した重量物について、使用済燃料ピットへの落下原因に応じて、落下防止対策を適切に実施する設計とする。 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理について表5.1.1に示す。	■【女川】名称の相違
※：上記①～③は、6(1)の使用済燃料貯蔵施設への落下時影響評価が必要な重量物の選定に関する整理表中に記載の対策①～③に対応する。	※1：項目の詳細は表3.2.1参照 ここで、吊荷取扱設備とは、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンであり、吊荷取扱装置とは、吊荷取扱設備に設けている安全装置等をいう。 上記落下防止対策①～③については、具体的に以下により確認する。	表5.1.1 抽出した設備等に対する落下原因及び落下防止対策の整理	■記載の適正化
5.1.1 耐震安全性評価による落下防止 基準地震動Ssを用いた耐震安全性評価を行い、落下に至らないことを確認する。	① 耐震性確保による落下防止対策 原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーンについて、基準地震動Ssに対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。 また、使用済燃料プール周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計とする。	① 耐震性確保による落下防止対策 燃料取扱機（天井、梁、柱、壁 <sup>2)</sup> ）、使用済燃料ピットクレーンについて、基準地震動に対して耐震評価により壊れて落下しないことを確認し、落下防止のために必要な構造強度を有していることを確認する。	■記載適正化
5.1.2 設備構造及び運用による落下防止 a. クレーンの安全機能として、ワイヤロープ2重化、過荷重防止、可動範囲制限、動力電源喪失時保持機能及びフックの外れ止め等の適切な落下防止措置が実施されていることを確認する。 b. クレーン等安全規則等に基づく点検、安全装置の使用及び有資格者作業等の要求事項による落下防止措置とその適切性について確認する。	② 設備構造上の落下防止対策 クレーンの安全機能として、フック外れ止め、ワイヤロープ二重化、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。 ③ 運用状況による落下防止対策 クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。 また、燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール外への待機運用、原子炉建屋クレーンの可動範囲制限による落下防止措置及び使用済燃料プール周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。	② 設備構造上の落下防止対策 クレーンの安全機能として、フック外れ止め、二重のワイヤ、フェイル・セイフ機構等、設備構造上の落下防止措置が適切に講じられる設計とする。 ③ 運用状況による落下防止対策 クレーン等安全規則に基づく点検、安全装置の使用、クレーンの有資格者作業等の要求事項対応による落下防止措置が適切に実施されていることを確認する。 また、使用済燃料ピットクレーンの使用済燃料ピット外への待機運用及び使用済燃料ピット周りの異物混入防止対策を実施する方針について保安規定にて示す。 ※建屋内装材を除く	■【女川】設備の相違 ・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱機クレーンに相当する。 ・燃料取扱機クレーンは物理的な可動範囲制限があるため、耐震性確保による落下防止対策は不要である。 ■【女川】用語の統一

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2 評価フローIIIの評価結果</p> <p>5.2.1 耐震安全性評価による落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）</li> <li>・使用済燃料ピットクレーン</li> </ul> <p>a. 原子炉周辺建屋</p> <p>使用済燃料ピットを格納する原子炉周辺建屋は、基準地震動 <math>S_s</math> に対して建物・構築物の安全機能が保持できること（倒壊しないこと等）を確認している。</p> <p>また、使用済燃料ピット上部の鉄骨部については、屋根を含む立体FEMモデルを作成し、基準地震動 <math>S_s</math> に対して、安全機能を保持できること（落下しないこと等）を確認している。</p> <p>再掲⑨ (次々々 頁より)</p> <p>【比較のため、次々頁の記載を再掲】</p>  <p>図5.2.1 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル</p>	<p>5.2 評価フローIIIの評価</p> <p>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟及び使用済燃料プール上部にある常設設備</p> <p>原子炉建屋原子炉棟については、燃料取替床の床面(0.P. 33.2m)より上部の鉄筋コンクリート造の壁及び鉄骨造の屋根トラス等を線材、面材により立体的にモデル化した立体架構モデルを作成し、基準地震動 <math>S_s</math> に対する評価を行い、屋根トラスにおいて水平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料プールに落下しない設計とする。原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデルについて図5.2.1に示す。</p>	<p>5.2 評価フローIIIの評価</p> <p>5.2.1 耐震性確保による落下防止対策</p> <p>(1) 燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁<sup>※</sup>） ※建屋内装材を除く</p> <p>使用済燃料ピットを格納する燃料取扱棟を含めた原子炉建屋は、基準地震動に対して建物・構築物の安全機能が保持できる（倒壊しない等）設計とする。</p> <p>また、燃料取扱棟については、下層部の鉄筋コンクリート造の壁並びに上層部の鉄骨造の柱及び梁等を線材、面材により立体的にモデル化した立体FEMモデルを作成し、基準地震動に対する評価を行い、鉄骨部において発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。</p> <p>燃料取扱棟の解析モデルを図5.2.1に示す。</p>  <p>原子炉建屋 概略断面図 ※詳細設計段階で変更する可能性がある。</p> <p>図5.2.1 燃料取扱棟の解析モデル</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違 ・項目の付番は女川に合わせた。</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。</p> <p>■記載の適正化 ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p> <p>■構造形式の相違により評価方針に相違が生じることから、大飯（伊方）と比較し相違理由を記載する。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載の適正化 ・図と文章を関連付けた。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、天井は鋼板と鉄筋コンクリートによる一体構造となっており、地震等で部分的に剥離することはない。</p>  <p>【使用済燃料貯蔵施設上部の天井（大飯4号炉の例）】 【使用済燃料ピットクレーン（大飯4号炉の例）】</p> <p>【比較のため、次々頁の記載を再掲】</p> <p>使用済燃料ピット上部の屋根は、コンクリート屋根スラブ、屋根折板（デッキプレート）、鉄骨梁等で構成されている。鉄筋コンクリートの屋根スラブは、屋根折板（デッキプレート）の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁、小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で破損し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>再掲⑩ (次々頁 より)</p>	<p>また、屋根については鋼板（デッキプレート）の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造となっており、地震による剥落はない。燃料取替床の床面より上部を構成する壁は鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁とあわせて基準地震動 Ss に対して落下しない設計とする。</p>	<p>燃料取扱棟の屋根は、鉄筋コンクリート造の屋根スラブ、鋼板（デッキプレート）及び鉄骨梁（大梁及び小梁）で構成されている。鉄筋コンクリート造の屋根スラブは、鋼板（デッキプレート）の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁及び小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で損壊し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>燃料取扱棟の屋根を図 5.2.2 に示す。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違 ・泊では下記に含めて記載しているため相違する。</p> <p>■【大飯】設備名称の相違 ・記載の適正化 ・図と文章を関連付けた。</p>

### 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

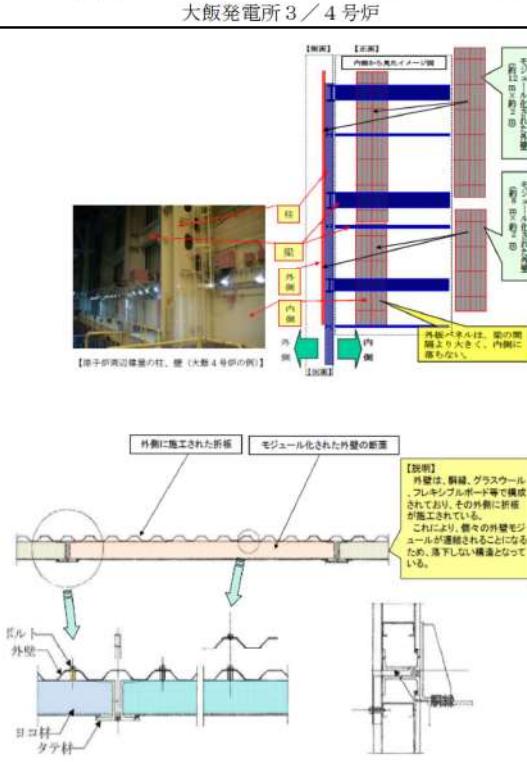
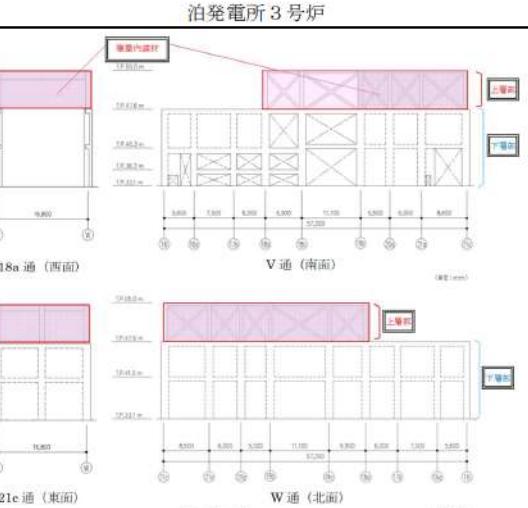
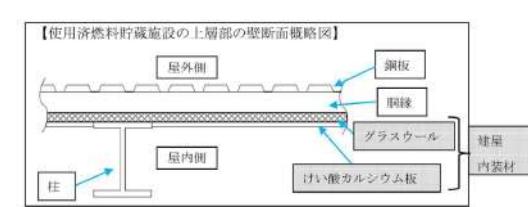
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>外壁は、フレキシブルボード、グラスウール、折板等で構成されており、柱、梁の外側に取り付けている。外板パネルの大きさは、小さなものでも約2m×8mであり、梁の間隔より大きいことから、外壁が内側（使用済燃料ピット側）に落下することはない。</p> <p>外壁の部材は、建屋の構造部材の外側に取付けられているため、仮に地震によって外壁の部材が損壊したとしても、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p><b>(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載</b></p> <p>壁については、下層部は鉄筋コンクリート造であり、上層部は鋼板や鋼材（胴縁等）および建屋内装材（石綿セメント板、グラスウール）で構成されている。下層部の鉄筋コンクリート壁は、この壁が損壊しない限り使用済燃料ピット内に落下することなく、上層部の鋼板や鋼材は、柱の外側に溶接またはボルトにて接合されており、この柱が損壊しない限り、鋼板や鋼材が使用済燃料ピット内に落下することはない。なお、鋼板や鋼材は延性があり、変形能力に富むことから、部分的に破損して落下することはない。</p> <p>一方、壁に使用されている建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれはない。</p>			<p><b>■【大飯】記載内容の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁の構造及び仕様が異なっていることから、泊と同様の構造及び仕様である伊方を参照した。</li> </ul> <p><b>■【伊方】使用材料の相違</b></p> <p>壁については、下層部は鉄筋コンクリート造であり、上層部は鋼板や鋼材（胴縁等）及び建屋内装材（けい酸カルシウム板及びグラスウール）で構成されている。下層部の鉄筋コンクリート造の壁は、この壁が損壊しない限り使用済燃料ピットに落下することなく、上層部の鋼板や鋼材は、柱の外側に溶接又はボルトにて接合されており、この柱が損壊しない限り、鋼板や鋼材が使用済燃料ピットに落下することはない。なお、鋼板や鋼材は延性があり、変形能力に富むことから、部分的に破損して落下することはない。</p> <p>一方、壁に使用されている建屋内装材は柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことから、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれはない。</p> <p><b>■記載の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【原子炉周辺建屋の柱、壁（大飯4号炉の例）】</p> <p>外側に施工された折板 モジュール化された外壁の断面</p> <p>【説明】 外壁は、鋼縫、グラスウール、フレンジパネルボード等で構成され、内側は柱外側に折板が施工されている。 これにより、柱との外壁モジュールが連結されることになるため、落丁しない構造となっている。</p> <p>ベルト 外壁 目栓 タテ材</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	 <p>18a通（西面） V通（南面） 21c通（東面） W通（北面） 概略断面図</p> <p>上層部 柱骨造であり、壁は、けい酸カルシウム板、グラスウール、鋼板等で構成されており、柱・プレースの外側に取り付けられている。(TP47.6m以上) 壁は鉄筋コンクリート造である。(TP47.6m以下) 柱内嵌入部材設置位置</p> <p>【使用済燃料貯蔵施設の上層部の壁断面概略図】</p>  <p>（下層部） （上層部）</p> <p>図 5.2.3 燃料取扱棟の壁</p>	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上層部と下層部を図中に示した。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図番号・図名称を追記した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

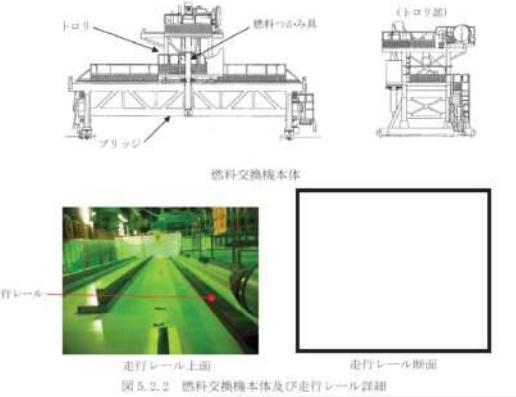
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピット上部の屋根は、コンクリート屋根スラブ、屋根折板（デッキプレート）、鉄骨梁等で構成されている。鉄筋コンクリートの屋根スラブは、屋根折板（デッキプレート）の上に施工されており、コンクリート片が落下することはない。</p> <p>また、屋根全体が鉄骨梁（大梁、小梁）の上側に施工されているため、この鉄骨梁が損壊しない限り、それ自体が地震で破損し、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p><b>前々頁に再掲⑩</b></p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【原子炉周辺建屋天井の屋根鉄骨梁】</p>		
<p>なお、使用済燃料プール上部にある常設設備としては天井照明があるが、その落下エネルギーは気中落下試験時の燃料集合体等の落下エネルギーより小さいため、評価プロセスにおいて検討不要としている。</p> <p><b>前々々頁に再掲⑪</b></p> <p>図 5.2.1 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル</p>	<p>■【女川】設備の相違    ・泊では使用済燃料ピット上部に常設設備はない。</p> <p>■【女川】記載箇所の相違</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

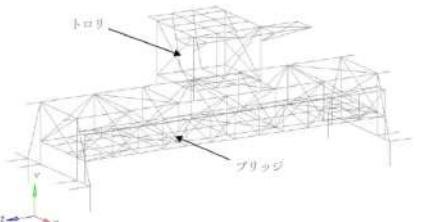
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

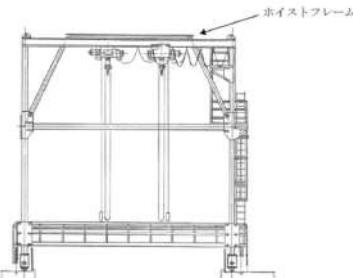
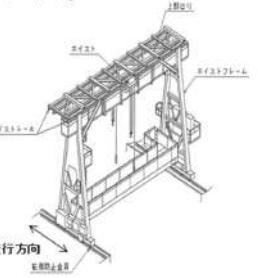
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷※の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガイドアセンブリ（取扱工具を含む）</li> <li>○ 燃料ピットゲート</li> </ul> <p>(a) 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動 <math>S_s</math> を用いた耐震評価を行い、落下に至らない設計とする。</p>	<p>(2) 燃料交換機</p> <p>燃料交換機※は、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びD／Sピットをまたぎ、レール上を走行する設備であり、浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置している。転倒防止装置は、走行レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料交換機及び走行レールの詳細図について図5.2.2に示す。</p> <p>燃料交換機は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※耐震性評価においては燃料交換機の使用済燃料プール上で取り扱う吊荷となる項目全てを包括する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃料集合体</li> <li>○ ダブルブレードガイド</li> <li>○ 制御棒等</li> </ul>  <p>図5.2.2 燃料交換機本体及び走行レール詳細</p> <p>※図のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>a. 燃料交換機の落下防止対策</p> <p>燃料交換機は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p>	<p>(2) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を走行するクレーンであるが、次項以降に示す対策を実施し、クレーン本体の使用済燃料ピットへの落下防止及び吊荷※の落下防止を図っている。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づき、定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※：使用済燃料ピット上で取り扱う使用済燃料ピットクレーンの重量物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃料ガイドアセンブリ（取扱工具を含む）</li> <li>○ ゲート</li> </ul> <p>a. 使用済燃料ピットクレーンの落下防止対策</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で各種作業を行うことから、基準地震動を用いた耐震評価を行い、落下しない設計とする。</p> <p>以下に、耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、設計及び工事計画認可申請書にて示す。</p>	<p>■【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> <p>■【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の燃料交換機と泊の使用済燃料ピットクレーンは、一部構造が異なるが耐震安全性評価による落下防止対策が適切に行なわれており、実質的な相違は無い。</li> </ul> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊においては、想定される最大質量を吊った状態の評価とともに吊荷を吊っていない状態での転倒評価も実施している。女川と同等の記載が可能と判断し、反映した。</li> </ul> <p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

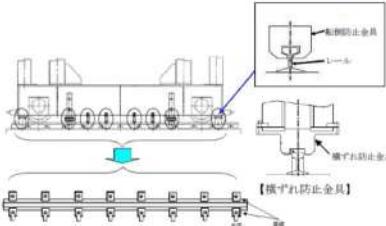
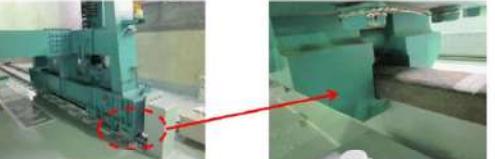
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

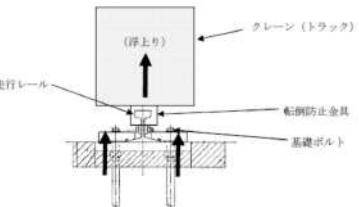
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入力地震動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動Ss</li> <li>・評価用建屋応答位置：原子炉周辺建屋 E.L. +33.6m</li> <li>・方向：水平、鉛直</li> </ul> </li>   <li>○ 評価ケース                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価では、吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</li> </ul> </li>   <li>○ 評価部材                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン主要部材：SS400</li> </ul> </li>   <li>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SS400, SCM435H</li> <li>・横ずれ防止金具（つめ）：SM490A</li> <li>・レール（基礎ボルト、コンクリート）：SCM435, コンクリート</li> </ul>	<p>(a) 評価方法</p> <p>解析モデルとして燃料交換機の3次元はりモデルを作成し、スペクトルモーダル解析にて評価する。燃料交換機の解析モデルについて図5.2.3に示す。</p> <p>(b) 評価部材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 燃料交換機本体（構造物フレーム）</li> <li>ii. トロリ転倒防止装置</li> </ul> <p>iii. ブリッジ転倒防止装置</p> <p>iv. 走行レール</p>  <p>図5.2.3 燃料交換機 解析モデル（イメージ）</p> <p>(b) クレーン本体の健全性</p> <p>○解析条件の検討</p> <p>クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入力地震動                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動</li> <li>・評価用建屋応答位置：燃料取扱棟T.P. 33.1m</li> <li>・方向：水平、鉛直</li> </ul> </li>   <li>○評価ケース                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価では吊荷の状態等を考慮して厳しい条件となるように設定する。</li> </ul> </li>   <li>○評価部材                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン主要部材：SS400</li> </ul> </li>   <li>・転倒防止金具（つめ、取付ボルト）：SCM440, SCM435</li> <li>・レール（基礎ボルト）：SCM435</li> </ul>	<p>■【大飯】用語の統一 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊の使用済燃料ビットクレーンにはトロリに相当する装置は無い。</p> <p>■【大飯】名称の相違 ■【大飯】設備の相違 ・泊の使用済燃料ビットクレーンには横ずれ防止金具は取り付けられていない。 ■【大飯】記載内容の相違 ・評価対象の部材を追記した。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○クレーン本体の評価 評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つモノレール及び荷重伝播経路としてモノレールを支えるホイストフレーム、ホイスト支柱、ブリッジを主体とし、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。          ・地震波：基準地震動S<sub>s</sub>          ・方向：水平・鉛直          ・解析方法：スペクトルモーダル解析          ・主な評価部位：ホイストフレーム            ・主な評価部材：SS400</p>  <p>図5.1 図 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>(c) 転倒防止金具及び横ずれ防止金具の評価 地震時において、使用済燃料ピットクレーンの転倒・脱線を防止する転倒防止金具及び横ずれ防止金具が破損しないことについて評価し、使用済燃料ピットクレーン本体が落下しない設計とする。 転倒防止金具及び横ずれ防止金具等の概要図を第5.2図に示す。</p>	<p>む構造とし、トロリが浮上り、横行レールより脱線しない構造としている。トロリ転倒防止装置の詳細を図5.2.4に示す。</p> <p>本装置は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動S<sub>s</sub>に対して転倒防止装置及び取付ボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>  <p>図5.2.4 トロリ転倒防止装置詳細</p> <p>図5.2.4 トロリ転倒防止装置詳細</p> <p>○クレーン本体の評価 評価部位は、燃料集合体荷重を受け持つホイストレール及び荷重伝播経路としてホイストレールを支える上部はり、ホイストフレーム、走行サドルを主体とし、その他下部歩道について評価を行い、各部材の発生応力は設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。          ・地震波：基準地震動          ・方向：水平・鉛直          ・解析方法：スペクトルモーダル解析          ・主な評価部位：ホイストレール、ホイストフレーム          ・主な評価部材：SS400 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位を図5.2.4に示す。</p>  <p>図5.2.4 使用済燃料ピットクレーンの主な評価部位</p> <p>iii. ブリッジ転倒防止装置 燃料取替床の床面上の走行用レールの頭部をブリッジ転倒防止装置（両爪タイプ）つめ部にて両側から抱き込む構造とし、燃料交換機が浮上り、走行レールより脱線しない構造としている。ブリッジ転倒防止装置の詳細を図5.2.5に示す。</p> <p>本装置は、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動S<sub>s</sub>に対して転倒防止装置及び</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】用語の統一</p> <p>■記載の適正化 ・図と文章を関連付けた。</p> <p>■記載の適正化 ・図番号を追記した。</p> <p>■【大飯】設備の相違</p> <p>■記載の適正化 ・図と文章を関連付けた。</p>	

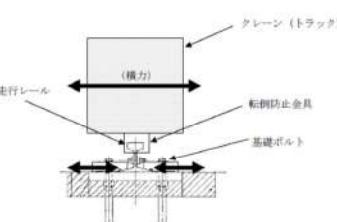
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5.2.4 図 使用済燃料ピットクレーン側面</p>  <p>○解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○転倒防止金具及び横ずれ防止金具の機能 転倒防止金具及び横ずれ防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具や横ずれ防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。          ・地震波：基準地震動Ss          ・方向：水平・鉛直          ・解析方法：スペクトルモーダル解析          ・主な評価部位：取付ボルト          ・主な評価部材：SCM435H</p> <p>(d) 走行レールの評価          &lt;クレーンの浮き上がり評価&gt;          ○ 解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>取付ボルトに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p> <p>図 5.2.5 ブリッジ転倒防止装置詳細</p> 	 <p>図 5.2.5 転倒防止金具の概要図</p> <p>○解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン質量から、厳しい条件を確認する。</p> <p>○転倒防止金具の機能 転倒防止金具は、走行レールの頭部を両側から抱き込む構造とし、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりや走行レールからの脱線を防止する。このため、使用済燃料ピットクレーンの浮き上がり力や横力により転倒防止金具に作用する発生応力は、地震時においても設計許容応力を満足する設計とする。</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。          ・地震波：基準地震動          ・方向：水平・鉛直          ・解析方法：スペクトルモーダル解析          ・主な評価部位：つめ          ・主な評価部材：SCM440</p> <p>d. 走行レールの評価          &lt;クレーンの浮き上がり評価&gt;          ○ 解析条件の検討 クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳しい条件を確認する。</p>	<p>■記載の適正化 ・図番号・図名称を追記した。</p> <p>■【大飯】設備の相違 ■【大飯】用語の統一 ■【大飯】記載内容の相違 ・評価上厳しい部位を記載</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○ 基礎ボルト 下図のとおり、地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。 なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具直下の基礎ボルトで評価する。</p>  <p>第5.3図 使用済燃料ピットクレーントラック部断面</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。      ・地震波：基準地震動Ss      ・方向：水平・鉛直      ・解析方法：スペクトルモーダル解析      ・主な評価部位：基礎ボルト（引張り）      ・主な評価部材：SCM435</p> <p>&lt;クレーンの横力評価&gt;      ○ 解析条件の検討      クレーン本体の解析条件のうち、吊荷の有無が本体の評価に及ぼす影響について、水平方向や鉛直方向の床応答加速度及びクレーン重量から、厳</p>		<p>○ 基礎ボルト 地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮き上がりで、レールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（引張り）であることを確認する。 なお、使用済燃料ピットクレーンからレールの基礎ボルトの範囲は影響する転倒防止金具近傍の基礎ボルトで評価する。</p> <p>○コンクリート クレーンが浮き上がる際、基礎ボルトからコンクリートに荷重かかるが、基礎ボルトの許容応力は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容応力を下回ることを確認し、基礎ボルト（引張り）の評価で代表することを確認する。</p> <p>○走行レール 地震時に使用済燃料ピットクレーンの浮上り力により走行レールに作用する発生応力について評価し、走行レールが設計許容応力未満（曲げ、せん断）であることを確認する。 なお、レール鉛直方向に作用する浮上り力は、転倒防止金具から走行レールに伝播するものとして評価する。</p>	<p>■【大飯】記載箇所の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違 ・評価対象の部材を追記した。</p> <p>■【大飯】用語の統一</p>

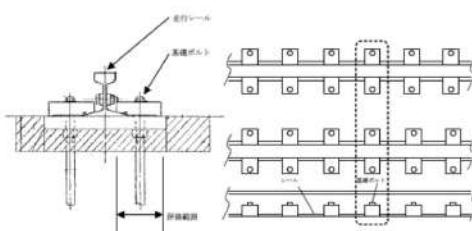
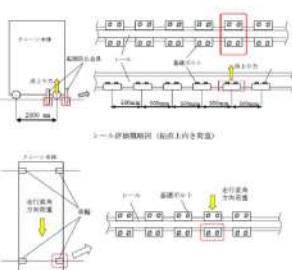
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>しい条件を確認する。</p> <p>○ 基礎ボルト 第5.4図に示すとおり、地震時に使用済燃料ピットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。 なお、<b>使用済燃料ピットクレーンに設置された転倒防止金具と横ずれ防止金具からレール直交方向に作用する発生力は、それぞれの金具とレールから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。</b></p> <p></p> <p>第5.4図 使用済燃料ピットクレーントラック部断面</p> <p>主な評価部位と解析条件は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波：基準地震動Ss</li> <li>・方向：水平・鉛直</li> <li>・解析方法：スペクトルモーダル解析</li> <li>・主な評価部位：基礎ボルト（せん断）</li> <li>・主な評価部材：SCM435</li> </ul> <p>○ コンクリート クレーンが浮き上る際、基礎ボルトからコンクリートに荷重がかかるが、基礎ボルト1本当たりの許容荷重は、コーン状破壊を想定した場合のコンクリート許容量を下回るため、基礎ボルト（引張り）の評価で代表する。（第5.5図参照）</p>		<p>○基礎ボルト 地震時に使用済燃料ピットクレーンの横力によりレールの基礎ボルトに作用する発生応力について評価し、基礎ボルトが設計許容応力未満（せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、レール直交方向に作用する発生力は、車輪つばから基礎ボルトに伝播するものとして評価する。</p> <p>○走行レール 地震時に使用済燃料ピットクレーンの横力により走行レールに作用する発生応力について評価し、走行レールが設計許容応力未満（曲げ、せん断）であることを確認する。</p> <p>なお、レール直交方向に作用する発生力は、車輪つばから走行レールに伝播するものとして評価する。</p>	<p>■【大飯】設備の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の部材を追記した。</li> </ul> <p>■【大飯】用語の統一</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図と文章を関連付けた。</li> </ul> <p>■【大飯】記載箇所の相違</p>

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.5図 レール基礎ボルトに係るコンクリート評価範囲</p> <p>(e) 吊荷の落下評価 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解析モデル             <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル</li> <li>・吊荷とホイストモノレールが最も振動する低次（長周期側）のモードの周期を使用</li> </ul> </li> <li>○ 解析条件の検討 吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷重量、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。 ・入力地震動：基準地震動 <math>S_s</math></li> <li>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析）</li> <li>② 浮き上がり速度を算出する。</li> <li>③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。</li> </ol> </li> </ul>	<p>b. 吊荷の落下防止対策 燃料交換機で吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。 以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法 吊荷位置（上端～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を鉛直方向床応答スペクトルから算出し、ワイヤロープ、フック及びブレーキに作用する荷重を算出する。当該算出荷重から、各部の評価を行う。</p> <p>(b) 評価条件             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、基準地震動 <math>S_s</math> の鉛直方向床応答スペクトルでの震度を用いて、ワイヤロープ長さを考慮し算出した荷重を用いる。</li> </ul> </p>	 <p>第5.2.6 レール評価概略図</p> <p>e. 吊荷の落下評価 使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上で重量物を取り扱うことから、地震時においても吊荷が落下しない設計とする。</p> <p>具体的には、地震動により想定される落下事象として、吊荷の昇降系（ワイヤロープやフック）の破断が考えられることから、吊荷の昇降系に作用する加速度によって生じる荷重がワイヤロープやフックの安全率を超えない設計とする。</p> <p>&lt;基本的な評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解析モデル             <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン本体モデルにワイヤロープを模擬したばね要素を加えたモデル</li> <li>・吊荷重量及びワイヤロープ長さは、固有周期と床応答曲線の関係から評価が厳しくなるように設定する。</li> </ul> </li> <li>○ 解析条件の検討 吊荷の落下評価の解析条件のうち、吊荷評価、ワイヤロープ長さが評価に及ぼす影響について、鉛直方向の床応答加速度から厳しい条件を確認する。 ・入力地震動：基準地震動</li> <li>○ クレーンの吊荷の落下評価の流れ             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 吊荷の加速度、固有周期を求める。（スペクトルモーダル解析）</li> <li>② 浮き上がり速度を算出する。</li> <li>③ 下向きの荷重（自由落下時）を算出する。</li> </ol> </li> </ul>	<p>■記載の適正化 ・図番号・図名称を追記した。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】用語の統一</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

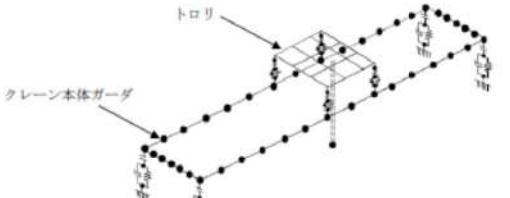
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p>＜下向きの荷重評価＞ 基準地震動 Ssにおいて、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p>＜その他の落下防止機能の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。</li> <li>○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキ（定格の150%以上を超えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。</li> <li>○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。仮に、2重ワイヤロープの1本が切れた場合は安全率が半分（約4.7）となるが、吊荷が落下することはない。</li> </ul>	<p>・ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ (Su) による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</p> <p>・ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</p> <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト（主ホイスト及び補助ホイスト）について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。 補足説明資料1に、主ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>④ ワイヤロープ、フックの許容荷重と比較する。</p> <p>＜下向きの荷重評価＞ 基準地震動において、発生する下向きの荷重は、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。また、吊荷が浮き上がる場合は鉛直方向の地震動第2波の影響を考慮した場合においても同様に、ワイヤロープ及びフックの許容荷重を満足する設計とする。</p> <p>＜その他の落下防止機能の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 吊荷が弾んだ際、ワイヤロープの緩みにより吊荷がフックから外れて落下しないよう、フックには外れ防止金具が装備されている。</li> <li>○ 鉛直方向の連続的な振動に対する電磁ブレーキ（定格の150%以上を超えた場合）については、電磁ブレーキのライニング性能上、動作可能回数が数十万回以上であることを確認している。</li> <li>○ ワイヤロープの安全率は5.0以上、フックの安全率は3以上とすることが、クレーン等安全規則及び日本クレーン協会規格に規定されており、それ以上を有している。</li> </ul> <p>補足説明資料1に、ホイストにおける評価例を示す。</p>	<p>■【大飯】用語の統一</p> <p>■記載の適正化</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■大飯との比較はここまで。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 原子炉建屋クレーン</p> <p>原子炉建屋クレーン<sup>赤字</sup>は、原子炉建屋原子炉棟内壁に沿って設置された走行レール上を走行するクレーンであり、浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置している。脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面、横行レールに対し、浮上り代を設けた構造であり、クレーンの浮上りにより走行、横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>※ 耐震性評価においては原子炉建屋クレーンの使用済燃料プール上で取り扱う吊荷は、下記のように原子炉建屋クレーンにより吊られる項目を包絡する質量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用済燃料輸送容器</li> <li>○ プールゲート</li> <li>○ 燃料集合体 等</li> </ul> <p>原子炉建屋クレーン本体の詳細を図 5.2.7 に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(正面) (側面)</p> </div> <p>図 5.2.7 原子炉建屋クレーン本体詳細</p> <p>a. 原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、下部に設置された上位クラス施設である使用済燃料プールに対して、波及的影響を及ぼさないことを確認することから、想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。耐震性評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>解析モデルとして原子炉建屋クレーンの3次元はりモデルを作成し、時刻歴応答解析にて評価する。解析モデルを図 5.2.8 に示す。</p> <p>(b) 評価部材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. クレーン本体ガーダ</li> <li>ii. 脱線防止ラグ</li> </ul>		<p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の燃料取扱機クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>・燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考 1, 2 に記載</li> </ul>

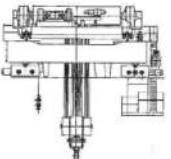
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 iii. トロリーストップ	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.2.8 原子炉建屋クレーン 解析モデル（イメージ）</p> <p>i. クレーン本体ガーダ</p> <p>原子炉建屋クレーン本体ガーダは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>ii. 脱線防止ラグ</p> <p>脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面に対し浮上り代を設けた構造とし、原子炉建屋クレーンが浮上り、ランウェイガーダより脱落しない構造とする。原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグの詳細を図 5.2.9 に示す。</p> <p>脱線防止ラグは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 <math>S_s</math> に対して脱線防止ラグに発生する応力が許容応力以下となる設計とする。</p>   <p>原子炉建屋クレーン外観</p> <p>脱線防止ラグ</p> <p>図 5.2.9 原子炉建屋クレーン本体及び脱線防止ラグ詳細</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">静止中の内蔵は商業機密の範囲から公開できません。</div>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ⅲ. トロリストッパ</p> <p>トロリストッパは、横行レールに対し浮上り代を設けた構造とし、トロリが浮上り、横行レールより脱線しない構造とする。トロリ本体及びトロリストッパの詳細を図5.2.10に示す。</p> <p>トロリストッパは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動Ssに対してトロリストッパに発生する応力が許容値応力以下となる設計とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  <div style="text-align: center;">  <p>トロリストッパ外観</p> </div> </div> <p>図5.2.10 トロリ本体及びトロリストッパ詳細</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません</div>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 吊荷の落下防止対策</p> <p>原子炉建屋クレーンにより、吊荷を扱う際、地震により吊荷が落下する事象として、ワイヤロープやフックの破断、ブレーキの滑りが考えられるため、ワイヤロープ、フック及びブレーキは、原子炉建屋クレーンが想定される最大質量の吊荷を吊った状態においても、基準地震動 Ss に対して使用済燃料プールへの落下を防止する設計とする。</p> <p>以下に、ワイヤロープ、フック及びブレーキに対する耐震評価方法を示す。耐震評価結果については、工事計画認可申請書にて示す。</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>(b) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤロープ、フック及びブレーキの吊荷重は、時刻歴解析より算出した荷重を用いる。</li> <li>・ワイヤロープ、フックは、定格荷重に対する引張強さ (Su) による安全率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> <li>・ブレーキは、制動トルクと定格荷重時の負荷トルクの比率を評価基準値として設定し、算出荷重と比較する。</li> </ul> <p>評価については、重量物の吊荷作業にて使用する全てのホイスト (20t ホイスト及び3t ホイスト) について、ワイヤロープ、フック及びブレーキの評価を実施し、各部位における耐震性を確認する。</p> <p>補足説明資料2に、主巻における評価例を示す。</p>		

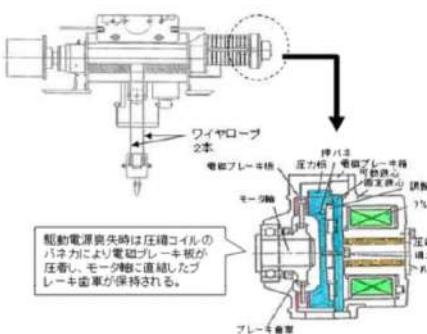
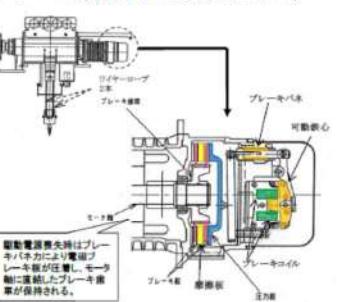
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

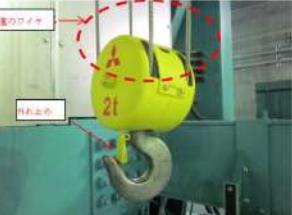
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

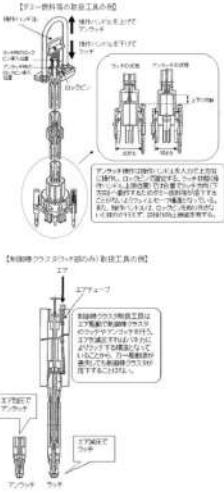
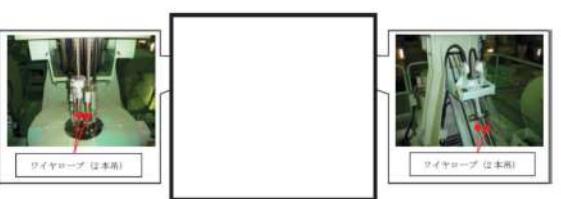
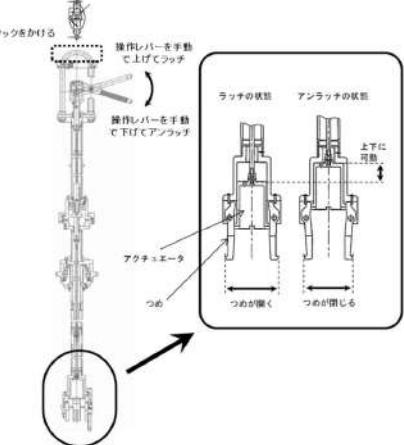
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.2 設備構造による落下防止がなされている設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・移送中の内挿物等取扱工具</li>   <li>・移送中の燃料ピットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>a. 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能<sup>※</sup>）を有しており、内挿物等とその取扱工具、燃料ピットゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイルセイフ機構等により、内挿物等の落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <p>(1) 燃料交換機</p> <p>使用済燃料プール上において、燃料交換機で扱う吊荷の作業を行う際に、使用済燃料プール内に吊荷が落下するのを防止する対策を以下に示す。</p> <p>a. 動力電源等の喪失対策</p> <p>燃料交換機は、動力電源等の喪失時に自動的にブレーキがかかる設計とする。動力電源等が喪失した場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時の落下防止機能について</p> <p>直流電磁ブレーキの概要を図5.2.11に示す。</p> <p>燃料交換機のブレーキは、動力電源喪失時においても図5.2.11の①、②に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セイフ設計としている。</p>	<p>5.2.2 設備構造上の落下防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</li> <li>・移送中のゲート</li> <li>・燃料取扱棟クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスクとその吊具</li> </ul> <p>(1) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ワイヤロープの二重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の燃料集合体の落下防止機能<sup>※</sup>）を有しており、燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具、ゲートの落下防止を図っている。</p> <p>また、取扱工具は、フェイル・セイフ機構等により落下防止を図っている。</p> <p>※：【技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）の抜粋】</p> <p>通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。</p> <p>七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。</p> <p>【上記解釈の抜粋】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的に記載方針が異なるので着色を省略する。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載名称の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載表現の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の付番は女川に合わせた。</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーンで取り扱うもののうち、ゲートを除き最も重量の大きい設備等を記載</li> </ul> </li> <li>■【大飯】記載名称の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul> </li> </ul>

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料交換機にあっては、掴み機構のワイヤロープを2重化すること。</li> <li>・燃料交換機にあっては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。</li> <li>・原子炉建屋天井クレーンにあっては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。</li> <li>また、フックのワイヤロープ外れ止めを設けること。（参考2参照）</li> </ul>  <p>非駆動時のブレーキ機能について      ① 新搬送源に上り、電磁石が励磁し、吸引力が押しつけ方に打ち勝つことでモーターとモータードライブを抱き止める。      ② 新搬送源が落ち、電磁石が非励磁となると、ブレーキ板との間の吸引力が喪失する。押し付け方によりブレーキ板が駆動軸に取り付けられているブレーキライニングを押さえつけける。</p> <p>駆動電源喪失時は圧縮コイルのバネ力により電磁ブレーキ板が圧着し、モーター軸に直結したブレーキ車が保持される。</p> <p>フレーキ車</p>	 <p>非駆動時のブレーキ機能について      ① 新搬送源に上り、電磁石が励磁し、吸引力が押しつけ方に打ち勝つことでモーターとモータードライブを抱き止める。      ② 新搬送源が落ち、電磁石が非励磁となると、ブレーキ板との間の吸引力が喪失する。押し付け方によりブレーキ板が駆動軸に取り付けられているブレーキライニングを押さえつけける。</p> <p>駆動電源喪失時はブレーキコイルの電流が止まり、モーター軸に直結したブレーキ車が保持される。</p> <p>フレーキ車</p>	<p>5 第1項第4号に規定する「燃料体等が破損しないこと」とは、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料交換機にあっては、掴み機構のワイヤーを二重化すること。</li> <li>・燃料交換機にあっては、燃料取扱中に過荷重となった場合は上昇阻止される措置がなされていること。</li> <li>・原子炉建屋天井クレーンにあっては、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が燃料プールに貯蔵された燃料上を走行できない措置を行うこと。</li> <li>また、フックのワイヤー外れ止めを設けること。（参考1,2参照）</li> </ul> <p>電磁ブレーキ構造図を図5.2.7に示す。</p>  <p>駆動電源喪失時はブレーキコイルの電流が止まり、モーター軸に直結したブレーキ車が保持される。</p> <p>フレーキ車</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違      ・泊は技術基準の原文を記載する。</p> <p>a. 吊荷の落下防止</p> <p>使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープは2重化しており、フック等の構成部材を含めた昇降系の安全率は5程度有している。</p> <p>基準地震動Ss時のクレーン昇降系での発生加速度は床応答曲線から3G以下、鉛直地震動作用時の最大加速度についてもわずかと予想されることから、地震時に吊荷が落下することはない。</p> <p>また、フックには、外れ止め金具が装備されており、フックとワイヤロープなどが外れて落下しない設計となっている。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違      ・項目の付番は女川に合わせた。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違      ワイヤロープについて、女川の燃料交換機は1本掛けを二重化、泊の使用済燃料ピットクレーンは2本掛け</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【使用済燃料ビットクレーンホイストフック】</p> <p>(参考) 平成15年9月に提出した「大飯発電所安全審査資料 11(補) 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について(補足説明資料)」の記載内容抜粋</p> <p>燃料集合体の落下防止対策について 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できることについて 燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。 指針49.燃料の貯蔵設備及び取扱設備 1. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止できること。</p> <p>燃料取扱設備は、移送操作中の燃料集合体の落下を防止するために、以下の保持装置を有している。 (1)燃料懸吊系は、「2重ワイヤ」にて燃料の落下を防止している。 1本のワイヤロープで安全率5以上を有し、万一のワイヤロープの破損に対しても、残りの1本で燃料集合体を支えることが可能である。 (2)燃料集合体の落下を防止するため、以下のインターロックを有する。 ・電源“断”にてホイストの下降を停止する電磁ブレーキを有する。</p> <p>燃料取扱設備は、上記のような保持装置を有しており、また、十分な裕度を持って設計している。</p> <p>(注)：メインホイストに係る記載については省略している。</p> <p>【内挿物等取扱工具のフェイルセイフ機構】</p>		 <p>図 5.2.8 使用済燃料ビットクレーンフック部</p>	<p>を二重化している。このため、泊の使用済燃料ビットクレーンのワイヤロープ1本の耐荷重は約4.4t×2より約8.8tである。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違 ・大飯は図中に機構の説明を記載している。</p> <p>【使用済燃料取扱工具のフェイル・セイフ機構】 ・レバーを下げるときアクチュエータが上がり、アンラッッチ状態となる。 ・レバーを下げた後はロックピンでレバーを固定する。 ・つめは閉じた状態。 ・レバーを上げるとアクチュエータが下がり、つめが開きラッチ状態となる。 ・ラッチ状態では、アクチュエータが自重でラッチ方向へ動作するため、ガイドセンブリ等が落下しないフェイル・セイフ構造となっている。 ・レバーを上げた後はロックピンでレバーを固定する。</p> <p>燃料取扱装置機構概要を図 5.2.9 に示す。</p>

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図5.2.12 燃料つかみ具機構概要 ※図のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>b. ワイヤロープ二重化対策 ワイヤロープを二重化することで、仮にワイヤロープが1本切れた場合でも、残りのワイヤロープで重量物が落下せず、安全に保持できる設計とする。燃料交換機ワイヤロープの二重化構造を図5.2.13に示す。 ※ワイヤロープ1本の耐荷重は約12.6tであり、燃料集合体の1体の重量（約300kg）は十分に保持可能である。</p>  <p>図5.2.13 燃料交換機ワイヤロープ二重化構造 ※図のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>c. 速度制限 燃料交換機は、操作員からの入力指示に従い、計算機システムより駆動制御装置に運転指令を与え、一連の燃料交換作業の一部を自動的に行える機能を有しており、この駆動を制御するための駆動制御装置及び駆動制御装置に指令を与える判断装置としての計算機システムにより、速度制限を行い、誤操作等による吊荷の振れを</p>		 <p>図5.2.9 燃料取扱装置機構概要</p> <p>■【女川】記載箇所の相違 ・泊は前段の「a. 吊荷の落下防止」で同等の内容を記載している。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） ■【女川】記載内容の相違 ・速度制限に関する説明は、同様の設備を有し伊方発電所3号炉の記載を反映した。</p>	

(参考) 伊方3号炉まとめ資料16条の記載

## (d)速度制限

クレーンの走行速度およびホイストの巻き速度は2段速度となっており、操作開始時の初期速度は遅く設定されており、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。

また、ホイストの横行はチェーンブロックによる手動式であり、吊荷が振れないよう操作している。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <p>具体的には、運転員の入力指示に従い、計算機が安全な移送ルート、及び速度パターンを決定し、運転指令信号を出力することで、ブリッジ等を駆動し、速度制限による運転が行われる。</p> <p>この他、手動による操作も可能であり、本操作時においても運転速度は制限され、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.1 に示す。</p> <p>表 5.2.1 運転速度の上限値 単位：m/min</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>速度設定</th> <th>ブリッジ</th> <th>トロリ</th> <th>主ホイスト※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>微速</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：自動・半自動のみ    ※2：走行式補助ホイストについては、□ m/min</p> <p>d. 過巻防止</p> <p>主ホイスト及び補助ホイスト巻上装置には、過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けており、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>(2) 原子炉建屋クレーン</p> <p>使用済燃料プール上において、原子炉建屋クレーンで扱う吊荷の作業を行う際に、以下のとおり、使用済燃料プール内への吊荷落下防止対策を実施する。</p> <p>a. 動力電源の喪失対策</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる設計としている。動力電源喪失により非励磁となった場合のブレーキ機能について以下に示す。</p> <p>(a) 動力電源喪失時のブレーキ機能について</p> <p>直流電磁ブレーキ構造の概要を図 5.2.14 に示す。</p> <p>原子炉建屋クレーンのブレーキは、動力電源喪失時においても図 5.2.14 に示すように、スプリングにより機械的にブレーキ力を維持するフェイル・セイフ設計とする。</p>	速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト※2	高速1				高速2				低速				微速				<p>各運転操作における運転速度の上限値を表 5.2.1 に示す。</p> <p>表 5.2.1 運転速度の上限値(m/min)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>速度設定</th> <th>ブリッジ</th> <th>ホイスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速</td> <td>9.0</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>低速</td> <td>3.0</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 過巻防止</p> <p>ホイスト巻上装置には、過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けており、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の燃料取扱機器に関する記載箇所では、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>燃料取扱機器の設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>	速度設定	ブリッジ	ホイスト	高速	9.0	6.3	低速	3.0	2.1	
速度設定	ブリッジ	トロリ	主ホイスト※2																													
高速1																																
高速2																																
低速																																
微速																																
速度設定	ブリッジ	ホイスト																														
高速	9.0	6.3																														
低速	3.0	2.1																														

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図5.2.14 仮成電磁ブレーキ構造の概要</p>  <p>図5.2.14 仮成電磁ブレーキ構造の概要</p> <p>説明文の内容は曲面機密の観点から公開できません。</p> <p>b. 主巻装置・ワイヤロープ二重化対策及びフックの外れ止め金具</p> <p>ワイヤロープを二重化することで、仮にワイヤロープが1本切れた場合でも、残りのワイヤロープで重量物が落下せず、安全に保持できる構造とする。主巻装置についても落下防止対策として、減速機、ブレーキ、ドラム等を二重化し重量物が落下しない設計としている。</p> <p>また、フックには、外れ止め金具を装備し、フックとワイヤロープが外れて重量物が落下しない設計としている。主巻装置、ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造を図5.2.15に示す。</p>  <p>図5.2.15 ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造</p>  <p>図5.2.15 ワイヤロープ二重化構造及び主巻フック構造</p> <p>説明文の内容は曲面機密の観点から公開できません。</p>		<p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>燃料取扱棟クレーンの設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>c. 速度制限</p> <p>原子炉建屋クレーンは、運転室からの操作と無線操作による運転が可能であり、運転室で操作する場合は、ステップレスな速度制御運転が可能であり、無線操作による運転では、高速、中速、低速の3段階速度で運転が可能な設計としている。</p> <p>各運転操作における運転速度の上限値を表5.2.2に示すとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="691 382 1224 562"> <caption>表5.2.2 運転速度の上限値 単位：m/min</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">運転操作</th> <th colspan="2">運転室操作</th> <th colspan="2">無線操作</th> </tr> <tr> <th>ステップレス</th> <th>低速</th> <th>高速</th> <th>中速</th> <th>低速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>走行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20t ホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20t ゴンドラ横行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3t ホイスト巻上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、無負荷時最高速度</p> <p>運転室操作、無線操作における各設備操作の運転速度制限により、誤操作等による吊荷の振れを抑制し、吊荷の落下を防止している。</p> <p style="text-align: center;">仲間みの内容は商業機密の観点から公開できません</p> <p>d. 過巻防止</p> <p>主巻上、補巻上、20t ホイスト、3t ホイスト巻上装置には、過度の巻上げが発生すると巻上げ動作を自動停止させるために、過巻防止装置（リミットスイッチ）を設けることにより、過巻による吊荷の落下を防止する設計とする。</p> <p>リミットスイッチは、図5.2.16及び図5.2.17に示す、リミットレバーをクレーンフックが機械的に押し上げることでリミットスイッチを動作させる機構としている。</p>  <p>図5.2.16 過巻防止用リミットスイッチ (主巻: 補巻上装置)</p>  <p>図5.2.17 過巻防止用リミットスイッチ (20t ホイスト巻上装置)</p> <p>※他への内容は商業機密の観点から公開できません</p>	運転操作	運転室操作		無線操作		ステップレス	低速	高速	中速	低速	主巻上						補巻上						横行						走行						20t ホイスト巻上						20t ゴンドラ横行						3t ホイスト巻上							<p>■【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の燃料取扱機器に関する限りでは、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、本記載は不要である。</li> <li>燃料取扱機器の設計について泊は参考1、2に記載</li> </ul>
運転操作	運転室操作		無線操作																																																				
	ステップレス	低速	高速	中速	低速																																																		
主巻上																																																							
補巻上																																																							
横行																																																							
走行																																																							
20t ホイスト巻上																																																							
20t ゴンドラ横行																																																							
3t ホイスト巻上																																																							

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.2.3 運用により落下防止がなされている設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の内挿物等</li> <li>・<b>移送中の内挿物等</b>取扱工具</li> <li>・移送中の燃料ピットゲート</li> <li>・補助建屋クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスク</li> <li>・移送中のキャスク吊具</li> </ul> <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施すること等が規定されている。使用済燃料ピットクレーンによる燃料集合体や内挿物の移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行っており、クレーンや玉掛け用具の故障や不具合によって取扱工具等が使用済燃料ピットに落下することは防止されている。</p> <p><b>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</b></p> <p>ホイストのフックに装備された外れ止めは使用しなければならない。（第20条の2）      一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。（第34条）      一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。（第35条）      一 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無      二 ワイヤロープ及びつりチーンの損傷の有無      三 フック、グラブパケット等のつり具の損傷の有無      四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無      五 ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態      クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。（第36条）      一 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能      二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態      三 ワイヤロープが通っている箇所の状態      事業者は、クレーンの玉掛け用具であるワイヤロープ、つりチーン、織維ロープ、織維ベルト又はフック、シャツクリ、リング等の金具（以下この条において「ワイヤロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。（第22条）      2 事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。      事業者は、<b>企画第20条第16号に掲げる業務</b>については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条）      企画第20条第16号に掲げる業務とは、つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務が含まれる。      一 玉掛け技術講習を修了した者      二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者      三 その他厚生労働大臣が定める者</p> <p><b>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</b></p> <p>（定期自主検査）</p> <p>第三十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの場合は、当該クレーンについても、その期間を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。</p> <p>3 事業者は、次二項のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。      一 当該自主検査を行う日以前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン又は当該自主検査を行う日以後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン      二 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン</p> <p>4 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつけて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の動作を定格速度により行なうものとする。</p> <p>第三十五条 事業者は、クレーンについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。      一 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無      二 ワイヤロープ及びつりチーンの損傷の有無      三 フック、グラブパケット等のつり具の損傷の有無      四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無      五 ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを繋結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態      2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。</p> <p><b>（作業開始前の点検）</b></p> <p>第三十六条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。      一 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能      二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態      三 ワイヤロープが通っている箇所の状態</p> <p><b>【クレーン等安全規則に基づく落下防止（抜粋）】</b></p> <p>（法令点検等による落下防止措置）</p> <p>5.2.3 運用状況による落下防止対策</p> <p>（1）法令点検等による落下防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピットクレーン本体</li> <li>・移送中の燃料ガイドアセンブリ等とその取扱工具</li> <li>・移送中のゲート</li> <li>・燃料取扱機クレーン本体</li> <li>・移送中のキャスクとその吊具</li> </ul> <p>クレーン等安全規則には、点検の実施や玉掛け作業は有資格者が実施すること等が規定されている。原子炉建屋クレーンによる燃料集合体や内挿物の移送作業においても、この規定に基づく作業前点検等を行い、クレーンや玉掛け用具の故障や不具合によって取扱工具などが使用済燃料プールに落下することを防止する設計とする。</p> <p>また、燃料交換機においても、作業前点検等を実施することにより、原子炉建屋クレーン同様、取扱工具などが使用済燃料プールに落下することを防止する設計としている。</p> <p><b>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</b></p> <p><b>■【大飯】記載内容の相違</b></p> <p>・泊はクレーン等安全規則の原文を記載する。</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(作業開始前の点検)</p> <p>第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け用具であるワイヤーロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤーロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二百二十二条 事業者は、<u>令第二十条第十六号に掲げる業務</u>（胡乱荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 玉掛け技能講習を修了した者</li> <li>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「開発法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け料の訓練（通信の方法によって行うものと聞く。）を修了した者</li> <li>三 その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul> <p>※令第二十条第十六号に掲げる業務とは、<u>つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務</u>が含まれる。</p> <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、<u>使用済燃料プール</u>上への待機配置を原則行わないこととし、<u>使用済燃料プール</u>に落下することを防止する運用としている。</p> <p>また、<u>原子炉建屋クレーン</u>を使用した吊荷作業時においては、可動範囲をインターロックにより制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が<u>使用済燃料プール</u>に落下することを防止する設計とする。</p> <p>別紙3に燃料交換機及び原子炉建屋クレーンにおける待機場所等について、別紙4に原子炉建屋クレーンのインターロックについて示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置</p> <p>使用済燃料プールは、<u>異物</u>混入防止エリアを設置することで、異物混入による使用済燃料プールの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。</p> <p>また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙5に、<u>使用済燃料プール</u>周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p>	<p>(作業開始前の点検)</p> <p>第二百二十条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け用具であるワイヤーロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具（以下この条において「ワイヤーロープ等」という。）を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤーロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。（第220条）</p> <p>2 事業者は前項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二百二十二条 事業者は、<u>令第二十条第十六号に掲げる業務</u>（胡乱荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。（第221条）</p> <p>※令第二十条第十六号に掲げる業務とは、<u>つり上げ荷重が一トン以上のクレーンの玉掛けの業務</u>が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 玉掛け技能講習を修了した者</li> <li>二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け料の訓練を修了した者</li> <li>三 その他厚生労働大臣が定める者</li> </ul> <p>(2) 吊荷取扱設備の待機場所等による落下防止措置</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、通常時、<u>使用済燃料ピット</u>上への待機配置を原則行わないこととし、<u>使用済燃料ピット</u>に落下することを防止する運用としている。</p> <p>また、<u>燃料取扱棟クレーン</u>は使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、可動範囲を物理的に制限することで、仮に走行レールから脱落したとしてもクレーン本体及び吊荷等が使用済燃料ピットに落下することを防止する設計とする。</p> <p>別紙3に<u>使用済燃料ピットクレーン</u>における待機場所等について示す。</p> <p>(3) 異物混入防止対策による落下防止措置</p> <p>使用済燃料ピットは、<u>異物</u>管理区域を設置することで、異物混入による使用済燃料ピットの損傷を未然に防止することとしている。管理項目として、作業員による当該エリアでの物品の持込み、持出しについては専任監視員による確認等を行い、不要物品等の持込みを制限することで、落下防止対策を図る運用としている。</p> <p>また、当該エリアの出入口は、原則1箇所とし、管理レベルの向上を図る運用としている。別紙4に、<u>使用済燃料ピット</u>周辺における異物混入防止エリアの概要を示す。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川の原子炉建屋クレーンは泊の燃料取扱棟クレーンに相当する。</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.3 評価フローIIIの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>評価フローIIで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料プールへの落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>5.3 評価フローIIIの抽出結果</p> <p>5.3.1 落下防止対策を実施することにより落下評価が不要となるもの</p> <p>評価フローIIで検討要となった重量物について、5.2.1「耐震性確保による落下防止対策」、5.2.2「設備構造上の落下防止対策」、及び5.2.3「運用状況による落下防止対策」を実施することで、使用済燃料ピットへの落下時影響評価は不要とする。</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

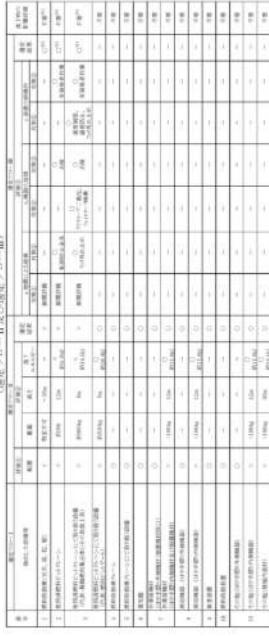
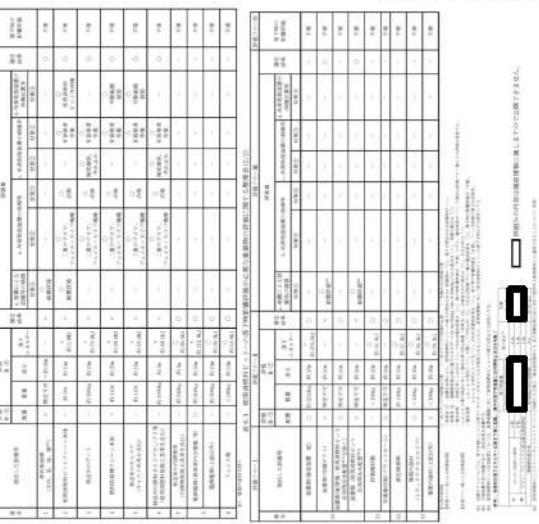
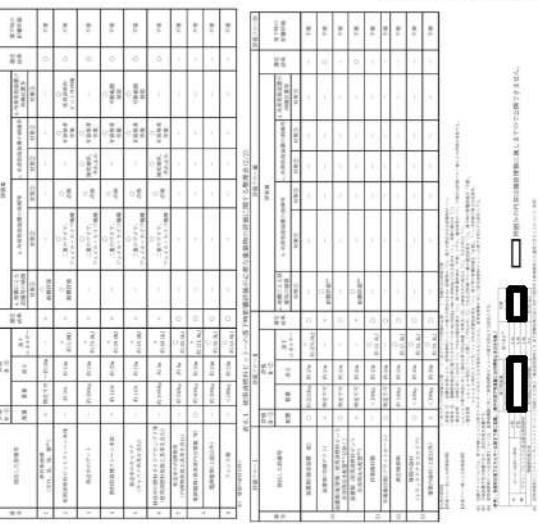
## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>6. 重量物の評価結果</b></p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果は以下のとおり。</p>  <p><b>【整理表の補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）について 原子炉周辺建屋については、基準地震動 Ss に対して建物・構築物が倒壊しないこと、使用済燃料ピット上部の鉄骨部や天井が落下しないこと等を確認している。 なお、壁については、梁や柱の外側に取り付けられているため、使用済燃料ピット内に落下することはない。</li> <li>電源盤類、装置類、作業機材類について 電源盤類、装置類、作業機材類は、床面にアンカーボルトで固定または固縛されており、地震で損壊し使用済燃料ピットに落下する場合の形状や重量が特定できず、評価①で選定できない。 ただし、使用済燃料ピット周辺は、フェンスやクレーンレールの障害物があり、手摺りの強度も約 500kg であるため、電源盤類、装置類、作業機材類が使用済燃料ピットに落下することはない。</li> </ul>	<p><b>6. 重量物の評価結果</b></p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、<b>女川2号炉</b>の整理表を表6.1に示す。 (抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。)</p>	<p><b>6. 重量物の評価結果</b></p> <p>(1) 評価結果 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価結果について、<b>泊3号炉</b>の整理表を表6.1に示す。 (抽出した設備等の配置、質量及び落下高さは、現場、機器配置図等の確認及び作業実績により確認した。)</p>	<p>■ <b>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</b></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2)まとめ	(2)まとめ <p>今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件への適合状況を確認するため、「2. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、落下時影響評価が必要な重量物を抽出した。</p> <p>評価フローI及び評価フローIIにおいて、使用済燃料プールへの落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、<b>原子炉周辺建屋</b>（天井、梁、柱、壁等）、<b>使用済燃料ピットクレーン本体等</b>を抽出したが、これらの落下防止（一部設計方針を含む）は適切と考えられることから、評価フローの「IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの」に全て選定され、「V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物」に該当するものはない。</p> <p>このため、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件に適合しているといえる。今後、<b>新たに使用済燃料ピット周辺に設置する（または取り扱う）設備等</b>については、この評価フローの考え方に基づき、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価（重量、高さ、配置の評価）</b>を検討し、必要に応じて適切な落下防止（耐震評価、固定固縛、離隔、多重化等）を実施する。</p> <p>（参考）伊方3号炉まとめ資料16条の記載</p> <p>表2 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の選定結果</p> 	(2)まとめ <p>評価フローIIIにおいて、設備構造上の落下防止措置の確認及び運用状況の確認を実施し、落下防止対策が適切に実施されていることを確認した。また、<b>使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計としていることを確認した。</b></p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、<b>使用済燃料ピット周辺に設置する、または取り扱う設備等</b>については、本評価フローの考え方に基づき、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</b></p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、<b>使用済燃料ピット周辺に設置する、または取り扱う設備等</b>については、本評価フローの考え方に基づき、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</b></p> <p>※建屋内装材を除く</p> <p>■記載の適正化 ・分割した表へのタイトル追加。 ・記載の統一。 ・誤記訂正 ・建屋内装材の追記 ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。 ・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</p> 	
(2)まとめ	(2)まとめ <p>評価フローI及び評価フローIIにおいて、使用済燃料ピットへの落下により使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがある重量物として、<b>原子炉建屋原子炉棟、燃料交換機、原子炉建屋クレーン</b>及び吊荷等の設備を抽出した。</p> <p>評価フローIIIにおいて、設備構造上の落下防止措置の確認及び運用状況の確認を実施し、落下防止対策が適切に実施されていることを確認した。また、<b>使用済燃料ピット周辺に常設している重量物は、落下防止のために必要な構造強度を有する設計としていることを確認した。</b></p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、<b>使用済燃料ピット周辺に設置する、または取り扱う設備等</b>については、本評価フローの考え方に基づき、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</b></p> <p>以上のことから、今回新たに追加された重量物落下に関する規制要件について、適合性を示すことが可能である。</p> <p>今回抽出した設備以外で、今後、<b>使用済燃料ピット周辺に設置する、または取り扱う設備等</b>については、本評価フローの考え方に基づき、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否確認を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</b></p> <p>※建屋内装材を除く</p> <p>■記載の適正化 ・分割した表へのタイトル追加。 ・記載の統一。 ・誤記訂正 ・建屋内装材の追記 ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。 ・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
(3) 新規制基準への適合状況について			■【女川】記載充実（大飯参照）																			
<p><b>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</b></p> <p><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></p> <p><b>第十六条 燃料体等の取扱施設及びビット</b></p> <p>2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等のビット（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。          使用済燃料のビット（使用済燃料を工場等内に貯蔵する鉛式キャスク（以下「キャスク」という。）にあっては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものである。）          二 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないものとすること。</p> <p>新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。</p> <p>使用済燃料ビット周辺において、落下物となる可能なものとして以下のものが挙出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ビットへの落下は生じないことから、使用済燃料ビットの機能が損なわれることはないと確認した。</p> <p>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</p> <p><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></p> <p><b>第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設</b></p> <p>2 燃料体等の取扱施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の取扱施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。          使用済燃料ビットフレーン本体          使用済燃料ビット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。          ブリッジ材及びクレーンの吊橋          フック及びワイヤ等の荷物落下防止対策により落下物とはならない。          ブリッジ材及びクレーン本体の回転範囲限界及びフックの吊重ワイヤ等の荷物落下防止対策により落下物とはならない。</p> <p>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</p> <p><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></p> <p><b>第十六条 第2項 第二号 二 と同じ</b></p> <p>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</p> <p><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></p> <p><b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b></p> <p>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。          四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。          燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。</p> <p>（解釈）          1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。</p>	<p>(3) 新規制基準への適合状況について</p> <p><b>表 6.2 新規制基準への適合状況について</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</th> <th>泊3号炉の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></td> <td>新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。</td> </tr> <tr> <td><b>第十六条 燃料体等の取扱施設</b></td> <td>使用済燃料ビット周辺において、落下物となる可能性がある機器等として以下のものが挙出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ビットの落下防止に生じないことが確認されたことから、使用済燃料ビットの機能が損なわれることはないと確認した。</td> </tr> <tr> <td>2 燃料体等の取扱施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の取扱施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。</td> <td>・燃料取扱施設（天井、梁、柱、壁等）          基準地盤面よりて、建物・構築物が損壊しないこと、          使用済燃料ビット上部の荷物部、天井、壁が落下しないこと等を確認したことから根拠による落下物とはならない。          ・使用済燃料ビットフレーン本体          使用済燃料ビット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。          ・使用済燃料ビットクレーンの吊橋          フックの重量の1/10等の荷物の落下防止対策により落 下物とはならない。          ・燃料取扱機クレーンの吊橋          燃料取扱機クレーンの吊橋の可動範囲限界及びフックの吊重のワイヤ等の荷物落下防止対策により落下物とはならない。</td> </tr> <tr> <td>新規制基準（下線は追加要求事項を示す）</td> <td>泊3号炉の適合状況</td> </tr> <tr> <td><b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b></td> <td>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</td> </tr> <tr> <td><b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b></td> <td>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</td> </tr> <tr> <td>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。          四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。          ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。</td> <td>2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。          四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。          ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。</td> </tr> <tr> <td>（解釈）          1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。</td> <td>（解釈）          1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。	<b>第十六条 燃料体等の取扱施設</b>	使用済燃料ビット周辺において、落下物となる可能性がある機器等として以下のものが挙出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ビットの落下防止に生じないことが確認されたことから、使用済燃料ビットの機能が損なわれることはないと確認した。	2 燃料体等の取扱施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の取扱施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。	・燃料取扱施設（天井、梁、柱、壁等） 基準地盤面よりて、建物・構築物が損壊しないこと、 使用済燃料ビット上部の荷物部、天井、壁が落下しないこと等を確認したことから根拠による落下物とはならない。 ・使用済燃料ビットフレーン本体 使用済燃料ビット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ビットクレーンの吊橋 フックの重量の1/10等の荷物の落下防止対策により落 下物とはならない。 ・燃料取扱機クレーンの吊橋 燃料取扱機クレーンの吊橋の可動範囲限界及びフックの吊重のワイヤ等の荷物落下防止対策により落下物とはならない。	新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況	<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>	【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】	<b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b>	【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。 四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。 ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。 四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。 ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。	（解釈） 1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。	（解釈） 1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。	<p>※建屋内装材を除く</p> <p>・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p>		
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況																					
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>	新規制基準で追加となった規制要件（下線部）に関する適合状況について以下のとおり確認した。																					
<b>第十六条 燃料体等の取扱施設</b>	使用済燃料ビット周辺において、落下物となる可能性がある機器等として以下のものが挙出されたが、落下防止対策等により、使用済燃料ビットの落下防止に生じないことが確認されたことから、使用済燃料ビットの機能が損なわれることはないと確認した。																					
2 燃料体等の取扱施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の取扱施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。	・燃料取扱施設（天井、梁、柱、壁等） 基準地盤面よりて、建物・構築物が損壊しないこと、 使用済燃料ビット上部の荷物部、天井、壁が落下しないこと等を確認したことから根拠による落下物とはならない。 ・使用済燃料ビットフレーン本体 使用済燃料ビット上を走行するが、転倒防止及び落下防止により落下物とはならない。 ・使用済燃料ビットクレーンの吊橋 フックの重量の1/10等の荷物の落下防止対策により落 下物とはならない。 ・燃料取扱機クレーンの吊橋 燃料取扱機クレーンの吊橋の可動範囲限界及びフックの吊重のワイヤ等の荷物落下防止対策により落下物とはならない。																					
新規制基準（下線は追加要求事項を示す）	泊3号炉の適合状況																					
<b>【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】</b>	【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】																					
<b>第二十六条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</b>	【実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則】																					
2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。 四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。 ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。	2 燃料体等を貯蔵する設備は、次に定めるところにより量産しなければならない。 四 使用済燃料その他の高放射性的燃料体を貯蔵する水槽（以下「使用済燃料貯蔵槽」という。）は、次に定めるところによること。 ニ 燃料体等の取扱施設中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時ににおいてもその機能が損なわれないこと。																					
（解釈） 1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。	（解釈） 1.5 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料フレームの機能を失うような機器は生じさせないよう必要な強度のライニング等を施設すること、この場合において、クレーン等にあっては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料フレームの機能を維持することとしてもよい。																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1</p> <p>大飯発電所安全審査資料 11（補） 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について（補足説明資料） 【平成15年9月より抜粋】</p> <p>8. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p><b>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</b></p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ビットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。<sup>※1</sup> 落下試験（図8-1 参照）における模擬燃料集合体質量は、55,000MWd/t 燃料集合体の水中での浮力を考慮した相当質量と同等であり、燃料落下高さは約6mと安全側であることから、ライニングの健全性は確保されるものと判断される。 また、ライニング裏面のコンクリートの支持がないものとしてBRL式(Ballistic Research Laboratories Formula)による評価を行った場合でも、ライニングを貫通しない限界厚さはライニング板厚より小さく、健全性は確保されるものと判断される。</p> <p>*1: 「燃料取扱事故時の燃料構造破壊評価基準」（MAPI-1080 改4） Appendix I</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p><b>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</b></p> <p>2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p>	<p>別紙1</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料ビットライニングの健全性について</p> <p>1.はじめに 泊発電所3号機の使用済燃料ビットは、地震荷重等に対し十分な強度を有する鉄筋コンクリートの軸組構造とし、また、使用済燃料ビット水の漏えいを防止するため、公称板厚 mmのステンレス鋼板を内張り（ライニング）する計画である。 燃料集合体を取扱う設備は、燃料集合体の落下防止に対して、設計上の考慮を十分に払うが、万一燃料集合体が使用済燃料ビットのライニング上に落下した場合のライニングの健全性に関し、模擬燃料集合体を用いた落下試験の結果（注1）に基づいて評価し確認した。 なお、基本設計では、ライニングとコンクリート表面の間隙量評価に必要な設計が確定されていなかったため、コンクリートの支持構造がないライニング単独の評価も実施していたが、工事計画認可申請においては、使用済燃料ビットの構造が具体化しライニングとコンクリート表面が密着することを確認できたため、ライニング単独の評価は不要とした。 (注1) MAPI-1080(改4)「燃料取扱事故時の燃料構造破壊評価基準」 昭和61年8月13日 三井原子力工業㈱(現 三菱重工業㈱)</p> <p>2.模擬燃料集合体落下試験 模擬燃料集合体による落下試験で使用したライニングは、泊発電所3号機にて計画しているライニングと同一の公称板厚 mmのステンレス鋼板であることより、当該試験の結果を基に泊発電所3号機のライニングの健全性を評価した。 なお、表1に示す通り、模擬燃料集合体落下試験の条件は、泊発電所3号機計画と比較して厳しい側の条件であることから、試験結果は安全側である。</p>	<p>■新規追加資料</p> <p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>

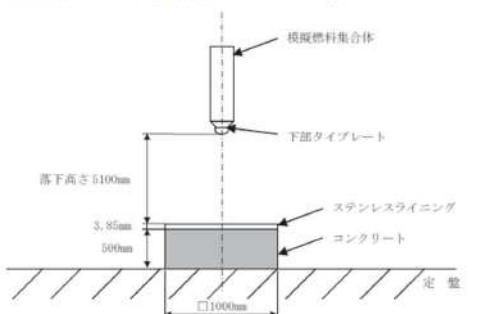


図1 模擬燃料集合体落下試験方法

表1 実験条件と試験条件との比較		
項目	泊発電所3号機 計画	模擬燃料集合体 落下試験条件
落下物質量	kg (m/s) (計画値)	666 kg (実測値)
落下高さ	4.9 m (m/s)	6 m (衝突)速度が大であり厳しい側 (安全側)
雰囲気条件	水 中	気 中
シート-床厚	mm	mm

(注2) 別紙1参照、(注3) 別紙2参照

- 60 -

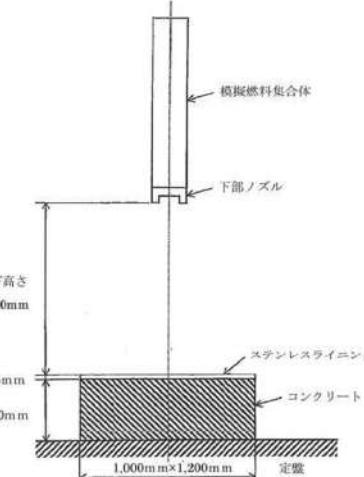
泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書  
(補正申請) 平成15年10月より抜粋

■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
 <p>図8-1 燃料集合体落下試験方法</p> <p>図8-2</p> <p>&lt;補足説明&gt; 模擬燃料集合体の落下エネルギー = <math>39.3 \text{ kJ}</math> (質量: <math>668 \text{ kg}</math> × 高さ: <math>6\text{m}</math> × 重力加速度: <math>9.80665 \text{ m/s}^2</math>)</p>	<p>図1に示す落下試験における模擬燃料集合体質量は、燃料チャンネルボックスを含めた状態で <math>310 \text{ kg}</math> と保守的<sup>※2</sup>であり、燃料落下高さは燃料交換機による燃料移送高さを考慮し、<math>5.1 \text{ m}</math> と安全側である。</p> <p>※2：女川2号炉にて取り扱っている燃料集合体質量（チャンネルボックス含む）は、表1に示すとおりであり <math>310 \text{ kg}</math> 未満であることを確認している。</p> <p>表1 燃料集合体質量(チャンネルボックス含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実機</th> <th colspan="2">燃料集合体質量(kg)</th> </tr> <tr> <th>空中</th> <th>水中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9×9燃料(A型)</td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9×9燃料(B型)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新型8×8ジルコニウムマイナ燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高燃焼度8×8燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>枠囲みの内容は機密情報の範囲から公開できません</p>	実機	燃料集合体質量(kg)		空中	水中	9×9燃料(A型)	310		9×9燃料(B型)			新型8×8ジルコニウムマイナ燃料			高燃焼度8×8燃料			模擬燃料集合体			<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1回に模擬燃料集合体落下試験の概要を示す。 模擬燃料集合体の落下試験は、実機ライニング構造を模擬した試験体(公称板厚 <math>\square \text{ mm}</math> のステンレス鋼板を厚さ <math>\square \text{ mm}</math> のコンクリートブロック上にライニングしたもの)上に、模擬燃料集合体(668 kg: 実機燃料集合体の水中相当質量)を、落下高さ <math>6 \text{ m}</math> から気中条件下、始直落下、船底落下(接続部)及び斜め落下(<math>\square \text{ °}</math>)試験を各1回行った。 その結果、ライニングの最大被肉量は、船底落下での <math>\square \text{ mm}</math>、船底落下(接続部)での <math>\square \text{ mm}</math> 及び斜め落下での <math>\square \text{ mm}</math> であった。また、落下試験後のライニングに対する侵透探傷検査の結果、クラック等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。 なお、板厚の異なるライニングに燃料集合体が落下した際のライニングの被肉量は、その板厚により異なる可塑性があるため、板厚が異なる場合の被肉量に対する影響を以下とおり評価した。 泊発電所3号炉にて計画しているライニングの板厚は <math>\square \text{ mm}</math> であることから、板厚と被肉量との相関を確認するため、最小板厚 <math>\square \text{ mm}</math>、公称板厚 <math>\square \text{ mm}</math> 及び最大板厚 <math>\square \text{ mm}</math> における被肉量をS-DYNAコード(3次元弾塑性衝撃解析)で求めた。 その結果、板厚と被肉量は相関があり板厚の減少に伴い被肉量は増加し、最小板厚の被肉量と最大板厚の被肉量は約 <math>\square \text{ %}</math> の違いがあった。そのため、模擬燃料集合体落下試験から得られた最大被肉量約 <math>\square \text{ mm}</math> を基に、試験体のライニングを最大板厚と仮定して最小板厚での被肉量を安全側に評価すると約 <math>\square \text{ mm}</math> である。</p> <p>第2回に解析モデルを示す。 ライニング板厚を公差(- <math>\square \text{ mm}</math>)の範囲内で設定した場合の3次元弾塑性衝撃解析結果(ライニング板厚減肉量)を表2に示す。</p> <p>表2 3次元弾塑性解析による減肉量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライニング厚さ(mm)</th> <th>ライニング板厚 減肉量(mm)</th> <th>減肉量の基準値からの差(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td>公差幅上限</td> </tr> <tr> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td><math>\square</math></td> <td>公差幅下限</td> </tr> </tbody> </table> <p>この解析結果より、板厚に対する減肉量は、以下のとおり板厚の公差幅で約1.3倍の違いが生じることが確認された。</p> <p>公差幅下限値の減肉量 = <math>\square = \square = \square</math> 公差幅上限値の減肉量</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	ライニング厚さ(mm)	ライニング板厚 減肉量(mm)	減肉量の基準値からの差(mm)	備考	$\square$	$\square$	$\square$	公差幅上限	$\square$	$\square$	$\square$	基準値	$\square$	$\square$	$\square$	公差幅下限
実機	燃料集合体質量(kg)																																					
	空中	水中																																				
9×9燃料(A型)	310																																					
9×9燃料(B型)																																						
新型8×8ジルコニウムマイナ燃料																																						
高燃焼度8×8燃料																																						
模擬燃料集合体																																						
ライニング厚さ(mm)	ライニング板厚 減肉量(mm)	減肉量の基準値からの差(mm)	備考																																			
$\square$	$\square$	$\square$	公差幅上限																																			
$\square$	$\square$	$\square$	基準値																																			
$\square$	$\square$	$\square$	公差幅下限																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

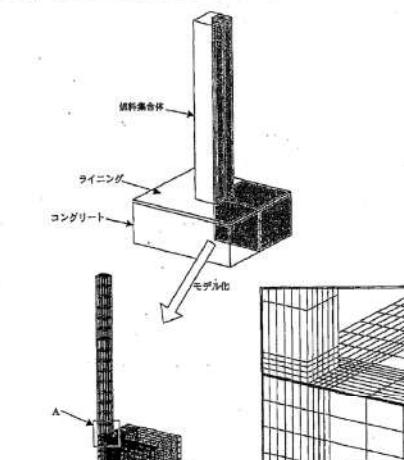
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>&lt;試験概要&gt;      実施時期: 1986年8月      実施者: 三菱原子力工業㈱(現 三菱重工業㈱)      供試体: 模擬燃料集合体1基 668 kg (下部ノズル3基)      模擬ライニング3基      試験条件: 落下高さ 6 m / 常温・気中      試験ケース: 鉛直落下 / 鉛直溶接線上落下 / 斜め落下 □度) 各1回</p> <p>第1図 燃料集合体落下試験概要図</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	■【大飯】【女川】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【解析の概要】</p> <p>解析コード: LS-DYNA</p> <p>モデル化条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物は、弾性体とする(塑性変形しないものとする)</li> <li>・落下物の底面は□214×214mmの鋼板とする。</li> <li>・ライニング及びコンクリートは弾塑性体とする(塑性変形するものとする)</li> </ul> <p>解析条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物の質量は、888 kgとする。</li> <li>・落下物の落下高さは、1.5 mとする。</li> <li>・ライニングの厚みは、□ mm, □ mm, □ mmとする。</li> </ul> <p>要素数 □ 節点数 □</p>  <p>第2図 燃料集合体の落下解析モデル</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>■【大飯】【女川】記載表現の相違</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙2	泊発電所3号炉 別紙2	相違理由
	<p>使用済燃料プールと燃料取替床の床面上設備等との離隔概要について</p> <p>評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料プール手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料プールと離隔距離を確保し、使用済燃料プールへ落下するおそれはない。</p> <p>また、電源盤類については、離隔距離を確保し配置されていることに加え、床や壁面にボルト等にて固定または固縛されている設備等であることから、使用済燃料プールへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料プールとの配置関係、図2に電源盤のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p>使用済燃料ピットと燃料取扱棟内の設備等との離隔概要について</p> <p>評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて「検討不要」とした各項目の設備等については、使用済燃料ピット手摺り外側にて設置、保管及び取り扱う設備等であり、使用済燃料ピットと離隔距離を確保し、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。</p> <p>また、離隔距離が保てない設備であっても、床や壁面にボルト等にて固定又は固縛される設備等であることから、使用済燃料ピットへ落下することはない。</p> <p>表1に、評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類を示し、図1にこれら設備等と使用済燃料ピットとの配置関係、図2に機器のボルトによる壁面固定状況をそれぞれ示す。</p>	<p>■【女川】設備の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違 ■記載の適正化 ・用語を統一した。</p> <p>■【女川】記載内容の相違</p>

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																										
	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th><th>No.</th><th>詳細</th><th>落下防止分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他クレーン類</td><td>1</td><td>燃料コンテナ起立台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>新燃料検査台</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器 (取扱具含む)</td><td>3</td><td>ドライウェル上蓋（ボルト含む）</td><td>①</td></tr> <tr><td></td><td>4</td><td>上蓋スリング</td><td>①</td></tr> <tr><td>電源装置</td><td>5</td><td>照明用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>6</td><td>作業用分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>7</td><td>エレベーター用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>8</td><td>燃料交換機・電動機型動用変圧器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>9</td><td>燃料チャンネル着脱機・潤滑装置</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>10</td><td>新燃料検査台潤滑盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>11</td><td>原子炉建屋天井クレーン制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>12</td><td>原子炉建屋クレーン電源現場操作箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>13</td><td>燃料プール状態表示盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>14</td><td>燃料取扱状況用安定器収納盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td></td><td>15</td><td>火災報知機総合盤</td><td>①, ②</td></tr> </tbody> </table> <p>【落下防止分類】</p> <p>①使用済燃料プールから離隔距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い</p> <p>②床または壁面への固定</p>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	その他クレーン類	1	燃料コンテナ起立台	①, ②		2	新燃料検査台	①, ②	原子炉格納容器 (取扱具含む)	3	ドライウェル上蓋（ボルト含む）	①		4	上蓋スリング	①	電源装置	5	照明用分電盤	①, ②		6	作業用分電盤	①, ②		7	エレベーター用変圧器	①, ②		8	燃料交換機・電動機型動用変圧器	①, ②		9	燃料チャンネル着脱機・潤滑装置	①, ②		10	新燃料検査台潤滑盤	①, ②		11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②		12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②		13	燃料プール状態表示盤	①, ②		14	燃料取扱状況用安定器収納盤	①, ②		15	火災報知機総合盤	①, ②	<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討不要とした設備等の落下防止分類（1／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th><th>No.</th><th>詳細</th><th>落下防止分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="21">電源盤類</td><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>5</td><td>電動3枚引き防護扉制御盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>12</td><td>使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>13</td><td>燃料取扱機クレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>16</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>17</td><td>錐動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>22</td><td>作業用電源盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>23</td><td>錐動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>34</td><td>作業用電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>35</td><td>錐動力設備電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>36</td><td>燃料取替クレーンプラグイン機器収納ラック</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>30</td><td>作業用電源盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>31</td><td>錐動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>29</td><td>使用済燃料ビット水中照明分電盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>141</td><td>自動火災報知設備中继器盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>24</td><td>使用済燃料ビットクレーン電源箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>146</td><td>錐動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>147</td><td>錐動力設備接続箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>149</td><td>IAEA監視カメラ用コンセント盤</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>20</td><td>フジス</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>18</td><td>チェックカーブレート（機材搬入口）</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="10">トラックアクセスエリア</td><td>19</td><td>手摺り（機材搬入口）</td><td>①</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り（新燃料貯蔵庫）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>148</td><td>監視カメラ接近防止柵・ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管（雨水）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>37</td><td>配管（SA）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>38</td><td>配管（DW）</td><td>①</td></tr> <tr><td>26</td><td>配管（PW）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>27</td><td>配管（床ドレン系）</td><td>①</td></tr> <tr><td>6</td><td>所内通話設備</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>11</td><td>監視カラ（IAEA用）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td rowspan="14">装置類</td><td>2</td><td>担架格納箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>3</td><td>PHS構内通話装置中継端子</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>4</td><td>インターホン</td><td>①</td></tr> <tr><td>7</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>8</td><td>スピーカ</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>10</td><td>靴箱</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>9</td><td>時計</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>44</td><td>救命具</td><td>①</td></tr> <tr><td>15</td><td>階段</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>33</td><td>消火栓</td><td>①</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具（蛍光灯）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具（ハロゲン灯）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具（HID）</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>142</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="9">作業機材類</td><td>143</td><td>SA資機材</td><td>①</td></tr> <tr><td>144</td><td>燃料取扱機クレーン用操作器収納箱</td><td>①</td></tr> <tr><td>145</td><td>エアバケット</td><td>①</td></tr> <tr><td>39</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>21</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>32</td><td>消火器</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>150</td><td>非常灯</td><td>①, ②</td></tr> <tr><td>28</td><td>ポンプ出口圧力計</td><td>①</td></tr> <tr><td>建屋内装材</td><td>156 建屋内装材</td><td>①</td></tr> </tbody> </table>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	131	ケーブルトレイ・電線管	①, ②	5	電動3枚引き防護扉制御盤	①, ②	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②	16	作業用電源箱	①, ②	17	錐動力設備接続箱	①, ②	22	作業用電源盤	①, ②	23	錐動力設備電源箱	①, ②	34	作業用電源箱	①, ②	35	錐動力設備電源箱	①, ②	36	燃料取替クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②	30	作業用電源盤	①, ②	31	錐動力設備接続箱	①, ②	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②	141	自動火災報知設備中继器盤	①, ②	24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②	146	錐動力設備接続箱	①, ②	147	錐動力設備接続箱	①, ②	149	IAEA監視カメラ用コンセント盤	①, ②	20	フジス	①, ②	18	チェックカーブレート（機材搬入口）	①	トラックアクセスエリア	19	手摺り（機材搬入口）	①	25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	①, ②	148	監視カメラ接近防止柵・ラック	①	134	配管（雨水）	①, ②	37	配管（SA）	①, ②	38	配管（DW）	①	26	配管（PW）	①, ②	27	配管（床ドレン系）	①	6	所内通話設備	①, ②	11	監視カラ（IAEA用）	①, ②	装置類	2	担架格納箱	①, ②	3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②	4	インターホン	①	7	消火器	①, ②	8	スピーカ	①, ②	10	靴箱	①, ②	9	時計	①, ②	44	救命具	①	15	階段	①, ②	33	消火栓	①	136	照明器具（蛍光灯）	①, ②	137	照明器具（ハロゲン灯）	①, ②	138	照明器具（HID）	①, ②	142	パッケージ型消火設備	①	作業機材類	143	SA資機材	①	144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①	145	エアバケット	①	39	非常灯	①, ②	21	消火器	①, ②	32	消火器	①, ②	150	非常灯	①, ②	28	ポンプ出口圧力計	①	建屋内装材	156 建屋内装材	①	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックアクセスエリアの建屋内装材に関しては、設置状況により検討不要の分類とした。</li> </ul>
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																																										
その他クレーン類	1	燃料コンテナ起立台	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	2	新燃料検査台	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
原子炉格納容器 (取扱具含む)	3	ドライウェル上蓋（ボルト含む）	①																																																																																																																																																																																																																																										
	4	上蓋スリング	①																																																																																																																																																																																																																																										
電源装置	5	照明用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	6	作業用分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	7	エレベーター用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	8	燃料交換機・電動機型動用変圧器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	9	燃料チャンネル着脱機・潤滑装置	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	10	新燃料検査台潤滑盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	11	原子炉建屋天井クレーン制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	12	原子炉建屋クレーン電源現場操作箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	13	燃料プール状態表示盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	14	燃料取扱状況用安定器収納盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	15	火災報知機総合盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																																																										
電源盤類	131	ケーブルトレイ・電線管	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	5	電動3枚引き防護扉制御盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	12	使用済燃料ビット監視カメラ電源切替盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	13	燃料取扱機クレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	16	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	17	錐動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	22	作業用電源盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	23	錐動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	34	作業用電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	35	錐動力設備電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	36	燃料取替クレーンプラグイン機器収納ラック	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	30	作業用電源盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	31	錐動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	29	使用済燃料ビット水中照明分電盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	141	自動火災報知設備中继器盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	24	使用済燃料ビットクレーン電源箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	146	錐動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	147	錐動力設備接続箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	149	IAEA監視カメラ用コンセント盤	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	20	フジス	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	18	チェックカーブレート（機材搬入口）	①																																																																																																																																																																																																																																										
トラックアクセスエリア	19	手摺り（機材搬入口）	①																																																																																																																																																																																																																																										
	25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	148	監視カメラ接近防止柵・ラック	①																																																																																																																																																																																																																																										
	134	配管（雨水）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	37	配管（SA）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	38	配管（DW）	①																																																																																																																																																																																																																																										
	26	配管（PW）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	27	配管（床ドレン系）	①																																																																																																																																																																																																																																										
	6	所内通話設備	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	11	監視カラ（IAEA用）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
装置類	2	担架格納箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	3	PHS構内通話装置中継端子	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	4	インターホン	①																																																																																																																																																																																																																																										
	7	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	8	スピーカ	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	10	靴箱	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	9	時計	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	44	救命具	①																																																																																																																																																																																																																																										
	15	階段	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	33	消火栓	①																																																																																																																																																																																																																																										
	136	照明器具（蛍光灯）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	137	照明器具（ハロゲン灯）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	138	照明器具（HID）	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	142	パッケージ型消火設備	①																																																																																																																																																																																																																																										
作業機材類	143	SA資機材	①																																																																																																																																																																																																																																										
	144	燃料取扱機クレーン用操作器収納箱	①																																																																																																																																																																																																																																										
	145	エアバケット	①																																																																																																																																																																																																																																										
	39	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	21	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	32	消火器	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	150	非常灯	①, ②																																																																																																																																																																																																																																										
	28	ポンプ出口圧力計	①																																																																																																																																																																																																																																										
	建屋内装材	156 建屋内装材	①																																																																																																																																																																																																																																										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																		
		<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討 不要とした設備等の落下防止分類（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th> <th>No.</th> <th>詳細</th> <th>落下防止分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">電源盤類</td><td>59</td><td>燃料外観検査装置現場盤</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>60</td><td>燃料移送装置ビット制御盤</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>43</td><td>新燃料エレベーター制御盤</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>51</td><td>燃料シッピング検査装置現場盤</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>45</td><td>異物混入防止用フンス（北側）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>46</td><td>異物混入防止用フンス（南側）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>25</td><td>手摺り（新燃料貯蔵庫）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>121</td><td>手摺り（燃料開連ビット）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>40</td><td>配管（SA）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>41</td><td>配管（DW）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>54</td><td>配管（IA）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>55</td><td>配管（気体廻路物処理系）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>61</td><td>燃料移送装置水位ユニット（ビット側）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>50</td><td>燃料検査室空調ユニット室外機</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>52</td><td>燃料シッピング検査装置N2循環ユニット</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>122</td><td>燃料シッピング検査装置</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>123</td><td>燃料外観検査装置</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>118</td><td>新燃料エレベーター昇降機</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管（雨水）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>56</td><td>配管（FH）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>57</td><td>配管（DW）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>58</td><td>配管（SA）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>79</td><td>配管（SFPCS）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>42</td><td>配管（機器ドレン系）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>47</td><td>配管（SFPCS）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>49</td><td>配管（空槽ドレン系）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>140</td><td>可搬型使用済燃料ビット水位計</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>151</td><td>可搬型エリアモニタ指示監視カメラ</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>48</td><td>構内LAN</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>72</td><td>非常灯</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>78</td><td>所内電話設備</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具（蛍光灯）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具（ハロゲン灯）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>138</td><td>照明器具（HID）</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>126</td><td>封印板</td><td>(1)(2)</td></tr> <tr><td>53</td><td>可搬型エリアモニタ・電工ドラム</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>62</td><td>水中ポンプ制御盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>63</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>76</td><td>原子炉建屋管理区域100V離分電盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>85</td><td>作業用電源盤</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>131</td><td>ケーブルトレイ・電線管</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>68</td><td>異物混入防止用フンス（検査室下）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>139</td><td>手摺り（使用済燃料ビット）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>134</td><td>配管（雨水）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>75</td><td>使用済燃料ビット水中照明用変圧器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>83</td><td>配管（SFPCS）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>81</td><td>配管（IA）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>82</td><td>配管（FSS）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>69</td><td>エアージャンクションボックス</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具（蛍光灯）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>137</td><td>照明器具（ハロゲン灯）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>65</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>80</td><td>消火栓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>102</td><td>検査室窓</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>84</td><td>消火器</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>154</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>155</td><td>パッケージ型消火設備</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>64</td><td>使用済燃料ビット水位監視カメラ（SA用）</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>73</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>74</td><td>プラットホーム</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>66</td><td>使用済燃料ビットエリアモニタ</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>67</td><td>使用済燃料ビット水位指示計</td><td>(2)</td></tr> </tbody> </table> <p>■記載の適正化 ・分割した表にヘッダーを追加した。</p> <p>■記載の適正化 ・「A-使用済燃料ビット水中照明分電盤」、「B-使用済燃料ビット水中照明分電盤」は、設置状況では検討不要とならないため削除した。</p>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	59	燃料外観検査装置現場盤	(1)(2)	60	燃料移送装置ビット制御盤	(1)(2)	43	新燃料エレベーター制御盤	(1)(2)	51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1)(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(1)(2)	45	異物混入防止用フンス（北側）	(1)(2)	46	異物混入防止用フンス（南側）	(1)(2)	25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	(1)(2)	121	手摺り（燃料開連ビット）	(1)(2)	40	配管（SA）	(1)(2)	41	配管（DW）	(1)(2)	54	配管（IA）	(1)(2)	55	配管（気体廻路物処理系）	(1)(2)	61	燃料移送装置水位ユニット（ビット側）	(1)(2)	50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1)(2)	52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1)(2)	122	燃料シッピング検査装置	(1)(2)	123	燃料外観検査装置	(1)(2)	118	新燃料エレベーター昇降機	(1)(2)	134	配管（雨水）	(1)(2)	56	配管（FH）	(1)(2)	57	配管（DW）	(1)(2)	58	配管（SA）	(1)(2)	79	配管（SFPCS）	(1)(2)	42	配管（機器ドレン系）	(1)(2)	47	配管（SFPCS）	(1)(2)	49	配管（空槽ドレン系）	(1)(2)	140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)	151	可搬型エリアモニタ指示監視カメラ	(1)(2)	48	構内LAN	(1)(2)	72	非常灯	(1)(2)	78	所内電話設備	(1)(2)	136	照明器具（蛍光灯）	(1)(2)	137	照明器具（ハロゲン灯）	(1)(2)	138	照明器具（HID）	(1)(2)	126	封印板	(1)(2)	53	可搬型エリアモニタ・電工ドラム	(1)	62	水中ポンプ制御盤	(2)	63	作業用電源盤	(2)	76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)	85	作業用電源盤	(2)	131	ケーブルトレイ・電線管	(2)	68	異物混入防止用フンス（検査室下）	(2)	139	手摺り（使用済燃料ビット）	(2)	134	配管（雨水）	(2)	75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)	83	配管（SFPCS）	(2)	81	配管（IA）	(2)	82	配管（FSS）	(2)	69	エアージャンクションボックス	(2)	136	照明器具（蛍光灯）	(2)	137	照明器具（ハロゲン灯）	(2)	65	消火器	(2)	80	消火栓	(2)	102	検査室窓	(2)	84	消火器	(2)	154	パッケージ型消火設備	(2)	155	パッケージ型消火設備	(2)	64	使用済燃料ビット水位監視カメラ（SA用）	(2)	73	プラットホーム	(2)	74	プラットホーム	(2)	66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)	67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)	
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																																																																																																																		
電源盤類	59	燃料外観検査装置現場盤	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	60	燃料移送装置ビット制御盤	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	43	新燃料エレベーター制御盤	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	51	燃料シッピング検査装置現場盤	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	131	ケーブルトレイ・電線管	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	45	異物混入防止用フンス（北側）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	46	異物混入防止用フンス（南側）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	25	手摺り（新燃料貯蔵庫）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	121	手摺り（燃料開連ビット）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	40	配管（SA）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	41	配管（DW）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	54	配管（IA）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	55	配管（気体廻路物処理系）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
	61	燃料移送装置水位ユニット（ビット側）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																		
50	燃料検査室空調ユニット室外機	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
52	燃料シッピング検査装置N2循環ユニット	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
122	燃料シッピング検査装置	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
123	燃料外観検査装置	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
118	新燃料エレベーター昇降機	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
134	配管（雨水）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
56	配管（FH）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
57	配管（DW）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
58	配管（SA）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
79	配管（SFPCS）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
42	配管（機器ドレン系）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
47	配管（SFPCS）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
49	配管（空槽ドレン系）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
140	可搬型使用済燃料ビット水位計	(1)																																																																																																																																																																																																			
151	可搬型エリアモニタ指示監視カメラ	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
48	構内LAN	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
72	非常灯	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
78	所内電話設備	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
136	照明器具（蛍光灯）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
137	照明器具（ハロゲン灯）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
138	照明器具（HID）	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
126	封印板	(1)(2)																																																																																																																																																																																																			
53	可搬型エリアモニタ・電工ドラム	(1)																																																																																																																																																																																																			
62	水中ポンプ制御盤	(2)																																																																																																																																																																																																			
63	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																			
76	原子炉建屋管理区域100V離分電盤	(2)																																																																																																																																																																																																			
85	作業用電源盤	(2)																																																																																																																																																																																																			
131	ケーブルトレイ・電線管	(2)																																																																																																																																																																																																			
68	異物混入防止用フンス（検査室下）	(2)																																																																																																																																																																																																			
139	手摺り（使用済燃料ビット）	(2)																																																																																																																																																																																																			
134	配管（雨水）	(2)																																																																																																																																																																																																			
75	使用済燃料ビット水中照明用変圧器	(2)																																																																																																																																																																																																			
83	配管（SFPCS）	(2)																																																																																																																																																																																																			
81	配管（IA）	(2)																																																																																																																																																																																																			
82	配管（FSS）	(2)																																																																																																																																																																																																			
69	エアージャンクションボックス	(2)																																																																																																																																																																																																			
136	照明器具（蛍光灯）	(2)																																																																																																																																																																																																			
137	照明器具（ハロゲン灯）	(2)																																																																																																																																																																																																			
65	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																			
80	消火栓	(2)																																																																																																																																																																																																			
102	検査室窓	(2)																																																																																																																																																																																																			
84	消火器	(2)																																																																																																																																																																																																			
154	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																			
155	パッケージ型消火設備	(2)																																																																																																																																																																																																			
64	使用済燃料ビット水位監視カメラ（SA用）	(2)																																																																																																																																																																																																			
73	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																			
74	プラットホーム	(2)																																																																																																																																																																																																			
66	使用済燃料ビットエリアモニタ	(2)																																																																																																																																																																																																			
67	使用済燃料ビット水位指示計	(2)																																																																																																																																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
		<p>表1 評価フローIIにおける「設置状況による抽出」にて検討 不要とした設備等の落下防止分類（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出項目</th><th>No.</th><th>詳細</th><th>落下防止分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">電源盤類</td><td>94</td><td>作業用電源箱</td><td>①②</td></tr> <tr><td>97</td><td>燃料検査装置分電盤</td><td>①②</td></tr> <tr><td>109</td><td>PPA309</td><td>①②</td></tr> <tr><td rowspan="10">燃料検査室内エリア</td><td>93</td><td>UPS</td><td>①</td></tr> <tr><td>92</td><td>ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>99</td><td>燃料検査室空調ユニット</td><td>①②</td></tr> <tr><td>104</td><td>燃料外観検査装置ワークステーション</td><td>①</td></tr> <tr><td>105</td><td>燃料外観検査装置VTRラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>106</td><td>燃料シッピング検査装置ワークステーション</td><td>①</td></tr> <tr><td>107</td><td>燃料シッピング検査装置分析盤</td><td>①</td></tr> <tr><td>96</td><td>配管(空気サンプル)</td><td>①②</td></tr> <tr><td>95</td><td>配管(消化水系)</td><td>①②</td></tr> <tr><td>86</td><td>所内通話設備</td><td>①②</td></tr> <tr><td>136</td><td>照明器具(蛍光灯)</td><td>①②</td></tr> <tr><td>88</td><td>下駄箱</td><td>①</td></tr> <tr><td>87</td><td>棚</td><td>①</td></tr> <tr><td>91</td><td>ビデオディッキ</td><td>①</td></tr> <tr><td>89</td><td>ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>90</td><td>消火器</td><td>①②</td></tr> <tr><td>98</td><td>ホワイトボード</td><td>①</td></tr> <tr><td>100</td><td>ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>101</td><td>ラック</td><td>①</td></tr> <tr><td>103</td><td>イス・机</td><td>①</td></tr> <tr><td>108</td><td>プリンター</td><td>①</td></tr> <tr><td>152</td><td>ミサイルシールド部封印カバー</td><td>①</td></tr> <tr><td>153</td><td>シンプルプラグ</td><td>①</td></tr> <tr><td rowspan="5">ピットアート内</td><td>113</td><td>破損燃料保管容器</td><td>②</td></tr> <tr><td>115</td><td>水中照明</td><td>②</td></tr> <tr><td>112</td><td>使用済燃料ピット水位・水温(既設)</td><td>②</td></tr> <tr><td>110</td><td>使用済燃料ピット水位(SA用)</td><td>②</td></tr> <tr><td>111</td><td>使用済燃料ピット水温(SA用)</td><td>②</td></tr> </tbody> </table> <p>【落下防止分類】</p> <p>①使用済燃料ピットから離隔距離を確保した手摺り外側に設置、保管及び取扱い</p> <p>②床又は壁面への固定</p>	抽出項目	No.	詳細	落下防止分類	電源盤類	94	作業用電源箱	①②	97	燃料検査装置分電盤	①②	109	PPA309	①②	燃料検査室内エリア	93	UPS	①	92	ラック	①	99	燃料検査室空調ユニット	①②	104	燃料外観検査装置ワークステーション	①	105	燃料外観検査装置VTRラック	①	106	燃料シッピング検査装置ワークステーション	①	107	燃料シッピング検査装置分析盤	①	96	配管(空気サンプル)	①②	95	配管(消化水系)	①②	86	所内通話設備	①②	136	照明器具(蛍光灯)	①②	88	下駄箱	①	87	棚	①	91	ビデオディッキ	①	89	ラック	①	90	消火器	①②	98	ホワイトボード	①	100	ラック	①	101	ラック	①	103	イス・机	①	108	プリンター	①	152	ミサイルシールド部封印カバー	①	153	シンプルプラグ	①	ピットアート内	113	破損燃料保管容器	②	115	水中照明	②	112	使用済燃料ピット水位・水温(既設)	②	110	使用済燃料ピット水位(SA用)	②	111	使用済燃料ピット水温(SA用)	②	<p>■記載の適正化 ・分割した表にヘッダーを追加した。</p>
抽出項目	No.	詳細	落下防止分類																																																																																																				
電源盤類	94	作業用電源箱	①②																																																																																																				
	97	燃料検査装置分電盤	①②																																																																																																				
	109	PPA309	①②																																																																																																				
燃料検査室内エリア	93	UPS	①																																																																																																				
	92	ラック	①																																																																																																				
	99	燃料検査室空調ユニット	①②																																																																																																				
	104	燃料外観検査装置ワークステーション	①																																																																																																				
	105	燃料外観検査装置VTRラック	①																																																																																																				
	106	燃料シッピング検査装置ワークステーション	①																																																																																																				
	107	燃料シッピング検査装置分析盤	①																																																																																																				
	96	配管(空気サンプル)	①②																																																																																																				
	95	配管(消化水系)	①②																																																																																																				
	86	所内通話設備	①②																																																																																																				
136	照明器具(蛍光灯)	①②																																																																																																					
88	下駄箱	①																																																																																																					
87	棚	①																																																																																																					
91	ビデオディッキ	①																																																																																																					
89	ラック	①																																																																																																					
90	消火器	①②																																																																																																					
98	ホワイトボード	①																																																																																																					
100	ラック	①																																																																																																					
101	ラック	①																																																																																																					
103	イス・机	①																																																																																																					
108	プリンター	①																																																																																																					
152	ミサイルシールド部封印カバー	①																																																																																																					
153	シンプルプラグ	①																																																																																																					
ピットアート内	113	破損燃料保管容器	②																																																																																																				
	115	水中照明	②																																																																																																				
	112	使用済燃料ピット水位・水温(既設)	②																																																																																																				
	110	使用済燃料ピット水位(SA用)	②																																																																																																				
	111	使用済燃料ピット水温(SA用)	②																																																																																																				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

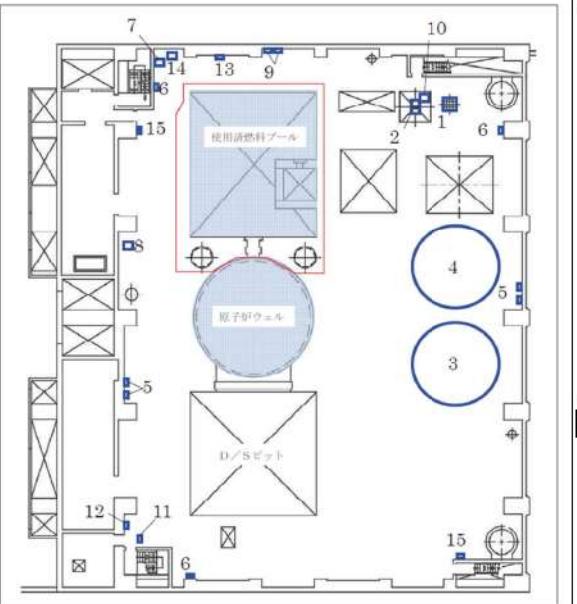
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1 使用済燃料プールと周辺設備の配置図</p>	<p>■ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	



図2 電源盤のボルトによる壁面固定



図2 機器のボルトによる壁面固定

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

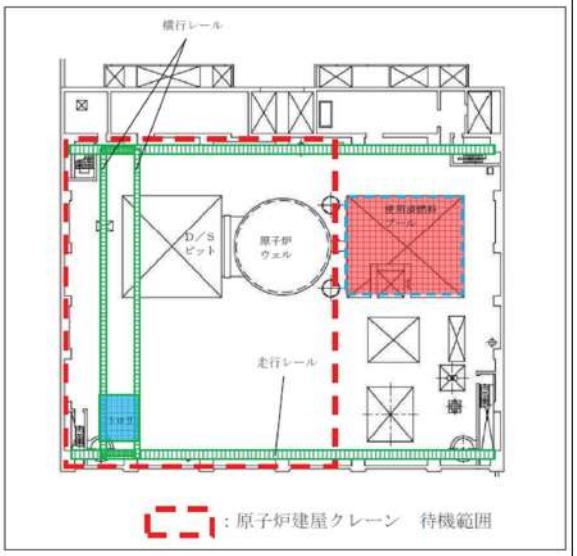
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙3</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの待機場所について</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンは、通常時、使用済燃料プール上へ原則待機配置しない運用とすることで、使用済燃料プールへの落下は防止される。</p> <p>図1、2に、女川2号炉における燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの通常時待機範囲を示す。</p> <p>図1 燃料交換機 待機範囲</p>	<p>別紙3</p> <p>使用済燃料ピットクレーンの待機場所について</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、通常時、使用済燃料ピット上へ原則待機配置しない運用とすることで、使用済燃料ピットへの落下は防止される。</p> <p>図1に、泊3号炉における使用済燃料ピットクレーンの通常時待機場所を示す。</p> <p>図1 使用済燃料ピットクレーン 待機場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】設備の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を通過することはできない。</li> <li>・このため、待機場所に関する説明は不要と判断し削除した。</li> </ul> </li> <li>■【女川】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は範囲指定であるのに対し、泊は場所を指定している。</li> </ul> </li> </ul>

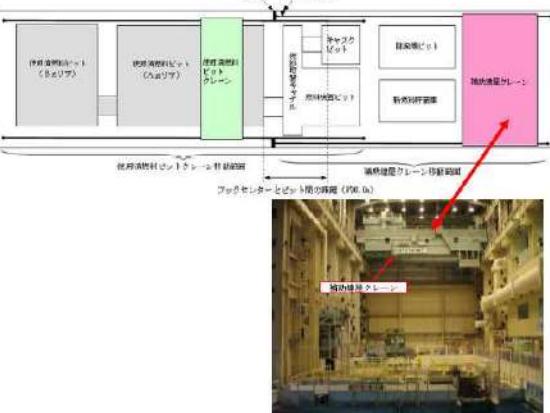
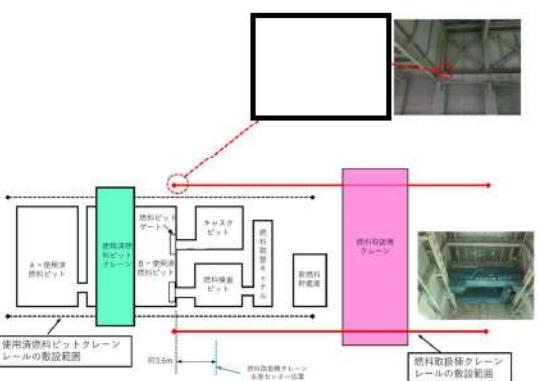
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>□: 原子炉建屋クレーン 待機範囲</p> <p>図2 原子炉建屋クレーン 待機範囲</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を通過することはできない。</li> <li>・このため、待機場所に関する説明は不要と判断し削除した。</li> </ul>

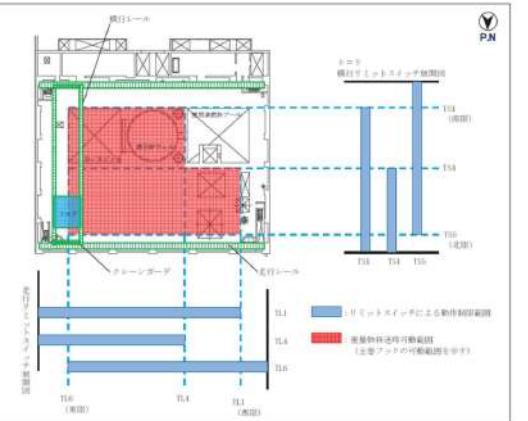
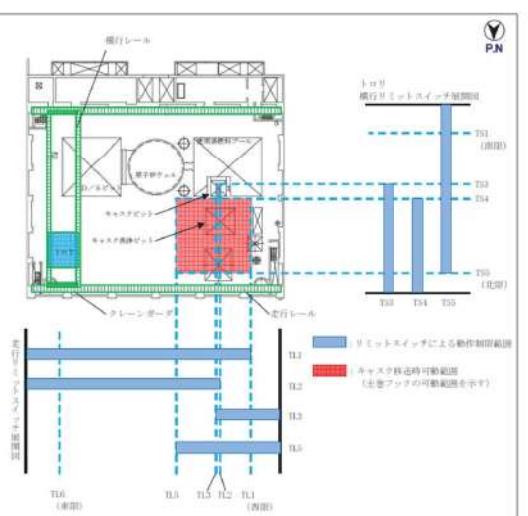
## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足説明資料1</p> <p>補助建屋クレーンの走行範囲について</p> <p>補助建屋クレーンについては、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ピット上が走行できないように可動範囲を制限した構造である。（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）と解釈に基づく機能）</p> <p>補助建屋クレーンのレールは下図のとおり使用済燃料ピット側に敷設されていないため、補助建屋クレーンが使用済燃料ピット上を走行することはなく、仮に補助建屋クレーン（トロリ含む）が落下したとしても使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>なお、レール端にはリミットスイッチを設置し、補助建屋クレーンを自動停止させる。さらに車輪止め（走行限界）を設けることで走行範囲を制限する設計としている。</p> <p>使用済燃料ピットクレーン及び補助建屋クレーン移動範囲図（3号炉、4号炉に同じ配置及び移動範囲）</p>  <p>補助建屋クレーン（大飯4号炉の例）</p>	<p>別紙4</p> <p>原子炉建屋クレーンのインターロックについて</p> <p>原子炉建屋クレーンは、使用済燃料プール上を重量物及びキャスクが走行及び横行できないように可動範囲を制限するインターロックを設ける。</p> <p>原子炉建屋クレーン走行レール及び横行レールは燃料取替床の床面全域を走行及び横行できるよう敷設し、重量物及び使用済燃料輸送容器の移送を行う際には、重量物及び使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過しないよう、レールに沿って設置されたリミットスイッチ及びインターロックによる可動範囲の制限により、仮に走行レールから脱落したとしても使用済燃料プールへの重量物及び使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>原子炉建屋クレーンの走行又は横行用リミットスイッチの構造を図1に示す。また、原子炉建屋クレーンの重量物及び使用済燃料輸送容器移送のインターロックによる可動範囲とリミットスイッチ展開図の関係を図2、3に示す。リミットスイッチは、原子炉建屋クレーンがレバーを機械的に動作させることで、インターロックが動作する設計としている。</p> <p>図1 原子炉建屋クレーンの走行、横行用リミットスイッチの構造</p> <p>作図内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>参考1</p> <p>燃料取扱棟クレーンにおける評価フローIIIの評価結果</p> <p>(1) 燃料取扱棟クレーンの走行範囲について</p> <p>燃料取扱棟クレーンについては、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造である。（技術基準第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）とその解釈に基づく機能）</p> <p>燃料取扱棟クレーンのレールは、図1のとおり使用済燃料ピット側に敷設されていないことから、燃料取扱棟クレーンが使用済燃料ピット上を走行することはできないため、使用済燃料ピットへの重量物の落下を防止している。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づく定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>図1 3号炉使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーン走行範囲</p> 	<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上通過しないため記載不要と判断した。</li> <li>・なお、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行することはできないことを参考1で説明している。</li> </ul> <p>再掲①</p> <p>泊参考1より</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2 原子炉建屋クレーンのインターロックによる重量物移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>  <p>図3 原子炉建屋クレーンのインターロックによるキャスク移送範囲とリミットスイッチ展開図</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

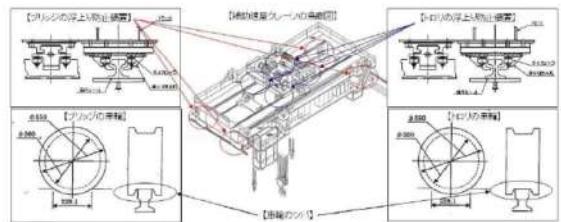
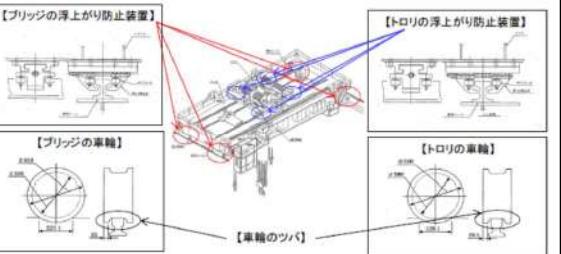
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙5</p> <p>使用済燃料プール周辺における異物混入防止エリアについて</p> <p>女川2号炉における使用済燃料プール周りは、図1に示すとおり、定検中及び運転中において、使用済燃料プールと離隔距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物混入防止強化エリアを設定し、入域の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料プールへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p> <p>図1 燃料取替床の床面 異物混入防止エリア設定概要 (運転中・定検中)</p>	<p>別紙4</p> <p>使用済燃料ピット周辺における異物管理区域について</p> <p>泊3号炉における使用済燃料ピット周りは、図1に示すとおり、定検中、運転中及びキャスク取扱中等において、使用済燃料ピットと離隔距離を確保した手摺り（フェンス）等により異物管理区域を設定し、入域の制限及び物品の持ち込みを制限することで、使用済燃料ピットへの異物混入による損傷を未然に防止している。</p> <p>図1 燃料取扱棟 異物管理区域設定概要 (運転中・定検中・キャスク取扱中)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載表現の相違</li> <li>・資料番号の相違</li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】記載内容の相違</li> <li>・キャスク取扱時の物管理区域の設定状況を追加した。</li> </ul>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考1</p> <p>補助建屋クレーンにおける評価フローIIIの評価結果</p> <p>補助建屋クレーンは補足説明資料1のとおり、可動範囲制限として使用済燃料ビット上を走行できない設計であること、さらに多重化やフェイルセーフとしてワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造であることに加え、機器の点検や有資格者作業により落下防止が図られている。</p>		<p>参考1</p> <p>燃料取扱棟クレーンにおける評価フローIIIの評価結果</p> <p>(1) 燃料取扱棟クレーンの走行範囲について</p> <p>燃料取扱棟クレーンについては、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の落下防止構造に加え、使用済燃料ビット上を走行できないように可動範囲を制限した構造である。(技術基準第26条(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備)とその解釈に基づく機能)。</p> <p>燃料取扱棟クレーンのレールは、図1のとおり使用済燃料ビット側に敷設されていないことから、燃料取扱棟クレーンが使用済燃料ビット上を走行することはできないため、使用済燃料ビットへの重量物の落下を防止している。</p> <p>また、クレーン等安全規則に基づく定期自主点検及び作業開始前点検を実施することにより、クレーンの健全性を確認している。</p> <p>再掲① 女川別紙4部分へ</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>図1 3号炉使用済燃料ビットクレーン及び燃料取扱棟クレーン走行範囲</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に記載の充実化を図った。</li> </ul> <p>■【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯の内容は泊基本方針2「追加要求事項に対する適合方針」にて記載。</li> </ul> <p>■用語の統一</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号を追記した。</li> </ul>

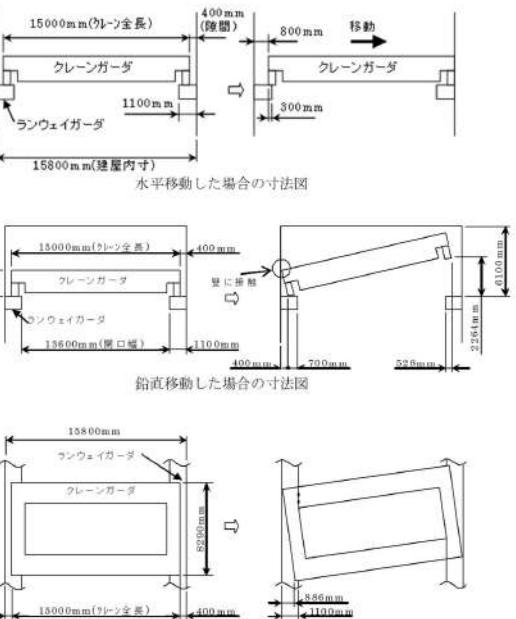
## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、次頁図のとおり、<b>補助建屋クレーン</b>のブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造である<b>こと</b>、クレーン本体の浮き上り防止のため各4箇所に浮上り防止装置を設置している<b>こと</b>、さらに車輪のツバの高さ及び浮き上り防止装置（つめ）とレールの隙間は以下の寸法であり、クレーン本体の浮き上りにより脱輪しない<b>設計としていること</b>から、<b>使用済燃料ピットへの落下時影響評価</b>が必要なものではないとした。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：約10mm          トロリの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：約10mm</p> <p>なお、浮き上り防止装置及び車輪ツバの健全性について          は、<b>補助建屋クレーン</b>の耐震設計上の重要度分類がBクラスである<b>こと</b>、<b>使用済燃料ピット</b>への波及的影響（<b>使用済燃料ピット</b>には落下しない）<b>もないこと</b>から、Bクラス設備として確認する。</p>  <p>補助建屋クレーン（大飯4号炉の例）</p> 		<p><b>(2) 浮き上り防止装置と車輪の関係</b></p> <p>図2のとおり、<b>燃料取扱棟クレーン</b>のブリッジとトロリの各車輪は「ツバ」を有した構造であり、脱輪しない<b>設計とする</b>。</p> <p>また、クレーン本体の浮上りを防止するため、各4箇所に浮上り防止装置を設置する。</p> <p>なお、車輪のツバの高さ及び浮上り防止装置（つめ）とレールの隙間は、以下の寸法であることから、クレーン本体の浮上りにより脱輪することはない。</p> <p>さらに浮上り防止装置及び車輪ツバにおける発生応力は許容値を超えない<b>設計とする</b>。</p> <p>ブリッジの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：11mm          トロリの車輪ツバ高さ：25mm &gt; つめとレールの隙間：9mm</p>  <p>図2 燃料取扱棟クレーンの鳥瞰図</p>	<p>■【大飯】記載内容の相違          ・全体的に記載の充実化を図った。</p> <p>■記載の適正化          ・用語を統一した。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

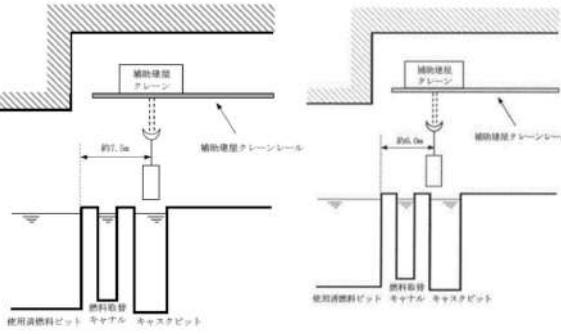
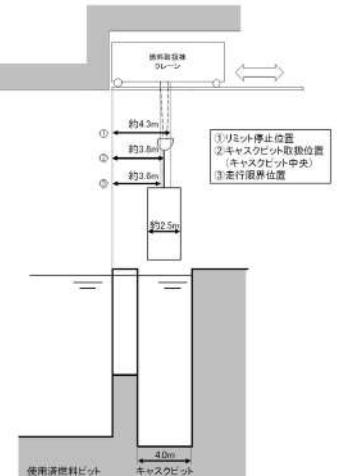
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) クレーンガーダ及びランウェイガーダの構造</p> <p>燃料取扱棟クレーン本体は、使用済燃料ピット上を走行できない設計としている。加えて、ランウェイガーダの寸法がクレーンガーダより小さい（クレーン本体の長さより2本のレール支持部の間が小さい）こと、また鉛直方向及び水平（回転方向）に移動した場合も壁等に接触することから、クレーン本体が落下することはない（図3参照）。</p>  <p>水平移動した場合の寸法図</p> <p>鉛直移動した場合の寸法図</p> <p>水平（回転方向）移動した場合の寸法図</p> <p>図3 クレーンガーダ及びランウェイガーダの構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【大飯】記載内容の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に記載の充実化を図った</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語を統一した。</li> <li>・図番号を追記した。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで1文目の燃料取扱棟クレーンの走行範囲制限に関する記載部分に図3の呼び出しを記載していたが、図3はクレーン落下防止を説明するものであるため、図3の呼び出し箇所を修正した。</li> </ul> </li> <li>■記載の適正化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号と図名称を追記した。</li> </ul> </li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>参考2</p> <p><b>補助建屋クレーンにおける落下防止対策</b></p> <p>・吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下防止</p> <p>下図のとおり、使用済燃料輸送容器の取扱い時は、使用済燃料ピットから約7.5m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。さらに、取扱い中の使用済燃料輸送容器と使用済燃料ピットとの距離が約7.5m未満とならないよう、あらかじめマーキングを行った移送経路に沿って移送すること、ロープ等による移動制限を行うこと、キャスクピット上の移動速度を低速とすることを作業手順書に定めて運用する。</p> <p>補助建屋クレーンが走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離約6.0m（次頁参照）に対して、クレーンの停止直後における使用済燃料輸送容器の振れ幅は数cm（走行速度0.9m/minの場合の振れ幅は約1cm）であり、万が一、補助建屋クレーンの走行限界位置で使用済燃料輸送容器が落下したとしても次頁の位置関係からキャスクピット側へ落下するため、使用済燃料ピット側に落下することはない。</p> <p>また、ワイヤロープの2重化や動力電源喪失時保持機能等により吊荷（使用済燃料輸送容器）の落下を防止している。</p>  <p>【使用済燃料輸送容器の取扱い時】</p> <p>【補助建屋クレーン走行限界位置】</p>		<p>参考2</p> <p><b>燃料取扱棟クレーンにおける吊荷の落下防止対策について</b></p> <p>・吊荷（キャスク）の落下防止</p> <p>キャスクの取扱時は、使用済燃料ピットから約3.8m離れた位置で取り扱うことから使用済燃料ピットへ落下することはない。また、キャスクをキャスクピット上で取り扱う場合は、ゲートを閉止し、使用済燃料ピットとキャスクピットを隔離する。さらに、取扱中のキャスクの中心と使用済燃料ピットの距離が約3.8m未満とならないよう、クレーンはリミット停止位置（約4.3m）を超えると自動で低速移動になる仕組みとなっている。</p> <p>燃料取扱棟クレーンの走行限界位置の場合、使用済燃料ピットまでの水平距離（約3.6m）に対して、クレーンの停止直後におけるキャスクの振れ幅は数cm（走行速度0.9m/minの場合の振れ幅は約2.1cm）であり、万が一、燃料取扱棟クレーンの走行限界位置でキャスクが落下したとしても図1の位置関係からキャスクピットへ落下するため、使用済燃料ピットに落下することはない。</p> <p>また、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等により吊荷（キャスク）の落下を防止している。</p>  <p>①リミット停止位置      ②キャスクピット取扱位置（キャスクピット中央）      ③走行限界位置</p> <p>約4.3m      約3.8m      約3.6m      約2.5m      4.0m      使用済燃料ピット キャスクピット</p> <p>【図1 キャスクの取扱時の位置関係】</p>	<p>■【大飯】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載適正化      ・記載を大飯に合わせた。</p> <p>■【大飯】設備の相違</p> <p>■【大飯】設備の相違      大飯では運用によって人力で移動制限を行っているが、泊は装置により制限をかけることができる。</p> <p>■【大飯】設備の相違      ・大飯は使用済燃料ピットとキャナルを合わせて「使用済燃料ピット側」と表現している。</p> <p>■用語の統一</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p>補足説明資料1</p> <p>燃料交換機 主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 吊荷位置（上限～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 Ss 方向：鉛直 吊荷重量：定格荷重 吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果 燃料交換機主ホイスト（ワイヤロープ、グラップルヘッド、ブレーキ）の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p>表1 燃料交換機主ホイスト各部 裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>部位</th><th>裕度</th><th>判定基準値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料交換機</td><td>ワイヤロープ<sup>※1</sup></td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>グラップル</td><td>フック</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>ヘッド<sup>※2</sup></td><td>シャフト</td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>ブレーキ<sup>※3</sup></td><td></td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 燃料交換機のワイヤロープ及びグラップルヘッドの構造については図5.2.12及び図5.2.13、ブレーキの構造については図5.2.11参照。    注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準値	燃料交換機	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	グラップル	フック	(注1)	(注1)	ヘッド <sup>※2</sup>	シャフト	(注1)	(注1)	ブレーキ <sup>※3</sup>		(注1)	(注1)	<p>補足説明資料1</p> <p>使用済燃料ピットクレーン ホイスト（ワイヤロープ、フック）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 吊荷位置（上限～下端）でワイヤロープの固有周期が変動するため、ワイヤロープの固有周期帯より、最も大きな震度を床応答スペクトルから算出し、各部に作用する荷重を算出する。当該算出荷重により、各部の強度評価を行うこととする。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 方向：鉛直 吊荷重量：工認段階で明示する 吊荷位置：鉛直方向床応答スペクトルとワイヤロープの固有周期を考慮した位置</p> <p>3. 評価結果 使用済燃料ピットクレーンホイスト（ワイヤロープ、フック）の健全性評価は、工認段階において示し、判定基準値に対して裕度を確保するものとする。</p> <p>表1 使用済燃料ピットクレーン各部裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>部位</th><th>裕度</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットクレーン</td><td>ワイヤロープ<sup>※1</sup></td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> <tr> <td>フック<sup>※1</sup></td><td>(注1)</td><td>(注1)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープ、フックの構造については5.2.2 設備構造上の落下防止対策参照。    注1 工認段階で明示する</p>	設備	部位	裕度	判定基準	使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	フック <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】記載内容の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方針の相違</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】用語の統一</li> <li>■【女川】記載内容の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方針の相違</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備名称の相違</li> <li>■【女川】記載内容の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方針の相違</li> </ul> </li> </ul>
設備	部位	裕度	判定基準値																															
燃料交換機	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																															
	グラップル	フック	(注1)	(注1)																														
	ヘッド <sup>※2</sup>	シャフト	(注1)	(注1)																														
	ブレーキ <sup>※3</sup>		(注1)	(注1)																														
設備	部位	裕度	判定基準																															
使用済燃料ピットクレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																															
	フック <sup>※1</sup>	(注1)	(注1)																															

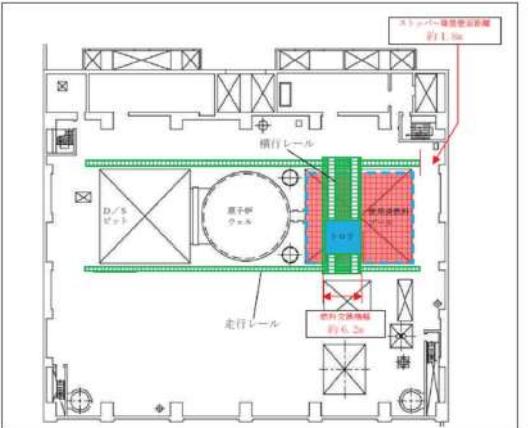
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>補足説明資料2</p> <p>原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価について</p> <p>1. 評価方法 原子炉建屋クレーン本体評価モデルをベースとし、ワイヤロープ部にトラス要素を設定した時刻歴解析を実施し、全時刻での発生荷重の最大値から、クレーン吊具各部の強度評価を実施する。</p> <p>2. 評価条件 評価用地震動：基準地震動 Ss 方向：水平、鉛直 吊荷質量：定格荷重 吊荷位置：上端 トロリ位置：ブリッジ中央</p> <p>3. 評価結果 原子炉建屋クレーン主巻（ワイヤロープ、フック、ブレーキ）の健全性評価結果の裕度整理表について表1に示す。</p> <p>表1 原子炉建屋クレーン 主巻各部 裕度整理表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>部位</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉建屋 クレーン</td> <td>ワイヤロープ<sup>※1</sup></td> <td rowspan="3">1.00 以上</td> </tr> <tr> <td>フック<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>ブレーキ<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子炉建屋クレーンのワイヤロープ及びフックの構造については図5.2.15、ブレーキの構造については図5.2.14を参照。    ※2 平成25年12月27日申請時の基準地震動 Ss-1,2による暫定評価</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: center;">＊固みの内容は商業機密の観点から公開できません</p>	設備	部位	判定基準	原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	1.00 以上	フック <sup>※1</sup>	ブレーキ <sup>※1</sup>	<p>■【女川】設備の相違 ・女川とは違い、泊においては設計上、燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ビット上通過しないため記載不要。</p>
設備	部位	判定基準								
原子炉建屋 クレーン	ワイヤロープ <sup>※1</sup>	1.00 以上								
	フック <sup>※1</sup>									
	ブレーキ <sup>※1</sup>									

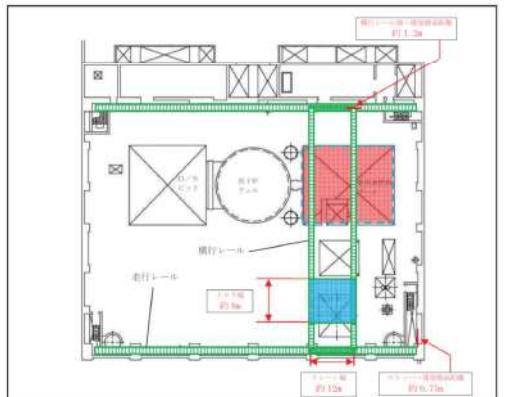
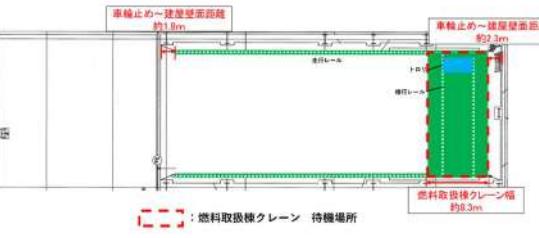
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料3</p> <p>燃料交換機及び原子炉建屋クレーンの落下防止対策</p> <p>○燃料交換機</p> <p>燃料交換機は、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行及び横行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止装置にて抱き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行及び横行レールには、走行及び横行方向に対する脱線を防止するため、ストッパが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料交換機又はトロリが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料プール側の走行レールについては燃料交換機の幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、燃料交換機がレールから脱線するおそれは無い。また、横行レールについては、燃料交換機ブリッジ上部にレールが敷設されており、トロリが脱線したとしても走行レール外側（使用済燃料プールエリア外）へ脱線することから、使用済燃料プールに落下することは無い。燃料交換機走行レールと壁面距離について図1に示す。</p> <p>D/Sビット側については、ストッパが損傷し燃料交換機がレールから脱線しても、使用済燃料プールとの離隔距離が十分に確保されているため、使用済燃料プールに落下するおそれはない。</p>  <p>図1 燃料交換機走行レールと壁面距離</p>	<p>補足説明資料2</p> <p>使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱機クレーンの落下防止対策</p> <p>○使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、走行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を設置しており、走行レールの転倒防止装置は、レールの頭部を転倒防止金具にて抱き込む構造であり、使用済燃料ピットクレーンの浮上りにより走行レールより脱線しない構造とする。</p> <p>走行レールには、走行方向に対する脱線を防止するため、走行ストッパが設置されている。地震時等に走行レール上を使用済燃料ピットクレーンが滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使用済燃料ピット側の走行レールについては使用済燃料ピットクレーンの幅より建屋壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線するおそれは無い。使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離について図1に示す。</p> <p>新燃料貯蔵庫側については、ストッパが損傷し使用済燃料ピットクレーンがレールから脱線しても、使用済燃料ピットとの離隔距離が十分に確保されているため、使用済燃料ピットに落下するおそれはない。</p>  <p>図1 使用済燃料ピットクレーン走行レールと壁面距離</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・女川とは違い、泊においては設計上、使用済燃料ピットクレーンは横行しない。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、脱線防止ラグを設置しており、脱線防止ラグは、ランウェイガーダ当り面及び横行レールに対し、浮上り代を設けた構造とし、クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。原子炉建屋クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行または横行方向への脱線を防止するため、ストップが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を原子炉建屋クレーン又はトロリが滑り、仮に本ストップが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、原子炉建屋クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無く、使用済燃料ブームに落下することはない。</p>  <p>図2 原子炉建屋クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>○燃料取扱棟クレーン 燃料取扱棟クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線を防止するため、浮上り防止装置を設置しており、走行及び横行レールの浮上り防止装置は、レールの頭部を浮上り防止金具にて抱き込む構造であり、燃料取扱棟クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造とする。燃料取扱棟クレーンの走行、横行レールと壁面距離について図2に示す。</p> <p>走行及び横行レールには、走行又は横行方向への脱線を防止するため、車輪止めが設置されている。地震時等に走行、横行レール上を燃料取扱棟クレーン又はトロリが滑り、仮に本車輪止めが損傷したとしても、走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離が狭いことから、燃料取扱棟クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線するおそれは無い。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピットの上部に走行レールが無く、仮に脱落したとしても使用済燃料ピットに落下することはない。</p>  <p>図2 燃料取扱棟クレーン走行、横行レールと壁面距離</p>	<p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違 ■記載の適正化 ・用語を統一した。 ■【女川】設備の相違</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

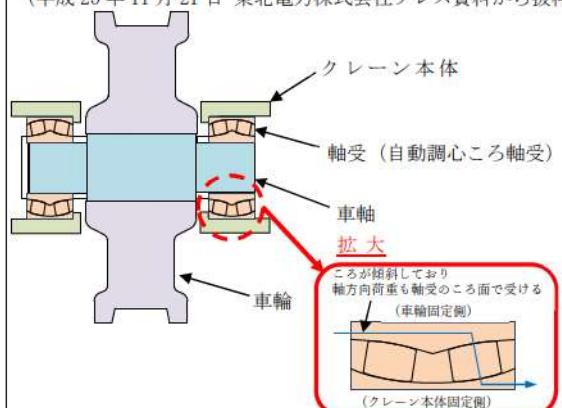
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 補足説明資料4	泊発電所3号炉 補足説明資料3	相違理由
	<p>過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉 原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された。その後の詳細点検において、走行部内部の軸受が損傷していることが確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因是以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つけ部が損傷した。</li> <li>● 損傷したつけ部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。</li> </ul> <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含む全ての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. <b>女川2号炉</b>への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の<b>女川2号炉</b>への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、<b>女川2号炉原子炉建屋クレーン</b>に採用している走行部軸受は女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受と異なり、<b>水平方向の拘束点が多く</b>、水平荷重が分散される構造であることから、地震時の軸方向の荷重影響を受けにくい。</li> <li>● <b>女川2号炉原子炉建屋クレーン</b>の全ての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、<b>女川2号炉原子炉建屋クレーン</b>は<b>脱線防止ラグ</b>があることから、<b>ランウェイ</b>上から落下することはない。</li> <li>● <b>女川2号炉原子炉建屋クレーン</b>走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に走行確認で異常を検知することができる、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。</li> </ul>	<p>過去不具合事象に対する対応状況について</p> <p>1. 女川原子力発電所1号炉及び福島第二原子力発電所3号炉 原子炉建屋クレーン走行部損傷事象について</p> <p>1.1. 事象概要</p> <p>女川原子力発電所1号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成23年9月12日に東北地方太平洋沖地震後の走行確認を実施していたところ、異音が確認された。その後の詳細点検において、走行部内部の軸受が損傷していることが確認された（図1参照）。原因調査の結果、事象の原因是以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 東北地方太平洋沖地震に伴う軸方向の地震荷重により軸受つけ部が損傷した。</li> <li>● 損傷したつけ部の破片が、軸受コロに挟まれ、その後の当該クレーンの異音調査のための走行に伴い、軸受の損傷が拡大した。</li> </ul> <p>また、本事象の再発防止対策として女川原子力発電所1号炉では、当該走行部を含むすべての走行部について、女川2号炉と同様の構造である軸方向の荷重影響を受けにくい軸受を採用した新品の走行部に交換している（図2、1参照）。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震に伴う類似の事象は福島第二原子力発電所3号炉においても確認されている（図3参照）。</p> <p>1.2. <b>泊3号炉</b>への水平展開の必要性について</p> <p>以下の観点から、本事象の<b>泊3号炉</b>への水平展開は不要と判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事象は、女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受の一部が損傷していたものであるが、<b>泊3号炉燃料取扱棟クレーン</b>に採用している走行部軸受は女川1号炉原子炉建屋クレーンの走行部軸受と異なり、軸方向荷重を受けることのできる自動調心ころ軸受を採用しており（図2、2拡大図参照）、軸受構造が異なり、女川1号炉原子炉建屋クレーンにあるようなつけ部は存在しない。これより、女川1号炉原子炉建屋クレーンで発生した破損形態は生じないと考える。</li> <li>● <b>泊3号炉燃料取扱棟クレーン</b>のすべての走行部軸受が仮に損傷し、機能喪失したとしても、<b>泊3号炉燃料取扱棟クレーン</b>は<b>浮上り防止装置</b>があることから、<b>走行及び横行レベル</b>上から落下することはない。</li> <li>● <b>泊3号炉燃料取扱棟クレーン</b>走行部の軸受については、月次点検や年次点検時に走行確認で異常を検知することができる、異常が検知された場合に当該部を交換することで復旧可能である。</li> </ul>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■記載の適正化 ・用語を統一した。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■記載の適正化 ・記載を充実化した。</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

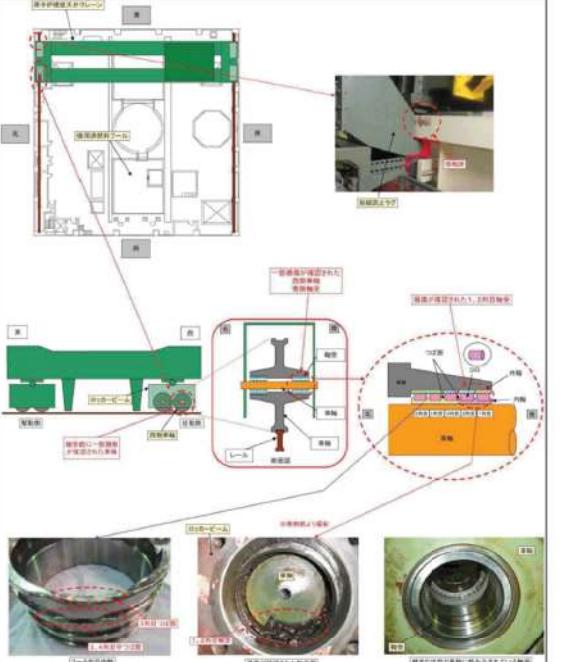
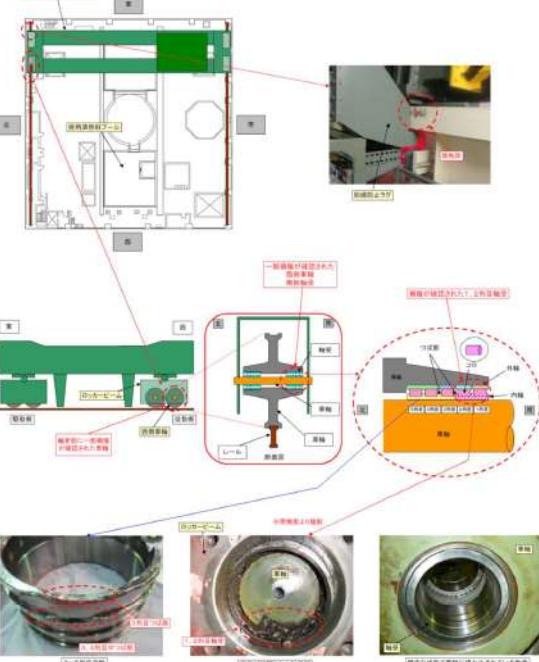
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <b>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</b>	 <b>図1 女川原子力発電所1号炉 原子炉建屋天井クレーン走行部等構造図 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</b>	
	 <b>図2 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 当社プレス資料より抜粋)</b>	 <b>図2. 1 女川原子力発電所1号炉 従来軸受と取替軸受の比較 (平成25年11月21日 東北電力株式会社プレス資料から抜粋)</b>	<p>■記載の適正化 ・記載を充実化した。</p>



## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について          (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手（以下、「ユニバーサルジョイント」という。）が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した（図4参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ（電動機側に設置されている）が掛かっている状態であった。</li> <li>● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力（ブレーキ）の相反する作用により、走行車輪と電動機をつなぐユニバーサルジョイントに過大なトルクが発生し、破損に至った※。</li> </ul>	 <p>図3 福島第二原子力発電所3号炉 燃料取扱機クレーンの損傷状況について          (平成25年12月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p> <p>2. 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーン走行伝動用継手部の破損事象について</p> <p>2.1. 事象概要</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉の原子炉建屋クレーンについて、平成19年7月24日に新潟県中越沖地震後の設備点検を実施していたところ、走行伝動用継手（以下、「ユニバーサルジョイント」という。）が南側走行装置と北側走行装置の両側で破損していることを確認した（図4参照）。原因調査の結果、事象の原因は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時、原子炉建屋クレーンは停止している状態であり、走行車輪はブレーキ（電動機側に設置されている）が掛かっている状態であった。</li> <li>● 地震動により強制的にクレーン走行方向の力が発生し、走行車輪に回転しようとする力が作用したが、電動機側の回転を阻止する力（ブレーキ）の相反する作用により、走行車輪と電動機をつなぐユニバーサルジョイントに過大なトルクが発生し、破損に至った※。</li> </ul>	

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>※6号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕よりブレーキが効かない状態で、約30cm程度移動したものと推定される。</p> <p>2.2. 女川2号炉への水平展開の必要性について 本事象の再発防止対策については、以下の観点から不要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルジョイントはクレーンの走行機能を担うものであり、当該部品が破損しても、本部品は車輪への回転エネルギーを伝える機能であり、本部品が機能喪失した場合においても、脱線防止タグが設置されていることから、原子炉建屋クレーンはランウェイ上から落下することはない。</li> <li>当該部が損傷することで、発生応力が緩和され減速機や電動機等の重要部品の損傷が回避された側面がある。</li> </ul> <p><b>事象の概要（1）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側</td> <td>駆動輪側</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動機側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>駆動輪側</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動機側</td> <td>X</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目視点検に加え、満透探査検査を行い、指示模様が無いことを確認した。</p> <p><b>事象の概要（2）</b></p> <p><b>事象の概要（1）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニバーサルジョイント</th> <th>クロスピン</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側</td> <td>駆動輪側</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動機側</td> <td>○*</td> </tr> <tr> <td>南側</td> <td>駆動輪側</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動機側</td> <td>X</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 目視点検に加え、満透探査検査を行い、指示模様が無いことを確認した。</p> <p><b>事象の概要（2）</b></p> <p><b>図4 柏崎刈羽原子力発電所6号炉 原子炉建屋クレーンの損傷状況について</b>      (平成20年9月25日 東京電力プレス資料より抜粋)</p>	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動輪側	X		電動機側	○*	南側	駆動輪側	X		電動機側	X	ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態	北側	駆動輪側	X		電動機側	○*	南側	駆動輪側	X		電動機側	X
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																													
北側	駆動輪側	X																													
	電動機側	○*																													
南側	駆動輪側	X																													
	電動機側	X																													
ユニバーサルジョイント	クロスピン	状態																													
北側	駆動輪側	X																													
	電動機側	○*																													
南側	駆動輪側	X																													
	電動機側	X																													

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

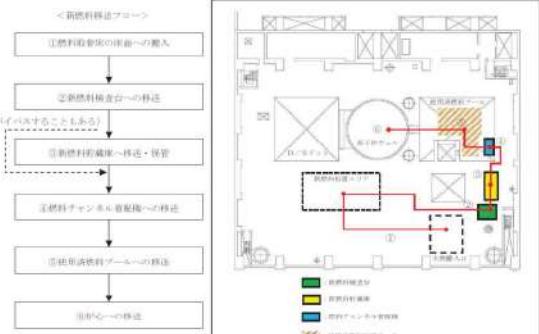
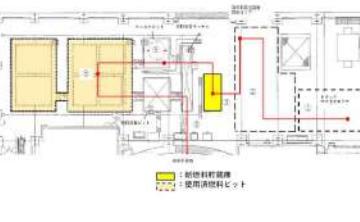
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>一般的な海外情報の処理概要</p> <p>WANO SOER, NRC情報, INPO情報, WANO情報, IAEA情報, メーカー(GE)情報がWANO東京センターに送られ、原子力安全推進協会（分析結果、勧告文書等）とBWR事業者協議会（海外情報収集会<sup>(1)</sup>、事象のスクリーニング調査、分析評価、対応方針の検討）へ情報が流れます。その後、原子力部、原子力運営Gにて情報入手を行います。</p> <p>① 原子力部情報検討会（主査：原子力部課長（品質保証））では、予防措置「要否」の検討、確認、予防措置「要」の情報付付を行います。結果として「予防措置「要」」が示され、報告と指示が行われます。</p> <p>② 原子力発電所情報検討会（主査：品質保証室長）では、予防措置「要」の情報受け付、各グループによる予防措置実施を指示、予防措置案の審議、予防措置結果の確認が行われます。結果として「予防措置実施結果」が示され、原原子力保険情報検討会に予防措置実施結果を報告し、品質保証会議に予防措置連携状況を報告します。</p> <p>③ 各グループ（主査：所長）では、予防措置案の検討、予防措置決定・実施が行われます。</p> <p>④ 品質保証会議（主査：所長）では、予防措置連携状況の確認、必要に応じて再検討の指示が行われます。</p> <p>⑤ 原子力保安情報検討会（主査：原子力品質保証室室長）では、予防措置の妥当性を確認、必要に応じて再検討を指示します。</p> <p>※1 1回／2ヶ月 電力会社、プラントメーカー、JANSI他が参加</p>	<p>本店と泊発電所にて情報交換が行われます。</p> <p>① 廉價過給器1タブル装置検討会で得た情報を元に、PWRI海外情報検討会で得られた情報、PWRI事業者協議会で得た情報と併せて検討を行います。結果として「ニードルに搭載されたトラブル情報、外因遮断が実行するトラブル情報、物量を経じて漏れ失より得られる結果、等」が示されます。</p> <p>② スクリーニングの実施</p> <p>③ 未然防止措置検討</p> <p>④ 未然防止措置検討</p> <p>⑤ 未然防止措置検討</p> <p>⑥ 未然防止措置実施</p> <p>⑦ ⑤部長およびグループリーダーの確認</p> <p>⑧ 未然防止措置の有効性のレビュー</p> <p>⑨ 未然防止措置の有効性のレビュー</p>	

図5 不具合情報の処理フロー

図5 不具合情報の処理フロー

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料5</p> <p>新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、原子炉建屋クレーン及び燃料交換機にて取り扱い、原子炉建屋原子炉棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p>図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>図1に示すとおり、新燃料の取扱いに係る移送時においては、可能な限り使用済燃料プール上を移送しない運用にて新燃料の使用済燃料プールへの落下を防止する設計としている。なお、燃料チャンネル着脱機<sup>※</sup>に装荷する際には使用済燃料プール上を移送することとなる。</p> <p>原子炉建屋クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、燃料交換機による新燃料移送作業を行うこととなるが、燃料交換機についても、駆動源喪失時等における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p> <p>※燃料チャンネル着脱機は、新燃料を原子炉建屋クレーンから燃料交換機へ受け渡す中継作業時に使用。</p>	<p>補足説明資料4</p> <p>新燃料の取扱いにおける落下防止対策</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟クレーン及び使用済燃料ピットクレーンにて取り扱い、燃料取扱棟内に搬入後、検査を行い、所定の場所（新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット）へ保管され、燃料装荷の際に炉心へと移送する。</p> <p>新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）を図1に示す。</p>  <p>図1 新燃料の取扱いに係る移送フロー及び経路（例）</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、動力電源喪失時に自動的にブレーキがかかる機能を有しているとともに、フックには外れ止め金具を装備し、新燃料の落下を防止する構造としており、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチにより、誤操作等による新燃料の落下を防止する設計としている。</p> <p>炉心への燃料装荷の際には、使用済燃料ピットクレーンによる新燃料移送作業を行うこととなるが、使用済燃料ピットクレーンについても、駆動源喪失時等における種々のインターロックが設けられており、新燃料落下を防止する設計としている。</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語を統一した。</li> </ul> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

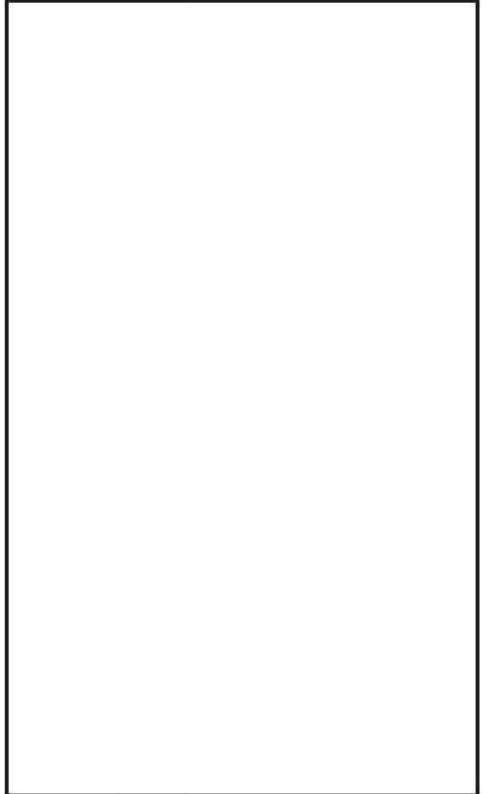
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>補足説明資料6</p> <p>使用済燃料輸送容器取扱作業における 使用済燃料プールへの影響</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、原子炉建屋クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器の取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取替床の床面へ使用済燃料輸送容器の移送を行い、キャスク洗浄ピット及びキャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>本作業時における原子炉建屋クレーンの運転は、使用済燃料輸送容器が使用済燃料プール上を通過することが無いよう、インターロック（キャスク移送モード）運転を行うことで、使用済燃料プールへの使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>また、原子炉建屋クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、使用済燃料輸送容器の落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでの使用済燃料輸送容器取扱時に、仮に地震等にて原子炉建屋クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、使用済燃料輸送容器は横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、使用済燃料輸送容器をキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料プールと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、使用済燃料輸送容器が横行、走行方向及び鉛直方向に滑った<sup>※1</sup>としても使用済燃料輸送容器は使用済燃料プールと隔離されていることから、使用済燃料プール水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：過去事例において、東北地方太平洋沖地震時、2号炉の原子炉建屋クレーンは摺動痕から約36cm移動したものと推定され、インターロック（キャスク移送モード）運転による可動範囲から、使用済燃料輸送容器取扱時に使用済燃料輸送容器がキャスクピット外の使用済燃料プールに落下することはない（図2参照）。なお、鉛直方向については現状評価において、ブレーキによる制動力を上回る負荷トルクは発生しないことを確認している。</p>	<p>補足説明資料5</p> <p>キャスク取扱作業における 使用済燃料ピットへの影響</p> <p>キャスクの取扱作業は、燃料取扱棟クレーンを使用する。作業概要を図1に示す。</p> <p>キャスクの取扱作業は、図1に示すとおり機器搬出入口ハッチから燃料取扱棟の床面へキャスクの移送を行い、キャスクピットにて燃料の装荷作業が行われる。</p> <p>また、燃料取扱棟クレーンはインターロックによる運転の他、動力電源喪失時に自動的にブレーキが掛かる機能を有し、フックには外れ止め金具を装備し、速度制限、過巻防止用のリミットスイッチも設けることから、キャスクの落下を防止する設計としている。</p> <p>なお、キャスクピットでのキャスク取扱時に、仮に地震等にて燃料取扱棟クレーンの各ブレーキ（横行、走行、巻上下）の機能が喪失した場合、キャスクは横行、走行方向及び鉛直方向に滑るおそれがあるが、図1に示すとおり、キャスクをキャスクピットにて取り扱う際には、キャスクピットを使用済燃料ピットと隔離して、キャスクピット単独で水抜き等を実施するためのキャスクピットゲートが設置されている。そのため、キャスクが横行、走行方向及び鉛直方向に滑った<sup>※1</sup>としてもキャスクは使用済燃料ピットと隔離されていることから、使用済燃料ピット水位維持のためのライニング健全性は維持される。</p> <p>※1：燃料取扱棟クレーンについては、使用済燃料ピット上を走行できないように可動範囲を制限した構造であることに加え、二重のワイヤや動力電源喪失時保持機能等の吊荷の落下を防止した構造であることから、キャスク取扱時にキャスクがキャスクピット外の使用済燃料ピットに落下することはない（図2参照）。</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を走行できない。</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できない。</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上を走行できないため、評価不要。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

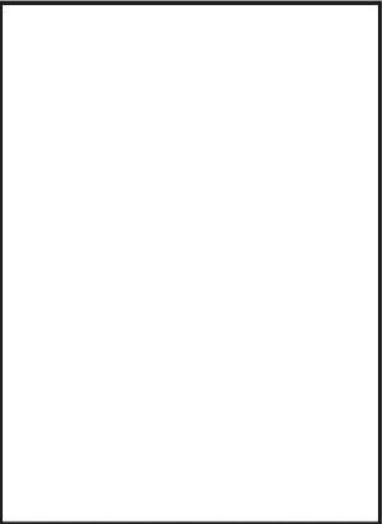
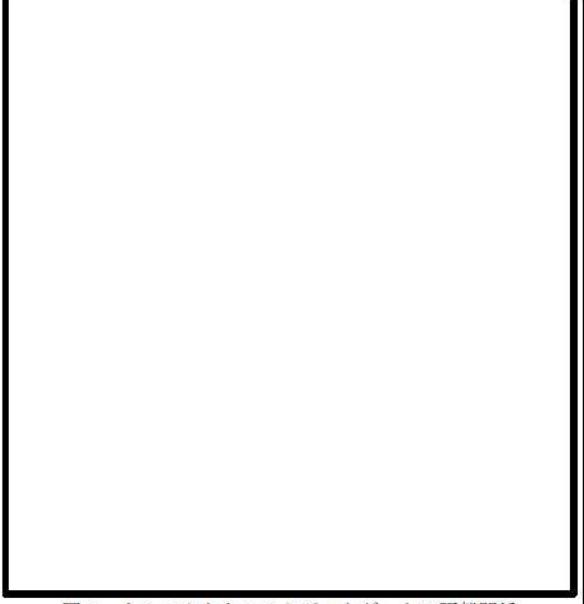
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図1 使用済燃料輸送容器取扱作業フロー</p>	 <p style="text-align: center;">図1 キヤスク取扱作業フロー</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図2 キャスクとキャスクピットゲートの距離関係 <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	 図2 キャスクとキャスクピットゲートの距離関係 <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 補足説明資料7	泊発電所3号炉 補足説明資料6	相違理由
	<p>使用済燃料輸送容器吊具による 使用済燃料輸送容器の吊り方について</p> <p>使用済燃料輸送容器は、原子炉建屋クレーンに使用済燃料輸送容器吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>使用済燃料輸送容器を移送する場合、図2に示すように使用済燃料輸送容器とキャスク吊具は4か所の使用済燃料輸送容器トラニオンで支持することとする。また、使用済燃料輸送容器吊具と原子炉建屋クレーンは、使用済燃料輸送容器吊具のクレーンフック取合ピンとクレーンフックで固定することに加えて、使用済燃料輸送容器吊具の安全板と原子炉建屋クレーンにおいても補助的に固定することにより、使用済燃料輸送容器吊具とクレーンフックの固定を二重化する。</p>  <p>図1 使用済燃料輸送容器吊具の現場での使用状況</p>	<p>キャスク吊具による キャスクの吊り方について</p> <p>キャスクは、燃料取扱棟クレーンにキャスク吊具を取付けて移送する。現場での使用状況を図1に示す。</p> <p>キャスクを移送する場合、図2に示すようにキャスクとキャスク吊具は2か所のキャスクトラニオンで支持することとする。また、キャスク吊具と燃料取扱棟クレーンは、キャスク吊具のクレーンフックピントンとクレーンフックで接続する。</p>  <p>図1 キャスク吊具の現場での使用状況</p>	<p>■【女川】記載内容の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■【女川】設備の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRとBWRの違い</li> </ul> </li> <li>■【女川】設備名称の相違</li> </ul> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRとBWRの違い</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <b>図2 使用済燃料輸送容器吊具の構造図</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	 <b>図2 キャスク吊具の構造図</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

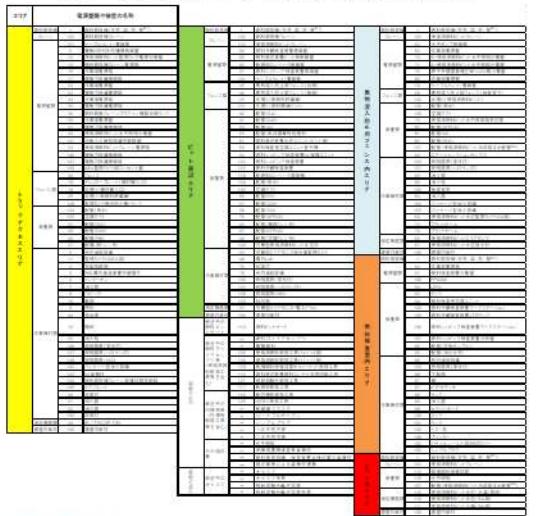
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p>抽出の網羅性の考え方について</p> <p>評価フローIでは設備等を網羅的に抽出するため、以下の抽出手順を行った。</p> <p>はじめに、燃料取扱棟クレーンや使用済燃料ピットクレーンの可動範囲などから燃料取扱棟を5つの確認エリア（天井、上部空間部分を含む）に分類した。以下の表1に分類した確認エリアを示す。</p> <p style="text-align: center;">表1 使用済燃料ピット周辺確認エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)</td> </tr> <tr> <td>ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)</td> </tr> <tr> <td>異物混入防止用フェンス内エリア</td> </tr> <tr> <td>検査室内エリア</td> </tr> <tr> <td>ピット内エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、評価フローIでは、現場確認や仕様書などからこのエリアごとの設備等を重量や耐震評価等に係らず網羅的に抽出した。</p> <p>次に、作業実績からの抽出を行うため、燃料取扱棟での全作業を抽出した。結果を以下の表2に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2 燃料取扱棟全作業抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>作業数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全作業数<sup>※1</sup></td> <td>41</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン使用</td> <td>14</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット内作業5件（ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内押付移動、水中照明点検、査察作業）</li> <li>使用済燃料ピット外作業6件（設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>燃料取扱棟クレーン使用</td> <td>17</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ピット周辺エリア作業1件（使用済燃料運搬作業）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>クレーン籠を使用しない作業</td> <td>10</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成25年1月～12月までの至近1年間（使用済燃料号機間移動作業も含む）の実績及び標準的な定検作業から抽出した作業数</p>	確認エリア	トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)	ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)	異物混入防止用フェンス内エリア	検査室内エリア	ピット内エリア	確認項目	作業数	備考	全作業数 <sup>※1</sup>	41		使用済燃料ピットクレーン使用	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット内作業5件（ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内押付移動、水中照明点検、査察作業）</li> <li>使用済燃料ピット外作業6件（設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検）</li> </ul>	燃料取扱棟クレーン使用	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピット周辺エリア作業1件（使用済燃料運搬作業）</li> </ul>	クレーン籠を使用しない作業	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等</li> </ul>	<p>補足説明資料7</p> <p>■比較表新規作成</p>
確認エリア																								
トラックアクセス・作業エリア (使用済燃料ピットクレーン走行範囲外)																								
ピット周辺エリア (異物混入防止用フェンスから使用済燃料ピットクレーン走行範囲内)																								
異物混入防止用フェンス内エリア																								
検査室内エリア																								
ピット内エリア																								
確認項目	作業数	備考																						
全作業数 <sup>※1</sup>	41																							
使用済燃料ピットクレーン使用	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料ピット内作業5件（ゲート点検、ガイドアセンブリ他移動、燃料内押付移動、水中照明点検、査察作業）</li> <li>使用済燃料ピット外作業6件（設備保守・諸作業による資機材移動、クレーン点検）</li> </ul>																						
燃料取扱棟クレーン使用	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピット周辺エリア作業1件（使用済燃料運搬作業）</li> </ul>																						
クレーン籠を使用しない作業	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>水中照明絶縁抵抗測定、照明交換、現場計器点検等</li> </ul>																						

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以上、現場確認、機器配置図の確認及び作業実績による評価フローIでの抽出結果を表3に、抽出した設備等の燃料取扱棟における配置を図1に示す。</p> <p>表3 使用済燃料ピット周辺設備等全抽出結果</p>  <p>※1 建屋内装材を除く      ※2 今後設置予定の設備であり、設計計画を記載する。</p> <p>図1 (上) 使用済燃料ピット周辺器具配置図      (下) 使用済燃料ピット周辺器具配置図 (複数エリア)</p> <p>■比較表新規作成部分</p> <p>■記載の適正化      ・燃料取扱棟には建屋内装材は含まれないことを明記した。</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料8</p> <p>落下を検討すべき重量物の抽出で検討不要とした設備等の考え方について</p> <p>評価フローIにて抽出した設備等に対して、現場確認や必要に応じて図面及び仕様書等から離隔距離や重量を確認し、下記の条件に該当する場合は、使用済燃料ピットの機能を損なうおそれがないとして検討不要とした。</p> <p>抽出した設備等に対し、はじめに、使用済燃料ピットとの離隔距離が確保されているものや固定状況により使用済燃料ピットへ落下しないことが確認できるものを検討対象外とした。次に、先の条件にて検討対象となった設備等に対し、地震等による損壊で使用済燃料ピットに落下した際の重量を確認し、燃料集合体の落下エネルギーより小さくなるものを検討対象外とした。</p> <p>したがって、評価フローIIIにて落下防止とその適切性を確認する必要のある設備とは、使用済燃料ピットまでの離隔距離が小さく、かつ、模擬燃料集合体より落下エネルギーが大きいものとなる。</p> <p>(検討不要とする条件)</p> <p>II-①判定: 使用済燃料ピットから離隔距離があるもの、かつ固定ボルト等で固定された設備等          (例: 電源盤 (水中ポンプ制御盤) (高さ 1.2m に対して離隔距離 2.5m))。</p> <p>II-②判定: その落下エネルギーが燃料集合体の落下エネルギーより小さいもの          (例: フェンス類 (落下エネルギー: 約 12.8kJ &lt; 39.3kJ))</p> <p><u>以下の表1に評価フローIIの整理結果を示す。</u></p> <p>ただし、整理表では、本来は離隔距離で検討不要となった設備も落下エネルギーによる検証を行っている。評価フローIIの評価結果では、II-①判定とII-②判定のいずれか片方を満たしていれば評価不要とする。</p>	■比較表新規作成部分



第16条 燃料供給施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		<p>補足説明資料9</p> <p>仮設物に対する落下防止措置について</p> <p>仮設物管理は、泊発電所の所内マニュアルにおいて次のように定められている。</p> <p>プラントの運転中又は停止中にかかわらず、安全上重要な設備（クラス2以上）及びプラント運転継続上重要な設備の近傍（長さ又は高さの2倍以内）には原則として物を置かない。ただし、転倒又は移動を防止するため、転倒防止用金具又は移動防止用の車止め、ワイヤロープで固縛を行うこと。</p> <p>補足説明資料10</p> <p>落下試験結果が泊3号炉で使用する新規燃料にも適用できることについて</p> <p>泊3号炉で使用する新規燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料）はA型 <math>17 \times 17</math> 48GWd/t 燃料と同等の設計で作られる。そのため下記の表1のとおり、泊3号炉で使用可能なウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を想定した場合でも落下試験時の落下エネルギー以下となるため、落下試験条件を適用できる。</p> <p>表1 泊3号炉で使用予定の燃料の重量と落下エネルギー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">落下物重量</th> <th rowspan="2">落下高さ (H)</th> <th rowspan="2">位置 エネルギー (E)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>気中(Ma)</th> <th>水中(Mw)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実機</td> <td>17×17 55GWd/t 燃料 A型 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料</td> <td>約 66kg (気中実測値)</td> <td>4.9m 4.9m 4.9m</td> <td>約 39.3kJ</td> <td>                     落下エネルギー <math>E = g \cdot M_w \cdot H</math>                      ここで <math>E</math>: 重力加速度  <math>M_w</math>: 落下物重量  <math>H</math>: 落下高さ   <math>M_w = M_a - \rho \cdot V</math>                      ここで <math>M_a</math>: 実機重量(気中)  <math>\rho</math>: 水密度  <math>V</math>: 実機体積                 </td> </tr> <tr> <td>模擬燃料集合体</td> <td></td> <td></td> <td>6 m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		落下物重量		落下高さ (H)	位置 エネルギー (E)	備考	気中(Ma)	水中(Mw)	実機	17×17 55GWd/t 燃料 A型 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料	約 66kg (気中実測値)	4.9m 4.9m 4.9m	約 39.3kJ	落下エネルギー $E = g \cdot M_w \cdot H$ ここで $E$ : 重力加速度 $M_w$ : 落下物重量 $H$ : 落下高さ  $M_w = M_a - \rho \cdot V$ ここで $M_a$ : 実機重量(気中) $\rho$ : 水密度 $V$ : 実機体積	模擬燃料集合体			6 m			■比較表新規作成部分
	落下物重量			落下高さ (H)	位置 エネルギー (E)				備考														
	気中(Ma)	水中(Mw)																					
実機	17×17 55GWd/t 燃料 A型 ウラン・プルトニウム 混合酸化物新燃料	約 66kg (気中実測値)	4.9m 4.9m 4.9m	約 39.3kJ	落下エネルギー $E = g \cdot M_w \cdot H$ ここで $E$ : 重力加速度 $M_w$ : 落下物重量 $H$ : 落下高さ  $M_w = M_a - \rho \cdot V$ ここで $M_a$ : 実機重量(気中) $\rho$ : 水密度 $V$ : 実機体積																		
模擬燃料集合体			6 m																				

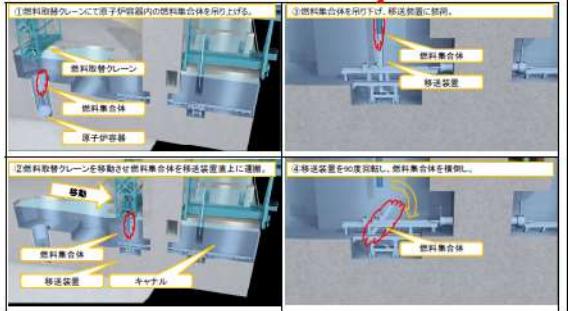
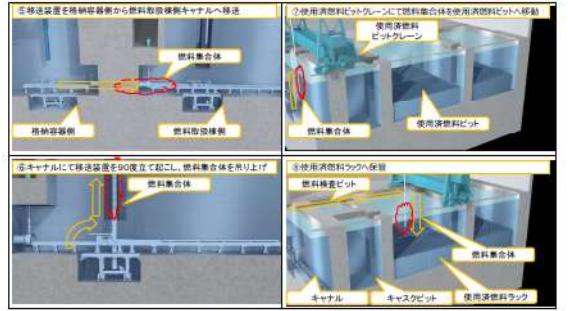
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>大飯 3, 4号炉の建屋名称</p>  <p>補足説明資料 2</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		<p>泊 3号炉の建屋名称</p>	<p>補足説明資料 1 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 比較表新規作成部分</li> <li>・【大飯】比較のため、補足説明資料2を掲載順変更。</li> </ul>
		<p>図 1 泊 3号炉の建屋名称（横断面図）</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料1-2 燃料取出し荷物の流れ</p> <p>燃料取出しの流れは図1、2のとおりであり、燃料荷物は以下の逆の流れとなる。</p>  <p>図1 燃料取出しの流れ（格納容器側）</p>  <p>図2 燃料取出しの流れ（燃料取扱棟側）</p>	<p>■比較表新規作成部分</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料1-3</p> <p>建屋内装材の落下エネルギーについて</p> <p>1. 燃料取扱棟上層部の建屋内装材設置位置について 建屋内装材は、燃料取扱棟の上層部に取り付けられておりけい酸カルシウム板とグラスウールで構成されている。</p>	<p>■比較表新規作成部分</p> <p>■記載の適正化 ・建屋内装材の設置位置を明確化した。</p>

図1 建屋内装材設置位置

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 建屋内装材の落下エネルギーについて</p> <p>建屋内装材はビス止めであり柱や鋼材に強固に接合されているものではないため、地震により接合部が外れ、落下するおそれがあるが、けい酸カルシウム板同士は接合していないため、板は1枚単位で落下する(図2参照)。</p> <p>仮にけい酸カルシウム板が破損せずに形を保ったまま落下した場合でも重さは最大約8kgとなる。グラスウールの落下量は特定できないが、けい酸カルシウム板と同じ寸法(91cm×182cm)のグラスウールの重量は約4kgであり、これがけい酸カルシウム板と一緒に落下しても重量は約12kgである。以上より、建屋内装材の落下重量は保守的に考えても100kgを超えない想定した。</p> <p>また、建屋内装材はT.P.47.6m以上に設置されているが、落下については最も高い位置(T.P.55.0m)から使用済燃料ビットに落ちると想定し保守的に35mを落下高さとした。</p> <p>結果は以下のとおりであり、落下エネルギーは燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー(約39.3kJ)を下回ることを確認した。</p> $\begin{aligned} \text{落下エネルギー} &= \text{重量} (<100\text{kg}) \times \\ &\quad \text{落下高さ (35m)} \times \\ &\quad \text{重力加速度 (9.80665m/s}^2\text{)} \\ &= \text{約 } 34.4\text{kJ} \end{aligned}$ <p>■記載の適正化 ・建屋内装材の取り付け状況に関する記載を追加した。</p> <p>■記載の適正化 ・落下高さの保守性に関する記載を追記した。</p> <p>■記載の適正化 ・建屋内装材の取り付け状況に関する図を追加した。</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別添2 大飯発電所3号及び4号炉 使用済燃料ピット監視設備について 目次 1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  (別紙) 各計測装置の記録及び保存について	別添資料2 女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プール監視設備について 目次 1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  (別紙1) 各計測装置の記録及び保存について (別紙2) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）について  (別紙3) 警報設定値について (別紙4) 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象設備）の電源容量について	別添2 泊発電所3号炉 使用済燃料ピット監視設備について 目次 1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設） 1.1 概要 1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について 1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について 1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について 1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  (別紙1) 各計測装置の記録及び保存について  (別紙2) 警報設定値について (別紙3) 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源容量について	■【女川】記載内容の相違 ■【女川】設備名称の相違  ■【女川】設計方針の相違 ・泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。
2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備） 1. 概要 2. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）について	2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故対処設備） 1. 使用済燃料ピット監視設備について 2. 設備概要について	2. 【参考資料】 使用済燃料ピット監視設備（重大事故対処設備） 1. 使用済燃料ピット監視設備について 2. 設備概要について	■【女川】記載の充実 ・(大飯参照) ■【大飯】記載方針の相違 ・女川実績の反映

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について          4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の設置場所について</p> <p>（補足資料）          1. 想定する事故等について          2. 想定事故1，2における使用済燃料ピットの水位及び線量率について          3. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について          4. 可搬式使用済燃料ピット水位の成立性について          5. 使用済燃料ピット監視設備（S A）の全体概略            6. 使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について          7. 重大事故等時における使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</p>		<p>3. 使用済燃料ピット監視設備の重大事故等対処設備の設計基準対象施設への影響防止対策          4. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の電源構成について</p> <p>（補足資料）          1. 想定する事故等について          2. 想定事故1，2における使用済燃料ピット水位及び放射線量率について          3. 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について          4. 使用済燃料ピット水位（可搬型）の成立性について          5. 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）の全体概要          6. 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる監視について          7. 使用済燃料ピット監視設備の線量評価手法等について          8. 重大事故等時における使用済燃料ピット監視計器の耐環境性について</p>	<p>■【大飯】記載方針の相違          ・女川実績の反映</p> <p>■【大飯】記載方針の相違          ・女川実績の反映</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】設備名称の相違          ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違          ■【大飯】資料番号の相違          ■【大飯】資料番号の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位、温度及び線量率を計測する、設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料ピットの水位、温度並びに線量率を測定する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度並びに使用済燃料ピット区域エリアモニタについて、非常用所内電源からの電源供給により監視継続が可能であるとともに、測定結果について表示、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料プール監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタを設置している。また、使用済燃料プールの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料プール付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料プールの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい、燃料貯蔵プール水温、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタについて、非常用所内電源系からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を、表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>1. 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）</p> <p>1.1 概要</p> <p>平成25年7月8日に施行された新規制基準のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第十六条第3項（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）において、『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』の設置が要求されている。</p> <p>このため、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設計基準対象施設である使用済燃料ピット監視設備について、以下のとおり基準適合性を確認した。</p> <p>1.2 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）について</p> <p>設置許可基準規則第十六条第3項にて要求されている『使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備』については、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタを設置している。また、使用済燃料ピットの水位低下、上昇及び温度上昇並びに使用済燃料ピット付近の放射線量の異常を検知し、中央制御室に警報を発信する機能を有している。（表1.2.1参照）</p> <p>さらに、外部電源が利用できない場合においても、『発電用原子炉施設の状態を示す事項（以下、「パラメータ」という。）』として、使用済燃料ピットの水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタについて、非常用所内電源系からの電源供給により、監視継続が可能であるとともに、測定結果を、表示し、記録し、これを保存することとしている。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。</li> </ul> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【大飯】記載表現の相違 ■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設備の相違</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

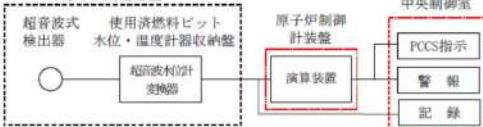
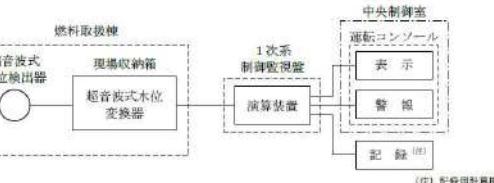
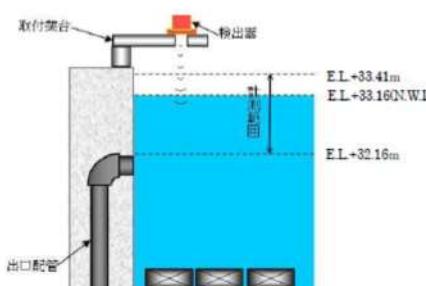
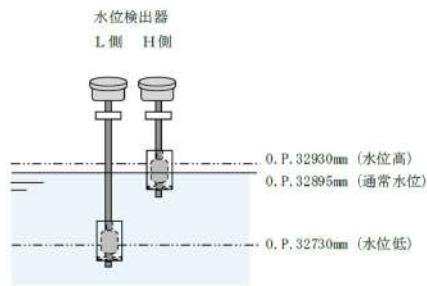
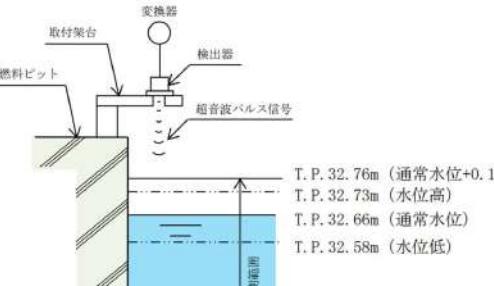
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及びノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇の監視</p> <p>○構成概略：超音波式検出器で計測された使用済燃料ピットの水位は、使用済燃料ピット水位・温度計器収納盤内の超音波水位計変換器にて電流信号に変換され、使用済燃料ピット水位を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、ノーマルウォーターレベル（N.W.L）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、E.L.+32.16～+33.41mの水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：水位の異常な低下及び上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値は、上昇時はE.L. [ ] m、低下時は使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さ（E.L. [ ] m）としている。</p>	<p>(1) 燃料貯蔵プール水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（O.P. 32895mm）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：フロート式水位検出器で検出された使用済燃料プールの水位は、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高の検出信号が、中央制御室に発信され、警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。（図1.2.1 参照）</p> <p>○警報設定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水位高：使用済燃料プール水位の異常な上昇によって燃料取替床の床面へプール水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。</li> <li>通常水位 +35mm（O.P. 32930mm）（図1.2.2 参照）</li> <li>水位低：燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位低下を考慮し、想定していない異常な水位低下を早期に検知するため、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位より下に設定値を設ける。</li> </ul> <p>通常水位 -165mm（O.P. 32730mm）（図1.2.2 参照）</p>	<p>(1) 使用済燃料ピット水位</p> <p>○計測目的：使用済燃料ピットの通常補給レベルの監視及び基準水位レベル（T.P. 32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：超音波式水位検出器で検出された使用済燃料ピットの水位は、超音波式水位変換器にて電流信号に変換され、1次系制御監視盤内の演算装置にて水位信号に変換する処理を行った後、使用済燃料ピット水位を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、水位低及び水位高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.1 参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット水位は、超音波信号を水面に向けて発信し、水位の変動による信号の往復時間変化を検出することで、水位を連続的に計測する。計測範囲については、基準水位レベル（T.P. 32.66m）からの水位の異常な低下及び上昇を監視できるよう、通常水位-0.4～+0.1m（T.P. 32.26～32.76m）の水位を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水位高：使用済燃料ピット水位の異常な上昇によって燃料取扱棟の床面へピット水が溢れるのを事前に検知するために設定値を設けている。</li> <li>通常水位 +0.07m（T.P. 32.73m）（図1.2.2 参照）</li> <li>水位低：使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さを維持するために設定値を設けている。</li> </ul> <p>通常水位 -0.08m（T.P. 32.58m）（図1.2.2 参照）</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違 ■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設備の相違 ・検出方式の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】設備の相違 ・システム構成の違いによる説明内容の相違（異常を検知し中央制御室へ警報を発信する構成や、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存する構成に対する要求事項は満足している）</p> <p>■【女川】設備の相違 ・泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位のシステム構成ブロック図</p>	 <p>図1.2.1 燃料貯蔵プール水位の概略構成図</p>	 <p>図1.2.1 使用済燃料ピット水位の概略構成図 (注) 計測用計器類</p>	
 <p>図1.2.3 使用済燃料ピット水位の計測範囲 【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑</p>	 <p>図1.2.2 燃料貯蔵プール水位の警報設定値</p>	 <p>図1.2.2 使用済燃料ピット水位の計測範囲及び警報設定値</p>	
<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲 : E.L.+32.16～+33.41m</li> </ul>	<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個数 : 1個</li> <li>設置場所 : 原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</li> <li>警報設定 : 水位高警報設定値 E.L. <input type="text"/> m 水位低警報設定値 E.L. <input type="text"/> m</li> </ul> <p>※代表警報：「使用済燃料ピット水位注意」</p>	<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測範囲 : 通常水位-0.4～+0.1m (T.P. 32.26～32.76m)</li> </ul>	<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は超音波式水位計を使用しており、水位を常時監視できる設計となっているため計測範囲を記載している。</li> </ul> <p>■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違</p> <p>■【大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違</p> <p>水位高/低を検知して警報を発信する仕様は女川と同様。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

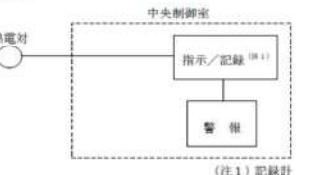
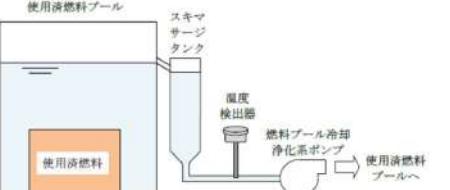
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>○計測目的：使用済燃料プールライナからの漏えいの早期発見を目的としている。使用済燃料プールライナから漏えいがある場合、漏えいしたプール水は燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまる。このドレン水位を検出することで使用済燃料プールライナからの漏えいを監視する。</p> <p>○構成概略：燃料プールライナドレン漏えい検出系配管を通じ、ドレン溜にたまつた漏えい水をフロート式水位検出器で検出し、使用済燃料プールライナからの漏えい量が、所定の警報設定値に達した場合、漏えい水検出信号を発し、中央制御室に警報が発せられるとともに、プロセス計算機に出力し記録する。（図1.2.3 参照）</p> <p>○警報設定：燃料プールライナドレン漏えいは、漏えい検出器の下流側に設けたドレン止め弁からの水位により、早期に漏えいを検出する。 警報設定値は、ドレン止め弁（O.P. 15550mm）から+528mmの位置（O.P. 16078mm）とする。 (図1.2.4 参照)</p> <p>図1.2.3 燃料プールライナドレン漏えいの概略構成図</p> <p>図1.2.4 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

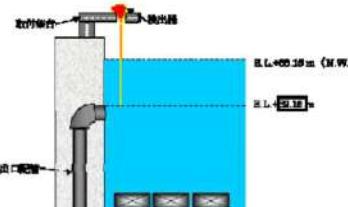
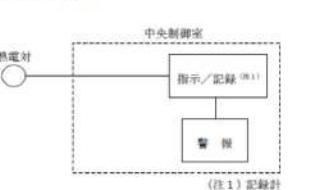
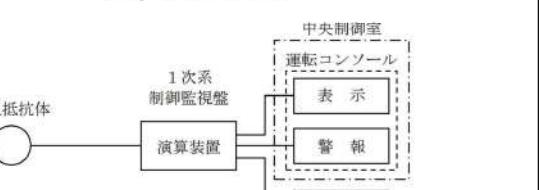
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(設備仕様)          個数：1個          設置場所：原子炉建屋1階（原子炉建屋原子炉棟内）          警報設定値：ドレン止め弁(O.P. 15550mm)より+528mm                            (O.P. 16078mm)          一括警報：「FPC・FPMUW制御盤異常」          個別警報：「燃料プールライナドレン漏えい大」</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3)燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の監視を目的としている。</p> <p>○構成概略：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.5参照）</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設定値は、燃料プール冷却浄化系の系統によりプール温度は52°C以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、プール水の最高許容温度（65°C）に余裕を見た温度（57°C）とする。（図1.2.6参照）</p>  <p>図1.2.5 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の概略構成図</p>  <p>図1.2.6 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設置図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100°C      個数：1個      設置場所：原子炉建屋中2階（原子炉建屋原子炉棟内）      警報設定値：温度高 57°C      一括警報：「FPC・FPMUW制御盤異常」      個別警報：「FPCポンプ入口温度高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <p>・泊では設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）</p>

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 使用済燃料ピット温度          ○計測目的：使用済燃料ピットの温度の把握と冷却水の冷却状態の監視</p> <p>○構成概略：測温抵抗体で計測された使用済燃料ピットの水温は、演算装置にて処理され、使用済燃料ピット温度を中央制御室に指示、記録及び保存すると共に、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する。</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピット温度の計測範囲は、冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100°Cの温度計測が可能としている。          また、異常な温度上昇を検知し、警報を発信する機能を有しており、その設定値 □Cは、使用済燃料ピットの熱負荷が使用済燃料ピット冷却器における除熱量を上回ることが考えられる水温□Cを超えない値として設定している。</p>  <p>図1.2.4 使用済燃料ピット温度のシステム構成ブロック図</p> <p>（注）図のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>  <p>図1.2.5 使用済燃料ピット温度の計測範囲</p> <p>【比較のため、図の位置を入れ替えて記載】↑</p>	<p>(4) 燃料貯蔵プール水温度          ○計測目的：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：燃料貯蔵プール水温度は、熱電対にて温度を電気信号へ変換した後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.7参照）</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系により、通常52°C以下で維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、プール水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度(57°C)とする。（図1.2.8参照）</p>  <p>図1.2.7 燃料貯蔵プール水温度の概略構成図      (注1) 記録計</p>	<p>(2) 使用済燃料ピット温度          ○計測目的：使用済燃料ピット温度の異常な上昇の監視及び冷却水状態の把握を目的とする。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット温度は、測温抵抗体が温度に応じた抵抗値に変化し、その抵抗値を1次系制御監視盤内の演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料ピット温度を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、温度高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.3参照）</p> <p>○計測範囲：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～100°Cの温度計測を可能としている。</p> <p>○警報設定：使用済燃料ピット温度は、使用済燃料ピット水净化冷却系により、通常52°C以下で維持されており、使用済燃料ピットの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、ピット水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度□Cとする。（図1.2.4参照）</p>  <p>図1.2.3 使用済燃料ピット温度の概略構成図      (注) 記録用計算機</p>	<p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設備名称の相違      ■【大飯】記載方針の相違      (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設備の相違      • 熱電対／測温抵抗体      • システム構成の違いによる説明内容の相違      ■【大飯】記載方針の相違      (女川に記載統一：着色せず)</p> <p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設計方針の相違</p>

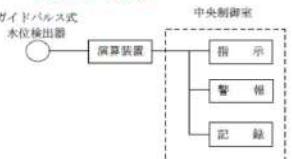
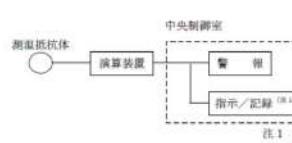
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：0～100°C</li> <li>・個数：3号炉3個、4号炉3個</li> <li>・設置場所：使用済燃料ピット（A、Bエリア）</li> </ul> <p>・警報設定：温度高警報設定値 <input type="text"/> °C                      ※代表警報：「使用済燃料ピット温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100°C                      個数：1個                      設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：温度高 57°C                      個別警報：「燃料プール水温度高」</p>	<p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：0～100°C                      個数：2個                      設置場所：燃料取扱棟 T.P. 33.1m</p> <p>A—使用済燃料ピット及びB—使用済燃料ピット                      警報設定値：温度高 <input type="text"/> °C                      個別警報：「A—使用済燃料ピット温度高」                      「B—使用済燃料ピット温度高」</p>	<p>■【女川/大飯】設計方針の相違                      ■【女川/大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川/大飯】設計方針の相違                      ■【女川】設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)</p> <p>○計測目的 (水位)：使用済燃料プール水位の異常な低下の監視を目的とし新たに設置する。</p> <p>○計測目的 (温度)：使用済燃料プール温度の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的とし新たに設置する。</p> <p>○構成概略 (水位)：パルス信号を発信し、プール水面から反射したパルス信号を検出するまでの時間を演算装置にて測定し、水位信号に変換する処理を行った後、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。(図 1.2.9 参照)</p> <p>○構成概略 (温度)：測温抵抗体により検出された温度は、演算装置において温度信号に変換され、中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合に警報が発せられる。(図 1.2.10 参照)</p>  <p>図 1.2.9 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) (水位計測) の概略構成図</p>  <p>図 1.2.10 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) (温度計測) の概略構成図</p> <p>○計測範囲 (水位)：使用済燃料プール上端近傍からプール下端近傍まで計測を可能とする。 なお、基準地震動 Ss によるスロッシングを考慮した溢水時 (通常水位から 270mm 低下) においても水位計測を可能とする。</p> <p>○計測範囲 (温度)：冷却水の異常な温度上昇を監視できるよう、0～120°C の温度を計測可能とする。</p>		<p>■【女川】設計方針の相違 ・泊では A ピット水位及び温度、B ピット水位及び温度はそれぞれ 1 台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○警報設定（水位）：          水位低：使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）のうち、水位計測の設定値は、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止後、更に異常な水位低下が発生した場合に、これを早期に検知するため燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合の水位より下に設定値を設ける。          通常水位 -165mm (O.P. 32730mm) (図1.2.11 参照)</p> <p>○警報設定（温度）：          使用済燃料プール温度は、燃料プール冷却浄化系によりプール温度は52°C以下に維持されており、使用済燃料プールの水が通常温度より高くなつたことを検出するため、設定値はプール水の最高許容温度（65°C）に余裕を見た温度（57°C）とする。（図1.2.11 参照）</p> <p>図1.2.11 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）の計測範囲</p> <p>（設備仕様）</p> <p>計測範囲：【水位】          -4300mm～7300mm<sup>*1</sup> (O.P. 21620mm～33220mm)  <sup>*1</sup> 基準点は、使用済燃料貯蔵ラック上端 (O.P. 25920mm)</p> <p>【温度】          0～120°C</p> <p>個数：【水位】          1個</p> <p>【温度】          1個（検出点2箇所）</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：水位低：通常水位-165mm (O.P. 32730mm)</p> <p>温度高：57°C</p> <p>一括警報：「SFP監視盤異常」</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	個別警報：「燃料プール水位低」 「燃料プール温度高」		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

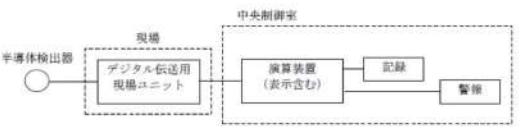
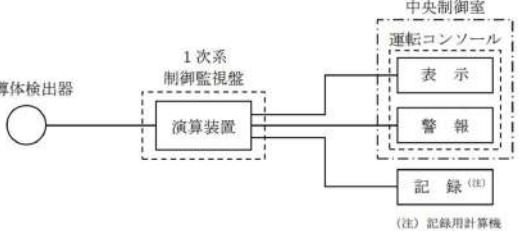
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

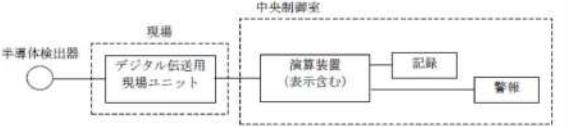
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 使用済燃料ピット区域モニタ      ○計測目的：作業従事者への放射線防護の観点による、使用済燃料ピット区域における線量当量率の監視</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピット区域の線量当量率を半導体式検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を放射線監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示、記録及び保存する。また、信号処理回路にて警報設定値との比較を行い、線量当量率が警報設定値に達した場合には、中央制御室内に音とともに個別表示および一括警報表示を行う。</p> <p>○計測範囲：</p> <p>エリアモニタの計測範囲の計測下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点から管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Iの上限線量当量率）から計測できるように設定する。（当該エリアモニタ設置区域は遮蔽設計区分III）      計測上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包絡するよう設定する。以上により、当該エリアモニタの計測範囲は、<math>1 \sim 10 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>の線量率が計測可能とする。      なお、当該モニタは、線量率の上昇を検知し警報を発信する機能を有しており、設定値は遮蔽設計区分に基づき <math>\square \mu\text{Sv}/\text{h}</math>としている。</p> <p>・遮蔽設計区分Iの上限線量当量率：<math>\leq 6.25 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>    ・遮蔽設計区分IIIの上限線量当量率：<math>\leq 20 \mu\text{Sv}/\text{h}</math></p> <p>○警報設定：通常時の誤動作防止の観点からバックグラウンドの3倍の値を設定値とする。</p>	<p>(6) 燃料交換フロア放射線モニタ      ○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料プールエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料交換フロア放射線モニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射線レベル高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。（図1.2.12参照）</p> <p>○計測範囲：燃料交換フロア放射線モニタは、燃料取扱場所の遮へい設計区分Cの上限値（<math>0.05\text{mSv}/\text{h}</math>）を包含して計測できる範囲とし、<math>10^{-4} \sim 1\text{mSv}/\text{h}</math>の線量当量率を計測可能としている。</p> <p>○警報設定：通常時の誤動作防止の観点からバックグラウンドの3倍の値を設定値とする。</p>	<p>(3) 使用済燃料ピットエリアモニタ      ○計測目的：作業従事者に対する放射線防護の観点から、使用済燃料ピットエリアにおける線量当量率を監視する。</p> <p>○構成概略：使用済燃料ピットエリアモニタは線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を1次系制御監視盤内の演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に表示し、記録用計算機にて記録及び保存するとともに、所定の警報設定値に達した場合、線量当量率高の警報を中央制御室に発信する。（図1.2.5参照）</p> <p>○計測範囲：使用済燃料ピットエリアモニタは、燃料取扱場所の遮蔽設計区分IIIの上限線量当量率（<math>20 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>）を包含して測定できる範囲とし、<math>1 \sim 10^5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>の線量当量率を計測可能としている。計測範囲の下限値は、作業従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽設計区分Iの上限線量当量率）から計測可能なように設定し、計測範囲の上限値は、設置区域における立ち入り制限値を包含して計測可能なように設定している。</p> <p>・遮蔽設計区分Iの上限線量当量率：<math>\leq 2.6 \mu\text{Sv}/\text{h}</math>    ・遮蔽設計区分IIIの上限線量当量率：<math>\leq 20 \mu\text{Sv}/\text{h}</math></p> <p>○警報設定：作業従事者に対する放射線防護の観点から、燃料取扱場所の <math>\square \mu\text{Sv}/\text{h}</math>を設定値とする。</p>	<p>■【女川/大飯】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】設備名称の相違</p> <p>■【女川/大飯】設備の相違    ・システム構成の違いによる説明内容の相違</p> <p>■【女川/大飯】記載表現の相違</p> <p>■【女川】記載表現の相違    ■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】記載内容の充実    ・大飯の内容を適正化して記載</p> <p>■【女川】記載の充実    (大飯参照)    ■【大飯】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違    ■【大飯】記載内容の相違    (女川実績の反映)</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>図1.2.6 使用済燃料ピット区域エリアモニタのシステム構成ブロック図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：<math>1 \sim 10^5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math></li> <li>・個数：3号炉1個、4号炉1個</li> <li>・設置場所：<a href="#">使用済燃料ピット区域</a></li> <li>・警報設定：<input type="checkbox"/> <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math></li> </ul> <p>※代表警報：「エリアモニタ線量等量率高」</p> <p><a href="#">枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</a></p>	 <p>図1.2.12 燃料交換フロア放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：<math>10^{-4} \sim 1\text{mSv}/\text{h}</math></li> <li>・個数：1個</li> <li>・設置場所：<a href="#">原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</a></li> <li>・警報設定：<a href="#">バックグラウンドの3倍</a></li> </ul> <p>個別警報：「燃料交換エリア放射能高」</p>	 <p>図1.2.5 使用済燃料ピットエリアモニタの概略構成図 (注) 記録用計算機</p> <p>(設備仕様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測範囲：<math>1 \sim 10^5 \mu\text{Sv}/\text{h}</math></li> <li>・個数：1個</li> <li>・設置場所：<a href="#">燃料取扱棟 T.P. 33.1m</a></li> <li>・警報設定値：<input type="checkbox"/> <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math></li> </ul> <p>個別警報：「<a href="#">使用済燃料ピットエリアモニタ (R-5) 線量当量率高</a>」</p>	<p>■【女川/大飯】設計方針の相違      ■【大飯】記載表現の相違      ■【女川/大飯】記載表現の相違      ■【女川】記載の適正化      ■【女川/大飯】設計方針の相違      ■【女川】設計方針の相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7)燃料取替エリア放射線モニタ</p> <p>○計測目的：燃料取替エリアでの燃料取扱事故を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、燃料取替エリアの放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：燃料取替エリアの線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出す。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。（図1.2.13参照）</p> <p>○計測範囲：燃料取替エリアの放射線レベルを連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能としている。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの5倍及び10倍としている。</p>  <p>図1.2.13 燃料取替エリア放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：<math>10^{-3} \sim 10 \text{mSv/h}</math></p> <p>個数：4個</p> <p>設置場所：原子炉建屋3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：高高 バックグラウンドの10倍 高 バックグラウンドの5倍</p> <p>個別警報：高高「燃料取替エリア放射能高高」 高「燃料取替エリア放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ</p> <p>○計測目的：原子炉建屋原子炉棟内の異常な放射線上昇を検出し、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系に切り替えるため、原子炉建屋原子炉棟換気空調系排気の放射線量を監視する。</p> <p>○構成概略：原子炉建屋原子炉棟換気空調系の線量当量率を、半導体検出器を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を演算装置にて線量当量率信号へ変換する処理を行った後、線量当量率は中央制御室に指示及び記録されるとともに、所定の警報設定値に達した場合、放射能高又は高高の検出信号が発信され、中央制御室に警報が発せられる。また、高高信号で非常用ガス処理系を起動する。(図1.2.14 参照)</p> <p>○計測範囲：原子炉建屋原子炉棟内から放出される換気空調系排気を連続的に監視し、異常な放射線上昇を検知した場合に、原子炉建屋原子炉棟の通常換気空調系を停止するとともに、非常用ガス処理系を起動する設定値以上が計測可能とする。</p> <p>○警報設定：事故等による放射線レベルの上昇を検知するため、警報設定値は、バックグラウンドの5倍及び10倍とする。</p>  <p>図1.2.14 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタの概略構成図</p> <p>(設備仕様)</p> <p>計測範囲：<math>10^{-4} \sim 1\text{mSv/h}</math></p> <p>個数：4個</p> <p>設置場所：原子炉建屋中3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>警報設定値：高高 バックグラウンドの10倍 高バックグラウンドの5倍</p> <p>個別警報：高高「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高高」 高「原子炉建屋原子炉棟排気放射能高」</p>		<p>■【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊（大飯も同じ）ではDB16条第3項の要求への対応として使用済ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）に対応している。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

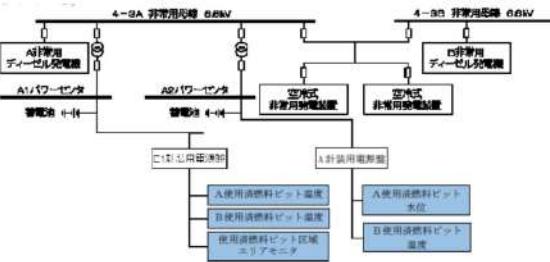
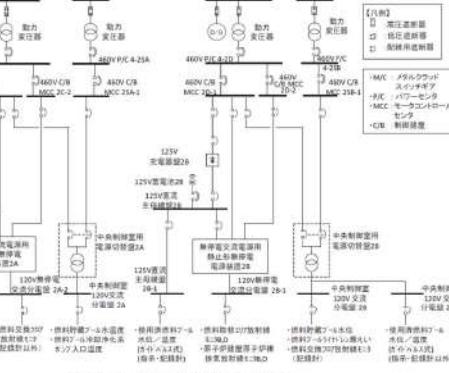
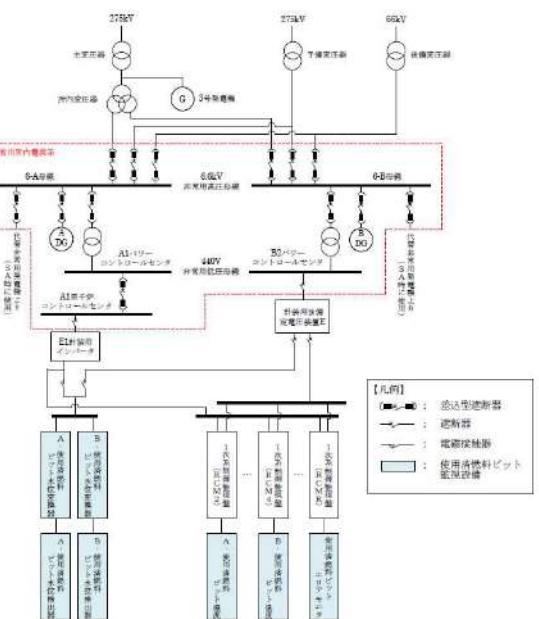
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について          「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において追加要求されている使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット区域エリアモニタの「表示・記録・保存」については、大飯発電所原子炉施設保安規定 第11章記録及び報告に定める保安に関する記録とは別に、社内標準に基づき運転記録として保存期間等を定めて保管している。</p> <p>表 1.3.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録と保存</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度</td><td>記録紙</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度	記録紙	5年	<p>1.3 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について          「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料プールの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定（規程）第11章 記録および報告 第121条」に定める保安に関する記録及び社内規程に基づき保存期間等を定めて保管することとしている。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1.1 使用済燃料プール監視設備の記録と保存</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>燃料交換プロア放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタ</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>燃料貯蔵プール水温 燃料貯蔵プール水位</td><td>記録紙 アラーム プリンタ</td><td>10年 5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換プロア放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタ	記録紙	10年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温 燃料貯蔵プール水位	記録紙 アラーム プリンタ	10年 5年	<p>1.3 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の計測結果の記録及び保存について          「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料ピットの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「泊発電所原子炉施設保安規定 第11章 記録および報告」に定める保安に関する記録とは別に、社内マニュアルに基づき保存期間等を定めて保管する。（表 1.3.1 参照）</p> <p>表 1.3.1.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の記録保管期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要求項目</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>使用済燃料ピットエリアモニタ</td><td>記録用計算機（電磁的記録）</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット水位</td><td>記録用計算機（電磁的記録） 記録用計算機（電磁的記録）</td><td>5年 5年</td></tr> </tbody> </table>	要求項目	計測装置	記録方法	保存期間	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録） 記録用計算機（電磁的記録）	5年 5年
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	記録紙	10年																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度	記録紙	5年																																			
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料交換プロア放射線モニタ 原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ 燃料取替エリア放射線モニタ	記録紙	10年																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水温 燃料貯蔵プール水位	記録紙 アラーム プリンタ	10年 5年																																			
要求項目	計測装置	記録方法	保存期間																																			
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	使用済燃料ピットエリアモニタ	記録用計算機（電磁的記録）	5年																																			
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット水位	記録用計算機（電磁的記録） 記録用計算機（電磁的記録）	5年 5年																																			

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

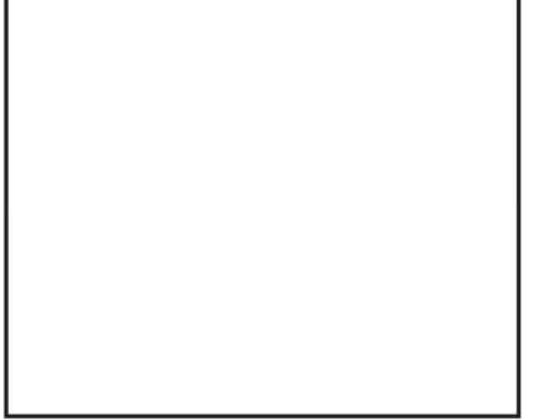
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>設置許可基準第十六条第3項において、外部電源喪失時においても使用済燃料ピットの状態監視が要求されていることから、使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源より受電し、外部電源が喪失した場合においても計測できる設計としている。</p>  <p>図1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（DB）の電源構成</p>	<p>1.4 使用済燃料プール監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料プールの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料プール監視設備は、非常用所内電源系からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図1.4.1参照）</p>  <p>図1.4.1 計測装置の電源構成概略図</p>	<p>1.4 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成について</p> <p>外部電源が利用できない場合においても使用済燃料ピットの水位、温度及び燃料取扱場所の放射線量を監視することが要求されていることから使用済燃料ピット監視設備は、非常用所内電源系からの電源供給により、外部電源が喪失した場合においても計測が可能な設計としている。（設置許可基準規則第十六条第3項）（図1.4.1参照）</p>  <p>図1.4.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の電源構成概略図</p>	<p>■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【大飯】記載方針の相違 (女川に記載統一：着色せず)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  (1) 3号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。	1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  使用済燃料ピット監視設備の設置場所を図1.5.1に示す。  	1.5 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所について  使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.1に示す。  	■【女川】設備名称の相違  ■【女川】記載表現の相違
  図1.5.1 3号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所  枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。	  図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(1/4)	  図1.5.1 使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所	
(2) 4号炉使用済燃料ピット監視設備（設計基準対象施設）の設置場所を図1.5.2に示す。	  図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(2/4)	  図1.5.2 4号炉使用済燃料ピット監視設備（DB）の設置場所	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(3/4)		
	 図1.5.1 使用済燃料プール監視設備の設置場所(1/4)		

◎開示の内容は商取扱術の観点から公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p style="text-align: center;">別紙1 各計測装置の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料プールの温度、水位及び線量当量率について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「女川原子力発電所原子炉施設保安規定（規程）11章 記録および報告 第121条」に定める保安に関する記録及び社内規程に基づき保存期間等を定めて保管することとしている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求事項</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 炉心における中性子束密度</td> <td>起動領域モニタレベル 平均出力領域モニタレベル</td> <td>記録紙 記録紙</td> <td>10年 10年</td> </tr> <tr> <td>三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td> <td>制御棒位置</td> <td>制御棒位置記録</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>四 一次冷却材に関する次の事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 放射性物質及び不純物の濃度</td> <td>原子炉水導電率 主蒸気圧力 主蒸気温度 主蒸気流量</td> <td>運転日誌 運転日誌 運転日誌 運転日誌</td> <td>10年 10年 10年 10年</td> </tr> <tr> <td>ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</td> <td>給水圧力 給水温度 給水流量</td> <td>運転日誌 運転日誌 運転日誌</td> <td>10年 10年 10年</td> </tr> <tr> <td>五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位</td> <td>原子炉水位（停止域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（正常域） 原子炉水位（狭窄域）</td> <td>記録紙 記録紙 記録紙 記録紙</td> <td>10年 10年 10年 10年</td> </tr> <tr> <td>六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率</td> <td>ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 格納容器内温度 格納容器内非活性水素濃度 格納容器内非活性酸素濃度 格納容器内ダスト放射線モニタ 格納容器内非活性放射線モニタ</td> <td>記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙</td> <td>10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年</td> </tr> </tbody> </table>	要求事項	計測装置	記録方法	保存期間	一 炉心における中性子束密度	起動領域モニタレベル 平均出力領域モニタレベル	記録紙 記録紙	10年 10年	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御棒位置	制御棒位置記録	5年	四 一次冷却材に関する次の事項				イ 放射性物質及び不純物の濃度	原子炉水導電率 主蒸気圧力 主蒸気温度 主蒸気流量	運転日誌 運転日誌 運転日誌 運転日誌	10年 10年 10年 10年	ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	給水圧力 給水温度 給水流量	運転日誌 運転日誌 運転日誌	10年 10年 10年	五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	原子炉水位（停止域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（正常域） 原子炉水位（狭窄域）	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年 10年	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 格納容器内温度 格納容器内非活性水素濃度 格納容器内非活性酸素濃度 格納容器内ダスト放射線モニタ 格納容器内非活性放射線モニタ	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	<p style="text-align: center;">別紙1 各計測装置の記録及び保存について</p> <p>「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」第三十四条において使用済燃料ピットの温度、水位及び燃料取扱場所の放射線量について、「表示、記録、保存」が追加要求されており、「泊発電所原子炉施設保安規定 第11章 記録および報告」に定める保安に関する記録及び社内マニュアルに基づき保存期間等を定めて保管することとしている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要求事項</th> <th>計測装置</th> <th>記録方法</th> <th>保存期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 炉心における中性子束密度</td> <td>中性子源領域中性子束 中間領域中性子束 出力領域中性子束</td> <td>記録紙 記録紙 記録紙</td> <td>10年 10年 10年</td> </tr> <tr> <td>三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度</td> <td>制御用制御棒位置 停止用制御棒位置 ほう素濃度</td> <td>計算機運転記録 計算機運転記録 水質管理日報</td> <td>5年 5年 5年</td> </tr> <tr> <td>四 一次冷却材に関する次の事項</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イ 放射性物質及び不純物の濃度</td> <td>放射性物質濃度 不純物濃度</td> <td>水質管理日報 水質管理日報</td> <td>5年 5年</td> </tr> <tr> <td>ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量</td> <td>1次冷却材圧力（広域） 加圧器圧力 1次冷却材温度（広域-高溫側） 1次冷却材温度（広域-低溫側） 1次冷却材流量</td> <td>記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機</td> <td>5年 5年 5年 5年 5年</td> </tr> <tr> <td>五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位</td> <td>加圧器水位 蒸気発生器水位（狭窄） 蒸気発生器水位（広域）</td> <td>記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機</td> <td>5年 5年 5年</td> </tr> </tbody> </table>	要求事項	計測装置	記録方法	保存期限	一 炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束 中間領域中性子束 出力領域中性子束	記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御用制御棒位置 停止用制御棒位置 ほう素濃度	計算機運転記録 計算機運転記録 水質管理日報	5年 5年 5年	四 一次冷却材に関する次の事項			—	イ 放射性物質及び不純物の濃度	放射性物質濃度 不純物濃度	水質管理日報 水質管理日報	5年 5年	ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	1次冷却材圧力（広域） 加圧器圧力 1次冷却材温度（広域-高溫側） 1次冷却材温度（広域-低溫側） 1次冷却材流量	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年 5年 5年	五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	加圧器水位 蒸気発生器水位（狭窄） 蒸気発生器水位（広域）	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年	<p>■【女川】設備名称の相違    ■【女川】記載表現の相違    ■【女川】記載内容の相違</p>
要求事項	計測装置	記録方法	保存期間																																																												
一 炉心における中性子束密度	起動領域モニタレベル 平均出力領域モニタレベル	記録紙 記録紙	10年 10年																																																												
三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御棒位置	制御棒位置記録	5年																																																												
四 一次冷却材に関する次の事項																																																															
イ 放射性物質及び不純物の濃度	原子炉水導電率 主蒸気圧力 主蒸気温度 主蒸気流量	運転日誌 運転日誌 運転日誌 運転日誌	10年 10年 10年 10年																																																												
ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	給水圧力 給水温度 給水流量	運転日誌 運転日誌 運転日誌	10年 10年 10年																																																												
五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	原子炉水位（停止域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（正常域） 原子炉水位（狭窄域）	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年 10年																																																												
六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 格納容器内温度 格納容器内非活性水素濃度 格納容器内非活性酸素濃度 格納容器内ダスト放射線モニタ 格納容器内非活性放射線モニタ	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年																																																												
要求事項	計測装置	記録方法	保存期限																																																												
一 炉心における中性子束密度	中性子源領域中性子束 中間領域中性子束 出力領域中性子束	記録紙 記録紙 記録紙	10年 10年 10年																																																												
三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	制御用制御棒位置 停止用制御棒位置 ほう素濃度	計算機運転記録 計算機運転記録 水質管理日報	5年 5年 5年																																																												
四 一次冷却材に関する次の事項			—																																																												
イ 放射性物質及び不純物の濃度	放射性物質濃度 不純物濃度	水質管理日報 水質管理日報	5年 5年																																																												
ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	1次冷却材圧力（広域） 加圧器圧力 1次冷却材温度（広域-高溫側） 1次冷却材温度（広域-低溫側） 1次冷却材流量	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年 5年 5年																																																												
五 原子炉圧力容器（加圧器がある場合は、加圧器）内及び蒸気発生器内の水位	加圧器水位 蒸気発生器水位（狭窄） 蒸気発生器水位（広域）	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年																																																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
	要求事項	計測装置	記録方法	保存期間	要求事項	計測装置	記録方法	保存期限	
七 主蒸気管中及び空気抽出器との蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	主蒸気管放射線モニタ 空気エゼクタオフガス放射線モニタ	記録紙 記録紙	10年 10年		六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	原子炉格納容器圧力 格納容器内温度 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 格納容器じんあいモニタ 格納容器ガスマニタ 水素ガス濃度	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 C/V 内水素ガス濃度分析結果	5年 5年 5年 5年 5年 5年 プラント寿命	
八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	PWRに対する要求				七 主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	BWRに対する要求			
九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気筒中の放射性物質の濃度	スタック放射線モニタ 非常用ガス処理系放射線モニタ	記録紙	10年		主蒸気ライン圧力 主蒸気流量 主蒸気管モニタ 高感度型主蒸気管モニタ 蒸気発生器プローダウン水モニタ 復水器排気ガスマニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年 5年 5年 5年		
十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	記録紙	10年		八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度 <sup>(注)</sup> 及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） 排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） 排気筒ガスマニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年 5年 5年	
十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る総量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する総量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	対象なし				九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気筒中の放射性物質の濃度	排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	記録用計算機	5年	
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の総量当量率	エリア放射線モニタ	記録紙	10年		十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	廃棄物処理設備排水モニタ	記録用計算機	5年	
十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度	モニタリングポスト	記録紙	10年						
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温	アラーム プリント	5年 10年						
十五 地内における風向及び風速	風向 風速	記録紙 記録紙	10年 10年						

（注）蒸気発生器の出口における二次冷却材の温度は、主蒸気ライン圧力と飽和温度の関係性を用いて換算することにより間接的に計測する。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

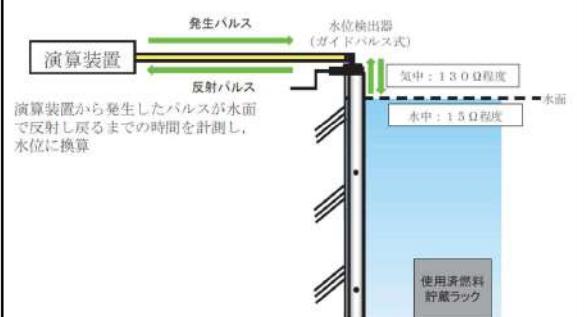
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要求事項</th><th>計測装置</th><th>記録方法</th><th>保存期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに隣接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</td><td></td><td></td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>           ニアロッタエリアモニタ            放射化学室エリアモニタ            充てんポンプ室エリアモニタ            使用済燃料ピットエリアモニタ            原子炉系試料採取室エリアモニタ            炉内核計装区域エリアモニタ            廃棄物処理室エリアモニタ         </td><td>           記録用計算機            記録用計算機            記録用計算機            記録用計算機            記録用計算機            記録用計算機            記録用計算機         </td><td>5年</td></tr> <tr> <td>十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度</td><td>           モニタリングステーション            モニタリングポスト            モニタリングポスト            モニタリングポスト            モニタリングポスト            モニタリングポスト            モニタリングポスト            モニタリングポスト         </td><td>           記録紙            記録紙            記録紙            記録紙            記録紙            記録紙            記録紙            記録紙         </td><td>5年</td></tr> <tr> <td>十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>モニタリングポスト</td><td>記録紙</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>十五 敷地内における風向及び風速</td><td>モニタリングポスト</td><td>記録紙</td><td>10年</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	要求事項	計測装置	記録方法	保存期限	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに隣接する箇所における排水中の放射性物質の濃度			該当なし	十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	ニアロッタエリアモニタ 放射化学室エリアモニタ 充てんポンプ室エリアモニタ 使用済燃料ピットエリアモニタ 原子炉系試料採取室エリアモニタ 炉内核計装区域エリアモニタ 廃棄物処理室エリアモニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年	十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度	モニタリングステーション モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	5年	十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	モニタリングポスト	記録紙	5年	十五 敷地内における風向及び風速	モニタリングポスト	記録紙	10年					
要求事項	計測装置	記録方法	保存期限																												
十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに隣接する箇所における排水中の放射性物質の濃度			該当なし																												
十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	ニアロッタエリアモニタ 放射化学室エリアモニタ 充てんポンプ室エリアモニタ 使用済燃料ピットエリアモニタ 原子炉系試料採取室エリアモニタ 炉内核計装区域エリアモニタ 廃棄物処理室エリアモニタ	記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機 記録用計算機	5年																												
十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質の濃度	モニタリングステーション モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト	記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙 記録紙	5年																												
十四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	モニタリングポスト	記録紙	5年																												
十五 敷地内における風向及び風速	モニタリングポスト	記録紙	10年																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

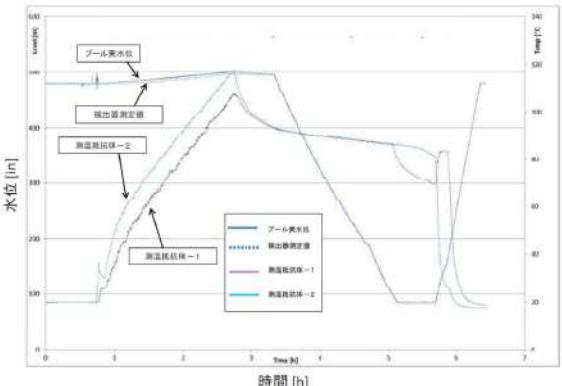
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙2	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）について</p> <p>1. 使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の計測性能</p> <p>(1) 検出原理</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）は、パルス（電気信号）がインピーダンス（抵抗）の変化点で反射する性質を利用した検出器であり、演算装置からパルスを発生させ、検出器内部のガイドケーブルによりパルスを伝送し、空気と水のインピーダンスの差により、図1のとおり水面で反射したパルスが演算装置に戻るまでの時間を計測し、そのパルスの反射時間を演算装置にて水位に変換して計測する水位計である。</p> <p>パルスがガイドケーブルを伝わることで乱反射しない設計となっており、連続して水位を計測することが可能である。</p>  <p>図1 ガイドパルス式水位計による水位検出原理</p> <p>(2) 事故時の計測性能の信頼性について</p> <p>使用済燃料プールの重大事故等時において、プール水温の上昇に伴う沸騰による水位低下が想定される。その場合は、検出器頂部付近の気相部分が蒸気に覆われることが想定されるため、そのような状態を模擬した試験を実施している。</p> <p>試験容器内に水位計を設置し、水温を100°Cまで加熱（沸騰状態）した状態から水位を低下させた後、給水し水位を上昇させた試験を実施している。</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の試験結果については図2のとおり、水温、蒸気環境下に左右されずにプール水位を計測することが可能であった。（図2「高温状態の試験結果」参照。）</p>		<p>■【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊ではAピット水位及び温度、Bピット水位及び温度はそれぞれ1台ずつ設置して監視しており、女川の当該設備の機能を十分満足できる設計となっている。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2 高温状態の試験結果</p> <p>Figure 2 is a line graph showing experimental results for a high-temperature state. The x-axis represents Time [h] from 0 to 7. The left y-axis represents Water Level [m] from 0 to 600. The right y-axis represents Temperature [°C] from 20 to 120. The graph displays several data series:          <ul style="list-style-type: none"> <li>Blue solid line: Pool water level (プール水位)</li> <li>Blue dotted line: Detection device specification (検出器規定値)</li> <li>Red solid line: Temperature probe - 2 (測温抵抗体-2)</li> <li>Purple solid line: Temperature probe - 1 (測温抵抗体-1)</li> <li>Cyan solid line: Detection device specification (検出器規定値)</li> </ul>         The pool water level remains relatively stable around 500m. The temperature probe data shows significant fluctuations, particularly a sharp peak around 100°C at approximately 2.5 hours. The detection device specification lines are horizontal reference lines at approximately 500m and 100°C.</p>		

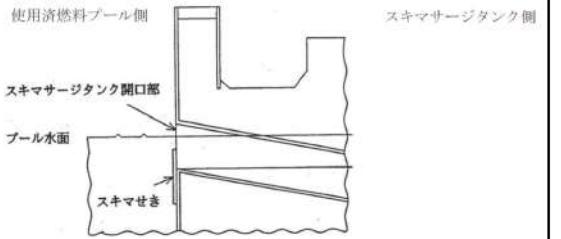
## (3) 温度計及び水位計としての機能維持について

使用済燃料プール水位・温度（ガイドパルス式）は、パルス（電気信号）による水位測定に加え、測温抵抗体による温度計測により水温を測定する二つの機能を持つ。

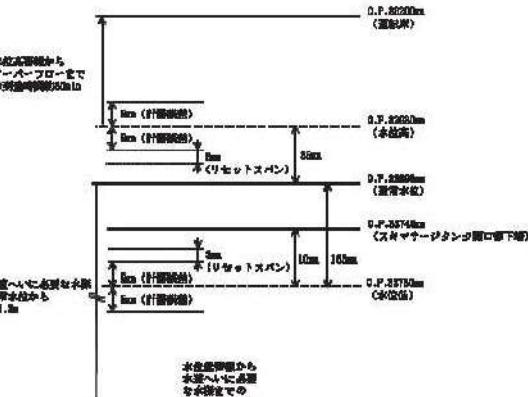
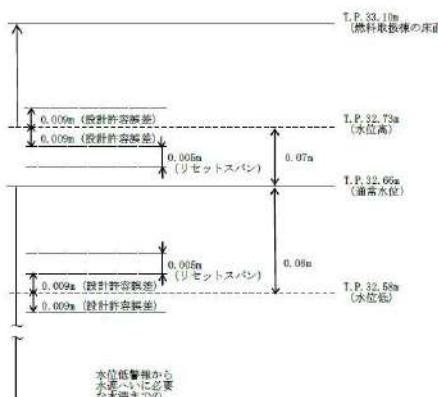
温度計に関しては、液相にある2箇所の温度を測定することで多重性を持つ設計とする。また、温度計は測温抵抗体を使用し、連続して測定が可能である。

水位計に関しては、空気と水面のインピーダンス（抵抗）の差によるパルスの反射により水位を監視することができる。

異なった検出原理（検出器）により、同時に水位及び温度計測が可能な設計とする。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙3	泊発電所3号炉 別紙2	相違理由												
	<p>警報設定値について</p> <p>1. 燃料貯蔵プール水位の警報設定値について          (1) 警報設定範囲及び警報設定値          燃料貯蔵プール水位の水位高及び水位低の警報設定範囲は下記の考えに基づき設定している。          (水位高) 使用済燃料プール水位の異常上昇により燃料取替床の床面へプール水が溢れることを事前に検知するため、通常水位 (O.P. 32895mm) ~燃料取替床の床面 (O.P. 33200mm) の間で設定をする。          (水位低) 通常水位はスキマせきのせき板上部より高い位置にあるが、燃料プール冷却浄化系ポンプが停止した場合プール水位は、せき板の位置によりスキマサージタンク開口部下端 (O.P. 32740mm) になる可能性がある。そこから水位が更に低下した場合は、想定していない異常な水位低下になることから、燃料プール冷却浄化系ポンプ停止時のプール水位の位置より下に設定をする。</p> <p>上記警報設定範囲を考慮し、燃料貯蔵プール水位の警報設定値を表1に示す。          また、図1に使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概要図、図2に燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概要図を示す。</p> <p>表1 燃料貯蔵プール水位の警報設定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th><th>警報設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位低</td><td>通常水位 -165mm (O.P. 32730mm)</td></tr> <tr> <td>水位高</td><td>通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)</td></tr> </tbody> </table>  <p>図1 使用済燃料プールとスキマサージタンク間の概要図</p>	警報	警報設定値	水位低	通常水位 -165mm (O.P. 32730mm)	水位高	通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)	<p>警報設定値について</p> <p>1. 使用済燃料ピット水位の警報設定値について          (1) 警報設定範囲及び警報設定値          使用済燃料ピット水位の水位高及び水位低の警報設定範囲は下記の考えに基づき設定している。          (水位高) 使用済燃料ピット水位の異常上昇により燃料取扱棟の床面へピット水が溢れることを事前に検知するため、通常水位 (T.P. 32.66m) ~燃料取扱棟の床面 (T.P. 33.10m) の間で設定をする。          (水位低) 使用済燃料移送時に必要な水遮蔽厚さを維持するために設定をする。</p> <p>上記警報設定範囲を考慮し、使用済燃料ピット水位の警報設定値を表1に示す。          また、図1に使用済燃料ピット水位の警報設定範囲概要図を示す。</p> <p>表1 使用済燃料ピット水位の警報設定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th><th>警報設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位高</td><td>通常水位 +0.07m (T.P. 32.73m)</td></tr> <tr> <td>水位低</td><td>通常水位 -0.08m (T.P. 32.58m)</td></tr> </tbody> </table>	警報	警報設定値	水位高	通常水位 +0.07m (T.P. 32.73m)	水位低	通常水位 -0.08m (T.P. 32.58m)	<p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設備名称の相違      ■【女川】記載表現の相違      ■【女川】設計方針の相違      ■【女川】記載表現の相違      ■【女川】設計方針の相違      炉心から取り出した使用済燃料は放射線量が高いため、泊はその時に必要な水遮蔽厚さを維持する観点で水位低の警報設定値を設定している。</p> <p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】記載内容の相違      ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設備の相違</p>
警報	警報設定値														
水位低	通常水位 -165mm (O.P. 32730mm)														
水位高	通常水位 +35mm (O.P. 32930mm)														
警報	警報設定値														
水位高	通常水位 +0.07m (T.P. 32.73m)														
水位低	通常水位 -0.08m (T.P. 32.58m)														

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2 燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲概要図</p> <p>図2は、女川原子力発電所2号炉の燃料貯蔵プール水位の警報設定範囲を示す概要図。図には、水位高警報からオーバーフローまでの到達時間約90分と、水位低警報から水底へ必要な水深までに必要な時間約23hが示されている。また、リセッタスパン（約0.06m）とオーバーフロー（約0.05m）との間の水位範囲が示されている。</p>	 <p>図1は、泊発電所3号炉の使用済燃料ビット水位の警報設定範囲を示す概要図。図には、水位高警報からオーバーフローまでの到達時間約90分と、水位低警報から水底へ必要な水深までに必要な時間約32hが示されている。また、リセッタスパン（約0.06m）とオーバーフロー（約0.05m）との間の水位範囲が示されている。</p>	<p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設計方針の相違      ■【女川】記載方針の相違      水位低下速度を算出するために必要な値のため、記載を充実した。</p> <p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設計方針の相違      ■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設計方針の相違      ■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設計方針の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違      ■【女川】記載表現の相違      ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違      ■【女川】設備名称の相違</p> <p>■【女川】設計方針の相違      ■【女川】記載表現の相違      ■【女川】設備名称の相違</p>

## (2)運転操作における警報設定値の評価

以下の諸条件（有効性評価で使用）を用いて評価した。

- ・プール保有水量：約 1400m<sup>3</sup>

- ・プール断面積：約 152m<sup>2</sup>

- ・使用済燃料プールの冷却系の機能喪失後、プール水温上昇速度：約 4 °C/h
- ・使用済燃料プールの冷却系の機能喪失後、プール水位低下速度：約 0.08m/h

水位低警報設定値は通常水位-165mm（O.P. 32730mm）であり、必要な水遮へい（10mSv/hの場合）は通常水位から約1.3mである。仮に使用済燃料プール水の蒸発（水位低下速度0.08m/h）を想定した場合、水位低警報発生から必要となる水遮蔽（水位）が失われるまでの時間は約23時間となり、使用済燃料プールへの補給操作に余裕<sup>\*1</sup>を持った設計としている。

水位高警報設定値は通常水位+35mm（O.P. 32930mm）であり、仮に燃料プール補給水系（約30m<sup>3</sup>/h）により使用済燃料プールへ補給し��けてしまった場合、水位高警報発生から燃料取替床の床面へプール水がオーバーフローするまでの時間は約80分であり、警報発生から補給停止操作をする上で余裕<sup>\*2</sup>を持った設計としている。

## (2)運転操作における警報設定値の評価

以下の諸条件（有効性評価で使用）を用いて評価した。

- ・ビット保有水量：約 1030m<sup>3</sup>（B-使用済燃料ビット）
- ・3.3m水位が下がった分の評価水量：約 630m<sup>3</sup>（通常水位～通常水位-3.3m）
- ・ビット断面積：約 202m<sup>2</sup>
- ・使用済燃料ビットの冷却系の機能喪失後、ビット水温上昇速度：約 9 °C/h
- ・使用済燃料ビットの冷却系の機能喪失後、ビット水位低下速度：約 0.1m/h

水位低警報設定値は通常水位-0.08m（T.P. 32.58m）であり、必要な水遮蔽（0.15mSv/hの場合）は通常水位から約3.3mである。仮に使用済燃料ビット水の蒸発（水位低下速度0.1m/h）を想定した場合、水位低警報発生から必要となる水遮蔽（水位）が失われるまでの時間は約32時間となり、使用済燃料ビットへの補給操作に余裕<sup>\*1</sup>を持った設計としている。

水位高警報設定値は通常水位+0.07m（T.P. 32.73m）であり、仮に燃料取替用水ポンプ（約46m<sup>3</sup>/h）により燃料取替用水ビットから使用済燃料ビットへ補給し��けてしまった場合、水位高警報発生から燃料取替床の床面へビット水がオーバーフローするまでの時間は約90分であり、警報発生から補給停止操作をする上で余裕<sup>\*2</sup>を持った設計としている。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>* 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+補給開始又は補給停止操作終了（約5分）を考慮しても余裕を持った設計としている。</p> <p>2. 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値について          (1) 警報設定範囲及び警報設定値          使用済燃料プールライナからの微小漏えいを監視するため、計器の設置スペースを考慮し警報を設定する。表2に燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値を、図3に燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概要図を示す。</p> <p>表2 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定値</p> <table border="1"> <tr> <th>警報</th><th>警報設定値</th></tr> <tr> <td>水位高</td><td>ドレン止め弁+528mm (O.P. 16078mm)</td></tr> </table> <p>図3 燃料プールライナドレン漏えいの警報設定概要図</p> <p>(2) 運転操作における警報設定値の評価          燃料プールライナドレン漏えいの水位高警報設定値はドレン止め弁+528mm (O.P. 16078mm) であり、警報設定値までのドレン配管の容積は、約 <math>4.13 \times 10^{-3} m^3</math> である。この容量は使用済燃料プールの容積（約 <math>1400m^3</math>）に対して十分小さな値であり、プールライナ漏えいの早期検出において余裕*を持った設計としている。</p> <p>* 仮に警報設定値を超える <math>5.00 \times 10^{-3} m^3</math> の水がドレン配管に溜まった場合、プールの水位低下は約 0.03mm 程度であり、必要な水遮へい（<math>10mSv/h</math> の場合）は通常水位から約 1.3m であることから、余裕を持った設計としている。</p>	警報	警報設定値	水位高	ドレン止め弁+528mm (O.P. 16078mm)	<p>* 1 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+可搬型大型送水ポンプ車による注水を開始できる時間（事象発生 5.7 時間後）を考慮しても余裕を持った設計としている。          * 2 運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+補給停止操作終了（約5分）を考慮しても余裕を持った設計としている。</p>	<p>■【女川】設計方針の相違          泊では、使用済燃料ピットの想定事故1に対する有効性評価で示している可搬型大型送水ポンプ車による注水を開始できる時間と比較して評価した。</p> <p>■【女川】設備の相違          ・ 泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である）</p>
警報	警報設定値						
水位高	ドレン止め弁+528mm (O.P. 16078mm)						

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>3. 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値について</p> <p>(1) 警報設定範囲及び警報設定値          使用済燃料プール水が通常温度よりも高くなったことを検出するため、通常時の使用済燃料プール水温度の上限値52°Cより高く、プール水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度の間で設定する。表3に燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値を、図4に燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定概要図を示す。</p> <p>表3 燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th><th>警報設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度高</td><td>57°C</td></tr> </tbody> </table> <p>図4は、燃料貯蔵プール水温度及び燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の警報設定概要図である。図には、65°C(最高許容温度)から57°C(温度高)までの範囲が示されている。この範囲は、2.7°C(計器誤差)と2.7°C(計器誤差)の合計5.4°Cで構成される。また、57°Cから52°C(常用値)までの範囲は1.05°C(リセットスパン)である。</p> <p>（2）運転操作における警報設定値の評価          有効性評価における使用済燃料プールの冷却系の機能喪失後の温度上昇は約4°C/hである。温度高警報設定値57°C</p>	警報	警報設定値	温度高	57°C	<p>2. 使用済燃料ピット温度の警報設定値について</p> <p>(1) 警報設定範囲及び警報設定値          使用済燃料ピット水が通常温度よりも高くなったことを検出するため、通常時の使用済燃料ピット温度の上限値52°Cより高く、ピット水の最高許容温度(65°C)に余裕を見た温度の間で設定する。表2に使用済燃料ピット温度の警報設定値を、図2に使用済燃料ピット温度の警報設定概要図を示す。</p> <p>表2 使用済燃料ピット温度の警報設定値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報</th><th>警報設定値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度高</td><td>□C</td></tr> </tbody> </table> <p>図2は、使用済燃料ピット温度の警報設定概要図である。図には、65°C(最高許容温度)から□C(温度高)までの範囲が示されている。この範囲は、2°C(設計許容誤差)と2°C(設計許容誤差)の合計4°Cで構成される。また、□Cから52°C(常用値)までの範囲は1°C(リセットスパン)である。</p> <p>（2）運転操作における警報設定値の評価          有効性評価における使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失後の温度上昇は約9°C/hである。温度高警報設定値□C</p>	警報	警報設定値	温度高	□C	<p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設備の相違      ・泊では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3種類としており、これら設備により要求事項を満足できる。(漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である)</p> <p>■【女川】設備名称の相違      ■【女川】設備の相違</p>
警報	警報設定値										
温度高	57°C										
警報	警報設定値										
温度高	□C										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>から最高許容温度 65°Cに達するまでの時間は約 2 時間であり、余裕*を持った設計としている。</p> <p>*運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+残留熱除去系の燃料プール冷却モード切替（約 110 分）に対して、使用済燃料プールの冷却系の機能喪失時の初期水温：約 43°Cから警報設定値 57°Cに達するまで約 3.5 時間あり、さらに警報発生から最高許容温度 65°Cに達するまで約 2 時間であることを考慮すると、その間に残留熱除去系の燃料プール冷却モードへ切替することは可能であり、余裕を持った設計としている。</p>	<p>から最高許容温度 65°Cに達するまでの時間は約 0.6 時間であり、余裕*を持った設計としている。</p> <p>*運転員の手動操作の時間的余裕（10分）+使用済燃料ピット冷却運転操作（約 5 分）に対して、使用済燃料ピットの冷却系の機能喪失時の初期水温：約 40°Cから警報設定値 □Cに達するまで約 2 時間あり、さらに警報発生から最高許容温度 65°Cに達するまで約 0.6 時間であることを考慮すると、その間に使用済燃料ピット冷却運転操作を実施することは可能であり、余裕を持った設計としている。</p>	<span style="color:red;">■【女川】設計方針の相違</span> <span style="color:red;">■【女川】設計方針の相違</span> <span style="color:green;">■【女川】設備名称の相違</span>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2. 工学的安全施設作動時に必要な負荷			
負荷			
	A-DG負荷 (6.6kV 6-3A母線)	B-DG負荷 (6.6kV 6-3B母線)	
	個数 (kW)	負荷容量 (kW)	個数 (kW)
原子炉コントロールセンタ E1計装用インバータ (使用済燃料ピット監視設備)	2 1	779 60 (4.86)	2 — —
タービンコントロールセンタ	1	291	1
ヒートトレース変圧器	1	71	1
計装用後肯定電圧装置E (使用済燃料ピット監視設備)	— —	— —	1 (4.86)
アニュラス空気浄化ファン	1	36	1
中央制御室給気ファン	1	20	1
中央制御室排煙ファン	1	9	1
中央制御室非常用離脱ファン	1	5	1
衛生洗入ポンプ	1	1,100	1
余剰除去ポンプ	1	280	1
安全補機開閉器室給気ファン	1	174	1
原子炉補機冷却水ポンプ	1	283	1
電動補助給水ポンプ	1	404	1
原子炉補機冷却水ポンプ	1	309	1
格納容器スプレイポンプ(?)	1	746	1
制御用空気圧縮機	1	145	1
空調用冷凍機	2	310	2
原子炉補機冷却水ポンプ	1	309	1
原子炉補機冷却水ポンプ	1	283	1
格納容器水素イグナイタ変圧器盤	—	—	1
C V水素濃度計電源盤	—	—	1
緊急時対策用通信設備電源	—	—	1
SFP監視設備電源盤	—	—	1
合計	—	5,536	—
(注1) 原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に起動する。			
自動起動するもの			
手動起動によるもの			

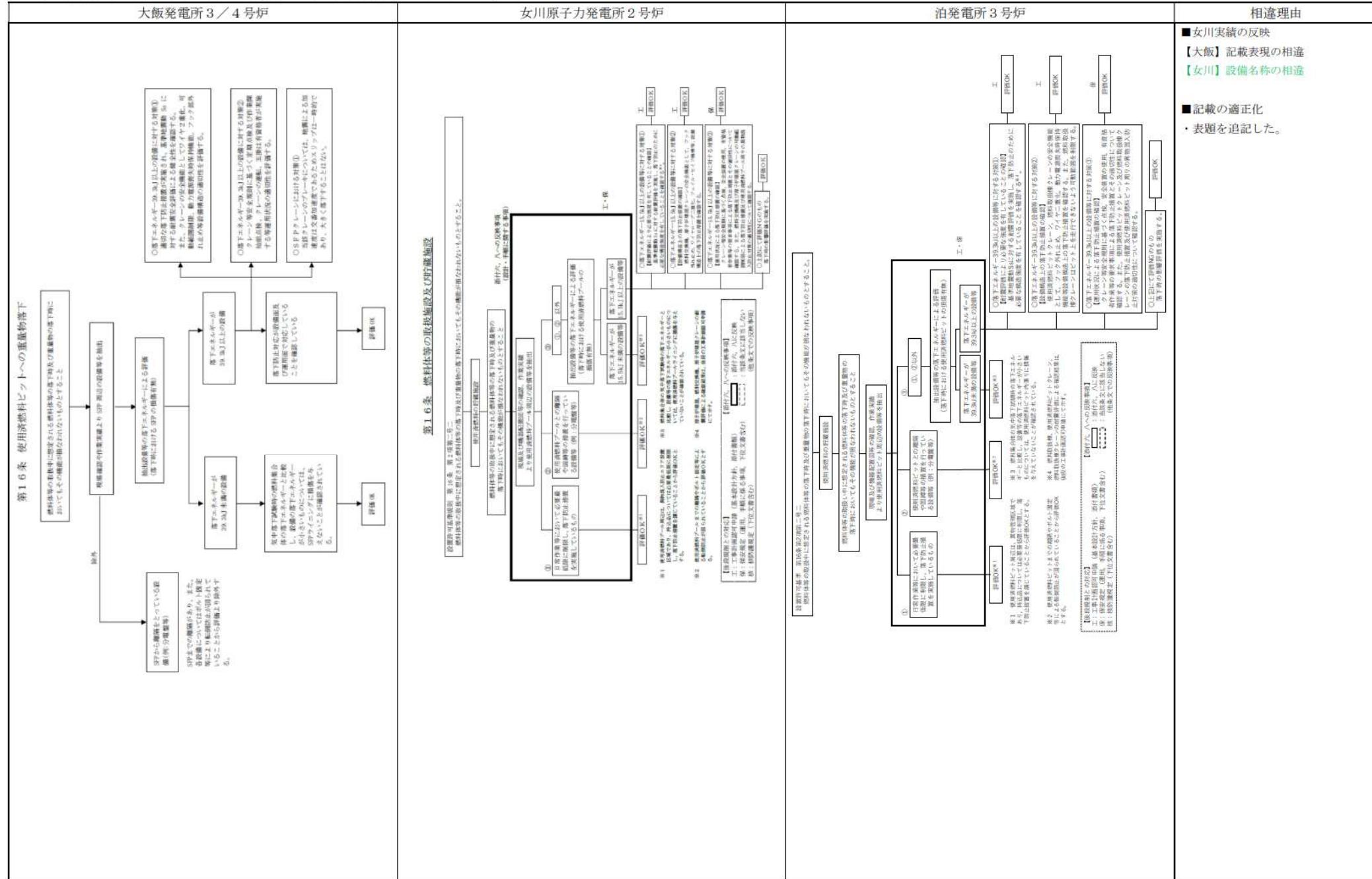
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添3</span>  大飯発電所3号炉及び4号炉  技術的能力説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添資料3</span>  女川原子力発電所2号炉  運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添3</span>  泊発電所3号炉  運用、手順説明資料 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	<span style="color: red;">【女川】記載表現の相違</span> <span style="color: blue;">■他条文と資料構成を整合させた。</span> <span style="color: green;">女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</span>

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）



第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																
設置許可基準対象 条文	対象項目	区分	運用対策等	設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等	設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等	設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等													
第16条 SFP基準 物落下	クレーンによる ける対策	運用・手順	使用燃料ビットの健全性を維持するため、荷役に付けるワイヤ2重化や可動範囲限 などの落下防止対策について、予め手順を編成し、的確に実施する。 ・使用燃料ビット周辺に設置する設備等により荷役ごとに、予め定めた評価プロ トにに基づき評価を行い、使用燃料ビットに影響を与える場合に落下防止措 定の運営、定期点検及び作業開始前検査を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	燃料交換機における対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、保守・点検を行って、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評価を行い、使用燃料ビット周辺に設 置する可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	原子炉建屋クレーンにおける対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。 ・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	クレーンによる れる対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	・使用燃料ビットの健全性を確認するため、保 育・訓練時に基づき講習 に留意し、点検を実施することともに、必 要に応じて訓練を行なう。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	・使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。	第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。	■記載の適正化 ・表題を追記した。 女川及び泊の他条文との整合 (記載統一)
	休眠	—	—				泊発電所3号炉				泊発電所3号炉			泊発電所3号炉		泊発電所3号炉												
	保守管理	—	・使用燃料ビットの健全性を維持するため、荷役に付けるワイヤ2重化や可動範囲限 などの落下防止対策について、予め手順を編成し、的確に実施する。 ・使用燃料ビットに影響を与える場合に、落下防止措 定の運営、定期点検及び作業開始前検査を実施する。				泊発電所3号炉				泊発電所3号炉			泊発電所3号炉		泊発電所3号炉												
	教育・訓練	—	・使用燃料ビットへの重量物落下防止に係る落下防止措定及び当該設備の保守管理に 關する教育を適切に実施する。				泊発電所3号炉				泊発電所3号炉			泊発電所3号炉		泊発電所3号炉												

表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	燃料交換機における対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	原子炉建屋クレーンにおける対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。 ・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	クレーンによる れる対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	—	・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。

表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	クレーンによる れる対策	運用・手順	使用燃料ビット周辺に設置する設備等について、 あらかじめ定めた評価プロトに基づき評 価を行い、使用燃料ビット周辺に設置する 可能性が考えられる場合は落下防 止措定を実施する。
第16条 燃料体等の取扱 施設及び貯蔵施設	教育・訓練	—	・日常運営等において使用燃料ビット周辺に設 置する可能性がある場合は、定期的に評 価を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ビット水位計及び水温計並びに燃料供給所の燃料流量の異常を検知し、それを原子炉制御部に伝え、また異常が生じた本位及び水温を自動的に制御し、並行に各制御量を自動的に監視することができるものとする。          外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す項目を監視することができるものとすること。</p> <pre> graph TD     A[燃料棒温度と水位監視] --&gt; B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]     A --&gt; C[使用済燃料ビット水位計]     B --&gt; D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]     C --&gt; D     </pre>	<p>使用済燃料ビット水位計及び水温計並びに燃料供給所の燃料流量の異常を検知し、それを原子炉制御部に伝え、又は異常が生じた本位及び水温を自動的に制御し、並行に各制御量を自動的に監視することができるものとする。          外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す項目を監視することができるものとすること。</p> <p>（燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度、ガスドームスイッチ、燃料供給エリニア温度）</p> <pre> graph TD     A[燃料棒温度と水位監視] --&gt; B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]     A --&gt; C[使用済燃料ビット水位計]     B --&gt; D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]     C --&gt; D     </pre>	<p>使用済燃料ビット水位計、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度（ガスドームスイッチ）、燃料供給エリニア温度）</p> <p>（燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）</p> <pre> graph TD     A[燃料棒温度と水位監視] --&gt; B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]     A --&gt; C[使用済燃料ビット水位計]     B --&gt; D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]     C --&gt; D     </pre>	<p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>表題を追記した。</li> </ul>

1.6.3. 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

設置許可基準 第3項第一号  
 使用済燃料の水位及び水温並びに燃料供給所の燃料流量の異常を検知し、それを原子炉制御部に伝え、また異常が生じた本位及び水温を自動的に制御し、並行に各制御量を自動的に監視することができるものとする。  
 設置許可基準 第3項第二号  
 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す項目を監視することができるものとすること。

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

設置許可基準第16条 第3項第一号  
 使用済燃料の水位及び水温並びに燃料供給所の燃料流量の異常を検知し、それを原子炉制御部に伝え、又は異常が生じた本位及び水温を自動的に制御し、並行に各制御量を自動的に監視することができるものとする。

設置許可基準第16条 第3項第二号  
 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状態を示す項目を監視することができるものとすること。

（燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度、ガスドームスイッチ、燃料供給エリニア温度）

（燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）

```

graph TD
    A[燃料棒温度と水位監視] --> B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]
    A --> C[使用済燃料ビット水位計]
    B --> D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]
    C --> D
    
```

 （燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）  （燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）   ```  graph TD     A[燃料棒温度と水位監視] --> B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]     A --> C[使用済燃料ビット水位計]     B --> D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]     C --> D      ``` | （燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）  （燃料供給ブーム水位、燃料ブームタイヤドライブ温度、燃料交換ブームスイッチ、燃料交換アーム温度）   ```  graph TD     A[燃料棒温度と水位監視] --> B[中央制御室での使用済燃料ビット周辺の燃料温度監視]     A --> C[使用済燃料ビット水位計]     B --> D[外部電源が利用できない場合における水位・温度監視]     C --> D      ``` | ■女川実績の反映  【女川】設備名称の相違   - 記載の適正化 - 表題を追記した。 |

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用・手順
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	・使用燃料ビット水位計、 ・使用燃料ビット温度計	運用・手順	運用・手順等
	・使用燃料ビットエアモニタ	保守管理	使用燃料ビットの本体計、水温計及びエアモニタに要求される機能を維持するため、保守側に基づき適切に保守管理を行うとともに、必要に応じて補修を行う。
		教育・訓練	補修に関する教育を行う。
		運用・手順	使用燃料ビットの本体計、水温計及びエアモニタに要求される機能を維持するため、保守側に基づき適切に保守管理を実施することもに、必要に応じて補修を行う。
		保守管理	使用燃料ビットの本体計、水温計及びエアモニタに要求される機能を維持するため、保守側に基づき適切に保守管理を行うとともに、必要に応じて補修を行う。
		教育・訓練	補修に関する教育を行う。

表2 運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用・手順等
第16条	・燃料計ブール点検 ・燃料ブールライドレンジ点検 ・燃料計ブール温度 ・燃料計ブール合流化栓ボンブ入口温度 ・車輪燃料ブールホルム位／温度（ばく／ぬくさ） ・燃料プロア熱能モニタ ・燃料計エアモニタ熱能モニタ ・燃料計温度子熱能気体熱能モニタ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順等
	上記計器（中央制御室の警報受信回路へ）への非正常所内警報からの検出	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順等
	上記の計器（中央制御室の警報受信回路へ）の記録及び保存	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順等
		運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順等

表2 運用、手順に係る対策等（設計基準）

設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用・手順等
第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	使用燃料ビット水位 使用燃料ビット温度 使用燃料ビットエアモニタ	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	（保有員による使用燃料ビット開運量計器の保守・点検） ・設備の日常点検、定期点検及び故障時の補修 ・補修に関する教育・訓練
	使用燃料ビット水位、エアモニタの非常用所内電源からの給電	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	（保有員による非常用所内電源及び使用燃料ビット開運量計器の保守・点検） ・設備の日常点検、定期点検及び故障時の補修 ・補修に関する教育・訓練
		運用・手順 保守・点検 教育・訓練	運用・手順等

【大飯】記載表現の相違

【女川】設備名称の相違

- 記載の適正化
- ・表題を追記した。  
女川及び泊の他条文との整合（記載統一）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添4</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>別添資料4</p> <p>女川原子力発電所2号炉 使用済燃料プールへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>別添4</p> <p>泊発電所3号炉 使用済燃料ピットへの重量物落下に係る 対象重量物の現場確認について</p>	<p>【大飯】名称の相違 【女川】設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>1. 基準要求</b></p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該技術基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、クレーンはワイヤ2重化等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから使用済燃料ピット周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p><b>2. 現場確認項目及び内容</b></p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料ピット周囲（E.L.+33.6m）及び上部に設置されている設備や機器等が地震時に使用済燃料ピットへの重量物とならないか調査する必要があり、現場及び図面による確認、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。</p> <p>抽出された機器等を添付資料1に示す。</p> <p><b>(1) 現場確認による抽出</b></p> <p>使用済燃料貯蔵施設の周辺設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料貯蔵施設に落下するおそれがあるもの」について網羅的に抽出した。</p> <p>具体的には、使用済燃料貯蔵施設周辺（E.L.+33.6m）において、原子炉周辺建屋（天井、梁、柱、壁等）、クレーン、電源盤類、フェンス類、装置類、作業機材類、測定機器類、検査装置類と貯蔵施設の位置関係から、地震等により使用済燃料ピット内に落下するおそれがあるものを抽出した。</p>	<p><b>1. 基準要求</b></p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、燃料交換機及びクレーンはワイヤロープ二重化等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから、使用済燃料ピット周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p><b>2. 確認項目及び内容</b></p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料ピット周辺の設備等が地震時に使用済燃料ピットへの重量物とならないか調査する必要があり、現場確認及び機器配置図等を用いた机上検討、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、燃料交換機、原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき抽出を行った。</p> <p>抽出された設備等を添付資料1に示す。</p> <p><b>(1) 現場確認による抽出</b></p> <p>使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について抽出した。</p> <p>具体的には、使用済燃料ピット周辺の設備等について、設置位置(高さ)、物量、重量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p>	<p><b>1. 基準要求</b></p> <p>【第16条】設置許可基準規則第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）及び技術基準規則第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）にて、燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれないことを要求されている。</p> <p>当該基準を満足するにあたっては、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においてもその機能が損なわれない設計とするとともに、クレーンは二重のワイヤ等落下防止対策を行う設計としている。</p> <p>また、使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要となる重量物を抽出する必要があることから使用済燃料ピット周辺の設備等について現場確認を行うこととする。</p> <p><b>2. 確認項目及び内容</b></p> <p>上記基準要求を満足するにあたっては、使用済燃料ピット周囲（T.P. 33.1m）及び上部に設置されている設備や機器等が地震時に使用済燃料ピットへの重量物とならないか調査する必要があり、現場確認及び機器配置図等を用いた机上検討、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。</p> <p>抽出された設備等を添付資料1に示す。</p> <p><b>(1) 現場確認による抽出</b></p> <p>使用済燃料ピット周辺の設備等に係る現場確認を実施し、「地震等により使用済燃料ピットに落下するおそれがあるもの」について網羅的に抽出した。</p> <p>具体的には、使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m フロア面）について、設置位置(高さ)、物量、重量、固定状況等を確認し、地震等により使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p>	<p>【女川】設備名称の相違      【女川】記載統一「二重のワイヤ」</p> <p>【大飯】記載方針の相違      【女川】設備名称の相違      【大飯】【女川】詳細な設備説明      ■女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】【女川】設備名称の相違      【泊】記載の充実</p> <p>【大飯】記載方針の違い（差異無し）      ■女川実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 機器配置図等<sup>※1</sup>による抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、機器配置図等にて抽出した。</p> <p>※ 建屋機器配置図 機器設計仕様書（燃料取扱設備、燃料交換機 等） 系統設計仕様書（原子炉建屋クレーン、燃料取扱及びプール一般設備 等） 設置変更許可申請書 具体的には、内挿物等現場で確認出来ない重量物について、機器配置図等にて物量、重量、設置状況等確認し、使用済燃料プールへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>(2) 作業実績による抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物について、作業フロー（作業実績）に基づき抽出した。</p> <p>なお、補助建屋クレーンは可動範囲の関係から使用済燃料ピット上を走行することはないが、同クレーンにより取り扱う使用済燃料輸送容器（キャスク）についても前広に抽出し確認した。 具体的には、使用済燃料ピット周辺（E.L.+33.6m）の作業において、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物および補助建屋クレーンを使用して取り扱うキャスク等重量物を抽出した。</p> <p>(3) 檢討不要設備について 電源盤類、フェンス類、装置類、作業機材類、測定機器類及び検査装置類は、使用済燃料ピット（Sクラス設備）の安全機能を損なうことがないよう、ピットとの離隔をとり配置（フェンスや手摺りの外側に配置）されている。また、電源盤類や装置類などは、床面にボルトで固定されているため転倒することなく、仮に、地震等により損壊・転倒したとしてもフェンスや手摺りによってピットへの落下は防止される。作業機器類、測定機器類、検査装置類には可動式のものもあるが、燃料集合体の落下エネルギー<sup>※2</sup>より小さいことから、検討は不要とした。</p> <p>【比較のため記載順の入れ替え】</p>	<p>(2) 機器配置図等<sup>※1</sup>による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図等にて抽出した。</p> <p>※1 建屋機器配置図 仕様書（燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取扱及びピット一般設備 等） 設置変更許可申請書 具体的には、内挿物等現場で確認出来ない重量物について、機器配置図等にて物量、重量、設置状況等確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>(3) 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、燃料交換機、原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出した。 なお、仮設機材類の持込品については、使用済燃料プールが、立入りと持込品を制限している区域内にあること及び、その落下エネルギーについては、燃料集合体の落下エネルギーと比べると十分小さいため、抽出の対象外とした。</p>	<p>(2) 機器配置図等<sup>※1</sup>による抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、機器配置図等にて抽出した。</p> <p>※1 建屋機器配置図 仕様書（燃料取扱設備、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、燃料取扱及びピット一般設備 等） 設置変更許可申請書 具体的には、内挿物等現場で確認出来ない重量物について、機器配置図等にて物量、重量、設置状況等確認し、使用済燃料ピットへの落下物となるおそれのあるものを抽出した。</p> <p>(3) 使用済燃料ピット周辺の作業実績からの抽出 使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき抽出した。 なお、仮設機材類の持込品については、使用済燃料ピットが、立入りと持込品を制限している区域内にあること及び、その落下エネルギーについては、燃料集合体の落下エネルギーと比べると十分小さいため、抽出の対象外とした。</p> <p>なお、燃料取扱棟クレーンは可動範囲の関係から使用済燃料ピット上を走行することはないが、同クレーンにより取り扱うキャスクについても前広に抽出し確認した。</p> <p>具体的には、使用済燃料ピット周辺（T.P. 33.1m プロア面）の作業において、使用済燃料ピットクレーンを使用して取り扱う重量物及び燃料取扱棟クレーンを使用して取り扱うキャスク等重量物を抽出した。</p>	<p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】書類の名称の相違</p> <p>■女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備名称の相違</p> <p>■記載適正化（重量物→設備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では仮設機材類の持込品については抽出対象外と記載。</li> </ul> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】泊では、女川での原子炉建屋クレーンに当たる燃料取扱棟クレーンについては使用済燃料ピットまで走行しないが、前広にキャスクも抽出する旨を記載。大飯も同様。</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊ではピットとの離隔は取っているが、フェンスの内側に電源盤類の一部がある。ただし、床面及び壁面にボルトで固定しており、ピットへ落下することは無い。</li> </ul> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯では、落下物の検討不要設備について記載。泊ではすべての設備を検討しているため検討不要とはしない。落下エネルギーの説明部は比較のため記載順を入れ替えている。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認及び作業実績により抽出された設備については、いずれも重量（落下エネルギー）による評価や落下防止対策の状況により燃料取扱施設及び燃料貯蔵施設への影響評価を実施する。</p> <p>【比較のため記載順の入れ替え】 ※ 燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのライニングの健全性は確保される（添付資料2参照） ことが確認されていることから、燃料集合体の落下エネルギー（約39.3kJ）以上の落下エネルギーであることを選定の目安とする。</p> <p>4. 今後の対応 今後、使用済燃料ピット周辺に設置する、又は取り扱う設備等については、「添付資料3 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき評価を行い、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が発生した場合は、落下防止措置を実施する。</p>	<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認、機器配置図等の確認及び作業実績により抽出された設備については、設置状況や落下エネルギーによる評価及び落下防止対策の状況により使用済燃料プールへの影響評価を実施した。</p> <p>4. 今後の対応 今回抽出した設備等以外の設備等で、今後、使用済燃料プール周辺に設置する、または取り扱う設備等については、添付資料2「使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、使用済燃料プールへの落下時影響評価の要否判定を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p>	<p>3. 抽出物に対する評価 現場確認、機器配置図等の確認及び作業実績により抽出された設備については、設置状況や落下エネルギーによる評価及び落下防止対策の状況により使用済燃料ピットへの影響評価を実施した。</p> <p>(1) 固定状況、距離・位置関係による抽出（評価①） 燃料取扱棟に固定された盤類等、設備のボルト等による固定状態や使用済燃料ピットとの離隔距離等により抽出した。 (2) 落下エネルギーによる抽出（評価②） 評価①で抽出された設備等のうち、抽出した設備等の落下エネルギーと気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギー<sup>※2</sup>を比較し、燃料集合体重量の落下エネルギー以上のものを抽出した。</p> <p>※2 燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピットのライニングの健全性は確保される（添付資料3参照） ことが確認されていることから、燃料集合体の落下エネルギー（約39.3kJ）以上の落下エネルギーであることを抽出の目安とする。</p> <p>4. 今後の対応 今回抽出した設備等以外の設備等で、今後、使用済燃料ピット周辺に設置する、又は取り扱う設備等については、添付資料2「使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー」に基づき、使用済燃料ピットへの落下時影響評価の要否判定を行い、評価が必要となったものに対しては落下時影響評価を行い、必要に応じて適切な落下防止対策を実施する。</p>	<p>■女川実績の反映 【大飯】記載方針の相違 【大飯】【女川】設備名称の相違</p> <p>【泊】記載方針の相違 ・泊では、落下物の評価条件について詳細に記載。 ■記載の適正化 ・段落分けを女川と合わせた。</p> <p>【大飯】記載名称の相違</p> <p>■女川実績の反映 【大飯】記載表現の相違 ・実質的な相違なし 【女川】施設名称の相違</p>

## 自発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
添付資料1		添付資料1		添付資料1		添付資料1				
現場確認等による抽出物の詳細		現場確認等における抽出物の詳細		現場確認等における抽出物の詳細		■女川実績の反映				
使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場及び図面による確認、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。詳細を以下の表に整理する。		使用済燃料プール周辺の設備等について、現場及び機器配置図等による確認を行うとともに、使用済燃料プール周辺の作業で、燃料交換機又は原子炉建屋クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。		使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場及び機器配置図等による確認を行うとともに、使用済燃料ピット周辺の作業で、使用済燃料ピットクレーン又は燃料取扱機クレーンを使用して取り扱う設備等について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。		【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違				
現場確認等による抽出物の詳細		現場確認等における抽出物の詳細		現場確認等における抽出物の詳細		■女川実績の反映				
使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場及び図面による確認、また、使用済燃料ピット周辺の作業で、クレーンを使用して取り扱う重量物について、作業実績に基づき網羅的に抽出を行った。詳細を以下の表に整理する。		詳細について、表1に整理する。		詳細について、表1に整理する。		【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違				
表1 現場確認等における抽出物の詳細（その1）		表1 現場確認等における抽出物の詳細（その1）		表1 現場確認等における抽出物の詳細（その1）		【大飯】【女川】設備の相違による表の相違				
番号	抽出物	詳細		現場確認、機器配置図により抽出した設備等		■記載の適正化 ・建屋内装材の追記 ・燃料取扱機には建屋内装材は含まれないことを明記した。				
		評価フローⅠ								
		評価フローⅡ								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
		評価基準								
番号	抽出物	評価基準		現場確認、機器配置図により抽出した設備等						

## 自發電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

表1 現場確認等における抽出物の詳細（その3）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料3  使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー  I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場での確認や使用済燃料ピット周辺の作業実績から抽出する。  II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出した設備等の離隔距離や設置状況および落下エネルギーを踏まえて、使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物を抽出する。  III. 落下防止の対応状況評価 評価フローIIで使用済燃料ピットへの落下の検討すべき重量物としたものに対し、耐震安全評価、設備構造及び運用状況について適切性を評価する。  IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの 評価フローIIで検討不要、評価フローIIIで落下防止は適切としたものは、使用済燃料ピットの機能を損なう重量物ではないことから、落下時影響評価は不要とする。  V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物 評価フローIIIで落下防止が不十分とした重量物は、落下時に使用済ピットの機能を損なうおそれがあることから、使用済燃料ピットへの落下時影響評価を実施する。	添付資料2  使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー  I. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出 使用済燃料プール周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、機器設計仕様書、系統設計仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器毎に項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。  II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目毎に使用済燃料プールとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料プールに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー※を比較し、使用済燃料プールへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。  ※燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料プールライニングの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について（添付資料3）参照。	添付資料2  使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー  I. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出 使用済燃料ピット周辺の設備等について、現場確認、図面等（機器配置図、仕様書、設置変更許可申請書）により抽出し、抽出した設備等を類似機器ごとに項目分類を行う。なお、抽出した機器については、現場の作業実績により抽出に漏れがないことを確認する。  II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出 評価フローIで抽出及び項目分類したものについて、項目ごとに使用済燃料ピットとの離隔距離や設置方法などを考慮し、使用済燃料ピットに落下するおそれがあるものを抽出する。 抽出された設備等の落下エネルギーと、燃料集合体等の気中落下試験時の落下エネルギー※を比較し、使用済燃料ピットへの落下影響を検討すべき重量物を抽出する。  ※燃料集合体の落下を想定した場合でも使用済燃料ピット内張りの健全性は確保されることから、燃料集合体と同等の落下エネルギーを選定の目安とした。詳細は、燃料集合体落下時の使用済燃料ピット内張りの健全性について（添付資料3）参照。	【大飯】記載表現の相違 泊は資料の順を女川の論旨通りに入れ替えた 【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・全体的に文面が異なるが、フローIVとVの順番以外内容に実質的な差異はない。 ■女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 ・泊では機器設計仕様書と系統設計仕様書をまとめて仕様書と呼んでいる。  ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違  【女川】設備名称の相違 ・内張り＝ライニング  ■女川実績の反映  ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違 【大飯】フローIVとVが逆  ■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違 【大飯】記載内容の相違 ・フローIVとVが逆だが、実質上の差異は無い。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3, 4)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

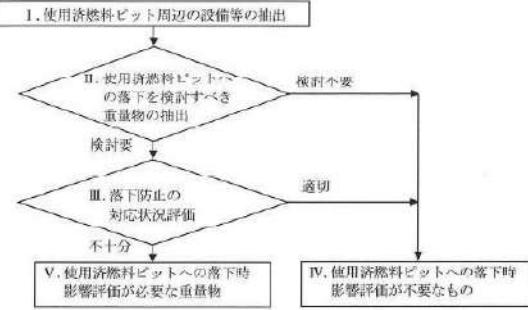
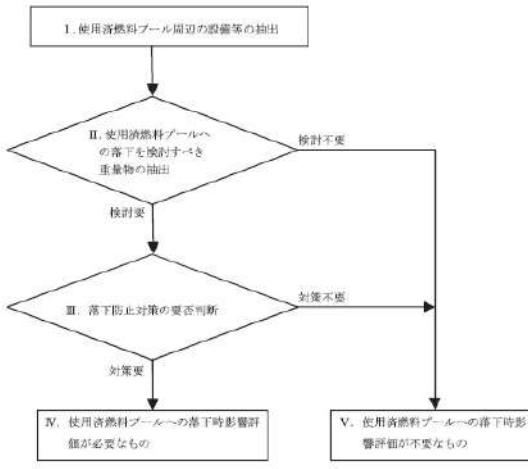
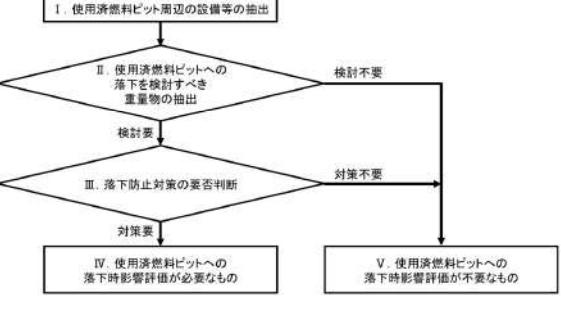
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <pre> graph TD     A[1. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --&gt; B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B -- 検討不要 --&gt; C[IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が不要なもの]     B -- 検討要 --&gt; D{III. 落下防止の対応状況評価}     D -- 適切 --&gt; C     D -- 不十分 --&gt; E[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物]   </pre>	 <pre> graph TD     A[1. 使用済燃料プール周辺の設備等の抽出] --&gt; B{II. 使用済燃料プールへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B -- 検討不要 --&gt; C[V. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が不要なもの]     B -- 検討要 --&gt; D{III. 落下防止対策の要否判断}     D -- 対策不要 --&gt; C     D -- 対策要 --&gt; E[IV. 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要なもの]   </pre>	<p>以下の図1に評価フロー図を示す。</p>  <pre> graph TD     A[1. 使用済燃料ピット周辺の設備等の抽出] --&gt; B{II. 使用済燃料ピットへの落下を検討すべき重量物の抽出}     B -- 検討不要 --&gt; C[V. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物]     B -- 検討要 --&gt; D{III. 落下防止対策の要否判断}     D -- 対策不要 --&gt; C     D -- 対策要 --&gt; E[IV. 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要なもの]   </pre>	<p>■泊は女川実績の反映のためフロー順を入れ替えたが、実質的に差異はない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

図1 使用済燃料プールへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー

図1 使用済燃料ピットへの落下時影響評価が必要な重量物の評価フロー

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>添付資料2</p> <p>大飯発電所安全審査資料11（補） 大飯発電所1号、2号、3号及び4号炉ステップ2燃料使用に伴う設備影響評価について（補足説明資料） 【平成15年9月より抜粋】</p> <p>8. 燃料集合体落下時のライニング評価について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を審査する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料ピットへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた空中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。<sup>*1</sup></p> <p>落丁試験（図8-1 参照）における模擬燃料集合体質量は、55,000kgWt。燃料集合体の水中での浮力を考慮した相当質量と同等であり、燃料落丁高さは約6mと安全側であることから、ライニングの健全性は確保されるものと判断される。</p> <p>また、ライニング表面のコンクリートの支持がないものとしてBRL式(Ballistic Research Laboratories Formula)による評価を行った場合でも、ライニングを貫通しない限界厚さはライニング壁厚より小さく、健全性は確保されると判断される。</p> <p>*1：「燃料取扱事故時の燃料棒被撃本数評価」（MAPI-1080 改4） Appendix I</p> <p>&lt;補足説明&gt; 本図は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体重量（内挿物を含む）は、本試験で使用した模擬燃料集合体の重量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっており、さらに斜め状態での落下も模擬している。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p>	<p>添付資料3</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について</p> <p>燃料の貯蔵設備については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」の指針49に以下の記載がある。</p> <p>指針49. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 2. 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、前項の各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を満足する設計であること。 (4) 貯蔵設備は、燃料集合体の取扱い中に想定される落下時においても、その安全機能が損なわれるおそれがないこと。</p> <p>使用済燃料プールへの燃料集合体落下については、模擬燃料集合体を用いた空中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している。<sup>*1</sup></p> <p>試験結果としては、ライニングの最大減肉量は初期値3.85mmに対して0.7mmであった。また、落下試験後のライニング表面の浸透探傷試験の結果は、割れ等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライニングは健全であることが確認された。</p> <p>※1：「沸騰水型原子力発電所 燃料集合体落下時の燃料プールライニングの健全性について」(HLR-050)</p> <p>図1は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したものである。</p> <p>水中の燃料集合体重量（内挿物を含む）は、本試験で使用した模擬燃料集合体の重量未満であり、燃料集合体の高さについても、本試験の落下高さ未満となっており、さらに斜め状態での落下も模擬している。また、燃料集合体の落下時は、水の抵抗による減速効果が期待できることから、この試験は保守的な評価結果となっている。</p>	<p>添付資料3</p> <p>燃料集合体落下時の使用済燃料ピットライニングの健全性について</p> <p>1.はじめに 泊発電所3号機の使用済燃料ピットは、地震荷重等に対し十分な強度を有する鉄筋コンクリートの躯体構造とし、また、使用済燃料ピット水の漏えいを防止するため、公称板厚<sup>■</sup>mmのステンレス鋼板を内張り（ライニング）する計画である。 燃料集合体を取扱う設備は、燃料集合体の落下防止に対して、設計上の考慮を十分に払うが、万一燃料集合体が使用済燃料ピットのライニング上に落した場合のライニングの健全性に関し、模擬燃焼集合体を用いた落下試験の結果<sup>*1</sup>に基づいて評価し確認した。 なお、基本設計では、ライニングとコンクリート表面の間隙量評価に必要な設計が確定されていなかったため、コンクリートの支持構造がないライニング単独の評価も実施していたが、工事計画認可申請においては、使用済燃料ピットの構造が具体化しライニングとコンクリート表面が密着することを確認できたため、ライニング単独の評価は不要とした。 (注1) MAPI-1080(改4)「燃料取扱事故時の燃料棒被撃本数評価」 昭和61年8月13日 三井原子力工業㈱(三菱重工業㈱)</p> <p>2.模擬燃料集合体落下試験 模擬燃料集合体による落下試験で使用したライニングは、泊発電所3号機にて計画しているライニングと同一の公称板厚<sup>■</sup>mmのステンレス鋼板であることより、当該試験の結果を基に泊発電所3号機のライニングの健全性を評価した。 なお、表1に示す通り、模擬燃料集合体落下試験の条件は、泊発電所3号機計画と比較して厳しい側の条件であることから、試験結果は安全側である。</p> <p>表1 実機条件と試験条件との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所3号機 計画</th> <th>模擬燃料集合体 落下試験条件</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落下物質量</td> <td>■kg (目安) (計画値)</td> <td>668 kg (実測値)</td> <td>試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側（安全側）の評価となる</td> </tr> <tr> <td>落下高さ</td> <td>4.9 m (目安)</td> <td>6 m</td> <td>試験条件は落下高さが高いため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）の評価となる</td> </tr> <tr> <td>界面気条件</td> <td>水 中</td> <td>気 中</td> <td>試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）評価となる</td> </tr> <tr> <td>シート床厚</td> <td>■ mm</td> <td>■ mm</td> <td>計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を優越する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 別紙1参照、(注3) 別紙2参照</p> <p>- 60 -</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	項目	泊発電所3号機 計画	模擬燃料集合体 落下試験条件	比較	落下物質量	■kg (目安) (計画値)	668 kg (実測値)	試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側（安全側）の評価となる	落下高さ	4.9 m (目安)	6 m	試験条件は落下高さが高いため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）の評価となる	界面気条件	水 中	気 中	試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）評価となる	シート床厚	■ mm	■ mm	計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を優越する	<p>■資料番号の変更</p> <p>■女川実績の反映 【女川】設備名称の相違</p> <p>■記載の適正化 ・マスキング範囲を見直した。</p> <p>■記載の適正化 ・記載を追加した。</p>
項目	泊発電所3号機 計画	模擬燃料集合体 落下試験条件	比較																				
落下物質量	■kg (目安) (計画値)	668 kg (実測値)	試験条件での落下物の質量の方が大きいため、厳しい側（安全側）の評価となる																				
落下高さ	4.9 m (目安)	6 m	試験条件は落下高さが高いため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）の評価となる																				
界面気条件	水 中	気 中	試験条件は水の抵抗を考慮していないため、落下（衝突）速度が大であり厳しい側（安全側）評価となる																				
シート床厚	■ mm	■ mm	計画するコンクリート厚は落下試験条件でのコンクリート厚を優越する																				

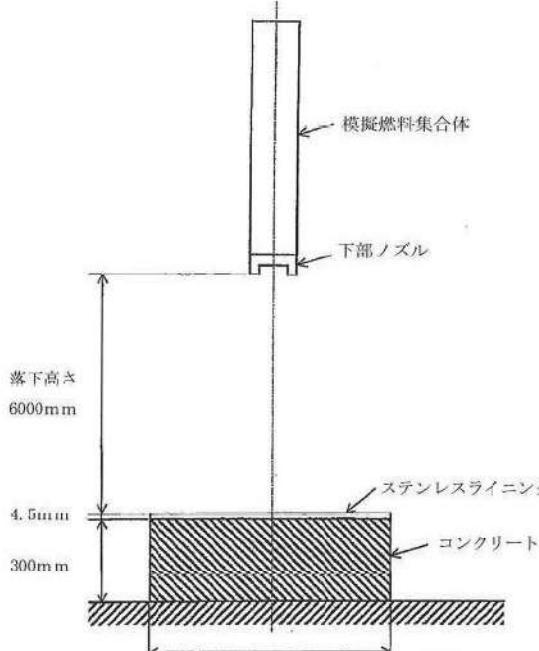
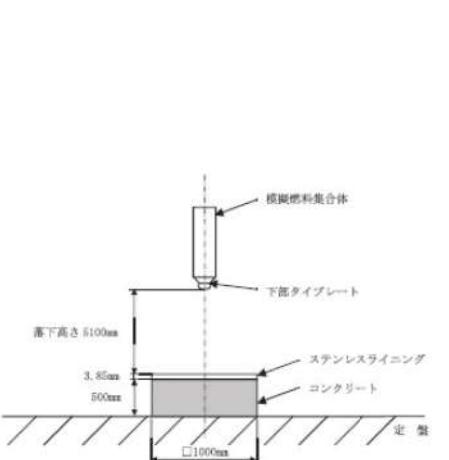
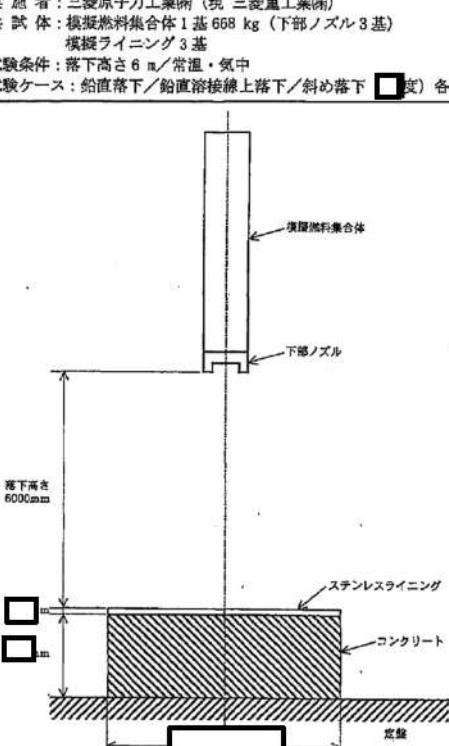
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>第1回に模擬燃料集合体落下試験の概要を示す。</p> <p>模擬燃料集合体の落下試験は、実機ライニング構造を模擬した試験体（公称板厚□mmのステンレス鋼板を厚□mmのコンクリートブロック上にライニングしたもの）上に、模擬燃料集合体(668 kg・実機燃料集合体の水中相当質量)を、落下高さ6mから気中条件下、鉛直落下、鉛直落下（接觸部）及び斜め落下（□m）試験を各1回行った。</p> <p>その結果、ライニングの最大減肉量は、鉛直落下で約□mm、鉛直落下（接觸部）で約□mm及び斜め落下で約□mmであった。また、落下試験後のライニングに対する侵透探傷検査の結果、クラック等の有害な欠陥は認められず、燃料落と後ライニングは健全であることが確認された。</p> <p>なお、板厚の異なるライニングに燃料集合体が落とした際のライニングの減肉量は、その板厚により異なる可能性があるため、板厚が異なる場合の減肉量に対する影響を以下のとおり評価した。</p> <p>前発電所3号機にて計画しているライニングの板厚は□□mmであることから、板厚と減肉量との相関を確認するため、最小板厚□mm、公称板厚□mm及び最大板厚□mmにおける減肉量をS-DYNAコード（3次元弾塑性衝撃解析）で求めた。</p> <p>その結果、板厚と減肉量は相関があり板厚の減少に伴い減肉量は増加し、最小板厚の減肉量と最大板厚の減肉量は約□倍の違いがあった。そのため、模擬燃料集合体落下試験から得られた最大減肉量約□mmを基に、試験体のライニングを最大板厚と仮定して最小板厚での減肉量を安全側に評価すると約□mmである。</p> <p>第2回に解析モデルを示す。</p> <p>ライニング板厚を公差(-□mm)の範囲内で設定した場合の3次元弾塑性衝撃解析結果（ライニング板厚減肉量）を表2に示す。</p> <p>表2 3次元弾塑性解析による減肉量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライニング厚さ (mm)</th> <th>ライニング板厚 減肉量 (mm)</th> <th>減肉量の基準値 からの差 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>公差幅上限</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>公差幅下限</td> </tr> </tbody> </table> <p>この解析結果より、板厚に対する減肉量は、以下のとおり板厚の公差幅で約1.3倍の違いが生じることが確認された。</p> $\frac{\text{公差幅下限値の減肉量}}{\text{公差幅上限値の減肉量}} = \frac{\square}{\square} = \frac{\square}{\square}$ <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	ライニング厚さ (mm)	ライニング板厚 減肉量 (mm)	減肉量の基準値 からの差 (mm)	備考	□	□	□	公差幅上限	□	□	□	基準値	□	□	□	公差幅下限	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスキング範囲を見直した。</li> </ul>
ライニング厚さ (mm)	ライニング板厚 減肉量 (mm)	減肉量の基準値 からの差 (mm)	備考																
□	□	□	公差幅上限																
□	□	□	基準値																
□	□	□	公差幅下限																

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添3、4）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6-1 燃料集合体落下試験方法</p> <p>落下高さ 6000mm</p> <p>4.5mm 300mm</p> <p>1000mm × 1200mm 定盤</p> <p>模擬燃料集合体 下部ノズル</p> <p>ステンレスライニング コンクリート</p>	 <p>図1 模擬燃料集合体落下試験方法</p> <p>落高さ 5100mm 3.85mm 500mm 1000mm 定盤</p> <p>模擬燃料集合体 下部ノズル</p> <p>ステンレスライニング コンクリート</p>	<p>＜試験概要＞ 実施時期：1986年8月 実施者：三菱原子力工業㈱（現 三菱重工業㈱） 供試体：模擬燃料集合体1基 668kg（下部ノズル3基） 模擬ライニング3基 試験条件：落下高さ 6m / 常温・気中 試験ケース：鉛直落下 / 鉛直溶接線上落下 / 斜め落下 □度 各1回</p>  <p>落高さ 6000mm</p> <p>1000mm 定盤</p> <p>模擬燃料集合体 下部ノズル</p> <p>ステンレスライニング コンクリート</p>	<p>■記載の適正化 ・掲載する資料を適切なものに差し替えた。</p>

## &lt;補足説明&gt;

模擬燃料集合体の落下エネルギー = 39.3kJ（質量:668kg×高さ:6m×重力加速度:9.80665m/s<sup>2</sup>）

図1に示す落下試験における模擬燃料集合体質量は、燃料チャネルボックスを含めた状態で 310kg と保守的<sup>※2</sup>であり、燃料落下高さは燃料交換機による燃料移送高さを考慮し、5.1m と安全側である。

※2：女川2号炉にて取り扱っている燃料集合体重量（チャネルボックス含む）は、表1に示すとおりであり 310kg 未満であることを確認している。

表1 燃料集合体重量（チャネルボックス含む）

	燃料集合体重量(kg)	
	気中	
9×9燃料（A型）		
9×9燃料（B型）		
新型8×8ジルコニウムライナ燃料		
高燃焼度8×8燃料		
模擬燃料集合体	310	

泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書  
(補正申請) 平成15年10月より抜粋

□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設(別添3、4)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■解説の概要</p> <p>解析コード：LS-DYNA</p> <p>モデル化条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物は、弾性体とする（塑性変形しないものとする）</li> <li>・落下物の底面はC20×C214断面の鋼となる。</li> <li>・ライニング及びコンクリートは弾塑性体とする（塑性変形するものとする）</li> </ul> <p>解析条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物の質量は、888 kgとする。</li> <li>・落下物の落下高さは、<span style="background-color: black; color: white;">1.5m</span>とする。</li> <li>・ライニングの厚みは、<span style="background-color: black; color: white;">10mm</span>、<span style="background-color: black; color: white;">10mm</span>、<span style="background-color: black; color: white;">10mm</span>とする。</li> </ul> <p>要素数 <span style="background-color: black; color: white;">10000</span> 節点数 <span style="background-color: black; color: white;">1000</span></p> <p>第2図 燃料集合体の落下解析モデル</p> <p>- 63 -</p> <p>泊発電所3号発電設備の第1回工事計画認可申請書 (補正申請) 平成15年10月より抜粋</p> <p><span style="background-color: black; color: white;">□</span>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載する資料を適切なものに差し替えた。</li> </ul> <p>■記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載を追加した。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添5）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添5</span>  <span style="color: green;">大飯発電所3号炉及び4号炉</span>  <span style="color: red;">使用済燃料ピットへの落下物による 使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について</span>		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添5</span>  <span style="color: green;">泊発電所3号炉</span>  <span style="color: red;">使用済燃料ピットへの落下物による 使用済燃料ピット内燃料集合体への影響評価について</span>	

## 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、第23条 計測制御系統施設（別添5）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>1. 目的 使用済燃料ピット内への落下物によって使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。</p> <p>2. 影響評価の基本的な考え方 別添1において、気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより大きい設備については適切な落下防止対策を実施することから、落下試験の衝突エネルギーを適用しても、保管中の使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。 評価については、燃料被覆管が放射性物質の閉じ込め機能を保持するよう、破断に至るような変形に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>3. 落下物の選定 別添1「6. 重量物の評価結果」において、落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼさない重量物による落下エネルギーを包含できる落下物として、模擬燃料集合体を選定する。 なお、落下高さは落下試験と同じく6mとする。燃料集合体上部は使用済燃料ピットライニングより約4.3m高い位置に配置されるため、保守的な評価条件となっている。</p> <p>4. 落下物による燃料集合体への影響評価 模擬燃料集合体の落下エネルギーは39.3kJであり、燃料被覆管に生じるひずみを算出した結果、下表のとおり燃料被覆管に発生するひずみは、許容ひずみ（塑性ひずみ1%）に対して余裕が十分大きく、燃料集合体の落下を想定しても、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認した。 なお、燃料集合体の強度評価の方法は、別途評価している竜巻事象（使用済燃料ピットに保管中の燃料集合体に飛来物が衝突）における燃料集合体の強度評価方法（第六条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））を用いた。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>塑性ひずみ <math>\epsilon_p</math> (%)</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>裕度</th> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>1</td> <td>3.3</td> </tr> </table> <p>5. まとめ 気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより小さい設備等については、その設備等の落下による燃料集合体への影響が落下試験の衝突エネルギーによる評価結果に包絡されるため、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷するおそれはない。</p>	塑性ひずみ $\epsilon_p$ (%)	許容ひずみ(%)	裕度	0.3	1	3.3		<p>1. 目的 使用済燃料ピット内への落下物によって使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。</p> <p>2. 影響評価の基本的な考え方 別添1において、気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより大きい設備については適切な落下防止対策を実施することから、落下試験の衝突エネルギーを適用しても、保管中の使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認する。 評価については、燃料被覆管が放射性物質の閉じ込め機能を保持するよう、破断に至るような変形に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。</p> <p>3. 落下物の選定 別添1「6. 重量物の評価結果」において、落下時に使用済燃料ピットの機能に影響を及ぼさない重量物による落下エネルギーを包含できる落下物として、模擬燃料集合体を選定する。 なお、落下高さは落下試験と同じく6mとする。燃料集合体上部は使用済燃料ピットライニングより約4.3m高い位置に配置されるため、保守的な評価条件となっている。</p> <p>4. 落下物による燃料集合体への影響評価 模擬燃料集合体の落下エネルギーは39.3kJであり、燃料被覆管に生じるひずみを算出した結果、表1のとおり燃料被覆管に発生するひずみは、許容ひずみ（塑性ひずみ1%）に対して余裕が十分大きく、燃料集合体の落下を想定しても、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷しないことを確認した。 なお、燃料集合体の強度評価の方法は、別途評価している竜巻事象（使用済燃料ピットに保管中の燃料集合体に飛来物が衝突）における燃料集合体の強度評価方法（第六条：外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））を用いた。</p> <p>表1 落下物による燃料被覆管に生じるひずみ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>塑性ひずみ <math>\epsilon_p</math> (%)</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>裕度</th> </tr> <tr> <td>0.4</td> <td>1</td> <td>2.5</td> </tr> </table> <p>5. まとめ 気中落下時の衝突エネルギーが落下試験の衝突エネルギーより小さい設備等については、その設備等の落下による燃料集合体への影響が落下試験の衝突エネルギーによる評価結果に包絡されるため、使用済燃料ピット内燃料集合体が損傷するおそれはない。</p>	塑性ひずみ $\epsilon_p$ (%)	許容ひずみ(%)	裕度	0.4	1	2.5	
塑性ひずみ $\epsilon_p$ (%)	許容ひずみ(%)	裕度													
0.3	1	3.3													
塑性ひずみ $\epsilon_p$ (%)	許容ひずみ(%)	裕度													
0.4	1	2.5													

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB17-9 r. 13. 0
提出年月日	令和5年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

#### 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

令和5年8月  
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</li> </ul>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記4件             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉冷却材バウンダリ拡大範囲の抽出プロセス明確化のため、「原子炉冷却材バウンダリ拡大範囲の抽出プロセスについて」を追加した【別紙3】。</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管を明確にするため、「原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管について」を追加した【別紙4】。</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理の明確化のため、「原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理について」を追加した【別紙5】。</li> <li>・原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験の明確化のため、「原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験について」を追加した【別紙6】。</li> </ul> </li> <li>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</li> </ul>			
1-3) パックフィット関連事項			
なし			
<b>2. まとめ資料との比較結果の概要</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の通り設備の相違はあるが、泊3号炉と大飯発電所3／4号炉の基準適合性の考え方には相違はない。</li> </ul>			
原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器への漏えいに対する監視設備	大飯発電所3／4号炉  格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ、凝縮液量測定装置、格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置	泊発電所3号炉  格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプル水位上昇率測定装置	差異理由等  泊では、格納容器サンプルが炉内計装用シンプル室より、低い場所に設置されていることから、炉内計装用シンプル室からの漏えい水を格納容器サンプルで収集が可能であるため、炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置を設けていない。 設備が異なるが、原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器への漏えいは監視可能であるため、基準適合性に問題は無い。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>　　&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> </li> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等（手順等含む）</li> </ul> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出</li> <li>2.2 誤操作防止処置対象弁の管理について</li> <li>2.3 余熱除去系入口ラインの配管・弁の仕様</li> <li>2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価</li> <li>2.5 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の保全方法</li> <li>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリに対する漏洩検査への影響について</li> <li>2.7 クラス1機器とクラス2機器の設計・製作・据付時の検査の違いについて</li> </ul>	<p>第17条：原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>　　目次</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> </li> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等（手順等含む）</li> </ul> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出</li> <li>2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について</li> <li>2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の仕様について</li> <li>2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価について</li> <li>2.5 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の保全方法について</li> <li>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の漏えい検査方法、手順</li> <li>2.7 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の品質保証上の取り扱い</li> </ul>	<p>第17条：原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>　　目次</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> </li> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等（手順等含む）</li> </ul> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出</li> <li>2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について</li> <li>2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の仕様について</li> <li>2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価について</li> <li>2.5 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の保全方法について</li> <li>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲、原子炉格納容器バウンダリに対する漏えい検査への影響について</li> <li>2.7 クラス1機器とクラス2機器の設計・製作・据付時の検査の違いについて</li> </ul>	<p>■記載表現の相違「(i, j)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）すべて「」としている。</li> <li>・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川審査実績の反映</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目では、RCPB 拡大範囲およびCVバウンダリに対する漏えい検査の影響について記載。女川ではRCPB 拡大範囲のCV貫通部はクラス1機器として扱うため、女川は2.8項で特記している。（泊ではRCPB 拡大範囲にCV貫通部はない。）</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では、建設時からクラス1機器として製作しているため溶接継手に対して追加の非破壊検査は不要であるが、泊では建設時はクラス2機器として製作して</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.8 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲のうち原子炉格納容器貫通部の扱い</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁抽出フロー</p> <p>別紙2 原子炉冷却材圧力バウンダリ概要図</p> <p>別紙3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出プロセスについて</p> <p>別紙4 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される配管口径の求め方</p> <p>別紙5 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理について</p> <p>4. 別添</p> <p>別添1 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p>	<p>別紙1 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁抽出フロー</p> <p>別紙2 原子炉冷却材圧力バウンダリ概要図</p> <p>別紙3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出プロセスについて</p> <p>別紙4 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管について</p> <p>別紙5 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理について</p> <p>別紙6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験について</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p>	<p>いるため非破壊検査を追加で行う必要がある。 ・維持段階においては全数 ISIにて健全性を確認する。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では、新たにRCPB範囲となる配管の一部にCV貫通部があるため、本項目にて当該貫通部のISIの扱いについて記載している。泊の新たなRCPB範囲には、原子炉格納容器貫通部はない(詳細は項目2.6参照)ため、反映は不要と判断した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・大飯においても、別紙1及び別紙2に相当する内容はまとめ資料に記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、別紙3～5を作成していない。(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRでのRCPBから除外される小口径配管の考え方の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載方針の追加 ・泊のみ別紙6を作成</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p>
3. 技術的能力説明資料  (別添資料) 原子炉冷却材圧力バウンダリ			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するため必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川では、運用及び手順説明資料は別添としている。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについて、設置許可基準規則第17条並びに技術基準規則第27条及び第28条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第17条並びに技術基準規則第27条及び第28条の要求事項を表1に示す。また、表1において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第17条並びに技術基準規則第27条及び第28条の要求事項を表1に示す。また、表1において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

## 大飯発電所3／4号炉

表1 設置許可基準規則第17条並びに技術基準規則第27条及び第28条 要求事項			泊発電所3号炉	泊発電所2号炉	相違理由
設置許可基準規則 第17条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)	技術基準規則 第27条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)	備考	設置許可基準規則 第17条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)	技術基準規則 第27条(原子炉冷却材圧力バウンダリ)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるとともにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。	一 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。	変更なし (ただし、解釈にて、原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲が拡大)	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリと同等の耐圧強度・材料である。また、強度・耐震評価において基準を満足していることを確認している。)	変更なし (従来の原子炉冷却材圧力バウンダリと同等の耐圧強度・材料である。また、強度・耐震評価において基準を満足していることを確認している。)	変更なし (従来の原子炉冷却材圧力バウンダリと同等の耐圧強度・材料である。また、強度・耐震評価において基準を満足していることを確認している。)
一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に耐えるものとすること。	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるように施設しなければならない。	変更なし <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;">原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるように施設しなければならない。</div>	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。	一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。	変更なし (従来の原子炉冷却材圧力バウンダリと同等の耐圧強度・材料である。また、強度・耐震評価において基準を満足していることを確認している。)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設備許可基準規則 第17条(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。	技術基準規則 第28条(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔壁装置等) 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するよう、隔壁装置を施設しなければならない。	設備許可基準規則 第17条(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。	【女川】 記載の充実 ・女川では記載はないものの、要求事項に対する適合性に関する確認結果を補足として記載した。 (記載内容は大飯の審査実績を参考とした。)
三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な緩衝じん性を有するものとすること。	原子炉冷却材の漏出を制限するため隔離装置を有するものとすること。	技術基準規則 第28条(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔壁装置等) 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するよう、隔壁装置を施設しなければならない。	表1 設置許可基準規則第17条並びに技術基準規則第27条及び第28条 要求事項 (2/2) 技術基準規則 第28条(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔壁装置等) 原子炉冷却材の流出を制限するよう、隔壁装置を施設しなければならない。
四 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。	2 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。	三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な緩衝じん性を有するものとすること。 四 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。	技術基準規則 第28条(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔壁装置等) 原子炉冷却材の流出を制限するよう、隔壁装置を施設しなければならない。
		2 発電用原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。	【女川】 記載の充実 ・女川では記載はないものの、要求事項に対する適合性に関する確認結果を補足として記載した。 (記載内容は大飯の審査実績を参考とした。)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造          (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ          原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。）は、以下を考慮した設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐える設計とする。          原子炉冷却材の流出を制限するために隔離装置を有する設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分なじん性を有する設計とする。          原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有する設計とする。          なお、原子炉冷却材圧力バウンダリに含まれる接続配管の範囲は、以下とする。          (一) 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。          (二) 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。          (三) 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、(二)以外のものは、原子炉側からみて、第1隔離弁を含むまでの範囲とする。          (四) 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(一)に準ずる。          (五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。          なお、通常時閉及び事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(三)に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料(2.1, 2.2)】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備          ロ 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ          原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。）は、以下を考慮した設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えられる設計とする。          原子炉冷却材の流出を制限するために隔離装置を有する設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有する設計とする。          原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有する設計とする。          なお、原子炉冷却材圧力バウンダリに含まれる接続配管の範囲は、以下とする。          (一) 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。          (二) 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。          (三) 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、(二)以外のものは、原子炉側からみて、第一隔離弁を含むまでの範囲とする。          (四) 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(一)に準ずる。          (五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。          なお、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(三)に該当するものとする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性          (1) 位置、構造及び設備          五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備          ロ 発電用原子炉施設の一般構造          (3) その他の主要な構造          (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設          (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ          原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。）は、以下を考慮した設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えられる設計とする。          原子炉冷却材の流出を制限するために隔離装置を有する設計とする。          通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有する設計とする。          原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有する設計とする。          なお、原子炉冷却材圧力バウンダリに含まれる接続配管の範囲は以下とする。          (一) 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。          (二) 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。          (三) 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、(二)以外のものは、原子炉側からみて、第1隔離弁を含むまでの範囲とする。          (四) 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等も(一)に準ずる。          (五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。          なお、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(三)に該当するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料(2.1, 2.2)】</p>	<p>【大飯】      記載方針の相違      ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明  1. <b>10</b> 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1. <b>10.3</b> 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合	(3) 適合性説明  1. <b>12.3</b> 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1. <b>12.3.1</b> 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年7月8日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合	<p><b>【女川】</b> ・項目番号の相違 以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違 ・申請日の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
第十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ  発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。	第十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ  発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。	第十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ  発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとすること。	<p><b>【大飯】</b> 記載方針の相違 ・女川の審査実績を反映し、文章構成を見直した。大飯及び女川との記載比較は、17-10に記載している。</p>
適合のための設計方針 第1項第1号及び第1項第2号について  通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時にいて、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力及び温度変化は、1次冷却設備、工学的安全施設、原子炉補助施設、計測制御系統施設等の機能により、許容される範囲内に制御できる設計とする。	適合のための設計方針 第1項について	適合のための設計方針 第1項について	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の喪失を停止させるため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離弁を設けた設計とする。</p> <p>なお、原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とし、設計上考慮する。</p> <p>(1) 原子炉容器及びその付属物（本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構ハウジング等）          (2) 1次冷却系を構成する機器及び配管（1次冷却材ポンプ、蒸気発生器の水室・管板・管、加圧器、1次冷却系配管、弁等）          (3) 接続配管              a. 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。              b. 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有する余熱除去系入口ラインは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。              c. 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、b.以外のものは、原子炉側からみて、第1隔離弁を含むまでの範囲とする。              d. 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等もa.に準ずる。              e. 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。</p> <p>なお、通常時閉及び事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがない、上記c.に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲（以下「拡大範囲」という。）となる余熱除去系入口ラインについては、従来クラス2機器としていたが、上記 b.に該当することから原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲としてクラス1機器における要求を満足していることを確認する。</p> <p>拡大範囲については、クラス1機器供用期間中検査を行うとともに、拡大範囲のうち配管と管台の溶接継手に対して追加の非破壊検査（浸透探傷検査）を検査間隔にて全数（100%）継続的に行い健全性を確認する。</p> <p>【説明資料(2.1～2.7)】</p>	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器及びその付属物（本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構ハウジング等）          (2) 原子炉冷却材系を構成する機器及び配管（主蒸気管及び給水管のうち原子炉側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲）          (3) 接続配管              a. 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。              b. 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。              c. 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、b.以外のものは、原子炉側からみて、第一隔離弁を含むまでの範囲とする。              d. 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等もa.に準ずる。              e. 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。</p> <p>なお、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがない、上記c.に該当するものとする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲（以下「拡大範囲」という。）となる残留熱除去系ヘッドスプレイライン、残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン及び残留熱除去系停止時冷却モード戻りラインについては、従来クラス2機器としていたが、上記 b.に該当するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲としてクラス1機器における要求を満足することを確認する。</p> <p>拡大範囲については、クラス1機器の供用期間中検査を継続的に行い、健全性を確認する。</p>	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。</p> <p>(1) 原子炉容器及びその付属物（本体に直接付けられるもの及び制御棒駆動機構ハウジング等）          (2) 1次冷却系を構成する機器及び配管（1次冷却材ポンプ、蒸気発生器の水室・管板・管、加圧器、1次冷却系配管、弁等）          (3) 接続配管              a. 通常時開及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。              b. 通常時又は事故時に開となるおそれがある通常時閉及び事故時閉となる弁を有するものは、原子炉側からみて、第2隔離弁を含むまでの範囲とする。              c. 通常時閉及び事故時閉となる弁を有するもののうち、b.以外のものは、原子炉側からみて、第1隔離弁を含むまでの範囲とする。              d. 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時閉となる弁を有する非常用炉心冷却系等もa.に準ずる。              e. 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。</p> <p>なお、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがない、上記c.に該当するものとする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲（以下「拡大範囲」という。）となる余熱除去系入口ラインについては、従来クラス2機器としていたが、上記 b.に該当するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲としてクラス1機器における要求を満足することを確認する。</p> <p>拡大範囲については、クラス1機器供用期間中検査を行ふとともに、拡大範囲のうち配管と管台の溶接継手に対して追加の非破壊検査（浸透探傷検査）を検査間隔にて全数（100%）継続的に行い健全性を確認する。</p>	<p>【大飯】      記載方針の相違          ・女川の審査実績を反映し、文章構成を見直した。大飯及び女川との記載比較は、17-10に記載している。</p> <p>【大飯】      記載表現の相違</p> <p>【女川】      設備名称の相違          ・以降、同様の相違は差異理由の記載を省略する。</p> <p>【女川】      記載方針の相違          ・構成は JEAC4602 の記載を参考として、PWR である大飯と同様に RCPB を構成する機器名を記載する形とした。</p> <p>【女川】      設計方針の相違          ・BWR と PWR での RCPB 拡大範囲に該当する設備が異なる。</p> <p>【女川】      設計方針の相違          ・女川では、建設時からクラス1機器として製作しているため、溶接継手に対して追加の非破</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「第1項第1号及び第1項第2号について」より一部再掲</p> <p>第1項第1号及び第1項第2号について 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおいて、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力及び温度変化は、1次冷却設備、工学的安全施設、原子炉補助施設、計測制御系統施設等の機能により、許容される範囲内に制御できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の喪失を停止させるため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離弁を設けた設計とする。</p> <p>第1項第3号について 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、保修時、試験時及び事故時において、原子炉冷却材圧力バウンダリは、脆性的挙動を示さず、かつ、急速な伝播型破壊を生じないように、フェライト系鋼材で製作する機器に対しては、破壊じん性を考慮した材料の選択、設計、製作及び運転に留意するものとする。</p>	<p>第1項第1号及び第2号について 通常運転時において出力運転中、原子炉圧力制御系により原子炉圧力を一定に保持する設計とする。原子炉起動、停止時の加熱・冷却率を一定の値以下に抑える等の配慮をする。</p> <p>ターピン・トリップ、主蒸気隔離弁閉鎖等の運転時の異常な過渡変化時において、「主蒸気止め弁閉」「主蒸気隔離弁閉」等による原子炉スクラムのような安全保護回路を設け、また主蒸気逃がし安全弁を設けること等により、原子炉冷却材圧力バウンダリ過渡最大圧力が原子炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力である 8.62 MPa の 1.1 倍の圧力 9.48 MPa を超えない設計とする。</p> <p>設計基準事故時において、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題となる可能性があるものとして、制御棒落下事故がある。これについては、「中性子束高」による原子炉スクラムを設け、制御棒落下速度リミッタ、制御棒価値ミニマイザなどの対策と相まって、事故時の燃料の二酸化ウランの最大エンタルピーを抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、原子炉冷却材の喪失を停止させるため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>第1項第3号について 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、保修時、試験時及び設計基準事故時における原子炉冷却材圧力バウンダリの脆性的挙動及び急速な伝播型破壊の発生を防止するために、フェライト系鋼で製作する機器に対しては、材料選択、設計、製作及び試験に特別の注意を払う。</p>	<p>第1項第1号及び第2号について 通常運転時のうち原子炉運転中においては、加圧器圧力制御系により原子炉圧力を一定に保持する設計とする。また、原子炉起動時又は停止時においては、1次冷却材の加熱率及び冷却率を制限値以下に抑えること等ができる設計とする。</p> <p>負荷の喪失等の運転時の異常な過渡変化時においては、「原子炉圧力高」等の原子炉トリップ信号を発信する安全保護系を設け、また、加圧器安全弁及び主蒸気安全弁を設けること等により、原子炉冷却材圧力バウンダリ過渡最大圧力が原子炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力である 17.16 MPa の 1.1 倍である 18.88 MPa 以下となる設計とする。</p> <p>設計基準事故時において、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題となる可能性があるものとして、主給水管破断等がある。これについては「蒸気発生器水位低」等の原子炉トリップ信号を発信する安全保護系を設け、加圧器安全弁等の動作とあいまって原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。また、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力は、設計基準事故時において最高使用圧力である 17.16 MPa の 1.2 倍である 20.60 MPa 以下となる設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の喪失を停止させるため、配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し、適切な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>第1項第3号について 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、保修時、試験時及び設計基準事故時における原子炉冷却材圧力バウンダリの脆性的挙動及び急速な伝播型破壊の発生を防止するために、フェライト系鋼で製作する機器に対しては、材料選択、設計、製作及び試験に特別の注意を払う。</p>	<p>壊検査は不要である。一方、泊は建設時にクラス2機器として製作しており、1/2 層 PT は確認できないため、ISI として、PT の検査要求 25%に対し、全数 (100%) を検査間隔で継続的に実施することとしているもの。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・原子炉運転中 PWR では加圧器圧力を一定に保つ圧力制御方式を採用しており、出力上昇、出力減少期間を含む意図で「原子炉運転中」と記載。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・BWR と PWR では、原子炉圧力を保持する設計の相違、異常な過渡変化時及び事故時における RCPB 圧力を制限する設計および設備が異なる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・既許可の相違</p> <p>【女川】 名称の相違</p> <p>【説明資料 (2.1~2.7)】</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉容器、蒸気発生器水室、加圧器等は、非延性破壊防止の観点から破壊じん性を確認し、適切な温度で使用するものとする。</p>	<p>(使用材料管理) 溶接部を含む使用材料に起因する不具合や欠陥の介在を防止するため次の管理を行う。 (1) 材料仕様 (2) 機器の製造・加工・工程 (3) 非破壊検査の実施 (4) 破壊韌性の確認（関連温度の妥当性の確認、原子炉圧力容器材料のテスト・ピースによる衝撃試験の実施）</p> <p>(使用圧力・温度制限) フェライト系鋼製機器の非延性破壊や、急速な伝播型破断を防止するため比較的の低温で加圧する水圧試験時には加える圧力に応じ、最低温度の制限を加える。</p> <p>(使用期間中の監視) 供用期間中検査（溶接部等の非破壊検査、耐圧部の耐圧、漏えい試験）を実施し、構成機器の構造や気密の健全性を評価し、また、欠陥の発生の早期発見のため漏えい検出系計装を設置して監視を行えるよう設計する。</p> <p>原子炉容器は中性子照射によって破壊じん性が低下するので、カプセルに収容した試験片を熱遮蔽材と原子炉容器との間に挿入して照射し、計画的に取り出し、破壊じん性を確認する。</p>	<p>(使用材料管理) 溶接部を含む使用材料に起因する不具合や欠陥の介在を防止するため次の管理を行う。 (1) 材料仕様 (2) 機器の製造・加工・工程 (3) 非破壊検査の実施 (4) 破壊韌性の確認（関連温度の妥当性の確認、原子炉容器材料の試験片による衝撃試験の実施）</p> <p>(使用圧力・温度制限) フェライト系鋼製機器の非延性破壊や、急速な伝播型破断を防止するため比較的の低温で加圧する水圧試験時には加える圧力に応じ、最低温度の制限を加える。</p> <p>(使用期間中の監視) 供用期間中検査（溶接部等の非破壊検査、耐圧部の耐圧、漏えい試験）を実施し、構成機器の構造や気密の健全性を評価し、また、欠陥の発生の早期発見のため漏えい監視設備を設置して監視を行えるよう設計する。</p> <p>また、原子炉圧力容器の母材、熱影響部及び溶着金属については、試験片を原子炉圧力容器内に挿入して、原子炉圧力容器と同様な条件で照射し、定期的に取り出し衝撃試験を行い破壊韌性の確認を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 ・女川の審査実績反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川では検出系計装を設けており、泊では監視設備を設けている。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 【女川、大飯】 既許可の相違 ・【計画的に】 ”定期的に”は、一定の間隔で実施するという意味に対し、”計画的に”は事前に予定を決めて実施する意味で、”計画的に”の方が当社の実態に即している。 ・【関連温度等】 泊では、JEAC4201に基づき、原子炉構造材の監視試験において実施する内容に則した記載をしている。大飯・女川では破壊じん性の確認を行うことを記載しているのに対し、泊ではより具体的に、中性子照射による関連温度等の変化の</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>鋼板（フェライト系）としては、圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板相当品を、鍛鋼（フェライト系）としては、圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品相当品を使用する。</p> <p>【説明資料(2.3)】</p> <p>第1項第4号について 原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えいの早期検出用として、原子炉格納容器内への漏えいに対しては、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、凝縮液量測定装置及び炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置からなる漏えい監視設備を設ける。</p> <p>また、1次冷却材の2次冷却系への漏えいに対しては、蒸気発生器プローダウン水モニタ、復水器空気抽出器ガスモニタ及び高感度型主蒸気管モニタを設ける。 これらの検出装置が異常を検知した場合は中央制御室に警報を発するよう設計する。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>5. 原子炉冷却系統施設 5.1 1次冷却設備 5.1.1 通常運転時等 5.1.1.5 主要設備 5.1.1.5.6 弁類 1次冷却設備の弁類として、加圧器安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器逃がし弁元弁、加圧器スプレイ弁、ペント弁、ドレン弁、逆止弁等を設け、このうち主要な弁については中央制御室に弁の開閉表示を行う。</p>	<p>第1項第4号について 通常運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいは、ドライウェル内ガス冷却装置の凝縮水量、ドライウェル内サンプ水位上昇率測定装置及びドライウェル内ガス中の核分裂生成物の放射性物質濃度の測定により約 3.8L/min の漏えいを 1 時間以内に検出できるよう設計する。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>5. 原子炉冷却系統施設 5.1 原子炉圧力容器及び1次冷却材設備 5.1.1 通常運転時等 5.1.1.4 主要設備 5.1.1.4.5 弁類 原子炉冷却系の弁類として、主蒸気隔離弁、主蒸気逃がし安全弁、給水隔離弁、ペント弁、ドレン弁、逆止弁等を設け、このうち主要な弁については、中央制御室に弁の開閉表示を行う。</p>	<p>第1項第4号について 通常運転時、原子炉冷却材圧力バウンダリからの1次冷却材の漏えいの早期検出用として、原子炉格納容器内への漏えいに対しては、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ、格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び凝縮液量測定装置からなる漏えい監視設備を設ける。凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置により約 3.8L/min の漏えいを 1 時間以内に検出できるよう設計する。</p> <p>また、1次冷却材の2次冷却系への漏えいに対しては、蒸気発生器プローダウン水モニタ、復水器排気ガスモニタ及び高感度型主蒸気管モニタを設ける。 これらの検出装置が異常を検知した場合は中央制御室に警報を発するよう設計する。</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>5. 原子炉冷却系統施設 5.1 1次冷却設備 5.1.1 通常運転時等 5.1.1.3 主要設備 (6) 弁類 1次冷却設備の弁類として、加圧器安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器逃がし弁元弁、加圧器スプレイ弁、ペント弁、ドレン弁、逆止弁等を設け、このうち主要な弁については、中央制御室に弁の開閉表示を行う。</p>	<p>予測に対する妥当性確認を行なう旨の記載をしている。 【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊では、炉内計装用シンプル配管室に流入する1次冷却材は、目皿および配管を介して格納容器サンプへ流れるため、当該配管室に漏えい監視設備はない。 【女川】 設備の相違 ・RCPB からの漏洩があった場合の漏洩検知の設備が異なる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・設備名称の相違 以降、同様の相違は差異理由を省略する。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1次冷却設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管系には、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の流出を制限するため、その配管系を通じての漏えいが、通常時の充てんポンプによる充てん流量等を考慮し許容できる程度に小さいものを除いて、次のとおり隔離弁を設ける。</p> <p>a. 通常時間、事故時間の場合は2個の隔離弁を設ける。</p> <p>b. 通常時間、事故時間の場合は1個の隔離弁を設ける。</p> <p>c. 通常時間、原子炉冷却材喪失時間の非常用炉心冷却系等はa.に準ずる。</p> <p>なお、b.に準ずる隔離弁において、通常時又は事故時に開となるおそれのある場合は、2個の隔離弁を設ける。ここで「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。また、通常時間及び事故時間となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記b.に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。</p> <p>弁が1次冷却材に接する主要部分は、すべてステンレス鋼を使用する。</p> <p>【説明資料(2.1~2.3)】</p> <p>大口径の弁類は、ステムリークオフを設け、下部グランドパッキンの漏えい水を液体廃棄物処理設備に送る。また、小口径の弁類についても、可能な限りグランド部にベローズ、金属ダイヤフラム又はグラフォイルパッキンを用いてシステムからの漏えいを防止し、1次冷却設備から原子炉格納容器内への漏えいを実質的に零にする。</p> <p>加圧器安全弁は、ばね式で加圧器逃がしタンクからの背圧変動が加圧器安全弁の設定圧力に影響を与えない背圧補償型を使用する。加圧器安全弁の上流側配管には、ループシールを設け、加圧器安全弁の弁座から、水素ガスや蒸気等が漏えいしない構造とする。</p> <p>加圧器安全弁の吹出圧力は、1次冷却設備の最高使用圧力に設定し、加圧器安全弁の総容量は100%負荷喪失時に主蒸気安全弁のみが作動した時の加圧器最大サージ流量以上の値としている。加圧器安全弁により、1次冷却材の圧力を最高使用圧力の1.1倍以下に抑えることができる。</p>	<p>原子炉圧力容器及び一次冷却材設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを形成する配管系に関して原則として、次のとおり隔離弁を設ける。</p> <p>a. 通常時間及び事故時間の場合は2個の隔離弁</p> <p>b. 通常時間又は事故時間となるおそれがある通常時間及び事故時間の場合は2個の隔離弁</p> <p>c. 通常時間及び事故時間のうちb.以外の場合は1個の隔離弁</p> <p>d. 通常時間及び原子炉冷却材喪失時間の非常用炉心冷却系等はa.に準ずる。</p> <p>ここで「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。</p>	<p>1次冷却設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管系には、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の流出を制限するため、その配管系を通じての漏えいが、通常時の充てんポンプによる充てん流量等を考慮し許容できる程度に小さいものを除いて、次のとおり隔離弁を設ける。</p> <p>a. 通常時間及び事故時間の場合は2個の隔離弁</p> <p>b. 通常時間又は事故時間となるおそれがある通常時間及び事故時間の場合は2個の隔離弁</p> <p>c. 通常時間及び事故時間のうちb.以外の場合は1個の隔離弁</p> <p>d. 通常時間及び原子炉冷却材喪失時間の非常用炉心冷却系等はa.に準ずる。</p> <p>ここで「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。</p> <p>また、通常時間及び事故時間となる手動弁のうち、個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記c.に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。</p> <p>弁が1次冷却材に接する主要部分は、すべてステンレス鋼を使用する。</p> <p>【説明資料(2.1~2.3)】</p> <p>大口径の弁類は、ステムリークオフを設け、下部グランドパッキンの漏えい水を液体廃棄物処理設備に送る。また、小口径の弁類についても、可能な限りグランド部にベローズ、金属ダイヤフラム又はグラフォイルパッキンを用いてシステムからの漏えいを防止し、1次冷却設備から原子炉格納容器内への漏えいを実質的に零にする。</p> <p>加圧器安全弁は、ばね式で、加圧器逃がしタンクからの背圧変動が加圧器安全弁の設定圧力に影響を与えない背圧補償型を使用する。加圧器安全弁の上流側配管には、ループシールを設け、加圧器安全弁の弁座から、水素ガスや蒸気等が漏えいしない構造とする。</p> <p>加圧器安全弁の吹出圧力は、1次冷却設備の最高使用圧力に設定し、加圧器安全弁の総容量は100%負荷喪失時に主蒸気安全弁のみが作動した時の加圧器最大サージ流量以上の値としている。加圧器安全弁により、原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力を最高使用圧力の1.1倍以下に抑えることができる。</p> <p>また、事故時において最高使用圧力の1.2倍以下に抑えることができる。</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 項目の相違</p> <p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯では1次冷却材の圧力、泊では原子炉冷却材圧力バウンダリと記載。 ・泊では、事故時における最高使用圧力の1.2倍以下に抑えることができる。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁は負荷減少時においてタービンバイパス制御系の作動とあいまって1次冷却材圧力を原子炉トリップ設定値以下に制限し得る容量とする。加圧器逃がし弁は自動制御により作動し、また手動遠隔操作することもできる。万一、加圧器逃がし弁に漏えいが起った場合に加圧器逃がし弁を隔離するため遠隔操作の加圧器逃がし弁元弁を設ける。</p> <p>また、1次冷却系の加熱時、冷却時における誤操作等による過圧を防止するため、加圧器逃がし弁の作動により圧力上昇を許容範囲内に制限する制御系を設置する。</p> <p>加圧器スプレイ弁は、10%負荷減少時において加圧器逃がし弁を作動させないで、圧力変動を吸収し得る容量とする。加圧器スプレイ弁は、加圧器スプレイ流量を自動調節して、1次冷却系の圧力が過大となるのを防止する。加圧器スプレイ管及び加圧器サージ管内の温度維持並びに加圧器内とそれ以外の1次冷却材ほう素濃度に差が生じないようにするため、加圧器スプレイ弁と並行に手動の加圧器スプレイバイパス弁を設けて、少量のスプレイ水を連続的に流す。</p> <p>各配管系には、水張り及び水抜きのために、ペント弁及びドレン弁を設ける。</p> <p>1次冷却設備の主要弁類の設備仕様の概略を第5.1.1.7表に示す。</p> <p><b>5.1.1.5.8 漏えい監視設備</b></p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器内及び2次冷却系への漏えいに対する監視設備として、格納容器ガスマニタ、格納容器じんあいモニタ、凝縮液量測定装置、格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置並びに蒸気発生器プローダウン水モニタ、復水器空気抽出器ガスマニタ及び主蒸気管モニタを設ける。</p> <p>これらの監視設備が異常を検知した場合には、中央制御室に警報を発する。</p> <p>(1) 原子炉格納容器内への漏えいに対する監視設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいが発生すると、漏えい流体の一部は蒸気となり、原子炉格納容器内に循環してい</p>		<p>加圧器逃がし弁は、定格負荷の50%相当までの負荷急減時ににおいて制御棒制御系及びタービンバイパス系の作動とあいまって原子炉圧力を原子炉トリップ設定値以下に制限し得る容量を有する。加圧器逃がし弁は自動制御により作動し、また、手動遠隔操作することもできる。万一、加圧器逃がし弁に漏えいが起った場合に、加圧器逃がし弁を隔離するため、遠隔操作の加圧器逃がし弁元弁を設ける。</p> <p>また、1次冷却系の加熱時、冷却時における誤操作等による過圧を防止するため、加圧器逃がし弁の作動により圧力上昇を許容範囲内に制限する制御系を設置する。</p> <p>加圧器スプレイ弁は、10%負荷減少時において加圧器逃がし弁を作動させないで、圧力変動を吸収し得る容量とする。加圧器スプレイ弁は、加圧器スプレイ流量を自動調節して、1次冷却系の圧力が過大となるのを防止する。加圧器スプレイ管及び加圧器サージ管内の温度維持並びに加圧器内とそれ以外の1次冷却材ほう素濃度に差が生じないようにするため、加圧器スプレイ弁と並列に手動の加圧器スプレイバイパス弁を設けて、少量のスプレイ水を連続的に流す。</p> <p>各配管系には、水張り及び水抜きのために、ペント弁及びドレン弁を設ける。</p> <p>1次冷却設備の主要弁類の設備仕様の概略を第5.1.1.7表に示す。</p> <p><b>(8) 漏えい監視設備</b></p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器内及び2次冷却系への漏えいに対する監視設備として、格納容器ガスマニタ、格納容器じんあいモニタ、凝縮液量測定装置及び格納容器サンプ水位上昇率測定装置並びに蒸気発生器プローダウン水モニタ、復水器排気ガスマニタ及び主蒸気管モニタを設ける。</p> <p>これらの監視設備が異常を検知した場合には、中央制御室に警報を発する。</p> <p>a. 原子炉格納容器内への漏えいに対する監視設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいが発生すると、漏えい流体の一部は蒸気となり、原子炉格納容器内に循環してい</p>	<p>最高使用圧力も記載</p> <p>【大飯】      記載方針の相違      • 負荷減少の程度について記載が具体的になっている泊の既許可を踏襲した。</p> <p>【女川】      記載の充実      • 大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載の適正化</p> <p>【大飯】      設計方針の相違      • 泊では、炉内計装用シンプル配管室に流入する1次冷却材は、目皿および配管を介して格納容器サンプへ流れため、漏えい監視設備は設けていない。</p> <p>【女川】      記載の充実      • 大飯審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>る空気流に混合される。格納容器ガスモニタ及び格納容器じんあいモニタは、原子炉格納容器内空気の放射能を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p>凝縮液量測定装置は、漏えい蒸気が格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットの冷却コイルで凝縮されることを利用して、その凝縮液量を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p>格納容器サンプル水位上昇率測定装置は、<b>炉内計装用シンプル配管室以外の漏えい液体が最終的に格納容器サンプルに集まる</b>ことからその水位上昇を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p><b>炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置</b>は、炉内計装用シンプル配管室に流入した漏えい液体が床面に設置されたドレンピットに集まることから水位が一定の高さになると漏えいを検知する。</p> <p>以上の漏えい監視設備により約3.8L/minの漏えいであれば1時間以内に検知できる。</p> <p>凝縮液量測定装置、格納容器サンプル水位上昇率測定装置<b>及び</b> <b>炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置</b>の系統構成を第5.1.1.13図に示す。</p> <p>(2) 2次冷却系への漏えいに対する監視設備 1次冷却材の蒸気発生器1次側より2次側への漏えいは、蒸気発生器ブローダウン水モニタ、復水器<b>空気抽出器</b>ガスモニタ及び主蒸気管モニタで、放射能を測定することにより早期に検知する。</p>		<p>る空気流に混合される。格納容器ガスモニタ及び格納容器じんあいモニタは、原子炉格納容器内空気の放射能を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p>凝縮液量測定装置は、漏えい蒸気が格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットの冷却コイルで凝縮されることを利用して、その凝縮液量を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p>格納容器サンプル水位上昇率測定装置は、漏えい液体が最終的に格納容器サンプルに集まることからその水位上昇を測定することにより漏えいを検知する。</p> <p>以上の漏えい監視設備により約3.8L/minの漏えいであれば1時間以内に検知できる。</p> <p>凝縮液量測定装置<b>及び</b>格納容器サンプル水位上昇率測定装置の系統構成を第5.1.14図に示す。</p> <p>b. 2次冷却系への漏えいに対する監視設備 1次冷却材の蒸気発生器1次側より2次側への漏えいは、蒸気発生器ブローダウン水モニタ、復水器<b>排気</b>ガスモニタ及び主蒸気管モニタで、放射能を測定することにより早期に検知する。</p>	<p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違 ・泊では、炉内計装用シンプル配管室に流入する1次冷却材は、目皿および配管を介して格納容器サンプルへ流れるため、漏えい監視設備は設けていない。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違</p> <p><b>【女川】</b> 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b> 図表番号の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違 ・泊では、炉内計装用シンプル配管室に流入する1次冷却材は、目皿および配管を介して格納容器サンプルへ流れるため、当該配管室に漏えい監視設備はない。</p> <p><b>【女川】</b> 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
5.1.1.8 手順等	5.1.1.6 手順等 原子炉冷却材圧力バウンダリについては、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。  (1) 原子炉再循環系ドレンライン及び原子炉圧力容器ドレンラインの弁については、通常時又は事故時開となるおそれがないようにハンドルロックによる施錠管理によるハンドルロックを実施する。  (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	5.1.1.6 手順等 原子炉冷却材圧力バウンダリについては、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。  (1) 1次冷却系ループドレン弁及び加圧器ペント弁については、通常時又は事故時開となるおそれがないように施錠管理によるハンドルロックを実施する。  (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する弁等については、適切に保守管理を実施するとともに必要に応じ補修を行う。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映  【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRでの設備の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】記載の充実 ・大飯審査実績の反映
	5.1.1.7 評価 (1) 原子炉冷却系統施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、 <b>残留熱除去系</b> 及び非常用炉心冷却系と相まって炉心を冷却できる設計としている。 (2) 原子炉冷却系の圧力は、 <b>主蒸気逃がし安全弁</b> の設置により通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高使用圧力の1.1倍以下にできる設計としている。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、原子力規制委員会規則等に基づき、最低使用温度を考慮して、非延性破壊を防止できる設計としている。 (4) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器及び配管は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度等を考慮し、地震時に生じる荷重をも適切に重ね合わせ、変動時間、繰り返し回数等の過渡条件を想定し、材料疲労や腐食を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有する設計としている。 (5) 原子炉冷却系を構成する系統及び機器は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に健全性を損なわない構造強度を有し、かつその支持構造物は、温度変化による膨張収縮に伴う変位を吸収し得る設計としている。 (6) 原子炉冷却系の配管は、配置上の考慮を払うとともに必要に応じて適宜配管むち打ち防止対策等を行い、想定される配管破断時に <b>安全上重要な施設の機能が損なわれることのない</b> 設計としている。  (7) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいが生じた場合に、その程度を適切かつ早期に判断し得るよう漏えい検出系計装を設ける設計としている。 (8) 下記の試験検査を行うことができる設計としている。 a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ供用期間中検査 b. 原子炉構造材監視試験 c. 主蒸気隔離弁作動試験 d. 主蒸気隔離弁機能試験 e. 主蒸気隔離弁漏えい率試験	5.1.1.7 評価 (1) 原子炉冷却系統施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、 <b>余熱除去設備</b> 及び非常用炉心冷却設備と相まって炉心を冷却できる設計としている。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリの圧力は、 <b>加圧器安全弁</b> 及び <b>主蒸気安全弁</b> の設置により通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高使用圧力の1.1倍以下にできる設計としている。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、原子力規制委員会規則等に基づき、最低使用温度を考慮して、非延性破壊を防止できる設計としている。 (4) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器及び配管は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度等を考慮し、地震時に生じる荷重をも適切に重ね合わせ、変動時間、繰り返し回数等の過渡条件を想定し、材料疲労や腐食を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有する設計としている。 (5) 1次冷却設備を構成する系統及び機器は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に健全性を損なわない構造強度を有し、かつその支持構造物は、温度変化による膨張収縮に伴う変位を吸収し得る設計としている。 (6) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管は、 <b>破断前漏えい概念</b> を適用して想定する破損形態を決定し、その配管の破損（ <b>破断又は漏えい</b> ）時にその他の <b>安全上重要な構築物</b> 、系統及び機器が損傷しないように配置上考慮するとともに、必要に応じて適宜配管むち打ち防止対策等を行なう設計としている。 (7) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいが生じた場合に、その程度を適切かつ早期に判断し得るよう漏えい監視設備を設ける設計としている。 (8) 下記の試験検査を行うことができる設計としている。 a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ供用期間中検査 b. 原子炉構造材監視試験 c. 加圧器安全弁機能検査 d. 加圧器逃がし弁機能検査 e. 1次系弁検査	【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映  【女川】 設計方針の相違 ・BWRとPWRでは、原子炉圧力を保持する設計の相違、異常な過渡変化時及び事故時におけるRCPB圧力を制限する設計および設備が異なる。 【女川】 記載表現の相違  【女川】 記載表現の相違  【女川】 記載表現の相違  【女川】 記載方針の相違 ・泊では、記載の充実している既許可の記載を踏襲した。  【女川】 設備の相違 ・PWRとBWRで設備が相

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>f. 主蒸気逃がし安全弁設定圧確認試験</p> <p>6. 計測制御系統施設</p> <p>6.3 原子炉プラント・プロセス計装</p> <p>6.3.1 概要</p> <p>発電用原子炉の適切かつ安全な運転のため、原子炉核計装のほかに、発電用原子炉施設の重要な部分には全てプロセス計装を設ける。</p> <p>原子炉プラント・プロセス計装は、温度、圧力、流量、水位等を測定及び指示するものであるが、一部を除き必要な指示及び記録計器は全て中央制御室に設置する。</p> <p>原子炉プラント・プロセス計装は、圧力容器計装、再循環系計装、給水系計装、主蒸気系計装、制御棒駆動系計装等の計装で構成する。</p> <p>発電用原子炉の停止、炉心冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても監視でき、確実に記録及び保存ができる。</p> <p>6.3.2 設計方針</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいがあった場合、その漏えいを検出するのに必要なプロセス計装を設けるものとする。</p> <p>6.3.4 主要設備</p> <p>(6) 漏えい検出系計装</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいは、ドライウェル内ガス冷却装置の凝縮水量、ドライウェル内サンプ水量及びドライウェル内ガス中の核分裂生成物の放射能の測定により約3.8L/minの漏えいを1時間以内に検出できるようにする。測定値は、指示とともに、冷却材の漏えい量が多い場合には警報する。</p>		<p>達しているため、試験検査も異なる。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既許可記載の相違</li> <li>炉型の相違に伴い、既許可記載が異なる。</li> <li>泊(PWR)は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（別表第二）」に基づき、「原子炉格納容器内の1次冷却材の漏えいを監視する装置」について「原子炉冷却系統施設」と分類している。</li> <li>したがって、当該の漏えい監視装置について、既許可時から「6. 計測制御設備」には記載せず、「6. 原子炉冷却系統施設」にのみ記載している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

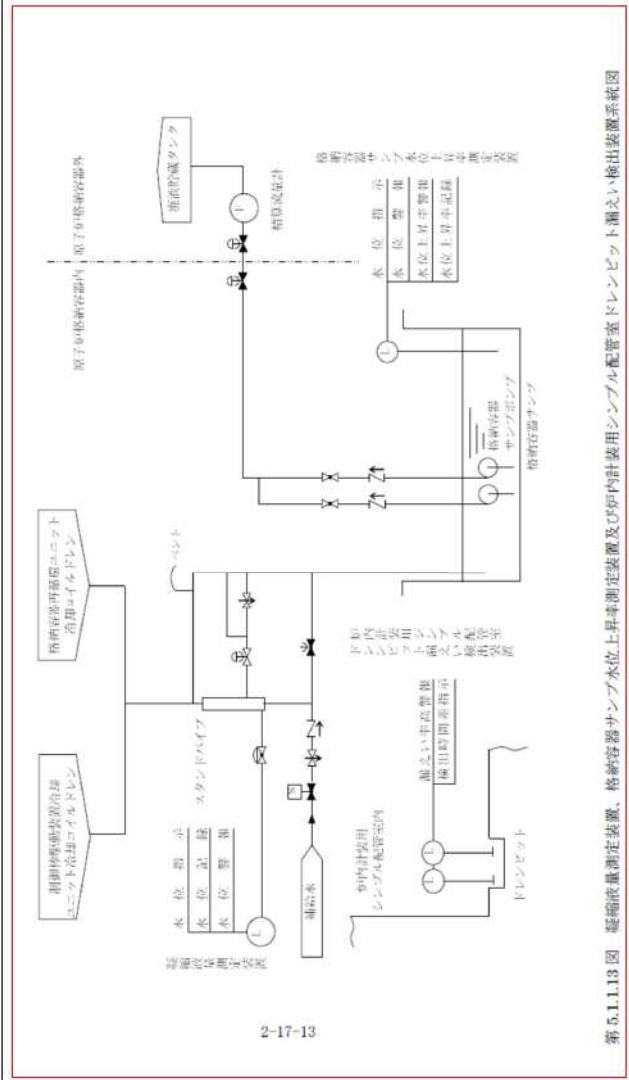
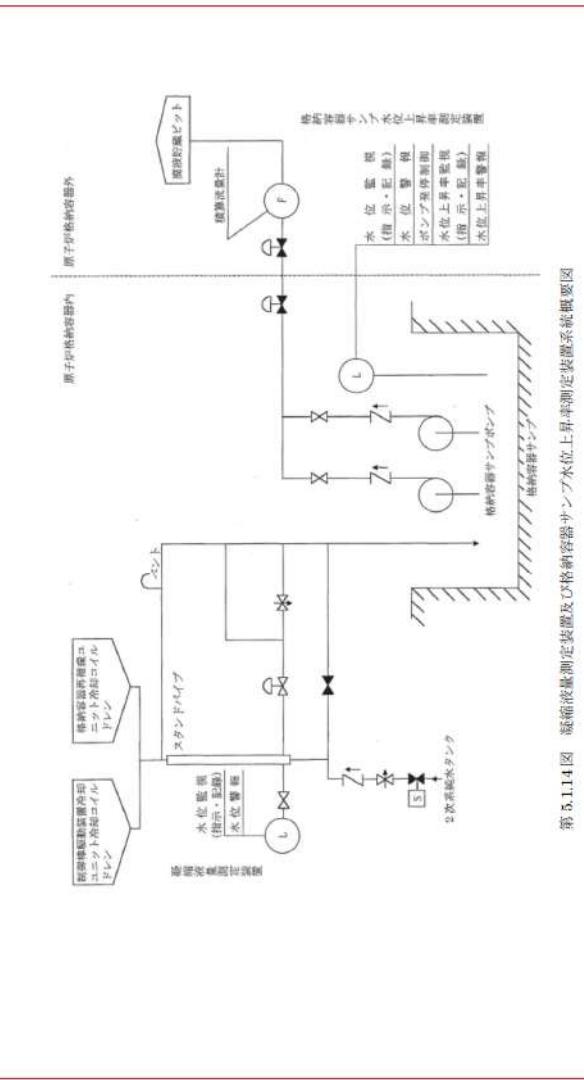
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 5.1.1.2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリ図</p>	<p>別紙 12 図 5.1.1.2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリ概要図</p>	<p>図 5.1.1.2 図 原子炉冷却材圧力バウンダリ概要図</p>	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・PWR と BWR の炉型による相違</p> <p><b>【大飯】</b> 設計方針の相違 ・ループ数の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5.1.1.13 図 液体流量測定装置、格納容器サンプル水位上昇計測装置及び炉内計装用シングル配管室ドレンピット漏えい検出装置系統図</p> <p>2-17-13</p>		 <p>第5.1.1.14 図 液体流量測定装置及び格納容器サンプル水位上昇計測装置系統概要図</p>	<p><b>【女川】</b> 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b> 設備の相違 ・泊では炉内計装用シングル配管室に流入する1次冷却材は、本体および配管を介して格納容器サンプルに流れ込むため、格納容器サンプルの漏えい監視設備により漏えいを検出する。このため、シンプル配管室に漏えい監視設備は設けていない。 ・大飯では、炉内計装用シングル配管室のエレベーションが、格納容器サンプルよりも低い位置にあるため、RCPBから格納容器内へ漏えいした1次冷却材は、ドレンピットに流れ込むため、漏えい検出装置が必要となる。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

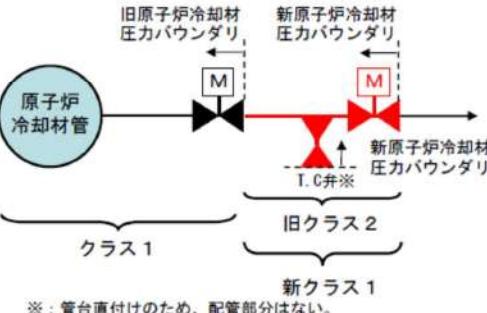
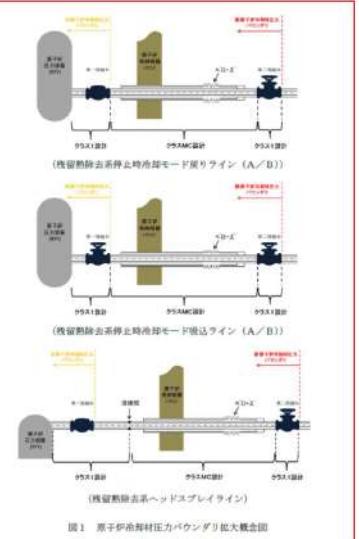
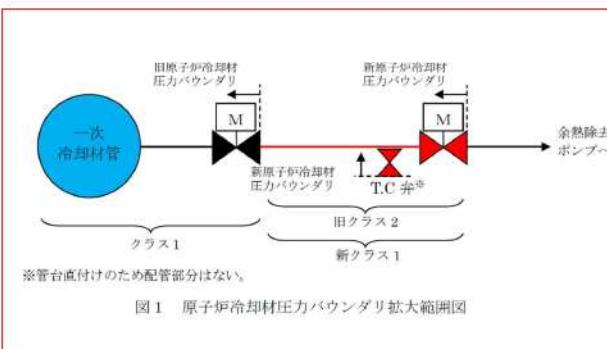
## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ 2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出  1次冷却設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管系には、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の流出を制限するため、その配管系を通じての漏えいが、通常運転時の充てんポンプによる充てん流量等を考慮し許容できる程度に小さいものを除いて、次のとおり隔離弁を設ける。  a. 通常時間、事故時間の場合は2個の隔離弁 b. 通常時間、事故時間の場合は1個の隔離弁 c. 通常時間、原子炉冷却材喪失時間の非常用炉心冷却系等はa.に準ずる。  なお、b.に準ずる隔離弁において、通常時又は事故時に開となるおそれのある場合は、2個の隔離弁を設ける。ここで「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。また、通常時間及び事故時間となる手動弁のうち個別に施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記b.に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。	2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ 2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出  原子炉冷却設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを形成する配管系には、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、原子炉冷却材の流出を制限するため、その配管系を通じての漏えいが、通常運転時の制御棒駆動水圧系／原子炉隔離時冷却系ポンプによる補給水量等を考慮し、許容できる程度に小さいものを除いて、次のとおり隔離弁を設ける。  a. 通常運転時間、事故時間の場合は2個の隔離弁 b. 通常運転時間、事故時間の場合は1個の隔離弁 c. 通常運転時間、事故時間の非常用炉心冷却設備等はa.に準ずる。  なお、b.に準ずる隔離弁において、通常運転時又は事故時に開となるおそれのある場合は、2個の隔離弁を設ける。ここで、「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時ロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。また、通常運転時間、事故時間となる手動弁のうち施錠管理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記b.に該当することから、1個の隔離弁を設けるものとする。	2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ 2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出  1次冷却設備に接続され、その一部が原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管系には、原子炉冷却材圧力バウンダリとならない部分からの異常な漏えいが生じた場合において、1次冷却材の流出を制限するため、その配管系を通じての漏えいが、通常運転時の充てんポンプによる充てん流量等を考慮し、許容できる程度に小さいものを除いて、次のとおり隔離弁を設ける。	【女川】 記載表現の相違
(1) 範囲が拡大される可能性のあるものの抽出  設置許可基準規則の解釈に基づき、従来は原子炉側から見て第1隔離弁までの範囲としていたものが第2隔離弁を含む範囲に拡大される箇所があるか、原子炉冷却材圧力バウンダリ全体を対象にフロー（添付1）に基づき、確認した。  このフローに基づき原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される各配管及び弁を選別した結果を添付2に示す。 この図に示すとおり、範囲が拡大される可能性があるものとして以下のものを抽出した。 ・余熱除去系入口ライン ・1次冷却系ループドレンライン ・加圧器ペントライン	(1) 範囲が拡大される可能性のあるものの抽出  設置許可基準規則第17条第1項の解釈に基づき、原子炉圧力容器に接続される全ての配管系を対象として、従来は原子炉側から見て第一隔離弁までの範囲としていたものが第二隔離弁を含む範囲に拡大される箇所の有無について、原子炉冷却材圧力バウンダリ全体を対象に別紙1のフローに基づき確認した。  このフローに基づき原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される各配管及び弁を選別した結果を別紙2に示す。 別紙2に示すとおり、原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲が拡大される可能性があるものとして以下のものが抽出された。 ・残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン（A／B） ・残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン（A／B） ・残留熱除去系ヘッドスプレイライン ・原子炉再循環系ドレンライン（A／B） ・原子炉圧力容器ドレンライン	(1) 範囲が拡大される可能性のあるものの抽出  設置許可基準規則第17条第1項の解釈に基づき、原子炉容器に接続される全ての配管系を対象として、従来は原子炉側から見て第1隔離弁までの範囲としていたものが第2隔離弁を含む範囲に拡大される箇所の有無について、原子炉冷却材圧力バウンダリ全体を対象に別紙1のフローに基づき確認した。  このフローに基づき原子炉冷却材圧力バウンダリに接続される各配管及び弁を選別した結果を別紙2に示す。	【女川】 設計方針の相違 ・設置許可基準規則との整合を図った。
(2) 拡大要否の検討  1次冷却系ループドレンライン及び加圧器ペントラインの弁は、施錠により弁ハンドルの固定が行われている手動弁である。	(2) 拡大要否の検討  原子炉再循環系ドレンライン（A／B）及び原子炉圧力容器ドレンラインの弁は、施錠により弁ハンドルの固定が行われている手動弁である。	(2) 拡大要否の検討  1次冷却系ループドレンライン及び加圧器ペントラインの弁は、施錠により弁ハンドルの固定が行われている手動弁である。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
			【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
			【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRで設計が異なるため、RCPP範囲拡大の可能性がある設備も異なる。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>従って、上記2ラインの弁については、弁ハンドルの固定を行うことで弁の誤操作防止措置を講じていることから、通常時又は事故時において開となるおそれはないことを確認した。よってバウンダリの範囲は拡大されないことを確認した。</p> <p>一方、余熱除去系入口ラインに設置している隔離弁については、第1隔離弁に、原子炉冷却材圧力が高い場合には開放しないようインターロックを設けているが、中央制御室から遠隔操作する電動弁であり、開となるおそれが否定できない。</p> <p>よって、余熱除去系入口ラインについては、第1隔離弁から第2隔離弁を含むまでの範囲が原子炉冷却材圧力バウンダリとして拡大されることを確認した。</p> <p>また、第2隔離弁については、通常運転時、閉弁で電源切とし弁が開放しないよう運用している。</p>  <p>※：管台直付けのため、配管部分はない。</p> <p>図1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大概念図</p>	<p>従って、当該ラインの弁については、弁ハンドルの固定を行うことで弁の誤操作防止措置を講じており、「通常時又は事故時において開となるおそれはない」ことから、原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲は拡大されないことを確認した。</p> <p>一方、残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン（A/B）、残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン（A/B）及び残留熱除去系ヘッドスプレイラインに設置している隔離弁については、以下の理由から、「開となるおそれ」が否定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン（A/B） 第一隔離弁は逆止弁であるため、原子炉冷却材圧力が高い場合には開とならないが、原子炉冷却材圧力が低く残留熱除去ポンプが起動している場合、開となるおそれがある。</li> <li>b. 残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン（A/B） 第一隔離弁は、原子炉冷却材圧力が高い場合には開とならないようインターロックを設けているが、中央制御室から遠隔操作する電動弁であるため、誤動作により開となるおそれがある。</li> <li>c. 残留熱除去系ヘッドスプレイライン 第一隔離弁は逆止弁であるため、原子炉冷却材圧力が高い場合には開とならないが、原子炉冷却材圧力が低く残留熱除去ポンプが起動している場合、開となるおそれがある。</li> </ul> <p>よって、残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン、残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン及び残留熱除去系ヘッドスプレイラインについては、第一隔離弁から第二隔離弁を含むまでの範囲が新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとして拡大されることを確認した。</p>  <p>図1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大概念図</p>	<p>従って、当該ラインの弁については、弁ハンドルの固定を行うことで弁の誤操作防止措置を講じており、「通常時又は事故時において開となるおそれはない」ことから、原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲は拡大されないことを確認した。</p> <p>一方、余熱除去系入口ラインに設置している隔離弁については、第1隔離弁に原子炉冷却材圧力が高い場合には開放しないようインターロックを設けているが、中央制御室から遠隔操作する電動弁であるため、誤動作により「開となるおそれ」が否定できない。</p> <p>よって、余熱除去系入口ラインについては、第1隔離弁から第2隔離弁を含むまでの範囲が原子炉冷却材圧力バウンダリとして拡大されることを確認した。（図1）</p> <p>また、第2隔離弁については、通常運転時、閉弁で電源切とし弁が開放しないよう運用している。</p>  <p>※管台直付けのため配管部分はない。</p> <p>図1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲図</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・新たにRCPBとなる設備の相違 ・PCPBとなる設備が異なることによる資料構成の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・余熱除去系統入口ラインの第2隔離弁について、泊では通常運転時閉弁を電源「切」とし弁が開放しない運用としている。</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・新たにRCPBとなる設備の相違</p>

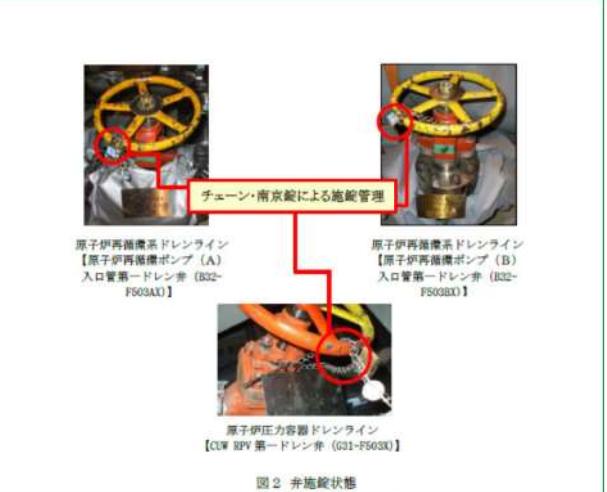
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 誤操作防止対象弁の管理について</p> <p>1次冷却系ループドレンライン、加圧器ペントラインの手動弁は、施錠により弁ハンドルを固定し、誤操作防止措置を講じており、通常時又は事故時に開となるおそれがないように管理している。また、施錠弁の鍵については、当直課長の管理の下、使用および保管している。</p> <p>なお、当該弁がある原子炉格納容器のエアロックは、原子炉起動前までに施錠している。</p> <p>1次冷却系ループドレンライン、加圧器ペントラインの施錠した手動弁の閉止及び施錠状態の確認は、原子炉起動前までに運転員が起動前の系統構成確認として、手順に基づき実施し、その結果を当直課長が確認している。</p> <p>当該弁の閉止及び施錠状態を確認する手順は、保安規定の下位文書である運転操作所則に定めている。</p>	<p>2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について</p> <p>原子炉再循環系ドレンライン（A／B）及び原子炉圧力容器ドレンラインの手動弁は以下に示すとおり、施錠により弁ハンドルを固定し、誤操作防止措置を行う運用及び管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該弁の操作を禁止するために、チェーンで弁ハンドルを固縛した上で南京錠を使用し施錠しており、施錠弁の鍵については、当直長が管理している。</li> </ul> <p>また、鍵は施錠管理された中央制御室キーボックスに保管している。</p> <p>定期検査中の弁の管理は、従来から作業毎に作業票により適切に管理を行っており、定期検査中の点検作業終了時及びプラント起動に伴う原子炉格納容器閉鎖前に当該弁の全閉及び施錠状態をバルブチェックリストで確認している。</p>	<p>2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について</p> <p>1次冷却系ループドレンライン及び加圧器ペントラインの手動弁は以下に示すとおり、施錠により弁ハンドルを固定し、誤操作防止措置を行う運用及び管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該弁の操作を禁止するために、チェーンで弁ハンドルを固縛した上で南京錠を使用し施錠しており、施錠弁の鍵については、発電課長（当直）が管理及び保管している。</li> </ul> <p>当該弁がある原子炉格納容器のエアロックは、原子炉起動前までに施錠している。</p> <p>定期検査中の弁の管理は、従来から作業毎に保修票等により適切に管理を行っており、定期検査中の点検作業終了時及びプラント起動に伴う原子炉格納容器エアロック閉止前に当該弁の全閉及び施錠状態をバルブチェックリストで確認している。</p> <p>当該弁の閉止及び施錠状態を確認する手順は、保安規定の下位文書である運転要領に定めている。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRでの施錠管理する弁の相違 【大飯】 記載方針の相違 ・泊、女川では誤操作防止に関する具体的な方法を記載。 【大飯、女川】 呼称の相違 【女川】 運用の相違 ・女川ではキーボックスを施錠管理している。 【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・“保修票等”女川の作業票は泊の保修票に該当。等は、運転要領で定める操作のこと。 ・エアロック閉止 BWRの原子炉格納容器の閉鎖はPWRではエアロック閉止に相当する。</p> <p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映 【大飯】 記載表現の相違 ・名称の相違</p>

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、開操作については、当該弁は原子炉格納容器内の弁であることから、通常運転中に開操作を行わない。</p> <p>定期検査時においては、系統の水抜き等のため、当直課長が承認した隔離明細書等に基づいて開放し、その後、復旧操作として閉止している。</p> <p>なお、上記のとおり原子炉起動前までに系統構成確認として、閉止及び施錠状態を確認することから、当該弁は確実に閉止・施錠している。</p>  <p>図2 弁施錠状態の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該弁は原子炉格納容器内に設置されている手動弁であり、通常運転中は現場へのアクセスができないため、開操作をすることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該弁は原子炉格納容器内に設置されている手動弁であり、通常運転中は、開操作をすることはない。</li> </ul> <p>定期検査時においては、系統の水抜き等のため、発電課長（当直）が承認した保修票等に基づいて開放し、その後、復旧操作として閉止している。</p> <p>なお、上記のとおり原子炉起動前までに系統構成確認として、閉止及び施錠状態を確認することから、当該弁は確実に閉止・施錠している。</p>  <p>図2 弁施錠状態</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 ・PWRでは通常運転中であっても原子炉格納容器内にアクセスできるが、当該弁についてには、施錠管理されており、操作は物理的に不可能である。また、通常運転中に当該弁を操作する手順もない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・呼称及び名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・施錠管理対象弁は異なるが、施錠・固縛方法に関して、女川及び大飯と明確な差異はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>表2 手動弁の施錠管理リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>隔離弁となる手動弁の種類</th><th>ライン</th><th>弁番号 (大飯3号炉)</th><th>弁番号 (大飯4号炉)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常時間及び事故時間となる弁を有するもの<sup>*1</sup> (第1隔離弁まで) 【青四角実線<sup>*2</sup>】</td><td>加圧器ペント</td><td>3V-RC-053</td><td>4V-RC-053</td></tr> <tr> <td>1次冷却系ループドレン</td><td>3V-RC-019A 3V-RC-019B 3V-RC-019C 3V-RC-019D</td><td>4V-RC-019A 4V-RC-019B 4V-RC-019C 4V-RC-019D</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去系入口ラインは除く      ※2：原子炉冷却材圧力バウンダリ図（添付2）の凡例による。</p>	隔離弁となる手動弁の種類	ライン	弁番号 (大飯3号炉)	弁番号 (大飯4号炉)	通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> (第1隔離弁まで) 【青四角実線 <sup>*2</sup> 】	加圧器ペント	3V-RC-053	4V-RC-053	1次冷却系ループドレン	3V-RC-019A 3V-RC-019B 3V-RC-019C 3V-RC-019D	4V-RC-019A 4V-RC-019B 4V-RC-019C 4V-RC-019D	<p>表2 施錠管理対象弁リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>隔離弁となる手動弁の種類</th><th>弁名称</th><th>弁番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通常時間及び事故時間となる弁を有するもの<sup>*1</sup>（第1隔離弁まで） 【緑四角実線<sup>*2</sup>】</td><td>原子炉再循環ポンプ（A） 入口管第一ドレン弁</td><td>B32-F503AX</td></tr> <tr> <td>原子炉再循環ポンプ（B） 入口管第一ドレン弁</td><td>B32-F503BX</td></tr> <tr> <td>CUW RPV 第一ドレン弁</td><td>G31-F503X</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン（A/B）、残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン（A/B）及び残留熱除去系ヘッドスプレイラインは除く      ※2：原子炉冷却材圧力バウンダリ図（別紙2）の凡例による</p>	隔離弁となる手動弁の種類	弁名称	弁番号	通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> （第1隔離弁まで） 【緑四角実線 <sup>*2</sup> 】	原子炉再循環ポンプ（A） 入口管第一ドレン弁	B32-F503AX	原子炉再循環ポンプ（B） 入口管第一ドレン弁	B32-F503BX	CUW RPV 第一ドレン弁	G31-F503X	<p>表2 手動弁の施錠管理リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>隔離弁となる手動弁の種類</th><th>系統</th><th>弁番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通常時間及び事故時間となる弁を有するもの<sup>*1</sup>（第1隔離弁まで） 1次冷却系ループドレン</td><td>加圧器ペント</td><td>3V-RC-053</td></tr> <tr> <td>1次冷却系</td><td>3V-RC-020A 3V-RC-020B</td></tr> <tr> <td>ループドレン</td><td>3V-RC-020C</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去系入口ラインは除く      ※2：原子炉冷却材圧力バウンダリ図（別紙2）の青四角実線で示す弁</p>	隔離弁となる手動弁の種類	系統	弁番号	通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> （第1隔離弁まで） 1次冷却系ループドレン	加圧器ペント	3V-RC-053	1次冷却系	3V-RC-020A 3V-RC-020B	ループドレン	3V-RC-020C	<p>【女川】 設計方針の相違 ・炉型が異なるため、施錠管理対象弁が異なる。      【大飯】 設計方針の相違 ・大飯は4ループであるため、1次系ループドレンの施錠管理対象弁が1つ多い。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映      【大飯、女川】 記載表現の相違      【女川】 設計方針の相違 ・泊ではRCPB拡大範囲の配管・弁について強度評価を行い、RCPBの仕様に耐えられることを確認している。</p>
隔離弁となる手動弁の種類	ライン	弁番号 (大飯3号炉)	弁番号 (大飯4号炉)																															
通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> (第1隔離弁まで) 【青四角実線 <sup>*2</sup> 】	加圧器ペント	3V-RC-053	4V-RC-053																															
	1次冷却系ループドレン	3V-RC-019A 3V-RC-019B 3V-RC-019C 3V-RC-019D	4V-RC-019A 4V-RC-019B 4V-RC-019C 4V-RC-019D																															
隔離弁となる手動弁の種類	弁名称	弁番号																																
通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> （第1隔離弁まで） 【緑四角実線 <sup>*2</sup> 】	原子炉再循環ポンプ（A） 入口管第一ドレン弁	B32-F503AX																																
	原子炉再循環ポンプ（B） 入口管第一ドレン弁	B32-F503BX																																
	CUW RPV 第一ドレン弁	G31-F503X																																
隔離弁となる手動弁の種類	系統	弁番号																																
通常時間及び事故時間となる弁を有するもの <sup>*1</sup> （第1隔離弁まで） 1次冷却系ループドレン	加圧器ペント	3V-RC-053																																
	1次冷却系	3V-RC-020A 3V-RC-020B																																
	ループドレン	3V-RC-020C																																



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

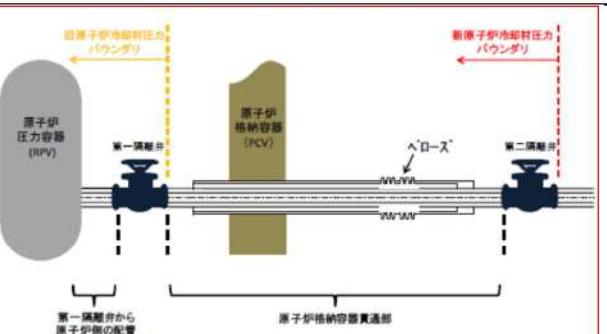
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図4 残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン（A／B）概略図</p>		<p><b>【女川】</b>          設計方針の相違          ・炉型が異なるため仕様（最高仕様圧力、最高使用温度）が異なる。          (新たに RCPB となる系統ラインが女川の方が多いため、本比較表ページに、泊の記載はない。)</p>

表7 残留熱除去系ヘッズプレイラインの配管仕様

	最高使用圧力 [MPa]	最高使用温度 [°C]	外径 [mm]	厚さ [mm]	材料 <sup>※1</sup>
第一隔離弁から原子炉側の配管	8.62	302	114.3	11.1	STS410
第一隔離弁から第二隔離弁までの配管	8.62	302	114.3	11.1	STS410 (STS42)
原子炉格納容器貫通部 <sup>※2</sup>	8.62	302	114.3	11.1	SFVC2B

※1：原子炉から第二隔離弁までの配管については、改造工事を実施しているため、材料記号において JIS の旧記号 (STS42) と新記号 (STS410) が混在している

※2：クラス MC 容器として設計しているが、原子炉冷却材圧力バウンダリと同等の設計条件（最高使用圧力、最高使用温度）としている

表8 残留熱除去系ヘッズプレイラインの弁仕様

	種類	駆動方式	最高使用圧力 [MPa]	最高使用温度 [°C]	材料		
					主要寸法 (呼び径)	弁箱	弁ふた
第一隔離弁	逆止め弁	—	8.62	302	100A	SCPH2	S25C
第二隔離弁	止め弁	電気作動	8.62	302	100A	SCPH2	SCPH2

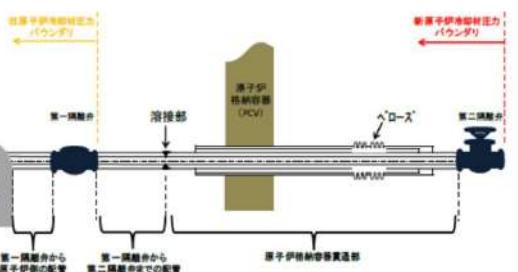


図5 残留熱除去系ヘッズプレイライン概略図

## 自発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価		2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価について		2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の強度・耐震評価について			
a. 主配管の強度・耐震評価		原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となる主配管に関する強度・耐震評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度・耐震について、問題がないことを確認している。		(1) 主配管の強度・耐震評価			
原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となる主配管に関する強度・耐震評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度・耐震について、問題がないことを確認している。		原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁については、2.3項に記載のとおり、クラス1機器の仕様を満足するように設計・検査等を実施していることを確認している。		原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となる主配管については、従来クラス2としての強度・耐震評価を実施していたが、以下のとおり、クラス1としての強度・耐震評価を行う。		【女川】 設計方針の相違 ・泊ではRCPP拡大範囲の主配管について強度評価を行い、クラス1機器の仕様を満足することを確認している。 (大飯3／4号炉と同様に評価結果を記載) ・耐震評価については、基準地震動を用いた評価を行い、技術基準規則の要求を満足していることを確認する。なお、耐震評価の結果、クラス1の要求事項を満足できない場合は、改造等により技術基準へ適合することを確認していく。	
大飯3号炉 強度評価結果		原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁については、従来クラス2としての強度・耐震評価を実施していたが、原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、以下とのおり、クラス1としての基準地震動Ssを用いた強度・耐震評価を行い、技術基準規則の要求を満足していることを確認する。なお、強度・耐震評価の結果、クラス1の要求事項を満足できない場合は、改造等により技術基準へ適合することを確認していく。		(2) 耐震評価			
機器等の区分		項目 (単位)		値 (最も厳しい値を記載)			
クラス1管	管の厚さ (mm)		29.1		許容値		
	穴の補強 (mm <sup>2</sup> )		1290		22.7以上		
	設計条件 (一次応力) (MPa)		47		367以上		
	供用状態C (一次応力) (MPa)		52		172		
	供用状態D (一次応力) (MPa)		52		226		
	供用状態A 及びB (一次+二次応力) (MPa)		231		252		
A及びB		疲労累積係数		0.00321		1.0	
大飯3号炉 耐震評価結果		(単位: MPa (疲労累積係数を除く))		【比較のため、東海第二発電所のまとめ資料から抜粋】			
機器等の区分		項目		最大値			
クラス1管	Ss 地震時	一次応力 (ねじりによる応力)		10		83	
	一次応力 (曲げ応力を含む)		75		344		
	一次+二次応力 <sup>(注1)</sup>		127		344		
	疲労累積係数 <sup>(注2)</sup>		0.00321		1.0		
	(注1) 地震による一次+二次応力の変動値		(注2) 地震による疲労累積係数と供用状態A及びBによる疲労累積係数との和を示す。				
大飯4号炉 強度評価結果		大飯4号炉 耐震評価結果		機器等の区分		【強度評価】	
機器等の区分		項目 (単位)		項目 (単位)		値 (最も厳しい値を記載)	
クラス1管	管の厚さ (mm)		29.1		許容値		
	穴の補強 (mm <sup>2</sup> )		1290		22.7以上		
	設計条件 (一次応力) (MPa)		47		367以上		
	供用状態C (一次応力) (MPa)		52		172		
	供用状態D (一次応力) (MPa)		52		226		
	供用状態A 及びB (一次+二次応力) (MPa)		231		252		
A及びB		疲労累積係数		0.00321		1.0	
大飯4号炉 耐震評価結果		(単位: MPa (疲労累積係数を除く))		技術基準規則要求		【耐震評価】	
機器等の区分		項目		クラス2配管・弁及び支持構造物			
クラス1管	Ss 地震時	設計条件における応力評価		設計条件、運転状態I, II, III, IVにおける応力評価			
	一次応力 (ねじりによる応力)		運転状態I, IIにおける熱応力ラチエット評価		第17条 構造・強度		
	一次応力 (曲げ応力を含む)		運転状態I, IIにおける疲労評価、延性破断及び座屈評価		運転状態I, IIにおける疲労評価		
	一次+二次応力 <sup>(注1)</sup>		設計条件、運転状態I, II, III, IVにおける座屈評価		運転状態I, IIにおける疲労評価		
	疲労累積係数 <sup>(注2)</sup>		設計条件、運転状態I, II, III, IVにおける座屈評価		設計条件、運転状態I, II, III, IVにおける座屈評価		
（注1）地震による一次+二次応力の変動値		また評価上は、クラス2とクラス1では規格計算式、許容値も異なる。		（2）耐震評価			
（注2）地震による疲労累積係数と供用状態A及びBによる疲労累積係数との和を示す。		当該ラインは、従来より耐震Sクラスであるため技術基準規則の要求事項に変更はない。		当該ラインは、従来より耐震Sクラスであるため技術基準規則の要求事項に変更はない。		【大飯】 記載表現の相違	
※工事認可申請書添付資料に、詳細な評価内容を記載している。		ただし、強度評価と同様に評価体系（許容値、計算式）が異なる。		ただし、クラス2とクラス1では評価体系（許容値、計算式）が異なる。		【大飯】 設計方針の相違	
（注1）地震による一次+二次応力の変動値		（注2）地震による疲労累積係数と供用状態A及びBによる疲労累積係数との和を示す。		泊ではRCPP拡大範囲の主配管について強度評価を行い、クラス1機器の仕様を満足することを確認している。 (大飯3／4号炉と同様に評価結果を記載) ・泊では、強度評価は実施済であり、耐震評価は今後実施することとしている。		【東海第二】 記載内容の相違	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉

b. 主要弁の強度評価

原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となる主要弁に関する強度評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度について問題がないことを確認している。

大飯3／4号炉			
機器等の区分	項目(単位)	値 (最も厳しい値を記載)	許容値
クラス1弁	弁箱または弁ふたの厚さ (mm)	[ ]	48.2以上
	弁箱ネック部の厚さ (mm)	[ ]	48.2以上
	内圧による一次応力 (MPa)	62	125
	配管反力による二次応力 (MPa) 軸方向、曲げ、ねじり	33, 64, 64	188
	一次+二次応力 (MPa) 起動時及び停止時、 起動時及び停止時以外	196, 153	377
	局部一次応力 (MPa)	139	283
	疲労累積係数	0.10160	1.0
	弁体の応力 (MPa)	81	173
	フランジの応力 (MPa) 軸方向、半径方向、周方向	92, 51, 40	173
	ボルトの応力 (MPa) 使用状態時、ガスケット締付時	116, 21	190

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

(2) 主要弁の強度評価

原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となる主要弁に関する強度評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度について問題がないことを確認している。

弁箱、弁ふたの厚さ		$d_n / d_m$ が1.5以下である 弁箱のネック部の厚さ	
計算上必要な厚さ $t$ (mm)	実際使用最小厚さ (mm)	計算上必要な厚さ $t_m$ (mm)	実際使用最小厚さ (mm)
48.2	[ ]	48.2	[ ]
※ $d_n$ : ネック部内径、 $d_m$ : 弁入口流路内径			
機器等の区分	項目(単位)	値 (最も厳しい値を記載)	許容値
クラス1弁	内圧による一次応力	62	125
	配管反力による二次応力 (MPa) 軸方向、曲げ、ねじり	33, 64, 64	187
	一次+二次応力 (MPa) 起動時及び停止時、 起動時及び停止時以外	196, 153	375
	局部一次応力 (MPa)	139	281
	疲労累積係数	0.10162	1
	弁体の応力 (MPa)	81	172
	フランジの応力 (MPa) 軸方向、半径方向、周方向	92, 51, 39	172
	ボルトの応力 (MPa)	115, 21	190
	使用状態、ガスケット締付時		

c. T.C弁の強度評価

原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となるT.C弁に関する強度評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度について問題がないことを確認している。

(単位: mm)

機器等の区分	項目	実際使用最小厚さ	計算上必要な厚さ
クラス1弁	弁箱または弁ふたの厚さ	[ ]	6.1
	弁箱ネック部の厚さ	[ ]	7.2

(3) T.C弁の強度評価

原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、クラス1機器となるT.C弁に関する強度評価を行った。結果は以下のとおりであり、強度について問題がないことを確認している。

弁箱、弁ふたの厚さ		$d_n / d_m$ が1.5以下である 弁箱のネック部の厚さ	
計算上必要な厚さ $t$ (mm)	実際使用最小厚さ (mm)	計算上必要な厚さ $t_m$ (mm)	実際使用最小厚さ (mm)
6.1	[ ]	7.2	[ ]
※ $d_n$ : ネック部内径、 $d_m$ : 弁入口流路内径			

【女川】  
記載の充実  
・大飯審査実績の反映

【女川】  
設計方針の相違  
・泊ではRCPB拡大範囲の弁について強度評価を行い、クラス1機器の仕様を満足することを確認している。  
女川は建設時より、拡大範囲の配管・弁をクラス1機器として設計しているため、泊のような整理は不要である。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の保全方法</p> <p>新たに原子炉冷却材圧力バウンダリに変更した配管・弁について は、従来クラス2機器として供用期間中検査を行ってきたが、今後 はクラス1機器として供用期間中検査を行っていく必要がある。日本 機械学会発電用原子力設備規格維持規格（2008年版）に基づくク ラス1機器またはクラス2機器に対する検査項目を以下に示す。</p> <p>なお、クラス1機器供用期間中検査に新たに組み込まれた部位に ついては、クラス1機器としての現在の健全性を確認しておくため、 今施設定期検査時に全数の検査を実施している。</p> <p>UT、PT検査対象部位については、クラス1機器として要求される UT、PT試験は完了しており、異常のないことを確認している。その 他の検査対象部位についても、現場確認等を行い検査対象範囲の検 査性について問題ないことを確認している。</p>	<p>2.5 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の保全方法につ いて</p> <p>新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁は、従来はク ラス2機器として供用期間中検査を実施していることから、今後は、 クラス1機器として供用期間中検査に組み込み、検査を行っていく。 日本機械学会発電用原子力設備規格維持規格（2008年版）に基づく クラス1機器またはクラス2機器に対する検査項目を表5に示す。</p> <p>なお、クラス1機器供用期間中検査に新たに組み込まれた部位に ついては、クラス1機器としての現時点での健全性を確認するため に、今施設定期検査時に検査対象となる部位全数の検査を実施する。</p> <p>クラス2機器からクラス1機器へ組み込まれることに伴う試験方 法の変更内容を表9、表10に示す。また、これまでに実施した供用 前検査(PSI)、供用期間中検査(ISI)の内容についても合わせて示 す。</p>	<p>2.5. 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の保全方法につ いて</p> <p>新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁は、従来はク ラス2機器として供用期間中検査を実施していることから、今後は、 クラス1機器として供用期間中検査に組み込み、検査を行っていく。 日本機械学会発電用原子力設備規格維持規格（2008年版）に基づく クラス1機器またはクラス2機器に対する検査項目を表5に示す。</p> <p>なお、クラス1機器供用期間中検査に新たに組み込まれた部位に ついては、クラス1機器としての現時点での健全性を確認するため に、今施設定期検査時に検査対象となる部位全数の検査を実施する。</p> <p>UT、PT検査対象部位については、クラス1機器として要求される UT、PT試験は完了しており、異常のないことを確認している。その 他の検査対象部位についても、現場確認等を行い検査対象範囲の検 査性について問題ないことを確認している。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・クラス1機器のIS Iを行うため、その検査 要求を表5に整理して いる。(記載は、大飯の審 査実績を参考とした。)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉

表5 供用期間中検査項目

検査対象	供用期間中検査			
	クラス2機器 試験方法	クラス1機器 試験方法	試験結果	
	試験程度 <sup>②</sup>	試験程度 <sup>②</sup>	大飯3u	大飯4u
主配管の溶接継手	UT(板厚の1/3) +PT (100Aを超える溶接継手)	UT(全体横) (100A以上の溶接継手)	実施済 (H25.10)	実施済 (H25.10)
	溶接継手数の7.5%/10年	溶接継手数の25%/10年		
対象外 (50A以上100A以下の対象部位なし)		PT (100A未満)	実施済 (H25.9)	実施済 (H25.10)
主配管と管口の溶接継手	対象外	—	PT	溶接継手数の25%/10年
主配管の支管部材取付け溶接継手	PT	溶接継手数の7.5%/10年	PT	溶接継手数の7.5%/10年
支持構造物	VT	全数の7.5%/10年	VT	全数の25%/10年
弁のボルト締付部	対象外	—	VT	閥門弁部に1台の25%/10年
弁本体の内表面	対象外	—	VT	閥門弁部に1台/10年
全ての耐圧機器(漏えい試験) <sup>①</sup>	VT	100%/10年	VT	100%/定検
				実施予定
				実施予定

※1 系の漏えい試験における圧力保持範囲は、全ての弁が通常の原子炉起動に要求される開閉状態での原子炉冷却材圧力バウンダリと一致していかなければならない。今回原子炉冷却材圧力バウンダリとして拡大した範囲のうち第1隔離弁は通常閉であることから、系の漏えい試験の圧力保持範囲は原子炉側から見て第1隔離弁までの範囲となる。なお、第1隔離弁は、原子炉冷却材圧力が高い場合には開放しないようインターロックを設置しており、高圧では開とならない設計としている。

※2 試験部位の選定は、機器と配管の溶接継手等の構造不連続部位、使用環境条件の厳しい部位、過去の損傷発生部位等を当該機器の重要性、接近性等の検査性、過去の検査実績等を勘案して選定する。

女川原子力発電所2号炉

表9 戻留熱除去系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目				
名 称	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目
第一隔離弁から第二隔離弁間	主配管の溶接継手 支管の溶接継手 弁本体の内表面	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目
第二隔離弁	弁本体の内表面	—	—	—
合計	—	—	—	—

表10 戻留熱除去系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目				
名 称	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目
第一隔離弁から第二隔離弁間	主配管の溶接継手 主配管の支管の溶接継手 弁本体の内表面	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目	冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目 冷却水供給系停止時冷却モード下ライン／吸込ラインの検査項目
第二隔離弁	弁本体の内表面	—	—	—
合計	—	—	—	—

※1 新たに組み込まれた弁、または、今後追加組み込まれる場合を含む各部を実施する。

※2 既存の冷却材圧力バウンダリの、既存部材に対する適用性を実施する。

※3 未実施。

泊発電所3号炉

表5 供用期間中検査項目

検査対象	供用期間中検査			
	クラス2機器 試験方法	クラス1機器 試験方法	検査・点検実績	検査対象
主配管の溶接継手	UT(板厚の1/3)+PT (100Aを超える溶接継手)	UT(全体横) (100A以上の溶接継手)	実施済 (H25.10)	実施済 (H25.10)
	溶接継手数の7.5%/10年	溶接継手数の25%/10年		
対象外	PT (100A未満)	PT (100A未満)	実施済 (H25.9)	実施済 (H25.10)
土配管と管口の溶接継手	対象外	—	PT	溶接継手数の25%/10年
主配管の支持部材取付け溶接継手	PT	PT	PT	実施済 (H25.10)
支持構造物	VT	VT	VT	実施済 (H24.6)
弁のボルト締付け部	対象外	—	VT	駆動弁毎に1台の25%/10年
弁本体の内表面	対象外	—	VT	駆動弁毎に1台/10年
全ての耐圧機器(漏えい試験) <sup>①</sup>	VT	100%/10年	VT	100%/定検

※1 系の漏えい試験における圧力保持範囲は、全ての弁が通常の原子炉起動に要求される開閉状態での原子炉冷却材圧力バウンダリと一致していかなければならない。今回原子炉冷却材圧力バウンダリとして拡大した範囲のうち第1隔離弁は通常閉であることから、系の漏えい試験の圧力保持範囲は原子炉側から見て第1隔離弁までの範囲となる。なお、第1隔離弁は、原子炉冷却材圧力が高い場合には開放しないようインターロックを設置しており、高圧では開とならない設計としている。

※2 試験部位の選定は、機器と配管の溶接継手等の構造不連続部位、使用環境条件の厳しい部位、過去の損傷発生部位等を当該機器の重要性、接近性等の検査性、過去の検査実績等を勘案して選定する。

泊発電所3号炉

相違理由

【大飯、女川】

記載方針の相違

・新たにRCPBとなる配管・溶接継手等についてはクラス1機器としてISIを行っていく。

これらはこれまでクラス2機器であったため、クラス1ISIの元データとなるPSI結果がないものがある。そのため、再稼働前にPSIを行う必要があり、その実績を泊表5の「検査・点検実績」列に記載している。(女川はこの列がない。)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

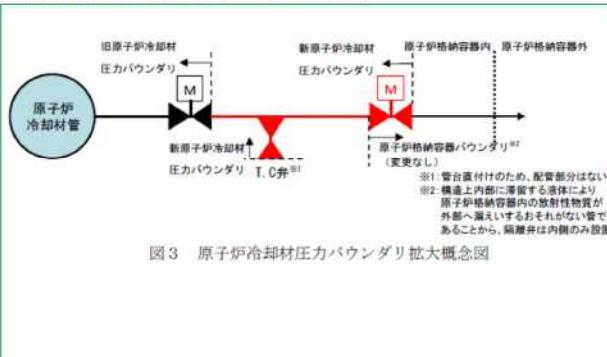
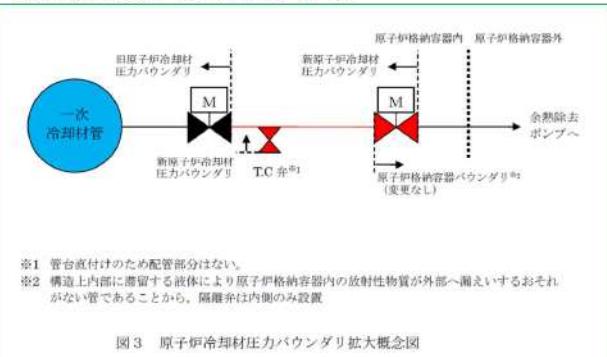
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリに対する漏洩検査への影響について</p> <p>(原子炉冷却材圧力バウンダリについて) 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の漏えい検査についてはクラス2機器漏えい検査からクラス1機器漏えい検査に格上げする。漏えい検査については、下記に示す日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」に基づき、実施する。</p> <p>IB-3200系の漏えい試験 IB-3210 (1)系の漏えい試験は、100%定格出力時の定常運転圧力以上の圧力で行わなければならない。 (2)系の漏えい試験の昇圧、昇温は系の起動に対して定められた上限速度以下の速度としなければならない。 IB-3220 圧力保持範囲は、全ての弁が通常の原子炉起動に要求される開閉状態での原子炉冷却材圧力バウンダリと一致しなければならない。ただし、目視試験の範囲は、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続しているがクラス1機器から除外されている機器および小口径管(ペント管、ドレン管)の最も近い弁までの範囲(当該弁も含む)を含まなければならぬ。 以上より、通常運転時における余熱除去系入口ラインの弁の開閉状態は原子炉側から見て第1隔離弁が「閉」であることから、従前の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲を圧力保持範囲とし、拡大範囲である余熱除去系入口ライン(第1隔離弁～第2隔離弁)を含め、漏えい検査を実施する。 なお、拡大範囲は据付時の使用前検査において、通常運転圧力である15.4MPaの1.5倍の圧力にて耐圧・漏えい検査を実施しており、これまでクラス2供用期間中検査にて漏えい検査を実施し、健全性を確認している。</p>	<p>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の漏えい検査方法、手順</p> <p>今回新たにバウンダリ拡大範囲の対象となる漏えい検査の方法及び手順については、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008」に基づき実施する。</p> <p>このため、クラス1機器の供用期間中検査における漏えい検査の圧力保持範囲は、原子炉起動に要求される開閉状態とする。なお、今回新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなった範囲についても別途漏えい試験を実施する。</p>	<p>2.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲、原子炉格納容器バウンダリに対する漏えい検査への影響について</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについて 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の漏えい検査についてはクラス2機器漏えい検査からクラス1機器漏えい検査に格上げする。漏えい検査については、下記に示す日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」に基づき、実施する。</p> <p>IB-3200系の漏えい試験 IB-3210 (1)系の漏えい試験は、100%定格出力時の定常運転圧力以上の圧力で行わなければならない。 (2)系の漏えい試験の昇圧、昇温は系の起動に対して定められた上限速度以下の速度としなければならない。 IB-3220 圧力保持範囲は、全ての弁が通常の原子炉起動に要求される開閉状態での原子炉冷却材圧力バウンダリと一致しなければならない。ただし、目視試験の範囲は、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続しているがクラス1機器から除外されている機器および小口径管(ペント管、ドレン管)の最も近い弁までの範囲(当該弁も含む)を含まなければならぬ。 以上より、通常運転時における余熱除去系入口ラインの弁の開閉状態は原子炉側から見て第1隔離弁が「閉」であることから、従前の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲を圧力保持範囲とし、拡大範囲である余熱除去系入口ライン(第1隔離弁～第2隔離弁)を含め、漏えい検査を実施する。 なお、拡大範囲は据付時の使用前検査において、最高使用圧力である17.16MPaの1.5倍の圧力にて耐圧・漏えい検査を実施しており、これまでクラス2供用期間中検査にて漏えい検査を実施し、健全性を確認している。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・本項目では、RCPB拡大範囲およびCVバウンダリに対する漏えい検査の影響について記載した。(記載は大飯の審査実績を参考とした。)</p> <p>【女川】 記載の充実 ・新たにRCPBとなる範囲は、クラス1機器として、漏えい検査を行う必要があるため、大飯の審査実績を反映し、維持規格上の漏えい試験内容を記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊では使用前検査の実績を反映した記載とされている。</p> <p>【女川】 ・女川では新たな原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲を示しており、泊の同様の図として、図1が該当する。(比較表では参考として示している。)</p>
<p>図6 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大概念図</p>	<p>2.1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出より図1を再掲</p> <p>図1 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲図</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(原子炉格納容器バウンダリについて)</p> <p>原子炉格納容器バウンダリの範囲に変更はないことから、漏えい検査に影響はないことを確認している。</p>  <p>図3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大概念図</p>		<p>原子炉格納容器バウンダリについて</p> <p>原子炉格納容器バウンダリの範囲に変更はないことから、漏えい検査に影響はないことを確認している。</p>  <p>図3 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大概念図</p>	<p><b>【女川】</b> 設計方針の相違 ・女川では、RCPP範囲拡大に伴い、原子炉格納容器貫通部があるが、本項目にて説明せず、女川資料2.8(P:17-37)に記載している。</p> <p><b>【大飯】</b> ・記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 クラス1機器とクラス2機器の設計・製作・据付時の検査の違いについて 新たに原子炉冷却材圧力バウンダリに組み込まれた部位は、従来、クラス2機器であり、設計・製作・据付時の検査はクラス1機器と違った。以下にクラス1機器として格上げした場合の設計・製作・据付時の検査について整理した。</p> <p>(設計) クラス1機器とクラス2機器の設計時の要求は異なるが、当該部位については、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ内の系統の仕様（最高使用圧力、最高使用温度）と同仕様であることを確認した。また、クラス1機器としての強度評価を行い、同等の設計であることを確認している。 ※工事認可申請書添付資料に、詳細な評価内容を記載している。</p> <p>(製作・据付時の検査) クラス1機器とクラス2機器の製作・据付時における検査は異なるが、当該部位については、表6のとおりクラス1機器と同じ製品構造や型番であり、同一の製造工程・製造過程で製造・据付をしていることを確認した。従って、品質についても同等であることを確認した。 なお、配管については、溶接部の全数及び溶接部に隣接する母材10mmの範囲について超音波探傷試験を実施しており、欠陥等は検出されていない。 以上のように、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリに組み込まれた部位はクラス1機器と同等の品質であり、検査実績のないT.Cライン管台及びT.C弁についても、検査を実施し健全性を確認している。</p> <p>なお、供用期間中検査は、2.5項の記載のとおり、従来クラス2機器として検査を実施していたことから、今後は、クラス1機器として供用期間中検査に組み込み、検査を行う。</p>	<p>2.7 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の配管・弁の品質保証上の取り扱い 原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁は、クラス1機器として設計・製作し、クラス1機器として要求される検査を実施している。また、プラント建設時又は改造工事においては、クラス1機器として工事計画の認可を受け、使用前検査（材料検査、寸法検査、外観検査、据付検査、強度・漏えい検査）並びに溶接検査に合格している。従って、供用開始における拡大範囲の品質保証上の取扱いは、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリと同一である。表11にクラス1機器に対する要求事項とプラント建設時又は改造工事における女川2号炉の対応状況について整理を行った。</p>	<p>2.7 クラス1機器とクラス2機器の設計・製作・据付時の検査の違いについて 原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる配管・弁は、従来、クラス2機器であり、設計・製作・据付時の検査はクラス1機器と違った。以下にクラス1機器として格上げした場合の設計・製作・据付時の検査について整理した。</p> <p>(設計) クラス1機器とクラス2機器の設計時の要求は異なるが、当該部位については、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ内の系統の仕様（最高使用圧力、最高使用温度）と同仕様であることを確認した。また、クラス1機器としての強度評価を行い、同等の設計であることを確認している。 ※工事認可申請書添付資料に、詳細な評価内容を記載している。</p> <p>(製作・据付時の検査) クラス1機器とクラス2機器の製作・据付時における検査は異なるが、当該部位については、表6のとおりクラス1機器と同じ製品構造や型番であり、同一の製造工程・製造過程で製造・据付をしていることを確認した。従って、品質についても同等であることを確認した。 なお、配管については、溶接部の全数及び溶接部に隣接する母材10mmの範囲について超音波探傷試験を実施しており、欠陥等は検出されていない。 以上のように、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリに組み込まれた部位はクラス1機器と同等の品質であり、検査実績のないT.Cライン管台及びT.C弁についても、検査を実施し健全性を確認している。</p> <p>なお、供用期間中検査は、2.5項の記載のとおり、従来クラス2機器として検査を実施していたことから、今後は、クラス1機器として供用期間中検査に組み込み、検査を行う。</p>	<p>設計方針の相違 ・女川では、建設時からクラス1機器として製作しているため溶接継手に対して追加の非破壊検査は不要であるが、泊では建設時はクラス2機器として製作・据付しているためクラス1機器と同等の非破壊検査を追加で行う必要がある。 ・維持段階においては全数 I.S.I にて健全性を確認する。 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

#### 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

##### 大飯発電所3／4号炉

表6 クラス1機器とクラス2機器の比較

名称	製造メーカー	製品構造・型番	製造プロセス
配管	素材メーカー A社	クラス1機器としての 実績有	クラス1機器と 同一 <sup>※1</sup>
管台	素材メーカー B社	同上	同上
第2隔離弁	弁メーカ C社	同上	同上
TC弁	弁メーカ D社	同上	同上

※1：表7の素材非破壊検査要否が相違するが、それ以外の製造プロセスは同一

##### 女川原子力発電所2号炉

部位	検査要求	検査実績	備考
配管	クラス1機器 クラス2機器	○ UT+PT	
第1隔離弁から 第2隔離弁間の配管	UT+PT(MT)	—	
TCライン管台	UT+PT(MT)	—	
第2隔離弁 弁種、弁体 ボルト	RT RT+PT(MT)	△(04) RT	検査(PT)を実施する。 ※1
TC弁	PT(MT)	○ PT	
主配管の溶接継手	PT(MT)	—	
TCラインの溶接継手	PT(MT)	○ PT	
母管と管台の溶接継手	PT(MT)	△ PT	
管の支持部材取付け	PT(MT)	○ PT	
管の溶接継手	PT	○ PT	

○：クラス1機器の検査要求と同様の検査実績がある、△：クラス1機器の検査要求と同一の検査実績があるが一部異なる。×：検査実績なし。  
 ※1：ポート部間にスリーブ等を設置している範囲や外面部の溶接部材の除去が困難な範囲は除く。弁メーカによる加工後のPT実施済み範囲は除く。  
 ※2：溶接部材の2分の1の「UT」及び「PT」又は「MT」又は「PT」に対する欠陥及びその他のに対する施設プロセス等での判断を除く。当該箇所には、再生の可能性は極めて低いと考えられる。  
 ※3：そのため、クラス1機器の「S1」で示す部位を認めたとしても、当該箇所の使用条件によって逐年劣化することが予測されることがあり、定期点検等の点検方法及び検査頻度については、クラス1機器の「S1」で定められた検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。しかしながら、1／2 PTを実施していないといふことには、余裕をも検討する。  
 なお、定期検査にて当該部位の外側PTを実施したが外側は漏洩がされている。

表11 クラス1機器に対する要求事項と建設時又は改修工事における原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の対応状況

材 料	クラス1機器(配管・弁)に対する要求事項		女川2号炉における原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の対応状況 (建設時又は改修工事)	
	「実用発電用原子炉」及びその付属施設の技術基準に関する規則 <sup>※1</sup> 及び「その解釈」 <sup>※2</sup> で規定されている <sup>※3</sup> 、クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉」及びその付属施設の技術基準に関する規則 <sup>※1</sup> 及び「その解釈」 <sup>※2</sup> で規定されている <sup>※3</sup> 、クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用している。	「実用発電用原子炉」及びその付属施設の技術基準に関する規則 <sup>※1</sup> 及び「その解釈」 <sup>※2</sup> で規定されている <sup>※3</sup> 、クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用している。	「実用発電用原子炉」及びその付属施設の技術基準に関する規則 <sup>※1</sup> 及び「その解釈」 <sup>※2</sup> で規定されている <sup>※3</sup> 、クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用している。
破壊的性試験	クランプ・弁のうち、厚さが16mm以上の材料、外径が169mm以上の管の材料等に対しシャルピー衝撃試験を要求	クランプ・弁 <sup>※4</sup> に対しシャルピー衝撃試験を実施している。	クランプ・弁 <sup>※4</sup> に対しシャルピー衝撃試験を実施している。	
材料への非破壊検査	【配管】 UT及びMT又はPT 【弁】 RT又はUT及びMT又はPT	【配管】 UT及びPTを実施している。 【弁】 RT及びMTを実施している。	【配管】 UT及びPTを実施している。 【弁】 RT及びMTを実施している。	
耐圧検査	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	
溶接部	継手部分A～Dの溶接部の開口面に対しMT又はPT。 ただし、圧延又は锻造によって作られた母材であって、厚さが50mm以下のもののみは、この限りでない。	PTを実施	PTを実施	
非破壊検査	RT及びMT又はPT	RT及びPT <sup>※5</sup> 又はRT及びPT <sup>※6</sup> を実施。	RT及びPT <sup>※5</sup> 又はRT及びPT <sup>※6</sup> を実施。	
機械試験	クラス1配管・弁の継手区分A、B、Cの溶接部のうち、厚さが16mm以上の溶接部、外径が169mm以上の管の溶接部等に対し機械試験を要求	厚さが16mm以上、外径が169mm以上の配管・弁 <sup>※7</sup> に對し機械試験を実施している。	厚さが16mm以上、外径が169mm以上の溶接部等に対し機械試験を要求	

記号説明 UT：超音波探傷装置、MT：磁粉探傷装置、PT：浸透探傷装置  
 ※1 「電気用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示501号）」又は「JEME-S-NCI発電用原子力設備規格 設計・建設規格2000（2007）」による

※2 「残留熱除去系非停止冷却モード戻りライン／吸込ライン」及び「残留熱除去系ヘッドスプレインの改造工事範囲」についてはUT及びMTを実施している

※3 「残留熱除去系ヘッドスプレインの建設時施工範囲」についてはUT及びPTを実施している

※4 「残留熱除去系非停止冷却モード戻りライン／吸込ライン」及び「残留熱除去系ヘッドスプレイン」が該當する

##### 泊発電所3号炉

表6 クラス1機器とクラス2機器の比較

名称	クラス1機器とクラス2機器の比較		
	製造メーカー	製造プロセス	製品構造・型番
配管	配管メーカー	クラス1機器としての実績有	クラス1機器と同一 <sup>※1</sup>
管台	素材メーカー	同上	同上
エルボ	継手メーカー	同上	同上
第2隔離弁	弁メーカーA	同上	同上
T.C.弁	弁メーカーB	同上	同上

※1：表7の素材非破壊検査要否が相違するが、それ以外の製造プロセスは同一

#### 相違理由

##### 【女川】

###### 記載方針の相違

- ・大飯審査実績の反映
- ・新たなRCPB範囲の配管・弁の製造状況を整理し、クラス1機器と同等の製造プロセスを経ていることを説明するために追加した。

##### 【女川、大飯】

クラス1機器とクラス2機器の製作・据付時の検査要求の違い及び泊における検査実績を整理した。

クラス1機器としての非破壊検査実績がない部位に対して、製造・据付時の各部位の検査実績を考慮した上で、追加の検査を実施する旨を備考に記載した。

###### ▶ 検査実績の差異

- ◆ (一部)の具体的な内容
- 【配管（エルボ以外）】
- クラス1機器要求のUT（周方向及び軸方向）+PTに対して、配管メーカーにおいて周方向UTを実施していることを指す。（大飯は建設時にクラス1機器要求の検査を実施している。）
- 【弁】
- 弁メーカーによる加工後のPT実施済み範囲を指す。

##### 表7 泊3号原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の検査項目(製作・据付時の検査)

部位	検査要求		検査実績	備考
	クラス1	クラス2		
第1隔離弁から第2隔離弁間の配管	UT+PT(MT)	—	△ <sup>※1</sup>	UT+PTを実施する <sup>※2</sup> 。
主配管と管台の溶接継手 <sup>①</sup>	UT+PT(MT)	—	×	UT+PTを実施する <sup>※2</sup> 。
第2隔離弁 弁種、弁体 ボルト	RT+PT(MT)	RT	×	RT+PTを実施する <sup>※2</sup> 。
TC.弁 <sup>②</sup>	PT(MT)	PT	—	PTを実施する <sup>※2</sup> 。
主配管の溶接継手 <sup>③</sup>	PT(MT)	PT	—	PTを実施する <sup>※2</sup> 。
管台とTC.弁の溶接継手 <sup>④</sup>	PT(MT)	PT	—	PTを実施する <sup>※2</sup> 。

UT：超音波探傷装置、PT：浸透探傷装置、MT：磁粉探傷装置、PT：浸透探傷装置  
 ※1：原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の検査項目と同一の検査実績がある、×：検査実績なし、—：対象外  
 ※2：当該箇所には、PT実施済み範囲は除く。  
 ※3：溶接部材の2分の1の「UT」及び「PT」又は「MT」又は「PT」に対する欠陥及びその他のに対する施設プロセス等での判断を除く。当該箇所には、再生の可能性は極めて低いと考えられる。  
 ※4：そのため、クラス1機器の「S1」で示す部位を認めたとしても、当該箇所の使用条件によって逐年劣化することが予測されることがあり、定期点検等の点検方法及び検査頻度については、クラス1機器の「S1」で定められた検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。しかししながら、1／2 PTを実施していないといふことには、余裕をも検討する。  
 なお、定期検査にて当該部位の外側PTを実施したが外側は漏洩がされている。

## 自発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

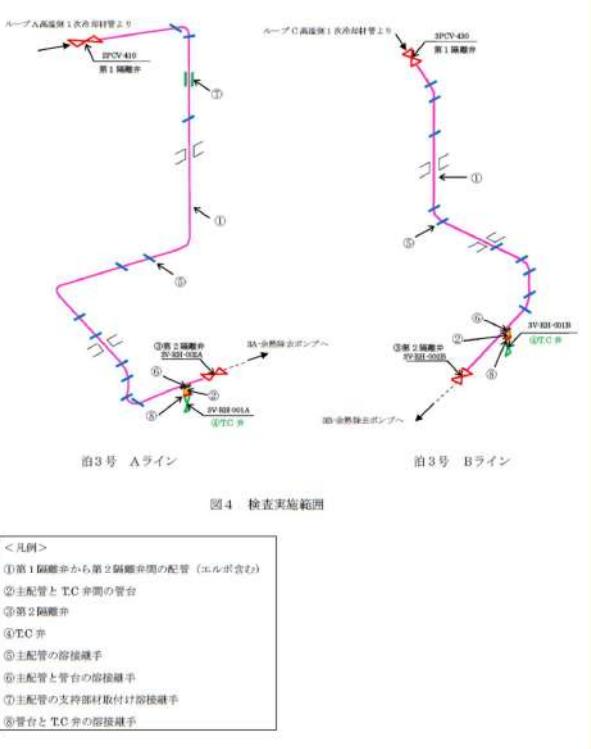
## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図4 大飯3／4号炉 余熱除去系入口ライン（第1隔壁弁～第2隔壁弁）</p>		<p>泊3号 Aライン 泊3号 Bライン</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・配管敷設ルートの相違</p> <p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p>■本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>		<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映 製造・据付フローにおいて、大飯と差異はない。</p>

図5 配管の製造プロセスフロー図

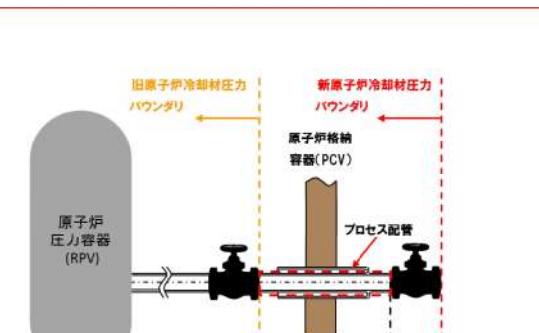
■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

図6 配管の据付プロセス（例）フロー図

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.8 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲のうち原子炉格納容器貫通部の扱い</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲の拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる範囲には、原子炉格納容器貫通部があり、原子炉格納容器貫通部には、一部に一次冷却材に直接接する配管（以下「プロセス配管」という。）が存在する。</p> <p>新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる範囲内の原子炉格納容器貫通部（プロセス配管含む）は、プラント建設時に旧告示501号に基づき、原子炉格納容器の一部としてクラスMC容器の要求事項を満足するよう設計し、工事計画の認可を受けている。</p> <p>このため、プロセス配管についても原子炉格納容器の一部として扱っているが、下記に示すとおりクラス1機器としての性能を有することを確認している。また、供用期間中検査についても、今後はクラス1機器として管理を行う。</p> <p>原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）と原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲の拡大の概念図を図7に示す。</p>  <p>図7 原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）の概念図</p>		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。</li> </ul> <p>泊は、C Vバウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>(1) 原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）の仕様について          表3, 5, 7に記載のとおり、プロセス配管は原子炉冷却材圧力バウンダリと同一の設計条件（最高使用温度、最高使用圧力）を満足しております、また、クラス1機器に適合する材料を使用している。</p> <p>(2) 原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）の強度評価について          プロセス配管が原子炉冷却材圧力バウンダリとしての強度を有することを確認するために、クラス1配管と同様に強度・耐震評価を行う。以下の評価は、基本設計段階にて想定しているものであり、今後詳細設計等を精査するに伴い、耐震評価等の変更が生じる可能性がある。</p> <p>確認結果を表12～14に示す。</p> <p>表12 残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン格納容器貫通部（プロセス配管）の強度・耐震評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>項目（単位）</th><th>最大発生応力<sup>※1</sup></th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">クラス1管</td><td>設計条件（一次応力）(MPa)</td><td>37</td><td>187</td></tr> <tr><td>供用状態C（一次応力）(MPa)</td><td>59</td><td>281</td></tr> <tr><td>供用状態D（一次応力）(MPa)</td><td>73</td><td>375</td></tr> <tr><td>供用状態A及びB</td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>131</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0122</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>供用状態C<sup>※2</sup></td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>73</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0122</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>供用状態D<sup>※2</sup></td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>124</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0122</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 最大発生応力は各解析箇所での評価のうち最も厳しい節点での発生値を記載している      ※2 地震による応力を含む</p> <p>表13 残留熱除去系停止時冷却モード吸込ライン格納容器貫通部（プロセス配管）の強度・耐震評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>項目（単位）</th><th>最大発生応力<sup>※1</sup></th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">クラス1管</td><td>設計条件（一次応力）(MPa)</td><td>40</td><td>187</td></tr> <tr><td>供用状態C（一次応力）(MPa)</td><td>76</td><td>281</td></tr> <tr><td>供用状態D（一次応力）(MPa)</td><td>109</td><td>375</td></tr> <tr><td>供用状態A及びB</td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>129</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0309</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>供用状態C<sup>※2</sup></td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>123</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0311</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>供用状態D<sup>※2</sup></td><td>一次+二次応力 (MPa)</td><td>239</td><td>375</td></tr> <tr><td></td><td>疲労累積係数</td><td>0.0329</td><td>1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 最大発生応力は各解析箇所での評価のうち最も厳しい節点での発生値を記載している      ※2 地震による応力を含む</p>	管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup>	許容値	クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	37	187	供用状態C（一次応力）(MPa)	59	281	供用状態D（一次応力）(MPa)	73	375	供用状態A及びB	一次+二次応力 (MPa)	131	375		疲労累積係数	0.0122	1.0	供用状態C <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	73	375		疲労累積係数	0.0122	1.0	供用状態D <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	124	375		疲労累積係数	0.0122	1.0	管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup>	許容値	クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	40	187	供用状態C（一次応力）(MPa)	76	281	供用状態D（一次応力）(MPa)	109	375	供用状態A及びB	一次+二次応力 (MPa)	129	375		疲労累積係数	0.0309	1.0	供用状態C <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	123	375		疲労累積係数	0.0311	1.0	供用状態D <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	239	375		疲労累積係数	0.0329	1.0		<p>【女川】          設計方針の相違          ・女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。          泊は、CVバウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>
管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup>	許容値																																																																												
クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	37	187																																																																												
	供用状態C（一次応力）(MPa)	59	281																																																																												
	供用状態D（一次応力）(MPa)	73	375																																																																												
	供用状態A及びB	一次+二次応力 (MPa)	131	375																																																																											
		疲労累積係数	0.0122	1.0																																																																											
	供用状態C <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	73	375																																																																											
	疲労累積係数	0.0122	1.0																																																																												
供用状態D <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	124	375																																																																												
	疲労累積係数	0.0122	1.0																																																																												
管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup>	許容値																																																																												
クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	40	187																																																																												
	供用状態C（一次応力）(MPa)	76	281																																																																												
	供用状態D（一次応力）(MPa)	109	375																																																																												
	供用状態A及びB	一次+二次応力 (MPa)	129	375																																																																											
		疲労累積係数	0.0309	1.0																																																																											
	供用状態C <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	123	375																																																																											
	疲労累積係数	0.0311	1.0																																																																												
供用状態D <sup>※2</sup>	一次+二次応力 (MPa)	239	375																																																																												
	疲労累積係数	0.0329	1.0																																																																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>表14 残留熱除去系ヘッドスプレイライン格納容器貫通部（プロセス配管）の強度・耐震評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>項目（単位）</th><th>最大発生応力<sup>※1</sup> (MPa)</th><th>許容値 (MPa)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">クラス1管</td><td>設計条件（一次応力）(MPa)</td><td>38</td><td>187</td></tr> <tr> <td>供用状態C（一次応力）(MPa)</td><td>104</td><td>281</td></tr> <tr> <td>供用状態D（一次応力）(MPa)</td><td>171</td><td>375</td></tr> <tr> <td>供用状態A及びB 疲労累積係数</td><td>51 0.0399</td><td>375 1.0</td></tr> <tr> <td>供用状態C<sup>※2</sup> 疲労累積係数</td><td>252 0.0440</td><td>375 1.0</td></tr> <tr> <td>供用状態D<sup>※2</sup> 疲労累積係数</td><td>491<sup>※3</sup> 0.1414</td><td>375 1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 最大発生応力は各解析箇所での評価のうち最も厳しい節点での発生値を記載している      ※2 地震による応力を含む      ※3 一次+二次応力が許容値を超えるが、弾塑性解析による疲労評価を実施し、疲労累積係数が1以下であることを確認している</p> <p>表12～14に示すとおり、プロセス配管に発生する応力が許容値以下であることを確認した。また、一部の系統において、一次+二次応力が許容値を超えるが、弾塑性解析による疲労評価を実施し、疲労累積係数が1以下となり許容値を満足することを確認している。</p> <p>(3) 原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）の検査方法について      ・製造時検査</p> <p>原子炉格納容器貫通部のプロセス配管について、クラスMC容器、クラス1配管の製造時における検査等の要求事項と対応状況を表15に整理した。</p> <p>表15のとおり、クラスMC容器では製造時に素材の非破壊検査の要求はないが、クラス1配管では非破壊検査の要求がある等、要求される検査項目に相違があるものの、プロセス配管に対してクラス1配管の要求事項と同等の検査を行っていることを確認した。</p>	管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup> (MPa)	許容値 (MPa)	クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	38	187	供用状態C（一次応力）(MPa)	104	281	供用状態D（一次応力）(MPa)	171	375	供用状態A及びB 疲労累積係数	51 0.0399	375 1.0	供用状態C <sup>※2</sup> 疲労累積係数	252 0.0440	375 1.0	供用状態D <sup>※2</sup> 疲労累積係数	491 <sup>※3</sup> 0.1414	375 1.0		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違      ・女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。      泊は、CVバウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>
管種	項目（単位）	最大発生応力 <sup>※1</sup> (MPa)	許容値 (MPa)																							
クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	38	187																							
	供用状態C（一次応力）(MPa)	104	281																							
	供用状態D（一次応力）(MPa)	171	375																							
	供用状態A及びB 疲労累積係数	51 0.0399	375 1.0																							
	供用状態C <sup>※2</sup> 疲労累積係数	252 0.0440	375 1.0																							
	供用状態D <sup>※2</sup> 疲労累積係数	491 <sup>※3</sup> 0.1414	375 1.0																							

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

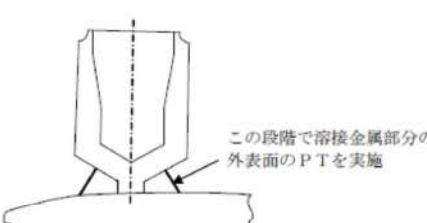
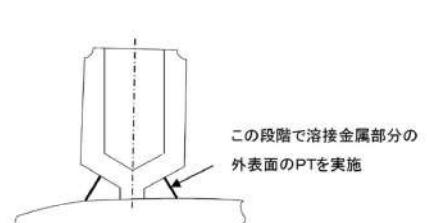
## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>表15 クラス1機器に対する要求事項と建設時におけるプロセス配管の対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラスMC容器に対する要求事項（建設時）</th> <th>クラス1配管に対する要求事項</th> <th>女川2号炉におけるプロセス配管の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 料</td> <td>告示501号で規定されている第2種容器（現クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。</td> <td>「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている<sup>※1</sup>。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。</td> <td>「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている<sup>※1</sup>。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。</td> </tr> <tr> <td>材料への非破壊検査</td> <td>要求なし。</td> <td>UT及びMT又はPT</td> <td>製造メーカにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査</td> <td>最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。</td> <td>最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。</td> <td>最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。</td> </tr> <tr> <td>溶接部への非破壊検査</td> <td>RT又はUT</td> <td>RT及びMT又はPT</td> <td>プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない<sup>※2</sup>。</td> </tr> </tbody> </table> <p>記号説明 UT：超音波探傷試験、RT：放射線透過試験、MT：磁粉探傷試験、PT：浸透探傷試験      ※1 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和56年通商産業省告示501号）による      ※2 プロセス配管と弁との耐圧部の溶接部は建設時にクラス1配管の溶接部として接っており、      非破壊検査もクラス1配管と同様に実施している（「残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン／      吸込ライン」についてはRT及びMTを、「残留熱除去系ヘッドスプレイライン」についてはRT及びPTを実施）</p> <p>・供用期間中検査      原子炉格納容器貫通部は、これまででもクラスMC容器として供用期間中検査（全体漏えい率試験、目視試験）を実施しており、今後も継続して供用期間中検査を実施していく。      また、原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲の拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなるプロセス配管及びその溶接部については、クラス1機器として供用期間中検査を実施する。</p>		クラスMC容器に対する要求事項（建設時）	クラス1配管に対する要求事項	女川2号炉におけるプロセス配管の状況	材 料	告示501号で規定されている第2種容器（現クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている <sup>※1</sup> 。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている <sup>※1</sup> 。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。	材料への非破壊検査	要求なし。	UT及びMT又はPT	製造メーカにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。	耐圧検査	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。	溶接部への非破壊検査	RT又はUT	RT及びMT又はPT	プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない <sup>※2</sup> 。	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違      ・女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。</p> <p>泊は、C.V.バウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>
	クラスMC容器に対する要求事項（建設時）	クラス1配管に対する要求事項	女川2号炉におけるプロセス配管の状況																			
材 料	告示501号で規定されている第2種容器（現クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている <sup>※1</sup> 。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解説」で規定されている <sup>※1</sup> 。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。																			
材料への非破壊検査	要求なし。	UT及びMT又はPT	製造メーカにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。																			
耐圧検査	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。																			
溶接部への非破壊検査	RT又はUT	RT及びMT又はPT	プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない <sup>※2</sup> 。																			

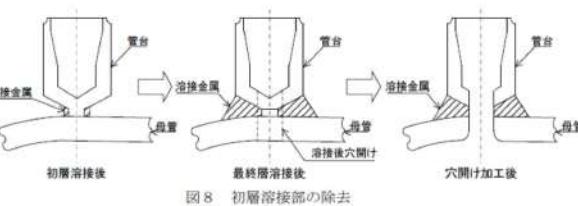
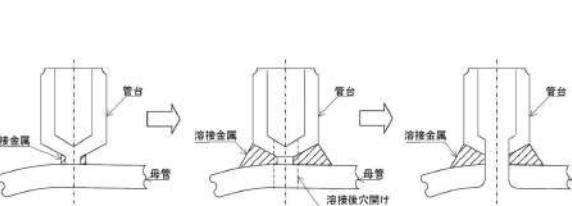
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>【参考】管台と母管との溶接継手について          (1) 当該箇所の今後の点検の妥当性について          原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、従前はクラス2機器であったため、クラス1機器の溶接時の検査として要求される1/2 PTを実施していなかった。これに鑑み、当該溶接継手の今後の点検の妥当性について検討した。</p> <p>a. 1/2 PTの方法及び検査目的          1/2 PTとは、溶接深さの2分の1の外表面に対して浸透探傷試験を行う検査であり、溶接深さの2分の1における溶接欠陥を検出することにより、最終層まで溶接した際に内在する欠陥を未然に防止するために実施するものである。(図7参照)          検出される欠陥としては、表8に示すものがある。</p>  <p>図7 1/2 PT概念図</p> <p>表8. 検出される欠陥の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>高温割れ</td><td>溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>低温割れ</td><td>溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>スラグ巻込み</td><td>溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。</td></tr> <tr> <td>融合不良</td><td>溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。</td></tr> </table>	高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。	低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。	スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。	融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。	<p>【参考】管台と母管との溶接継手について          (1) 当該箇所の今後の点検の妥当性について          原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、従前はクラス2機器であったため、クラス1機器の溶接時の検査として要求される1/2 PTを実施していなかった。これに鑑み、当該溶接継手の今後の点検の妥当性について検討した。</p> <p>a. 1/2 PTの方法及び検査目的          1/2 PTとは、溶接深さの2分の1の外表面に対して浸透探傷試験を行う検査であり、溶接深さの2分の1における溶接欠陥を検出することにより、最終層まで溶接した際に内在する欠陥を未然に防止するために実施するものである。(図7参照)          検出される欠陥としては、表8に示すものがある。</p>  <p>図7 1/2 PT概念図</p> <p>表8 検出される欠陥の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>高温割れ</td><td>溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>低温割れ</td><td>溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>スラグ巻込み</td><td>溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。</td></tr> <tr> <td>融合不良</td><td>溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。</td></tr> </table>	高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。	低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。	スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。	融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。	<p>【女川】          記載の充実          ・大飯審査実績の反映</p>
高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。																	
低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。																	
スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。																	
融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。																	
高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。																	
低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。																	
スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。																	
融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。																	

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 想定される内在欠陥          表8の欠陥に対して施工プロセス等を踏まえて以下の観点から発生の可能性を検討した。</p> <p>(a) 欠陥ごとに対する対策の観点  <b>&lt;高温割れ、低温割れ&gt;</b>          高温割れについては、その発生防止のためステンレス鋼の溶接金属には不純物（リン、硫黄）の含有量を低減するとともに、適切なデルタフェライトを含む成分設計としており、施工時においても高温割れ防止のため、溶接時の収縮ひずみ緩和の観点から層間温度の上限を管理していることから、高温割れの発生は低い。          また、低温割れについては、主に炭素鋼や低合金鋼にて発生が想定される欠陥であるため、当該部材のオーステナイト系ステンレス鋼においては、低温割れの発生は無い。  <b>&lt;スラグ巻込み、融合不良&gt;</b>          当該箇所は溶接検査対象であることから、国にて認可された溶接士が溶接を実施することで、スラグ巻込み、融合不良の原因となる多層盛り時の層間でのスラグ除去、開先及びピード境界面の溶解を実施している。また、溶接棒は吸湿により性能劣化となるが、適切に乾燥・保温された溶接棒の選定しており、施工法においてもクラス1と同等の要領であることから、スラグ巻込み、融合不良による欠陥発生の可能性は低い。</p> <p>(b) 施工上の観点          当該箇所については、管台と母管を最終層まで溶接したあとに穴あけ加工を実施する施工方法であることから、溶接部において最も溶接欠陥が発生しやすいと考えられる初層部<sup>*</sup>は穴あけ切削時に除去される。          従って、溶接による内部欠陥のリスクを低減されている。          また、本施工を現地ではなく溶接がしやすいような作業環境、条件が確保される工場で実施しているため、欠陥発生リスクはさらに低減される。</p> <p>*初層部に溶接欠陥が発生しやすい要因      •当該溶接部は、初層部の開先形状が狭いことから他層に比べ溶接棒の操作性が悪く、溶接が困難。</p> 		<p>b. 想定される内在欠陥の発生の可能性          表8の欠陥に対して施工プロセス等を踏まえて以下の観点から発生の可能性を検討した。</p> <p>(a) 欠陥ごとに対する対策の観点  <b>&lt;高温割れ、低温割れ&gt;</b>          高温割れについては、その発生防止のためステンレス鋼の溶接金属には不純物（リン、硫黄）の含有量を低減するとともに、適切なデルタフェライトを含む成分設計としており、施工時においても高温割れ防止のため、溶接時の収縮ひずみ緩和の観点から層間温度の上限を管理していることから、高温割れの発生可能性は低い。          また、低温割れについては、主に炭素鋼や低合金鋼にて発生が想定される欠陥であるため、当該部材のオーステナイト系ステンレス鋼においては、低温割れの発生は無い。  <b>&lt;スラグ巻込み、融合不良&gt;</b>          当該箇所は溶接検査対象であることから、国にて認可された溶接士が溶接を実施することで、スラグ巻込み、融合不良の原因となる多層盛り時の層間でのスラグ除去、開先及びピード境界面の溶解を実施している。また、溶接棒は吸湿により性能劣化となるが、適切に乾燥・保温された溶接棒を選定しており、施工法においてもクラス1と同等の要領であることから、スラグ巻込み、融合不良による欠陥発生の可能性は低い。</p> <p>(b) 施工上の観点          当該箇所については、管台と母管を最終層まで溶接したあとに穴あけ加工を実施する施工方法であることから、溶接部において最も溶接欠陥が発生しやすいと考えられる初層部<sup>*</sup>は穴あけ切削時に除去される（図8参照）。</p> <p>従って、溶接による内部欠陥のリスクは低減されている。          また、本施工を現地ではなく溶接がしやすいような作業環境、条件が確保される工場で実施しているため、欠陥発生リスクはさらに低減される。</p> <p>*初層部に溶接欠陥が発生しやすい要因      •当該溶接部は、初層部の開先形状が狭いことから他層に比べ溶接棒の操作性が悪く、溶接が困難。</p> 	<p><b>【女川】</b>      記載の充実      •大飯審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】</b> 記載の適正化</p> <p><b>【大飯】</b> 記載の適正化</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 検査の観点</p> <p>当該箇所は、溶接検査対象であることから、当時の法令に従い、適切な手段を経て技術的妥当性が確認された施工法及び技量により施工している。</p> <p>また、溶接検査にて適切な施工法及び技量が適用されていることを確認しており、溶接施工に関する全ての作業は、都度適切に管理され、溶接の各段階における欠陥の発生に対する予防措置を十分に講じている。</p> <p>当該溶接部は、溶接検査において1／2PTの前工程である材料検査、開先検査、溶接検査の各工程において所定の検査に合格しているとともに、後工程の最終層PT、耐圧・外観検査についても合格している。</p> <p>また、当該溶接部の最終層には上述の欠陥は発生していないことからも、1／2層位置でも同等の品質は得られていると考える。</p>		<p>(c) 検査の観点</p> <p>当該箇所は、溶接検査対象であることから、当時の法令に従い、適切な手段を経て技術的妥当性が確認された施工法及び技量により施工している。</p> <p>また、溶接検査にて適切な施工法及び技量が適用されていることを確認しており、溶接施工に関する全ての作業は、都度適切に管理され、溶接の各段階における欠陥の発生に対する予防措置を十分に講じている。</p> <p>当該溶接部は、溶接検査において1／2PTの前工程である材料検査、開先検査、溶接検査の各工程において所定の検査に合格しているとともに、後工程の最終層PT、耐圧・外観検査についても合格している。</p> <p>また、当該溶接部の最終層には上述の欠陥は発生していないことからも、1／2層位置でも同等の品質は得られていると考える。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載の充実</p> <p>・大飯審査実績の反映</p>

表9. 欠陥の発生の可能性

	対策	発生の可能性
高温割れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温割れの原因となる不純物(P, S)低減材の使用。</li> <li>高温割れ防止となるデルタフェライトを含む成分設計を採用。</li> <li>高温割れ防止の観点から、溶接時の収縮ひずみ緩和のため、層間温度の上限の管理を実施。</li> </ul>	無
低温割れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>低温割れが想定される炭素鋼や低合金鋼ではないステンレス鋼を使用。</li> </ul>	無
プローホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>プローホールの原因となる開先面の鏃や油分、メッキやプライマー等の表面付着物を除去する。</li> <li>溶接材料は清浄な状態で管理されたものを使用。</li> </ul>	低 <sup>※1</sup>
スラグ巻込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>多層盛りの層間でスラグ除去を実施。</li> <li>国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。</li> </ul>	無 <sup>※2</sup>
融合不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接面を清浄かつ滑らかにし、開先や前ビードとの境界に十分に入熱を与え、溶込み不良の発生を防止するよう施工している。</li> <li>次の層またはバスを溶接する前に必要に応じてビード形状を修正している。</li> <li>国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。</li> </ul>	低 <sup>※1</sup>

※1 当該部位の施工段階における欠陥の発生の可能性については予防措置が十分に講じられており、発生の可能性は極めて低い。

※2 当該部位の溶接方法はTIG溶接であり、スラグ巻込みの可能性は無い。

表9の検討結果に示すように、当該箇所において、想定される内在欠陥の発生の可能性は考えがたい。

なお、過去のPWR実績にて当該箇所を起因とした損傷事例を調査したが、現時点では確認されておらず、この点からも内在欠陥を起点とした損傷の可能性は極めて小さいと考える。

表9 欠陥の発生の可能性

	対策	発生の可能性
高温割れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温割れの原因となる不純物(P, S)低減材の使用。</li> <li>高温割れ防止となるデルタフェライトを含む成分設計を採用。</li> <li>高温割れ防止の観点から、溶接時の収縮ひずみ緩和のため、層間温度の上限の管理を実施。</li> </ul>	無
低温割れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>低温割れが想定される炭素鋼や低合金鋼ではないステンレス鋼を使用。</li> </ul>	無
プローホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>プローホールの原因となる開先面の鏃や油分、メッキやプライマー等の表面付着物を除去する。</li> <li>溶接材料は清浄な状態で管理されたものを使用。</li> </ul>	低 <sup>※1</sup>
スラグ巻込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>多層盛りの層間でスラグ除去を実施。</li> <li>国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。</li> </ul>	無 <sup>※2</sup>
融合不良	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接面を清浄かつ滑らかにし、開先や前ビードとの境界に十分に入熱を与え、溶込み不良の発生を防止するよう施工している。</li> <li>次の層またはバスを溶接する前に必要に応じてビード形状を修正している。</li> <li>国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。</li> </ul>	低 <sup>※1</sup>

※1 当該部位の施工段階における欠陥の発生の可能性については予防措置が十分に講じられており、発生の可能性は極めて低い。

※2 当該部位の溶接方法はTIG溶接であり、スラグ巻込みの可能性は無い。

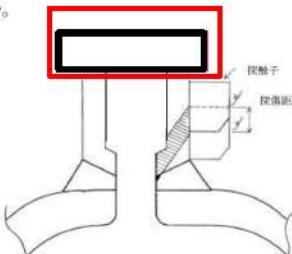
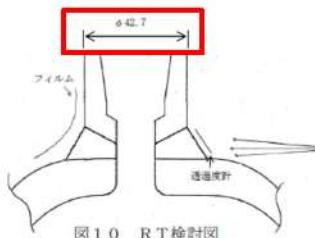
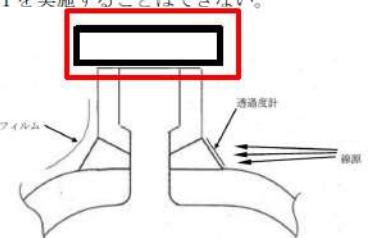
表9の検討結果に示すように、当該箇所において、想定される内在欠陥の発生の可能性は考えがたい。

なお、過去のPWR実績にて当該箇所を起因とした損傷事例を調査したが、現時点では確認されておらず、この点からも内在欠陥を起点とした損傷の可能性は極めて小さいと考える。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 1／2 PTの代替検査の可否</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、1／2 PTを実施していないが、代替検査として、UT（超音波探傷試験による体積検査）、RT（放射線透過試験による体積検査）の実施可否を検討した。</p> <p>&lt;UT&gt;</p> <p>以下の理由により、UTでは探傷できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該溶接部は管台溶接であり、管台側に斜角探触子を置いて探傷した場合、溶接部に超音波がほとんど入らない。（図9参照）</li> <li>母管内面側からの探傷は、既に当該配管が発電所に据え付けられているため、探触子をアクセスさせることができず、探傷できない。</li> </ul>  <p>図9 UT直射探傷範囲図</p>		<p>(d) 1／2 PTの代替検査の可否</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、1／2 PTを実施していないが、代替検査として、UT（超音波探傷試験による体積検査）、RT（放射線透過試験による体積検査）の実施可否を検討した。</p> <p>&lt;UT&gt;</p> <p>以下の理由により、UTでは探傷できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該溶接部は管台溶接であり、管台側に斜角探触子を置いて探傷した場合、溶接部に超音波がほとんど入らない。（図9参照）</li> <li>母管内面側からの探傷は、既に当該配管が発電所に据え付けられているため、探触子をアクセスさせることができず、探傷できない。</li> </ul>  <p>図9 UT直射探傷範囲図</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>
<p>&lt;RT&gt;</p> <p>RTでは、試験部の放射線の透過厚さが均一であり、フィルム及び透過度計を線源の照射方向に対して直角かつ、試験部にすきまなく設置することで、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影をすることができる。</p> <p>上記を満足するような当該の管台溶接の撮影配置を考えると、図10のとおりとなる。</p> <p>しかし、この撮影配置では試験部の放射線の透過厚さは均一でなく、またフィルムは狭隘形状のために試験部にすきまなく設置することができず、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影ができないため、適切なRTを実施することはできない。</p>  <p>図10 RT検討図</p>		<p>&lt;RT&gt;</p> <p>RTでは、試験部の放射線の透過厚さが均一であり、フィルム及び透過度計を線源の照射方向に対して直角かつ、試験部にすきまなく設置することで、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影をすることができる。</p> <p>上記を満足するような当該の管台溶接の撮影配置を考えると、図10のとおりとなる。</p> <p>しかし、この撮影配置では試験部の放射線の透過厚さは均一でなく、またフィルムは狭隘形状のために試験部にすきまなく設置することができず、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影ができないため、適切なRTを実施することはできない。</p>  <p>図10 RT検討図</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設備の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
c. 劣化モード				c. 劣化モード		
				当該箇所の供用期間中の劣化モードについて、使用条件等から発生の可能性を検討した。検討結果を表10に示す。	【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映	
	評価	発生の可能性		表10 劣化モードの検討		
劣化モード				劣化モード	評価	
疲労	・設計対策 <sup>⑤</sup> を実施しており、有意な振動及び圧力過渡は受けないが、余熱除去系使用時に、軽微な圧力過渡を受ける。 また、多層盛りの溶接部であり、初層は除去されているため、応力は内面側が低く、外側が高いと考えられる。 よって、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードを想定するならば、外側からの疲労が想定される。	低 (外側から)		疲労	・設計対策 <sup>⑤</sup> を実施しており、有意な振動及び圧力過渡は受けないが、余熱除去系使用時に、軽微な圧力過渡を受ける。 また、多層盛りの溶接部であり、初層は除去されているため、応力は内面側が低く、外側が高いと考えられる。 よって、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードを想定するならば、外側からの疲労が想定される。	低 (外側から)
S C C	・内部流体は管理された1次冷却系水質のため、発生は考えがたい。	無		S C C	・内部流体は管理された1次系水質のため、発生は考えがたい。	無
全面腐食	・耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無		全面腐食	・耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無
減肉	・プラント運転中は流れがなく、耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無		減肉	・プラント運転中は流れがなく、耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無
※：・当該部の1次冷却材管側にある第1隔離弁がプラント運転中閉止されているため、当該部は1次冷却材の圧力・温度過渡及び流体振動を直接受けない。 ・当該管台上に取り付けられている <sup>シントドレン</sup> は、端部を固定していない構造であり、当該部は温度過渡に伴う応力が発生しにくい。 ・当該部は、振動源である余熱除去ポンプからの距離が十分離れており、同ポンプから直接振動を受けない。			※：・当該部の1次冷却材管側にある第1隔離弁がプラント運転中閉止されているため、当該部は1次冷却材の圧力・温度過渡及び流体振動を直接受けない。 ・当該管台上に取り付けられている <sup>シントドレン</sup> は、端部を固定していない構造であり、当該部は温度過渡に伴う応力が発生しにくい。 ・当該部は、振動源である余熱除去ポンプからの距離が十分離れており、同ポンプから直接振動を受けない。			
表10に示すように、当該箇所には、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードとして、外側からの疲労を想定する。  ただし、当該部位は、プラント運転中は使用しない系統であり、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲よりも圧力・温度等の過渡を受けにくく、使用する際も従来の原子炉冷却材圧力バウンダリより低温、低圧環境である。			表10に示すように、当該箇所には、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードとして、外側からの疲労を想定する。  ただし、当該部位は、プラント運転中は使用しない系統であり、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲よりも圧力・温度等の過渡を受けにくく、使用する際も従来の原子炉冷却材圧力バウンダリより低温、低圧環境である。			
d. 点検方法及び点検頻度				d. 点検方法及び点検頻度		
				表10の当該箇所の劣化モードの検討結果より、外側からの疲労を想定し、クラス1機器のISIで定められた外側からのPTを行う。	表10の当該箇所の劣化モードの検討結果より、外側からの疲労を想定し、クラス1機器のISIで定められた外側からのPTを行なう。	
				また、当該箇所は従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲より過渡頻度、環境条件を考慮し、クラス1機器のISIで定められている検査頻度にて経年監視する。	また、当該箇所は従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲より過渡頻度、環境条件を考慮し、クラス1機器のISIで定められている検査頻度にて経年監視する。	
e. 今後実施する点検				e. 今後実施する点検		
				以上から、当該箇所の点検方法及び頻度については、クラス1機器のISIで定められている検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。	以上から、当該箇所の点検方法及び頻度については、クラス1機器のISIで定められている検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。	
				また、検査対象箇所は、クラス1機器のISIにおいて、箇所数の2.5%が対象となるが、当該箇所は1/2PTを実施していないことを踏まえ、全数を検査対象とする。	また、検査対象箇所は、クラス1機器のISIにおいて、箇所数の2.5%が対象となるが、当該箇所は1/2PTを実施していないことを踏まえ、全数を検査対象とする。	
				なお、今定検にて当該部位の外側PTを実施し、健全性を確認している。	なお、今定検にて当該部位の外側PTを実施し、健全性を確認している。	

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

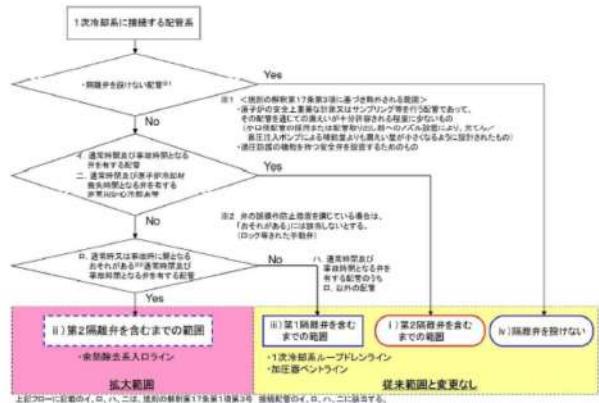
大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

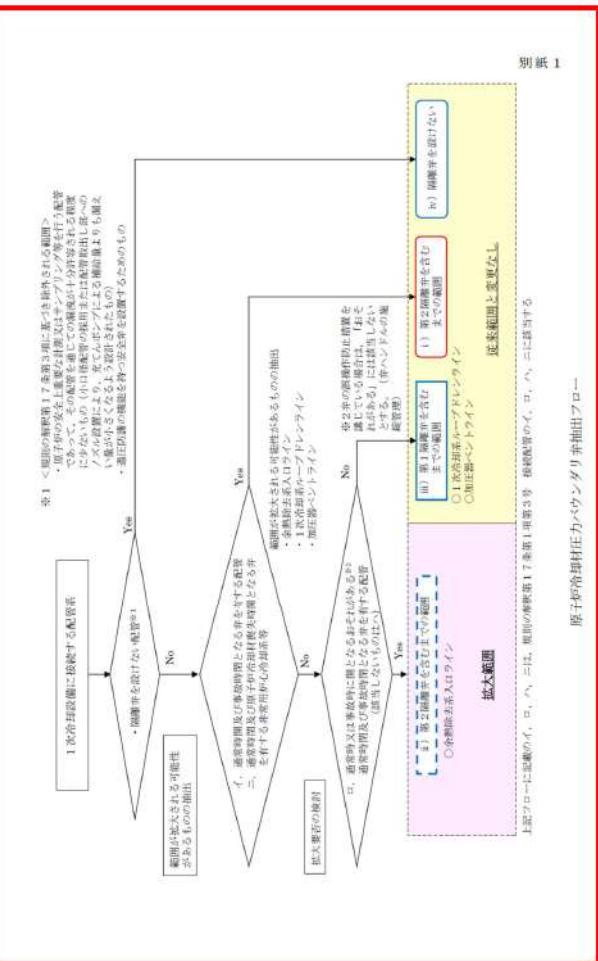
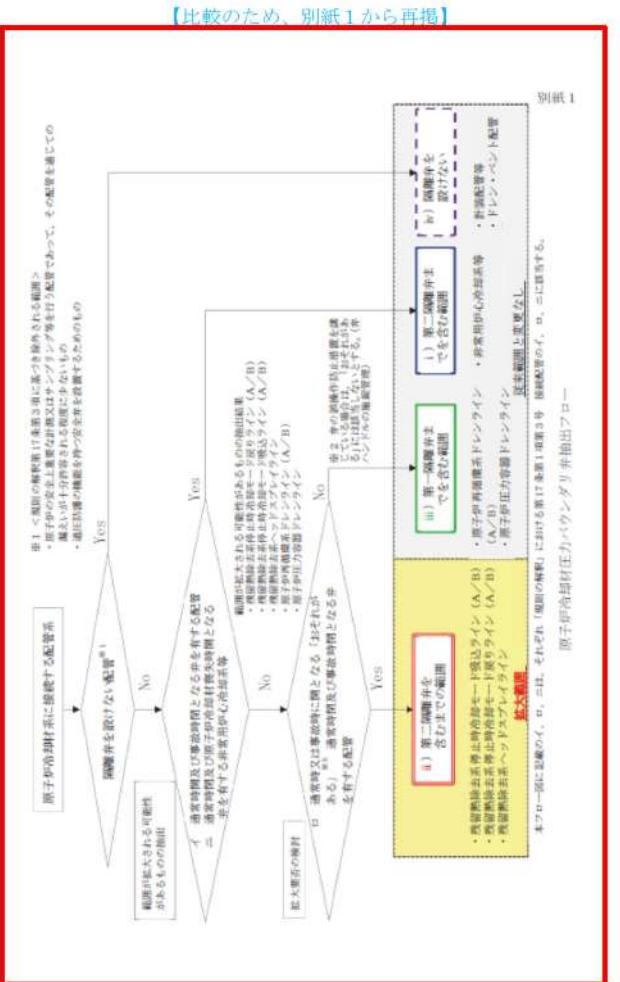
泊発電所 3号炉

### 相違理由

添付 1



## 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁抽出フロー



原子炉冷却材圧力バウンダリ挿出フロー

【女川】

設計方針の相違

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを抽出フローは同様であるが、PWRとBWRの設計の相違により抽出される設備が異なる。